

官報

号外
国会会議録

令和八年五月二十九日

○第二百一十一回 参議院会議録第十七号

令和八年五月二十九日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十七号

令和八年五月二十九日

午前十時開議

第一 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 環境保護に関する南極条約議定書の附属書Ⅵの締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第四 万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第五 健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

令和八年五月二十九日 参議院会議録第十七号

第六 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、学校教育法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、日程第一より第九まで

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(関口昌一君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、

学校教育法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

議事日程追加の件 学校教育法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。松本洋文部科学大臣。

〔国務大臣松本洋平君登壇、拍手〕

○国務大臣(松本洋平君) 学校教育法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等において使用しなければならないこととされている教科書用図書は、紙媒体が前提とされており、この法律案は、情報通信技術の進展に鑑み、児童生徒の教育の充実を図るため、紙媒体のみならず、電磁的記録を含み得るものとして、新たに教科書を位置付け、その使用を可能とするとともに、発行及び無償措置に関する規定を整備する等の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等において使用しなければならない教科用図書について、紙媒体が前提とされている教科用図書という用語を改め、電磁的記録を含み得るよう、新たに教科書ということしております。

第二に、電磁的記録を含む教科書の発行に対応するため、教科書の発行義務等について必要な措置を講ずることとしております。

第三に、義務教育諸学校において使用される電磁的記録を含む教科書等を無償措置の対象とするとともに、そのために必要な事項を定めることとしております。

第四に、電磁的記録を含む教科書の発行及び使用等に伴う必要限度で、教科書に掲載された音楽や動画を含む著作物の利用を、権利者の許諾なく可能とする等の措置を講ずることとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の概要、法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(関口昌一君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。古賀千景君。

〔古賀千景君登壇、拍手〕

○古賀千景君 立憲民主・無所属の古賀千景です。

私は、会派を代表し、学校教育法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

本法律案は、これまで紙のみであった教科書について、デジタルの形態も認めるというものです。この大きな変革が、単なるデジタル化を目的としたのではなく、真に子供たちの学びの充実につながるものとなるよう、以下、質問いたします。

今まで学校現場は、紙の教科書に線を引いたり、書き込んだりしながら学習を進めてきました。今、GIGAスクール構想により、公立小中学校における一人一台端末の整備が完了し、子供たちは端末を持ち、学習するという時代となりました。これからの時代、ICTを使いこなさなければなかなか社会に付いていけない、そんな時代になるでしょう。しかし、紙の教科書の良さもあります。

現在、どれくらいの学校でデジタル教科書が導入されているのか、また、紙の教科書とデジタル教科書のメリットやデメリット、それを踏まえた上での法改正の必要性を端的にお示しください。松本文部科学大臣の認識と今後の対応について伺います。

本法律案が改正された後には、教科書の形態は、一、紙のみ、二、紙とデジタルのハイブリッ

ド、三、完全デジタルからの選択となつていきます。

紙とデジタルのハイブリッドを選んだ場合は、全ての単元を網羅した紙の教科書が来るのか、単元ごとに紙とハイブリッドに分かれるのか、文科大臣、お示しください。

国が定める学習指導要領の範囲内で、各学校が教育目標を達成するために、どのような授業科目を開設し、どのような内容、順序で教育を行うかを計画、決定する権限、カリキュラムの編成権が各学校の校長にあります。

教科書会社の選択は各自治体で行うこととなると思いますが、教科書の形態選択、例えば学年や教科等も自治体がするのですか。また、教科の中でも全ての単元を使用するのかどうかは、カリキュラム編成権もあり、学校や担任の裁量で行われるべきだと考えますが、いかがでしょうか。文部科学大臣に伺います。

衆議院での審議で文科大臣は、全てがデジタルの教科書について、小学校四年生以下では認めるべきではなく、教科についても当面は国語や社会、道徳などは認めるべきではないと考えている旨を述べられています。

学校現場からの声を聞くと、国語の物語や詩の朗読は、声優等のプロの範読を聞かせると子供たちの作品への引き込まれ方が全然違うという声があります。

政府は、教科書について、紙又はデジタルの活用が期待される学習場面や教科、学年等について検討し、デジタルな形態を含む教科書の発行、採択等の指針を策定するとしており、現在、検討会議が行われていると承知しています。

この検討会議で議論が行われている中、デジタルな形態の教科書に関し、特定の学年や教科の扱いについて言及した理由を文部科学大臣に伺います。また、全てがデジタル教科書について、小学

校四年生以下や国語、社会、道徳などで認めるべきではないと考える根拠もお示しください。

今回の法改正で、教科用図書に代えて、教科用図書代替教材を使用する制度が廃止されます。学校には、障害のある子供たちや日本語を母国語としない子供たちなど、多様な子供たちが学んでいます。その子供たちの実態に応じて、他学年の教科書を使用しながら学習することも学校現場ではよくあります。

このように他学年の教科書を使用しながら学習することは、法改正後も可能でしょうか。文科大臣、伺います。

デジタルな形態の教科書を授業で活用するのは教職員です。今後必ずと使われていくことを想定すれば、教職員のスキルを高めていくことは必須です。しかし、教職課程を置く国公立大学を対象とした調査によれば、デジタル教科書の使い方を教えている大学は三割に満たず、タブレット端末を学生へ配付し、利用させている大学は一割半程度とのことです。また、そもそも大学教職員や学生がデジタル教科書を活用することについては、利用条件や費用など多くの課題があることが指摘されています。

学校現場でのデジタル化が進む一方で、教員養成課程において学生がデジタル教科書や端末の使い方、活用の仕方を十分に学ぶことができず、教育実習や卒業後の就職した学校現場で初めてデジタル教科書や端末に触れるといった事態は、新任の教職員の不安や負担につながるだけではなく、教職員の育成を現場に頼るという意味で学校現場の負担にもなります。

教員養成課程において、学生がデジタル教科書や端末に触れ、これらを活用した指導方法を学ぶことが必要です。教員養成課程におけるデジタル教科書や端末の使用、活用について、その現状と課題、課題解決に向けた方策を文科大臣に伺います。

す。

デジタルな形態の教科書を先進的に使っていた欧米諸国で、紙の教科書に戻す動きがあると伺っています。姿勢や視力など、子供たちの健康に影響があるのではないかと、また、子供たちの集中力や学力の低下等、知識の定着等への課題が大きいのではないかと等の懸念によるものと伺っています。

子供の健康面への課題、また知識の定着等への課題について、今後も調査、分析を行い、医学的知見に基づくフィードバックを行う必要があると思います。文科大臣の見解を伺います。

子供たちが使っている端末は全国一様ではなく、OS、メモリ、ハードディスク等の容量がスペックが違います。デジタルな形態の教科書選択の際、端末のスペックにより、順応したものを選ばざるを得ない等の課題は生じませんか。そのことで教科書選択の多様性が損なわれることはありませんか。文科大臣に伺います。

紙の教科書では何年も形として残っています。自分が学んでいて分からない内容が出てきたときは、前の学年の学習内容を教科書で学び直しができました。私も英語が苦手だったので、中三の受験時、中一のとときの教科書を開き、必死に復習したことを覚えています。復習するときにその当時の自分の思考等も思い出し、学びにつながっていました。

子供たちが学習でつまづいたとき、自分でその解決法を考え出すことはとても大切で、それが紙の教科書では安易にできます。今回のデジタルな形態の教科書は、このように前の学年に遡って学習内容を振り返ることができるのか、文科大臣、お答えください。

子供たちは一人一台端末で日々学習を行っていますが、まだまだWi-Fi環境は十分とは言えません。四月に中三と小六で行われた全国学力・学

習状況調査の際も、Wi-Fi環境を心配し、多くの学校で他学年は端末での授業をしないようにという規制を掛けています。教職員は子供たちに豊かな学びをと日々教材研究をしています。端末が動かない等のアクシデントが起きると、たちまち子供たちの集中力は切れ、学習に身が入らなくなります。再び集中させるのは大変です。

また、今回は教科書となるので、家庭に持ち帰ることも考えられます。子供たちの家庭でのWi-Fi環境は学校以上に様々です。子供たちの家庭ではWi-Fi環境、一人一台端末が導入された際には、Wi-Fiルーターを貸し出すなど自治体での支援がなされました。学校、そして家庭のICTインフラの格差は正に向けて、条件整備が必要だと考えます。

学校や家庭のICTインフラの格差は正に向けて文部科学省は今後どのように取り組んでいくつもりかと考えていらっしゃるか、文科大臣、お示しください。

学校には、ICT支援員が四校に一人配置されることとなっています。現場からは、四校に一人じゃ到底足りないという声が聞こえています。財政状況が厳しい自治体もあり、支援員を増やしても、増員できないのが実態です。デジタル的な形態の教科書導入となる自治体でも様々な経費が必要となります。

自治体財政により、教科書採択や教職員用の教科書や教材の整備、スタッフ職の配置拡充など、格差が生じることも予想されます。ICT支援員をもつと増員すべきだと考えますが、文科大臣、いかがでしょうか。

教科書は、使用義務があるものの、あくまでも指導の材料であり、学習指導要領に基づく具体的な指導の在り方は、学校や教職員の裁量による多様な創意工夫が前提とされています。いわゆる教科書で教える教科書観です。

例えば、掛け算の学習の際、多くの教科書は二や五の段の学習から入ります。しかし、私は、先輩の教職員から七の段からの学習を勧められました。掛け算は九九を覚えればいいわけではありません。掛け算の意味を理解せねばなりません。おはじきを並べたり、七個ずつ丸で囲んだり、七ずつ足し算をしながら掛け算の便利さも学習していきます。一番苦労する七の段を乗り越えようと、ほかの段はスムーズに理解することができま

す。しかし、現場では、教科書の内容を網羅的に教えずにはならないという、教科書を教える教科書観が依然として根強いことが指摘されています。教科書の内容や分量が余りにも多く、学校現場で負担が生じています。また、高校入試を背景とする保護者の懸念や要望等が、教科書の内容を網羅的に教えずにはならないという認識を強めているとの指摘もあります。教科書で教える環境が整っていないのです。

教科書の分量や教材との役割分担の検討、関係者の意識改革など、教職員が教科書で教える環境の整備が急務です。現在の教科書の分量や教科書観に対する文科大臣の見解と今後の取組について伺います。

より良い教育の実現に向け、授業の質が教職員の指導力に懸かっていることは言うまでもありません。本法律案により導入されるデジタルな形態の教科書をうまく活用できるかは、教職員の指導力向上が鍵になるでしょう。しかし、今、教職員が高い指導力を発揮できる環境が整っていると言えるでしょうか。

文科省が本年三月に公表した実態調査では、令和七年五月現在、全国の公立学校で三千八百二十七人の教職員不足が発生していることが明らかとなりました。前回の調査から悪化しているほか、現場の声を踏まえれば、より深刻であると考えま

す。

教職員が不足すれば、不足した教職員分の授業を掛け持ちするなど、ただでさえ多忙な教職員がますます疲弊します。こうした状況の中で、果たして新たな形態の教科書の研究や授業準備を十分にすることができでしょうか。教職員の疲弊は子供たちへの教育の質の低下に直結します。

文科省は新たな形態の教科書に関し研修の充実などを進めると説明していますが、そもそも教職員に研修を受ける時間がないのが現実です。導入することによって、設定作業や管理業務など、学校現場の業務負担が増えることは容易に想像できます。このような業務が勤務時間内で終わるとは到底思いません。設定作業や管理業務、導入に伴う研修を勤務時間内に終わらせるには、業務を削減する必要があります。

導入に関して業務負担が増えることについての認識を、そして、どのようにして教職員の業務を削減しようと考えているのかを文科大臣に伺います。

一人一人の教職員が新たな形態の教科書を十分に活用し、子供たちや地域の実情に応じた質の高い教育を行うためにも、教職員不足の解消に真っ先に取り組むべきです。

子供のいじめ、不登校、自死は過去最高レベルに達しています。このことは、子供たちからのSOSです。先生、助けて。しかし、その声を聞く余裕が教職員にはない。聞かないのではなく、聞く余裕がないのです。このような状態では、デジタル教科書を導入して教育の質の向上を目指しても、子供にしっかりと寄り添うことはできません。

最後に、教職員不足が子供たちへの教育に及ぼす影響と、教職員不足の要因解消に向けた取組について文科大臣に伺い、私の質問を終わります。(拍手)

学校教育法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

(国務大臣松本洋平君登壇、拍手)

○国務大臣 松本洋平君 古賀議員にお答えいたします。

まず、デジタル教科書の現状と法改正の必要性、改正後の対応についてお尋ねがありました。

現行の教科書代替のデジタル教科書は、令和八年度は約一〇〇%の小中学校等に英語を、約五五%の小中学校等に算数、数学を提供しております。

一覧性の高さやじっくり読む活動に適している紙の利点がある一方、デジタルには動画、音声等による説明も可能といった利点があることを踏まえ、今回の法改正は、英語のネイティブ音声や理科の実験動画など、デジタルの特性を生かしたコンテンツを教科書の一部とするともに、検定の対象として質の担保を図るものであります。

文部科学省として、法改正後には、新たな教科書に係る大臣指針や検定基準の策定等を進めてまいります。

次に、紙とデジタルのハイブリッド教科書についてお尋ねがありました。

本改正において想定している紙とデジタルを組み合わせた形態の教科書につきましては、紙とデジタルの両方で教科書の全内容をそれぞれ製作するものではなく、例えば、紙の部分に記述された内容に関して、英語のネイティブ音声や理科の実験動画など理解促進のためのデジタルコンテンツを組み合わせて一つの教科書として構成したり、単元の一部を児童生徒に分かりやすくデジタルで構成することなどを想定しております。

次に、教科書の形態の選択と教科書を使用した指導についてお尋ねがありました。

今回の制度改正により、教科書採択に係る権限が変更されるものではありません。したがって、各教科書発行者においてデジタルも取り入れて作成された教科書の中から、これまでと同様、教育

委員会等の採択権者において、種目ごとに一つの教科書を選抜いただくことになります。

各学校においては、今後とも、採択された教科書を使用して、創意工夫の上で授業に取り組んでいただきたいと考えております。

次に、全てがデジタルの教科書の使用を認める学年や教科についてお尋ねがありました。

全てがデジタルの教科書に関しては、取り扱う学年や教科の扱いについて答弁したのは、一律に全てがデジタルの教科書に切り替わるのではないかという声もお聞きする中で、中教審でのヒアリングや有識者会議におけるこれまでの御意見などを踏まえ、現時点での考えとして述べたものであります。

次に、他学年の教科書の使用についてお尋ねがありました。

教科書は教科の主たる教材であり、一般的には各学年の教育課程に応じた教科書が使用されることとなります。

他方で、御指摘のように、特別の教育課程を編成するなど在籍学年とは異なる学年の内容を取り扱う場合は、その教育課程に応じた教科書が使用されているところであり、このような教科書の使用は法改正後も可能であります。

次に、教員養成課程におけるデジタル教科書の使用、活用についてお尋ねがありました。

教員養成段階でデジタルな形態を含む新たな教科書を含めたICTを活用した指導の方法をしっかりと学ぶことは重要と考えております。このため、教職課程においては情報通信技術の活用を位置付けておりますが、現行の教科書代替のデジタル教科書を実際に活用しての取組は必ずしも十分ではない、そのように認識をしております。

今後、今回の制度改正による新たな教科書の導入も念頭に置いて、大学の教員養成課程の中で新たな教科書を活用した学びがしっかりと行われる

よう、関係者とも必要な意見交換や連携を行ってまいります。

次に、健康面や知識の定着等についてお尋ねがありました。

諸外国では、日本と同様の教科書の使用義務や検定制度がない国も多く、一様に比較できるものではありませんが、健康面への配慮や学習効果の把握等は重要と認識をしております。

制度改正後のデジタルな形態を含む教科書の導入に当たっては、改めて医学的な知見も含めた健康上の留意点を大臣指針で定めるとともに、実証研究を通じて授業理解や主体的な学び等との関係も分析してまいります。

次に、端末のスペックと教科書の採択の関係についてお尋ねがありました。

児童生徒が学習使用する一人一台端末のスペックについては、文部科学省において最低スペック基準を定めており、同基準を満たすことが国費補助の要件となっております。

デジタルな形態を含む教科書の標準仕様を策定するに当たっては、GIGAスクール構想により整備された一人一台端末上で円滑に動作することを要件とすることを想定しており、端末の違いにより採択できる教科書の種類に制約が生じるということがないよう留意をしております。

次に、前の学年のデジタル教科書の使用についてお尋ねがありました。

中教審の審議まとめでは、教科書のデジタル部分のライセンス期間は、多様な教育課程にも対応できるよう、教科書の使用学年を超えての使用も可能とする観点から、少なくとも、義務教育段階では三年以上、高等学校段階では四年以上とすることが望ましいとされております。本法案をお認めいただければ、今後、審議まとめも踏まえ、省令で具体的な期間を定めていくこととしております。

また、子供たちが家庭等でライセンス期間終了後も振り返り、復習等に活用できるよう、必要な部分についてはダウンロード、印刷することも可能としたいと考えており、今後、デジタルな形態を含む新たな教科書についての標準仕様の中でその取扱いを検討してまいります。

次に、学校や家庭でのICTインフラの格差は正に向けた文部科学省の今後の取組についてお尋ねがありました。

一人一台端末を活用した子供たちの学びを充実するためには、学校や家庭においてICT環境を整えていくことが重要です。このため、国においては、学校のICT整備計画に基づき、必要な経費に係る所要の地方財政措置を講じるなど、通信環境を始めとする学校のICT環境の整備を支援してまいります。また、家庭のICT環境の差によつて学習の機会が損なわれることのないよう、学校教育に係る家庭における通信費に対し、義務教育段階における就学援助等によつて支援を行っているところであります。

文部科学省として、引き続き、格差が生じることなく学びの充実が図られるよう、必要な支援に取り組んでまいります。

次に、ICT支援員についてお尋ねがありました。

ICT支援員につきましては、学校のICT環境整備三か年計画において、ICT環境の円滑な整備のために最低限必要な基準として四校に一人配置することを示しており、この計画に基づき所要の地方財政措置が講じられております。令和六年度にICT支援員の配置状況は全国平均で四・五校に一人にとどまっていますが、実際の配置においては、一人が複数校を兼ねて支援している地域もあれば、一校に一人配置して支援している地域もあると承知をしております。

文部科学省としては、ICT環境の充実に向け

て、自治体や学校の実情も踏まえつつ、まずは全体として四校に一人の配置が満たされるよう促してまいります。

次に、教科書の分量、教科書観についてお尋ねがありました。

中央教育審議会における次期学習指導要領に向けた議論において、現在の教科書は内容が充実し分量が増加した一方、網羅的に指導すべきとの考えが根強く存在し、教師に負担や負担感を生んでいるとの指摘がある中で、教科書の内容は教科等の中核的な概念をつかみやすいものに精選する必要があること、教科書を教えるから教科書で教えるへの転換が求められるとの方向性が示されています。こうした考え方の下、引き続き、中央教育審議会や教科書検定審議会において、教科書の在り方について検討を行ってまいります。

次に、新たな教科書の導入に伴う教職員の業務負担についてお尋ねがありました。

今後、デジタルな形態を含む新たな教科書の導入に当たり、アカウント管理等の負担を軽減することは重要と考えております。

文部科学省においては、これまでアカウント登録に係るフォーマットの統一等の取組を進めてきましたが、今後さらに、複数のビューアーへのアカウントの一括登録についても検討してまいります。また、教師に過度な負担を掛けずにデジタルを含む教科書を活用していただけるよう、実践事例集やオンライン研修等で使用していただけるような研修動画などを充実してまいります。

次に、教師不足についてお尋ねがありました。教師不足は、適切な指導体制の確保等の観点から、特に解決すべき課題と考えております。教師不足の要因は地域によつて様々ですが、年齢構成に起因する大量の定年退職や特別支援学級の増加、採用者数の拡大に伴い、臨時講師のなり手でもある既卒受験者層の正規職員としての採用の進

展などを背景に、臨時講師を含む教師の需要に対してなり手の確保が追いついていない状況だと考えております。

文部科学省としては、学校における働き方改革など、教師が働きがいと働きやすさを共に実感できる環境整備等と併せ、専門性を持つ社会人等、多様な分野からの入職などを促進しているところであります。

教師不足対策は文部科学行政の最重要課題であると考えており、特に状況が厳しい自治体に対する伴走支援等も含め、課題の解決に全力で取り組んでまいります。(拍手)

○議長(関口昌一君) 水野孝一君。

(水野孝一君登壇、拍手)

○水野孝一君 国民民主党・新緑風会の水野孝一です。

ただいま議題となりました学校教育法等の一部を改正する法律案について、会派を代表し、質問いたします。

我が国は、人口減少、少子高齢化、生成AIの急速な進展という社会構造の変化の中にあります。資源に乏しい日本にとつて、最後まで残る競争力は人と技術です。だからこそ、人づくりは国づくりであり、教育、科学技術、人材育成への投資こそが停滞する日本の成長スイッチそのものであると国民民主党は考えています。

今回のデジタル教科書導入は、単に紙を画面に置き換える話ではありません。AI時代に向けて、公教育をどう再設計するかという国家戦略の根幹を問うものです。デジタル教科書の導入を進めることは時代の要請に応えるものであり、学びの可能性を広げる一歩として評価いたします。しかし、目指す先の姿が十分に制度設計されているかについては、現場の視点、技術の特性を踏まえたとき、重要な課題を指摘せざるを得ません。

冒頭、プロ野球前監督をめぐる一連の報道に関連して伺います。

報道では、家族が生成AIに相談したことを契機に、児童相談所への相談、さらに警察対応に至ったとされています。生成AIが子供や若者の最初の相談先となる今、AIの回答を妄信し、思考がアルゴリズムに巻き取られてしまう危機感にどう向き合うのか。AIと現実社会のはざまにあつて、デジタルとリアルのハイブリッドを教育政策とAI戦略の両面からどう考えるのか。文部科学大臣とAI戦略担当大臣の見解を伺います。次に、AI時代における公教育の在り方について、小野田大臣に伺います。

AIが瞬時に答えを提示する現代、人間に求められるのは、あふれる情報を吟味し、問いを立て、他者と協働し、新たな価値をつくり出す力です。そうであるならば、今回の法改正を、明治以来、今なお残る一斉、画一、暗記型の教育から、個別最適、協働、対話型へと転換する最大の契機にすべきだと考えます。

紙の教科書には、長年にわたり公教育を支えてきた確かな強みがあります。一方で、これからの時代に求められる公教育へと進化させるためには、デジタルやAIの強みを掛け合わせることが不可欠です。

世界では、教育を国家戦略として位置付け、AI時代を担う人材の育成を国家競争力の源泉とする動きが加速しています。AIを使うだけの国にとどまるのか、それとも世界で最もAIを開発し、活用する国へ転換できるのか。今回の学校教育法等の改正を契機として、AIの国家戦略と教育改革を今後どのように連動させていくべきと考えているのか。AI立国の司令塔である大臣の見解と戦略を伺います。

次に、文部科学大臣に伺います。

令和八年五月二十九日 参議院会議録第十七号

デジタル教科書の議論は、紙かデジタルかという手段の議論に終始しがちですが、本来問われるべきは、これからの公教育でどのような力を育て、そのために紙とデジタルをどう使い分け、どう最適に組み合わせるのかという教育設計です。しかし今、紙とデジタルを掛け合わせたハイブリッドという言葉だけが先行し、その定義や目的が十分共有されているとは言えません。教育モデルとしての設計思想が示されないまま、紙と端末の二重運用が先行し、教職員の試行錯誤に委ねられてしまうと、教職員の負担増にとどまらず、自治体、学校間格差の拡大につながりかねません。

政府として、ハイブリッドという考え方を、単なる併用ではなく、教育効果を高めるための設計思想としてどう具体化していくのか、新技術立国を支える人材育成の観点も踏まえ、大臣の見解を伺います。

また、最適な組合せを自治体の実践に委ねる以上、国として、紙とデジタルの役割や教育効果をどう検証し、その知見をどう蓄積、共有していくのか伺います。

次に、認知特性に応じた学びの多様性について、文部科学大臣に伺います。

現在の学校教育は、なお文字情報を読み、書き、記憶し、再現する力が評価されやすい構造にあります。そのため、文字による理解を得意とする子供たちが適応しやすく評価もされやすい一方で、それ以外の異なる認知特性を持つ子供たちの可能性は十分に引き出されてこなかったのではないのでしょうか。

こうした中、デジタル教科書は、音声や動画、図解など多角的な情報提示を可能にします。これは、一人一人の異なる認知特性を最大限に生かし、学びの質を飛躍的に高める可能性を秘めています。

しかし、学びの入口を広げるだけでは不十分で

学校教育法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

す。個々の特性を強みとして生かすためには、従来の評価指標にとらわれず、多様なアウトプットを認める評価の在り方そのものも刷新すべきだと考えますが、大臣の見解を伺います。

次に、教育DXの基盤について、デジタル大臣に伺います。

自治体や事業者がばらばらにシステム構築を進めれば、転校や進学時に学びの履歴が断絶してしまう。

ここで直視すべきは、医療DXの教訓です。電子カルテは、標準化や相互運用性が不十分なまま普及した結果、互換性が失われ、今なおデータ連携に多大なコストと困難を抱えています。システムは後からつなぐのではなく、最初に共通の設計図が必要です。独自仕様が乱立すれば、教育DXのミッション実現は難しくなります。

シングルサインオンを前提とした共通認証基盤、あるいは相互運用性を担保する標準仕様を国として整備すべきではないでしょうか。少なくとも、ID体系やデータ形式等の標準化を国主導で進めるべきです。

国家全体のDXを所管する立場として、医療DXの反省を踏まえ、現場の負担やベンダーロックインを回避しながら、教育DXをどのような戦略と工程で進めていくのか、大臣の方針を伺います。

次に、健康面への影響、いわゆるデジタルブルーイングについて、文部科学大臣に伺います。

視力低下や睡眠不足、依存への懸念に対し、政府はガイドライン等での周知を進めていますが、適切に使いましょうという注意喚起だけで実効性が担保されるのでしょうか。

また、教職員や保護者からは、学校の端末で不適切なコンテンツにアクセスできてしまうことを不安視する声も聞かれます。こうした管理への不

安が保護者をデジタル教育に対して消極的にさせる一因となっています。

世界では今、自由利用から適切な制御へと議論が移っています。例えば、夜間利用、連続使用時間や授業中の利用の制御、保護者端末からの管理機能など、デジタルだからこそ可能な健康を守る設計を組み込むべきではないでしょうか。仕組みとして導入するお考えがあるのか、大臣の基本理念を伺います。また、導入するとすれば、現時点でどのような機能や仕組みを想定、検討しているのか、併せて伺います。

最後に、学びの保障について伺います。教育DXは、不登校や病気療養、障害、地域格差など、既存の枠組みでは十分に支え切れなかった子供たちの学びを保障する可能性を持っています。学校が変わっても、教室に足を運べないときであつても、学習履歴を活用し、学びが継続できる、これこそが教育DXの価値です。

そこで、デジタル大臣に伺います。教育DXロードマップで学習環境の整備や教育データ活用までの道筋を掲げています。デジタルアーキテクチャーの観点から、大臣が描く学びを保障するための設計思想を御説明ください。

次に、文部科学大臣に伺います。

デジタルがどれほどつながっても、教育制度が硬直化したままでは子供たちの学びは救えません。高市総理が掲げる四十七都道府県どこに住んでも質の高い教育を受けられる環境をどう実現するのか。少子化が進み、不登校児童生徒が三十五万人を超える今、誰一人取り残さず、学びを止めないために、どのような教育モデル、制度改革を進めるのか、戦略を伺います。

結びに、今問われているのは国家としての覚悟で、国家であると申し上げ、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

令和八年五月二十九日 参議院會議録第十七号

学校教育法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

(「国務大臣松本洋平君登壇、拍手」)

○国務大臣 松本洋平君 水野議員にお答えいたします。

まず、教育政策におけるＡＩとの向き合い方についてお尋ねがありました。

教育政策におけるＡＩの活用については、デジタルの力でリアルな学びを支えるとの基本的な考えに立ち、バランス感覚を持つて取り組む必要があると考えております。

ＡＩ技術が飛躍的に発展する中、例えばＡＩによって生成された偽情報、誤情報の拡散など、ＡＩが認知や行動に与えるリスクを踏まえつつ、ＡＩを使いこなす力を育成することが重要だと考えており、現在、中央教育審議会において、学習指導要領の改訂に向け、ＡＩの適切な取扱い方を含む情報活用能力の抜本的な向上に関する検討が進められているところでです。

引き続き、積極的な審議を期待するとともに、生成ＡＩについては、学校現場で適切な利活用が行われるよう、初等中等教育段階における生成ＡＩの利活用に関するガイドラインの改訂に向けた検討も進めてまいります。

次に、紙とデジタルを組み合わせた、いわゆるハイブリッドな形態の教科書についてお尋ねがありました。

これまでの紙中心の学習環境にデジタルの特性が生きる場面でデジタルを取り入れ学習効果を高めていくことは、今後の我が国を支える人材育成にとっても重要であると考えております。発達段階や教科の特性に応じて動画、音声等デジタルならではの学びを取り入れることによって、学習効果を高め、個々に応じた学びを進めるとともに、自ら体験して学ぶリアルな活動ともバランスの取れた学習活動を推進したいと考えております。

今後策定を予定しております大臣指針において、デジタルの活用が期待される場面なども学校

現場に分かりやすくお示しし、新たな教科書の発行、採択等に当たり参考にしていただけるようにしたいと考えております。

次に、紙とデジタルの教育効果の検証についてお尋ねがありました。

デジタルな形態を含む教科書については、国として、学習効果の観点も含め、授業実践や大規模アンケート調査等の実証研究を行い、そこで得られた知見や優れた実践事例について、各自治体や学校現場に対し積極的に周知、横展開を行ってまいります。

次に、学習評価についてお尋ねがありました。多様な個性や特性を有する子供たちの深い学びを実現し、個々の強みを学習評価を通じて伸ばすことは重要であり、デジタルな形態を含む教科書の機能はこうした評価の実施に資するものであります。子供たちの多様な学びについては、口頭での発表やグループでの話し合い、作品の製作といった文字のみによらない活動も取り入れ、多角的、多面的な方法で評価を実施することが有効であります。

次期学習指導要領に向けては、こうした学習評価の在り方を一層促進することができるよう、引き続き中央教育審議会において検討を進めてまいります。

次に、一人一台端末の活用における健康を守る設計についてお尋ねがありました。

文部科学省としては、端末の安全、安心な活用に向け、学校や保護者等との間で共有しておくことが望ましいポイントの周知や、児童生徒の健康に留意してＩＣＴを活用するためのガイドブックの策定、周知を行うほか、フィリタリング設定を適切に行うことを各教育委員会に要請するなど、学習において端末が適切に活用されるよう取り組んでいるところであります。

各教育委員会においても、フィリタリングの設

定や端末の利用可能時間帯を制限するなど、学習に関係ないサイトの閲覧の防止や長時間利用を制限する取組が実際に行われていると承知をしております。

加えて、児童生徒がインターネットの使い過ぎによって起き得る昼夜逆転や睡眠障害、学習への影響といった弊害などを理解し、適切な使い方を学ぶため、学習コンテンツの提供や教職員を対象とした研修会を開催するなど、健康面に留意したデジタル活用が行われるよう取り組んでいるところであります。

引き続き、これらの取組を、これらの取組の充実に努めつつ、児童生徒がＩＣＴを適切に活用しながら学びに向き合うことができる環境整備に取り組んでまいります。

次に、質の高い教育を実現するための教育改革についてお尋ねがありました。

学校は、様々な人との関わり合いの中で、社会を形成していく上で必要な力を身に付ける大変重要な場所であり、誰一人取り残さない学びを実現していくことは大変重要であると考えております。

子供たちの基礎的な学力を伸ばし、デジタル技術も活用しながら、子供たちの好きを育み、得意を伸ばす柔軟な教育課程の実現に取り組むとともに、教師の皆さんが子供たち一人一人としっかりと向き合うことができる環境の整備に着実に取り組んでまいります。(拍手)

(「国務大臣小野田紀美君登壇、拍手」)

○国務大臣 小野田紀美君 水野議員から、まず、ＡＩ戦略の観点から、子供たちのＡＩとの付き合い方についてお尋ねがありました。

ＡＩ技術の急速な進展により、ＡＩが単なる情報収集だけでなく、課題解決も含め、様々な用途で利用できるようになる中で、ＡＩがもたらすリ

スクに対しても適切に対応していくことが重要であると考えます。

そこで、昨年十二月に策定したＡＩの適正性確保に関する指針では、子供たちを含む国民の皆様に向けて、ＡＩの特性や仕組みを正しく理解し、能動的にＡＩリテラシーを身に付けるよう努めることや、ＡＩを利用する際は人間の判断、責任の下で意思決定を行うことなどを促しているところでです。

現在、中央教育審議会においてＡＩの適切な取扱い等を含む情報活用能力の抜本的な向上に関する議論が進んでいるものと承知しており、これも踏まえて、文科省と連携して子供たちのＡＩリテラシー向上の取組を推進してまいります。

次に、ＡＩの国家戦略と教育改革との連動についてお尋ねがありました。

政府としては、昨年末、世界で最もＡＩを開発、活用しやすい国を実現していくことを基本構想としたＡＩ基本計画を閣議決定したところであります。本計画においては、ＡＩ社会において人が人としての価値を発揮するため、創造力、思考力、判断力、適応力、コミュニケーション力などを含む人間力向上を図ることが重要であり、人間ならではの力を伸ばしつつ、ＡＩとともに課題を解決できる人材を育成するため、リベラルアーツ教育を含むＡＩ時代にふさわしい教育を推進することとしています。

引き続き、文部科学省と密に連携し、取組を進めてまいります。(拍手)

(「国務大臣松本尚君登壇、拍手」)

○国務大臣 松本尚君 水野孝一議員の質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、デジタル化においては、標準化や相互運用性の確保を図りながら進めていくことが肝要です。

文部科学省を含む関係省庁においては、令和七年六月に教育DXロードマップを作成し、教育DXを進めていく上での課題や施策を整理しました。その中では、データによる学習者の自己理解、教師の見取りの充実という柱を掲げ、教育現場のデジタル化と並行して、教育データの標準化や教育デジタルサービスの相互運用性の確保を推進していくことにしております。

デジタル庁では、転校、進学といった学校組織を超えたデータの送受信のための認証基盤の実現に向け、技術実証等を進めてまいります。

また、文部科学省においては、教育データ標準を定義しているとともに、関連システムの相互運用標準モデルを策定し、ベンダーロックインの回避等に向けた取組を進めていると承知しております。

次に、子供たちの学びを保障するための教育DXの設計思想についてのお尋ねがありました。デジタル技術を用いることにより、多様な子供たちに個別最適な学びを提供することがこれまで以上に可能になると認識しております。

関係省庁でも策定、失礼、関係省庁で策定した教育DXロードマップにおいては、誰もが、いつでもどこからでも、自分らしく学べる社会をというミッションを、学ぶ人のために、あらゆるリソースをというビジョンを、それぞれ掲げております。

また、ロードマップでは、デジタル化による教職員の負担軽減や学びの環境整備、データの活用などを実現するために、関連するシステムの相互運用性確保などについて取り組んでいくこととしております。

引き続き、文部科学省と連携して教育DXの推進に努めてまいります。(拍手)

令和八年五月二十九日 参議院会議録第十七号

○議長 関口昌一君 下野六太君。

〔下野六太君登壇、拍手〕

○下野六太君 公明党の下野六太です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました学校教育法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

初めに、教育の意義について申し上げます。

国家百年の計は教育にありと言われます。なぜ教育がそれほど重要なのか。それは、国の未来を決めるのが人だからです。私は、本当に強い国とは、国民一人一人が夢や希望を持ち、幸福を実感できる国だと考えています。

経済や安全保障など、制度を整えることは重要です。しかし、幸福そのものは誰からも与えられるものではありません。自ら目標を定め、努力し、達成する、その積み重ねの中にこそ幸福があるのではないのでしょうか。学校はその土台を育む場所であるべきです。

私は中学校の保健体育教師時代、子供たちに本物の達成感を味わわせたいと考え、最も苦手意識を持つ子供が多かった水泳指導に挑みました。五年間の研究と実践を積み重ねた結果、特別支援学級の子供たちを含め、教えている学年の子供たち全員がクロールで千メートルを泳げるようになりました。さらに、翌年には平泳ぎで八百メートル、そして三年目には全員がバタフライにも挑戦し、個人メドレーを泳ぎ切るまでになりました。

水泳学習の最後の感想文には、次は数学を頑張りたい、苦手だと思って諦めていたことにも挑戦したいと、自ら次の目標を書く子供たちの姿がありました。私はそのとき、教育とは、できなかったことができるようになる喜びを通して、子供たちの可能性を引き出す営みなのだと学びました。子供が自ら目標を定め、挑戦し、努力する、その力こそが自立の基礎です。学校は、分かった、できたという成功体験を積み重ね、自分自身の可

学校教育法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

能性を信じられる場所でない限りなりません。その意味で、教科書は単なる教材ではなく、子供たちの学びと成長を支える極めて重要な基盤です。本法律案は、教科書にデジタルという新たな形態を導入する大きな転換点となります。しかし、教科書の形が変わっても、全ての子供に質の高い学びを保障するという教育の本質は、決して変わってはいません。

そこで、以下、質問いたします。

我が国の義務教育では、国公立を問わず、教科書の無償給与が行われています。この根拠となる義務教育諸学校の教科用図書は無償に関する法律が成立したのは昭和三十七年のことです。翌年三月の参議院本会議において、公明会の柏原ヤス議員は、部分的にしか行われていなかった義務教育における教科書の無償給与について完全実施を求めました。

これに対し、当時の池田勇人内閣総理大臣は、義務教育の教科書を全て無償とする考えを明らかにしました。小学校一年生から中学校三年生までの教科書無償給与について、内閣総理大臣が政府全体の方針として言明したのはこれが初めてとされます。以来、今日まで続く義務教育の教科書無償給与制度は我が国の教育の根幹を成しており、先人たちの功績に身の引き締まる思いがいたします。

本法律案が成立すれば、新たにデジタルな形態の教科書が認められます。このデジタルな形態の教科書についても、これまでと同様、当然に義務教育における無償給与が保障されることを文部科学大臣に確認したいと思っております。

教科書の定価は、文部科学省告示で定める定価認可基準に基づき、教科書の種目別、学年別に定められた最高額の範囲内で文部科学大臣が認可しています。他方で、義務教育の教科書については、国がその費用を負担することから、国が認可

し、支払う価格の範囲内で教科書が製作されるということになります。

本法律案により認められるデジタルな形態の教科書については、音声読み上げ機能などのアクセシビリティへの対応やクラウド管理などが必要となるため、紙の教科書に比べて製作コストが高くなることも予想されます。物価高や少子化により教科書発行者の経営が厳しくなっている中でも質の高いデジタルな形態を含む教科書を製作するため、適正な価格設定が求められます。

デジタルな形態の教科書を製作するための必要なコストが適切に反映される形で教科書価格が設定されるべきと考えますが、文部科学大臣の見解を伺います。

デジタルな形態の教科書の使用については、視力の低下や姿勢の悪化など、子供たちの健康面への影響を懸念する声が上がっています。政府の調査によれば、小中学生について、裸眼視力が一・〇未満の割合は増加傾向にあるほか、総運動時間は減少傾向にあります。また、平日一日当たりのインターネットの利用時間も、小学生で平均約四時間、中学生で平均約五時間半と長時間に及んでおり、健康面への影響やデジタル端末との付き合い方について考えていく必要があります。

デジタルな形態の教科書の使用により、学校でのデジタル端末の使用時間は延びるでしょう。子供たちのデジタル漬けが懸念される中、デジタル端末の利用について生活時間全体で考える必要性も指摘されています。また、全国学力・学習状況調査によれば、スマートフォンの使用時間が一定程度を超えるとスコアが低下するなど、学力への影響も示唆されています。

デジタルな形態の教科書の導入が子供たちの健康やデジタル端末の使用時間に与える影響について、どのように認識していますか。また、学校と学校外を合わせた子供のデジタル端末の適切な使

用時間と、それを踏まえた学校におけるデジタル端末の使用時間やその管理について、文部科学大臣の見解を伺います。

教育のデジタル化が進む今だからこそ、私は改めて体験活動の重要性を強調したいと思います。

自然体験や生活体験、文化芸術体験などが豊富な子供は、自己肯定感や探求心、自立的行動習慣が高い傾向にあることが示されています。また、外で過ごす時間が近視傾向や肥満の抑制につながる可能性も指摘されています。

デジタルの良さを教育に生かすことは重要です。しかし同時に、リアルな体験を通して、人と関わり、体を使い、五感で学ぶ価値は、むしろこれからの時代にこそ高まるのではないでしょう

か。教育のデジタル化が進む中で、体験活動はより重要性を増していくと考えます。文部科学大臣の所見と体験活動充実に向けた今後の取組について伺います。

デジタルな形態の教科書の使用について懸念されることの一つに、子供たちの学びの保障、継続があります。

デジタルな形態の教科書は、基本的に使用権の付与という形で提供が想定されており、通信環境がない場合や使用可能期間が過ぎてしまった場合はアクセスすることができません。使用が学校や自宅の通信環境に左右されるほか、転校後や卒業後の学びの振り返りにも制限が生じます。

文部科学省は、こうした事態に備え、デジタル部分についてはダウンロード機能や印刷機能の付与も考えているとのこと。しかし、小学校等においてデジタル端末は貸与が主流であり、ダウンロードしても児童生徒の手元に残るのか疑問です。印刷についても、プリンターや紙などが必要であり、デジタル部分を全て印刷することなどは現実的ではありません。また、デジタルな形態の

教科書のメリットとして挙げられる動画や音声は印刷できません。

ダウンロード機能や印刷機能の付与にとどまらない、子供たちの学びの保障、継続のための方策について、文部科学大臣に伺います。

本法律案が成立すれば、教科書にデジタルという新たな扉が開かれます。しかし、教科書がどのような形になろうとも、子供たち一人一人の可能性を引き出し、質の高い学びを保障するという教育の使命は変わりません。

我が党は、義務教育における教科書無償給与の理念を守りながら、全ての子供たちの学びが保障される教育環境の実現にこれからも全力で取り組むことをお誓い申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣松本洋平君登壇、拍手〕
○国務大臣(松本洋平君) 下野議員にお答えいたします。

まず、教科書の無償給与についてお尋ねがありました。

義務教育段階の教科書は、憲法第二十六条に規定する義務教育の無償の理念をより広く実現するために、教科書無償法及び無償措置法に基づいて、児童生徒への無償給与を実施しております。

本法律案は、これまで紙だけが認められてきた教科書に、デジタルの特性が生じる学習にデジタルを取り入れて作成することを可能とするものであり、制度改正後、新たに導入されるデジタルな形態に含む教科書についても、義務教育段階の教科書については無償措置の対象としております。

次に、教科書価格についてお尋ねがありました。

「デジタルな形態を含む新たな教科書の価格については、紙の教科書と同じく物価変動等を注視しつつ、クラウド通信料など、製造、供給に係るコスト構造が紙の教科書と異なる点などについて考

慮する必要があると考えております。

そのため、文部科学省において、中央教育審議会の審議まとめ以降、教科書発行者とデジタルな形態を含む教科書の製造、供給に必要なコストの算出に向けた検討を始めたところであります。

本法案をお認めいただいた後には、教科書発行者と丁寧な情報共有や意見交換を行いながら、検討を加速させ、その結果を踏まえて、必要なコストに見合った適正な教科書定価の設定と必要な予算の確保に努めてまいります。

次に、子供たちの健康面への影響についてお尋ねがありました。

デジタルな形態を含む新たな教科書の導入により、教科書を使用する場で端末を使用する時間が増えることが想定されるため、健康面に配慮した使用を一層徹底する必要があると認識していま

す。端末の活用に当たっては、児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブックを策定するとともに、使用時間を守るなど、学校や保護者等との間で共有しておくことが望ましいポイントを分かりやすくまとめるなどして周知に取り組んでいるところであります。

今後、専門家の意見も伺い、児童生徒がICTを適切に活用しながら学びに向き合うことができるよう、引き続き必要な取組を進めてまいります。

次に、体験活動充実に向けた取組についてお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、デジタル化が急速に進展する現代だからこそ、青少年の健全な育成には自然体験や生活体験などの体を使った直接的な体験活動が重要であると考えております。

青少年の体験活動を推進するため、文部科学省としては、青少年や保護者に体験活動の必要性、重要性を発信する体験活動の普及啓発事業に取り

組むとともに、独立行政法人国立青少年教育振興機構においては、全国二十八か所の青少年教育施設での体験プログラムの提供や、子どもゆめ基金を通じた民間団体が行う体験活動への助成などを行っております。

今後とも、多様な体験活動を通じて子供の成長を支える環境づくりに努めてまいります。

次に、子供たちの学びの保障、継続のための方策についてお尋ねがありました。

文部科学省としては、デジタルな形態を含む新たな教科書については、通信障害時等においても教科書のうちのデジタル部分を使用できるよう、印刷、ダウンロード機能の標準実装を検討しております。また、教科書のうちデジタル部分については、児童生徒が自身のアカウントからログインすることで、自宅のパソコンなどにダウンロードして、転写、卒業後も使用することも考えられます。

また、家庭における通信費に対しましては、義務教育段階における就学援助等によって支援を行っているところであります。

引き続き、子供たちの学びを継続的に保障できるように取り組んでまいります。(拍手)

○議長(関口昌一君) 後藤翔太君。

(後藤翔太君登壇、拍手)

○後藤翔太君 参政党の後藤翔太です。

私は、会派を代表して、学校教育法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

本改正法案は、教科用図書という紙媒体を前提した文言を、デジタルな形態を含み得る教科書という文言へ改める点に大きな特徴があります。

文部科学省の説明資料には、本改正によって教科書は、紙、デジタル、ハイブリッドの三類型から選択できるようになる、受け取ることで記載が見られます。

しかし、教科書の形態に関する具体的内容は教科書検定基準などの下位規定に委ねられていることから、正確な説明ではありません。あくまで紙に限定されなくなるというものです。

分かりやすさを優先したと推察いたしますが、デジタルには、我々が現在想定できない広がりを見せ、この三類型にとどまらない可能性もあることを踏まえると、結果的に文部科学省の説明資料には、これからの教科書は三類型から選択するものだというミスリードが含まれてしまい、政策議論を限定的なものにゆがめてしまったのではないのでしょうか。文部科学大臣の見解をお伺いします。

これまでの議論の多くは、中教審、令和の日本型学校教育答申の枠組みの中で行われてきました。その中心は、デジタルデバイスが知徳体に与える影響、すなわち、学力、社会情動のスキル、非認知能力、健康への影響に関する議論であったように感じます。

そこで、デジタルデバイスが児童生徒の知育、徳育、体育に与える影響について、文部科学省として現時点でどのように評価しているのか、文部科学大臣に総括的な見解を伺います。

ただし、これも考えるべきなのは、教科書が教育行政においてどのような役割を果たしてきたのか、そして、本改正によってその役割がどのように変化し得るのかという点ではないでしょうか。

教科書が存在することで、北は北海道、南は沖縄に至るまで、全国の子供たちが、学習指導要領と教科書検定に基づく一定の内容を学んできました。そこには、全国どこでも同じ教育を受けられるという教育の水平的平等を支える役割がありました。

我が国の教科書制度の歴史を振り返れば、一八八六年の検定制導入、一九〇三年の国定化、一九

四八年の検定制復活、常に、どこまで記載内容の差異を認めるか、これが争点となってきました。言わば、教科書をめぐる内容軸の議論です。

今回の改正は、そこに新たに媒体軸を加えるものです。紙なのか、デジタルなのか、あるいはハイブリッドなのか、内容だけでなく、媒体そのものに差異が生じることになります。その結果、教科書間の差異は従来以上に複雑化し、児童生徒の学習体験は大きく多様化する可能性があります。

しかし、それは同時に、全国どこでも同じ教育を受けられるという教育の水平的平等を弱めることにもつながりかねません。学校教育体験を共有することは、ネーションとしての一体感形成にも関わる重要な要素であると指摘されています。

令和の日本型学校教育答申では、ICTの効果的活用による個別最適な学びが提唱されていますが、その推進が紙の教科書と学習指導要領、教科書検定が相まって担保してきた教育の水平的平等を損なうことにならないのか、文部科学大臣の見解を伺います。

さらに、教科書に媒体軸が加わることで、考慮すべき点は飛躍的に増加します。なぜなら、デジタル教科書は単なる本ではなく、情報システムだからです。情報システムは、ハードウェア、ネットワーク、OS、プラットフォーム、データ形式、互換性、セキュリティ、UI、UX、アルゴリズム、そして家庭環境、挙げれば切りがないほど多数の要素に依存します。

つまり、教育環境の整備は、紙の教科書のようにシンプルではありません。これらを全国的な水準で整備し、全国どこでも同じ教育を実質的に保障することは並大抵のことではないと考えます。全国の自治体で本当にそれが可能なのでしょうか。

例えば、本年三月に公表された学校のネットワーク状況に関する調査では、全ての授業で多数

の児童生徒が同時に端末を活用しても支障が生じない水準である必要なネットワーク速度を確保済みの学校は六三・九％でした。全国どこでも同じ教育と言える水準にはありません。文部科学大臣の現状認識を伺います。

また、私は、デジタル教科書をめぐる議論では、デジタル教科書とは何かという形態論そのものが十分に議論されていないのではないかと感じています。

多くの人は、デジタル教科書と聞くと、電子書籍の延長をイメージされるかもしれませんが。しかし、教科書検定などの下位規定次第では、その形態は大きく変わり得ます。

二〇〇〇年代には、ニンテンドーDSの学習ソフトが普及しました。二〇二五年には、ADHD治療用ゲーム、エンデバライドが医療機器ソフトウェアとして薬事承認されています。また、企業研修ではeラーニングが広く活用され、医師の手術教育にはVRも導入されています。

こうした事例を踏まえれば、デジタル教科書は、キンドルのような単なる電子書籍にとどまらず、ゲーミフィケーション要素やVR、インタラクティブ機能などを含む多様な形態へ発展していく可能性があります。

このつかみどころのなさこそが、教育現場や保護者の抱えるデジタル教科書への不安や忌避感の背景の一つではないでしょうか。教育の場にどのような媒体が入り込み、認知発達や学習体験をどう変容させていくのか、この将来像について十分な社会的合意が形成されているとは到底言えません。

文部科学省は、デジタル教科書の将来的なハード、ソフトの到達点をどのように見据えているのでしょうか。電子書籍の枠組みを超えた発展可能性をどこまで想定し、制御しようとしているのでしょうか。文部科学大臣の見解を伺います。

さらに、デジタル教科書は情報システムである以上、学習ログや生体データの収集、活用が技術的に可能になります。アップルウォッチのようなデバイスと組み合わせると、その可能性の幅は大きく広がります。

しかし、こうしたデータ収集と活用は、児童生徒のプライバシーや人格形成にも深く関わる問題であり、情報セキュリティのリスク、デジタル主権の観点からも極めて慎重であるべきです。情報の管理が不適切な場合、抜き取られて悪用されてしまう危険すらあります。

ICTの効果的活用による個別最適な学びでは、こうした学習ログや生体データの活用をどこまで視野に入れているのでしょうか。文部科学大臣に伺います。

改めて、強調したい点を三点申し上げます。

第一に、本改正法案は、紙、デジタル、ハイブリッドの教科書の三類型を直接規定するものではありません。あくまで教科用図書を教科書に改めるものであり、具体的内容は教科書検定基準などの下位規定に委ねられています。本法案は、教科書を紙に限定する規定を削除するものであって、その意味で、本法案によって三類型が認められるという説明には一定のミスリードが含まれており、議論が限定的になっていくおそれがあります。

第二に、デジタル教科書は、紙の教科書のようなシンプルな媒体ではなく、多数の条件に依存する情報システムです。全国どこでも同じ教育を保障するためには、極めて高度で継続的な環境整備が必要になります。

第三に、デジタル教科書は、単なる電子書籍にとどまらない可能性を持っています。デジタルの恩恵を受けられる希望的な側面がある一方で、デジタル技術の可能性の無限の広がりを持つことから、自由度が高まり過ぎることによって、教育行

政や教育現場でのコントロールが困難になるおそれがあります。しかし、この将来像や形態についての議論は、いまだ十分とは言えません。

以上の理由から、デジタル教科書についての制度、社会的議論が十分尽くされないままの、この可能性を大きく切り開く本改正法案には、私は懐疑的であります。

もともと、その一方で、学校現場におけるデジタル化が既に相当進んでいることも事実です。

私自身、先日、我が党の渡辺藍理衆議院議員とともに、ある小中学校を視察し、実際にデジタル教材にも触れさせていただきました。現在の児童生徒には、日常的にＩＣＴやデジタルデバイスに接する環境の中で学ぶ、言わばデジタルネイティブ世代であると言つてよいと思います。

そして、教育は学校の中で完結するだけ、するものではありません。児童生徒は、やがて社会へ出て、日本社会を支える主体となります。

では、デジタル社会形成基本法の掲げるデジタル社会において、次世代を担う子供たちにはどのような活躍が期待されているのでしょうか。デジタル大臣のお考えを伺い、私の質疑を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣松本洋平君登壇、拍手)

○国務大臣(松本洋平君) 後藤議員にお答えいたします。

まず、本法律案の説明資料についてお尋ねがありました。

本法律案は、これまで紙だけが認められてきた、認められていた教科書に、デジタルの特性が生きる学習にデジタルを取り入れて作成することと可能とするものであります。

今回の制度改正の説明資料は、広く学校現場や教育委員会、保護者なども念頭に、現行の仕組みとの違いについて分かりやすくイメージを伝える

ために作成したものであり、御指摘は当たらないものと考えております。

次に、デジタルデバイスが児童生徒に与える影響についての見解についてお尋ねがありました。全ての子供たちの知徳体を一体的に育むためには、その可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びが重要です。

子供たちがＧＩＧＡスクール構想で導入された一人一台端末を日常的に活用することで、教師が一人一人の児童生徒の反応や考えを即時に把握し、きめ細かな指導を行うことができる、児童生徒が相互の意見を参照しながら協働して学習に取り組むことができるといった効果があるものと考えております。

一方で、スマートフォンも含めたデジタルの活用については、長時間利用による生活習慣など健康面への影響にも十分留意する必要があると考えております。

デジタルの力でリアルな学びを支えるとの基本的な考え方に立ち、知徳体の育成に資するよう取り組んでまいります。

次に、教科書の媒体の差異による教育の平等への影響についてお尋ねがありました。

教科書は、学習指導要領に基づき民間で著作、編集された図書について、検定を通じて教科書として適切性を審査する仕組みとなっており、制度改正後においても、教科書の形態によらず、全てが検定により質が担保されます。

その上で、自治体や学校による採択や学習活動の参考にもなるよう、紙とデジタルの活用が期待される場面などを示した大臣指針を策定することとしております。

加えて、文部科学省として、学習効果の観点も含めた実証を継続するとともに、そこで得られた知見や各自治体、学校現場の創意工夫により生まれる優れた実践事例について、全国に周知、横展

開を行つてまいります。

次に、デジタルな形態を含む教科書に関する環境整備の現状認識についてお尋ねがありました。デジタルな形態を含む教科書の使用を始め、これからの社会を生きる子供たちに必要な資質、能力を育成する個別最適な学びと協働的な学びの一体的な実現に向けて、学校教育の基盤的なツールとしてＩＣＴ環境は必要不可欠であります。

議員御指摘の学校のネットワークについては、令和七年度調査では、全ての学校において必要なネットワーク速度が確保されているものではございませんが、令和十年度末には約九五％の設置者において、設置している全ての学校で必要なネットワーク速度が確保される見込みとなっております。

また、学校のＩＣＴ環境整備計画に基づく地方財政措置や教育情報セキュリティポリシーの策定の促進などを通じて必要なＩＣＴ環境が適切に整備されるよう、自治体の取組を支援しているところであります。

文部科学省では、こうした支援を通じて、デジタルな形態を含む教科書の導入が見込まれる令和十二年度を見据え、全国の学校で必要なＩＣＴ環境が整備されるよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、デジタル教科書の将来についてお尋ねがありました。

今回の制度改正によつて、これまで紙だけが認められていた教科書にデジタルを取り入れることが可能となります。これにより、例えば英語のネイティブ音声や理科の実験動画など、デジタルの特性を生かしたコンテンツが教科書の一部として掲載されるとともに、そうしたコンテンツについても検定の対象とし、質の担保を図つてまいります。

さらに、どのような新しいデジタル技術を教科

書に取り入れることができるかについては、今後の技術の進展等も踏まえて検討していく必要があると考えております。

次に、学習ログや生体データの取扱いについてお尋ねがありました。

個別最適な学びの実現に資するよう、教育データを効果的に活用することは重要と考えております。一方で、その利活用に当たっては、個人情報の適正な取扱いや情報セキュリティの確保が前提となります。

このため、文部科学省で取りまとめた教育データ利活用に係る留意事項において、学習ログや生体データなど個人情報を取り扱う際は、必要最小限のデータ取得とすることや、プライバシーを含む児童生徒の権利利益の保護を事業等の設計段階で組み込むことなどを示しているところであります。

引き続き、文部科学省において、デジタルな形態を含む新たな教科書等の運用する際、デジタルな形態を含む新たな教科書等を運用する際にも、教育委員会、学校において個人情報の適正な取扱いや適切なセキュリティ対策が行われるよう取り組んでまいります。(拍手)

(国務大臣松本尚君登壇、拍手)

○国務大臣(松本尚君) 後藤翔太議員の御質問にお答えいたします。

次世代を担う子供たちに期待される活躍についてお尋ねがありました。

デジタル社会形成基本法において、デジタル社会とは、あらゆる分野において、デジタル技術により創造的かつ活力ある発展が可能となる社会とされています。

このような社会においては、子供たちが一人一台端末等により情報活用能力を獲得し、自らの人生を豊かにし、そして社会の形成者として活躍していくことが期待されます。

少子高齢化を始めとした我が国の社会課題を解決していくためには、子供たちがデジタル技術を使いこなす人材として育つとともに、技術を賢く活用し、様々な体験を積むことで、社会に活力を生んでいくことを期待しております。(拍手)

○議長 関口昌一君 これにて質疑は終了いたしました。

○議長 関口昌一君 日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 環境保護に関する南極条約議定書の附属書Ⅵの締結について承認を求めるの件

日程第三 国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千六十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千六十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

日程第四 万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件

(いずれも衆議院送付)

以上四件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長 里見隆治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

(里見隆治君登壇、拍手)

○里見隆治君 ただいま議題となりました条約四件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

令和八年五月二十九日 参議院会議録第十七号

まず、キルギスとの租税協定は、現行の日ソ租税条約の内容をキルギスとの間で全面的に改正し、投資所得に対する源泉地国課税の更なる減免等について定めるものであります。

次に、南極環境保護議定書附属書Ⅵは、南極地域において環境上の緊急事態を引き起こした事業者がとるべき対応措置等について定めるものであります。

次に、国際民間航空条約第五十条(a)改正議定書等は、国際民間航空機関の理事会の構成員及び航空委員会委員の数を増加することを定めるものであります。

最後に、万国郵便連合憲章の第十二追加議定書等は、万国郵便連合の運営や財政及び国際郵便業務に関する事項等について所要の変更を行うことを定めるものであります。

委員会におきましては、四件を一括して議題とし、各条約を締結する意義、我が国の対中央アジア外交、南極観光の現状と第四十八回南極条約協定議定書の成果、国際機関における日本人幹部職員等の増強に向けた取組等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の山添委員よりキルギスとの租税協定に反対、他の三件に賛成する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、キルギスとの租税協定は多数をもって、南極環境保護議定書附属書Ⅵ、国際民間航空条約第五十条(a)改正議定書等及び万国郵便連合憲章の第十二追加議定書等はいずれも全会一致をもって、それぞれ承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長 関口昌一君 これより採決をいたします。

まず、日程第一の条約の採決をいたします。本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長 関口昌一君 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長 関口昌一君 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百四十三
賛成 二百三十六
反対 七

よつて、本件は承認することに決しました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長 関口昌一君 次に、日程第二ないし第四条の条約を一括して採決いたします。

三件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長 関口昌一君 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長 関口昌一君 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百四十三
賛成 二百四十三
反対 〇

よつて、三件は全会一致をもって承認することに決しました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長 関口昌一君 日程第五 健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長 小川克巳君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

(小川克巳君登壇、拍手)

○小川克巳君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、持続可能な医療保険制度の実現に向け、必要な保険給付等の適切な実施並びに世代間及び世代内での負担の公平性の確保を図るため、出産に係る給付体系の見直し、一部保険外療養の創設、国民健康保険における子供に係る均等割保険料等の軽減の拡充、後期高齢者医療における金融所得の保険料等への勘案等の措置を講ずるほか、医療機関の業務効率化と勤務環境改善の取組に係る措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、医療保険制度における負担の公平性、一部保険外療養の対象範囲、出産に関する新たな給付の創設に伴う課題、高額療養費制度の在り方等について、高市内閣総理大臣にも出席を求め質疑を行いました。

本法律案に対しては、立憲民主・無所属及び公明党を代表して川村雄大委員より、高額療養費の支給要件、支給額等を定めるに当たつての考慮事項等の追加、一部保険外療養を定めるに当たつての要件の追加等と内容とする修正案が提出され、原案及び修正案に対する質疑を行いました。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件外三件 健康保険法等の一部を改正する法律案

質疑を終局し、討論に入りましところ、立憲民主・無所属を代表して郡山りよう委員より修正案に賛成、原案に反対、公明党を代表して川村雄大委員より修正案に賛成、原案に反対、日本共産党を代表して白川容子委員より修正案及び原案に反対、れいわ新選組を代表して天晶大輔委員より修正案及び原案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており、以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) 本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。郡山りよう君。

(郡山りよう君登壇、拍手)

○郡山りよう君 立憲民主・無所属、郡山りようです。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案について、反対の立場から討論を行います。

まず、本法律案は、OTC類似薬についての一部保険外療養の創設、後期高齢者医療制度における金融所得の勘案、出産費用の無償化や妊婦健診に関する見直し、国民健康保険の子育て世帯の保険料軽減の拡充、国保の各種制度見直し、高額療養費制度に係る考慮事項の明確化、医療機関の業務効率化や勤務環境改善、協会けんぽの国庫補助に係る時限措置など、それぞれ性格の異なる様々な項目をまとめて改正するものとなっています。

改正項目についてはそれぞれ深い議論が必要であり、各項目に対して賛否が分かれる可能性のある内容のものを全て一くりにして一つの改正案にまとめる必要があったのか、大きく疑問に感じ

ます。施行時期が七段階に分かれていることから、独立審議が可能な事項に分けて法案を提出することも可能だったと考えられます。

政府は、今回の改正項目は全て持続可能な医療保険制度の実現を目的とする点で共通するものと説明しますが、ここまで性格の異なる内容の改正項目を安易に一くりにすることは、結果的に賛否を封じることにつながりかねず、丁寧で充実した審議を行う妨げとなってしまうのではないのでしょうか。

その上で、本法律案の内容について特に問題がある点と考える点が二点ございます。

一つ目は、高額療養費制度に関する改正内容です。

本法律案では、高額療養費の支給要件、支給額等を定める際に、特に長期療養者の家計に与える影響を考慮するよう法律上明確化することとしています。長期療養者への配慮は当然ながら重要ではありますが、それだけでは不十分です。

高額療養費制度については、既に現行制度の下においても、経済的な負担から必要な治療を断念せざるを得ない方や、治療により生活の困窮に陥る方がいることが指摘されているところです。にもかかわらず、政府は高額療養費制度の令和八年八月と令和九年八月における二段階の見直しを断行しようとしており、自己負担限度額の引上げ等により負担が増加する方が生じることが見込まれています。

そもそも、高額療養費制度の見直しに関しては、昨年の見直し凍結を経て、当事者の方の声をしっかりと聞いて改めて検討するよう、社会保障審議会の下に専門委員会を設け、患者団体も参画した議論が行われてきました。ですが、専門委員会において最終的な自己負担限度額の引上げ額などが示されたのは予算の閣議決定前日であり、報告事項のような形でした。こうした検討プロセス

自体に大きな問題があったと言わざるを得ません。

高額療養費制度は、憲法第二十五条が保障する生存権の趣旨を踏まえ、国民皆保険制度において国民の生命及び生活を守る上で欠くことのできない中核的な役割を果たすものであるはずですが、しかし、今回の高額療養費制度の見直し内容では、WHOの定義する破滅的医療支出の状態となる方が生じる可能性が指摘されています。受診抑制が増加するおそれも指摘されており、患者の方々から不安の声が続いています。このような状況で、今回の見直し内容は高額療養費が果たすべき役割を十分に踏まえたものとなっていると言えるのでしょうか。

また、高額療養費制度については、保険者が変更となった場合に多数回該当のカウントが引き継がれずリセットされてしまうことや、合算制度において七十歳未満は二万一千円以上でなければ合算できないこと、新設される年間上限の仕組みにおいて当面は償還払いになることといった様々な課題も残されたままとなっています。

政府は、令和八年八月と令和九年八月の段階的な見直しはパッケージで行うものと説明していますが、患者の方々からの不安の声、研究者の方による指摘も踏まえ、少なくとも令和八年八月の見直し後に十分な検証、議論を行わなくてはならないと考えています。パッケージで行うことに固執することなく、いま一度立ち止まり、本法律案の審議過程でも明確となった様々な課題に改めて真摯に向き合い、高額療養費制度について検討し直す必要があるのではないのでしょうか。

こうした課題への対応について検討の方向性を法律案に明記することで、将来にわたって高額療養費制度のあるべき姿を保障する必要があると考えます。

二つ目は、OTC類似薬の保険給付の見直しに

ついてです。

本法律案は、一部保険外療養を創設し、OTC医薬品との代替性が特に高い薬剤を用いた療養等について、その費用のうち一部を保険給付の対象外とすることとしています。しかし、法律案ではこの代替性を判断するための観点が不明確であり、一部保険外療養の対象となる薬剤の範囲がなし崩し的に広げられるのではないかと懸念があります。また、一部保険外療養の創設に伴い、必要かつ適切な受診の抑制が生じることがあつてはなりません。さらに、本法律案の審議過程では、一部保険外療養の対象範囲について、薬剤費だけでなく、薬剤費以外の診療行為等の部分まで含まれてしまっている点と指摘もございました。

本法律案の審議においては、医療保険制度の持続可能性を高める観点から、所得把握の充実と応能負担の原則の徹底も重要な論点として議論されました。

後期高齢者医療制度における金融所得の勘案は、その一歩ではありますが、株式等の配当や自営業者等の所得をより正確に把握し、負担能力に応じた公平な保険料賦課を実現することが不可欠です。さらに、現役世代と高齢者世代との間の費用負担の在り方、すなわち世代間負担の問題についても、医療保険制度単体ではなく、年金、介護を含む社会保障制度全体の枠組みの中で、応能負担を基軸に据えた議論を深める必要があります。

そうした問題点を踏まえ、私たち立憲民主・無所属は公明党の皆様とともに、委員会において本法律案に対する修正案を提出いたしました。

修正案の主な内容は、高額療養費の支給要件、支給額等を定めるに当たつての考慮事項として、療養を受ける中低所得者の家計に与える影響、療養を受ける者の必要かつ適切な受診に与える影響を追加すること、療養に必要な費用の負担が家計

の負担能力に応じたものになるよう配慮する旨の規定を追加すること、高額療養費等の制度の抜本的な改革についての検討を加えること、一部保険外療養に係る薬剤についての代替性を判断するに当たつての観点を追加すること等であり、患者の方々と国民の皆様の不安を払拭し、より良い制度とするためのものでしたが、残念ながら、賛成少数で否決となりました。

また、本法律案の審議過程では、いわゆる攻めの予防医療をいかに担保するかという点も重要な議論として提起されました。国民が積極的に健康増進に取り組める環境の整備こそが、医療費の増大を抑制する上で有効な手段であり、この観点を制度設計に盛り込むことが求められています。

しかしながら、予防医療の充実を図るためには、国民が健康を維持できる働き方の実現が前提となります。長時間労働の蔓延や裁量労働制の拡大に伴う労働者の健康への懸念など、労働環境の問題は、医療保険制度と切り離せない課題です。社会保障制度全体として、健康を守る働き方の確保と一体的に取り組む総合的なアプローチが不可欠です。

国民皆保険制度は、国民の皆様の健康や安心した暮らしを支える非常に重要で大切な制度です。この制度を次世代に引き継いでいかななくてはならないとの考えは、与野党共に共通した認識のほうです。ですが、そのための手段として、高額療養費制度という国民皆保険制度の中核的な制度において、当事者の声を十分に反映せずに患者の方の自己負担を増やすことは大きく間違っていると一言わざるを得ません。

このような手段ではなく、医療保険制度そして社会保障制度全体の枠組みや在り方について、与野党を超えて議論を深めなければならないときに来ています。その際には、所得把握の強化と応能

負担原則の徹底、現役世代と高齢者世代との公平な世代間負担の配分、そして長時間労働の是正や裁量労働制の適切な対応を含む労働環境の改善や、定期健康診断、歯科健診等の充実に始めとした攻めの予防医療の推進などを一体として取り組まなければなりません。

私たち立憲民主・無所属は、今後も、国民の皆様の命と暮らしを守るために、皆様の声を反映した政策を全力で実現していくことをお誓い申し上げます。私の討論といたします。

御清聴いただき、ありがとうございました。
(拍手)

○議長 関口昌一君 田村まみ君。

(田村まみ君登壇、拍手)

○田村まみ君 国民民主党・新緑風会の田村まみです。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案に対し、賛成の立場から討論を行います。

賛成の理由について、三点申し上げます。

一点目は、本法律案は、少子高齢化が進行する中において、現役世代の保険料負担の上昇を抑制しながら、医療保険における給付と負担を見直し、持続可能な医療保険制度の実現を目指すために各種改正を行うものであり、その趣旨に沿って不断の改革を行うことについて賛成です。

一方で、法改正の内容ではなく、その前提となる社会保障費、医療保険の給付と負担について、参考人質疑では、医療費が増加する要因として、主に高齢化の進展と技術の進歩というところが大きかったが、失われた何十年間のデフレ下において高齢化の伸びの範囲内に医療費を抑えるという政策が取られたので、基本的には医療技術の評価がされてこなかったという指摘がありました。

骨太方針には、高齢化による社会保障費の自然

増に対しキャップをはめる縮小均衡型の記載が続きました。二〇二五年、ようやく賃上げ、物価上昇を鑑み、必要な増を反映する書きぶりとなり、二〇二六年診療報酬改定では、一九九六年以来三十年ぶりのプラス三・〇九%の改定となりました。

しかし、経年の不足分は反映されておらず、イラン情勢も加味されていない状況が続いています。このままでは、医療機関の赤字は解消されず、赤字経営のため医療資材、医薬品、医療機器の値上げも受け入れられず、地域医療提供体制は崩れ、医療周辺産業の持続可能性も断たれます。

今後、社会保障関連の法制度の見直しにおいて、公平性を軸に、産業の成長と賃上げや物価上昇や需要の拡大、医療技術、医薬品の革新を踏まえた社会保障費全体の予算増を抜きに見直しを進めれば、負担は高い方に合わせ、給付は低い方に合わせる、これを前提とした議論にならざるを得ません。

今こそ、社会保障費の在り方と支える財源について、患者、国民の命を守り、医療、医薬品、介護関連産業の振興を後押しし、地域の雇用を生み、地方創生に資する縮小均衡ではない骨太方針にするべきではないでしょうか。

二点目は、妊娠、出産に伴う経済的負担の軽減と、国民健康保険の負担軽減がなされるからです。

国民民主党の掲げる少子化対策は、子を産み育てられると思える手取りの確保と、徹底的な子ども・子育て支援を充実した結果、生まれる子供の数が増えることです。

今回の改正は、出産に係る費用について、出産育児一時金が支給されても六一%の方が持ち出しをしている状況に対し、保険給付として分娩費を創設し、標準的な費用に係る給付体系の見直しに

よって負担軽減を図る措置が講じられます。また、妊婦健診において、多胎妊娠への対応などの課題は残りますが、不妊治療中の方、不育症で流産、死産をされた方を含め、都道府県における周産期医療に関する協議会と連携しながら、心身のケアを含めて切れ目のない体制構築とサービスの費用の見える化が図られます。

また、国民健康保険においては、子供に係る均等割保険料の軽減が未就学児から高校生年代まで拡充し、子育て支援拡充となる改正になっております。

三点目は、OTC類似薬に係る一部保険外療養の創設についてです。

国民民主党は、OTC医薬品の活用を通じたセルフメディケーションの推進による保険適用範囲の見直しと医療費の適正化を既に掲げております。一部保険外療養の創設によりOTC医薬品の利用を推進することで達成すべき最大の目的は、セルフメディケーションを推進することによって国民の健康増進を図ること、これに資すると考えるからです。国民一人一人が自身が受ける医療の内容とその費用について考えることで、より健康で豊かな生活を送れるようにすることが第一であり、その結果として全体の医療費が削減されるというのがあるべき姿です。

また、一部保険外療養の制度が十分に機能するために、医療現場にいる医師の方々が制度の趣旨を理解し、患者にOTC医薬品の活用を促すことが極めて重要となります。このため、本法律案附則の検討規定で助案するとされている医師や薬剤師の理解を深めるための取組が求められます。

あわせて、登録販売者のより一層の質の向上を図っていくことも重要です。

このような取組が進めば、今回の改正は、財源を確保するために国民の一人一人の医療費給付を

削減するだけのものだという批判は免れるはずで
す。政府には、セルフケア、セルフメデイケー
ション推進の体制整備や、報酬体系、税制活用と
いった環境が整うことで、保険給付範囲の検討に
取り組んでいただきたいと考えます。

このように、医療保険制度を始め、給付と負担
の見直しに資する改正内容であり、賛成です。

しかし、さきの予算案で議論され、可決をされ
ました令和八年、九年の高額療養費制度の見直し
については、課題を指摘しておきたいと思いま
す。

令和七年度予算案で修正される事態を踏まえ、
今回の改正で健康保険法百十五条、高額療養費制
度の支給要件、額について、とりわけ長期にわ
たつて継続的に療養を受ける者の家計と、より生
活全体への影響を考慮する条文追加となつてい
るにもかかわらず、今般の高額療養費の見直しに
この条文の趣旨が十分反映されているものとは言
えません。

今般の制度見直し以前から指摘されていた問題
として、七十歳未満の場合は、複数の医療機関を
受診したときなどに自己負担額が二万一千円以上
じゃないと合算ができないことや、多数回該当の
仕組みにおいて、保険者が変更となつた場合にカ
ウントが引き継がれずにリセットされる、また新
設された年間上限は当面は償還払いとなる、こう
いう問題があります。

自己負担限度額の引上げ等を議論するならば、
従前問題と指摘のあつた内容や新設制度の運用の
整備を施行までに整えるなど、財源やシステム改
修の課題を乗り越え、これらの問題の解消に向け
た具体的な取組を早急かつ計画的に進めることを
求めたいと思います。

また、高額療養費制度の見直しに係る議論にお
いては、現行制度の枠組みを維持した上での自己

負担額の在り方が主な論点となりましたが、かつ
ての入院主体の医療から外来中心に変化し、昨今
の医療の高度化に伴い、仕事との両立がしやすい
治療といった受診、治療形態が変化している中
では、現行制度にとらわれず制度全般の在り方に
ついて議論すべきではないでしょうか。

さらに、高額な医療費が必要となつた方や、病
気や治療の影響によつて収入が減少し生活困窮に
陥つた方、治療と就労の両立が困難な状況にある
方などを支えるために、社会保障に求められるこ
とは、高額療養費制度だけで支えることにとどま
りません。既存の各種支援策が確実に患者、御家
族に届くよう、相談窓口の連携強化やアクセスの
確保に取り組む必要があります。

総理は質疑で、保険者のみならず地方自治体な
どと連携し、機能強化を図ると答弁されました。
附帯決議にも追加されました。社会保障全体の中
で、高額療養費制度も含めてどのような支援体制
が必要か、総合的な視点で改めて検討していかな
くてはならないと考えます。

また、協会けんぽの国庫補助についての懸念も
付言しておきます。

本法律案では、令和八年度から令和十年度まで
の三年間、協会けんぽへの国庫補助に対する特例
減額の控除額に年五百億円、合計一千五百億円を
上乗せすることとしています。

政府は、その理由として、近年の協会けんぽの
財政収支が順調なことや、特例減額開始前であつ
た平成二十三年から平成二十六年度の四年分の額
を反映するものだと言明しますが、これは実質的
に、過去に遡及して国庫補助を減らすことにほか
なりません。それだけではなく、現在の協会けん
ぽの財政収支は黒字ですが、二〇三〇年代には単
年度収支が赤字となる見通しも示されています。
政府においては、今後、新たな国庫補助減額や

補助率の引下げなど行うことがないよう、附帯決
議を踏まえ、中長期的な視点に立つた対応を求
め、私の賛成討論といたします。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(関口昌一君) 原田大二郎君。

(原田大二郎君登壇、拍手)

○原田大二郎君 公明党の原田大二郎です。

私は、公明党を代表し、ただいま議題となりま
した健康保険法等の一部を改正する法律案に対
し、反対の立場で討論を行います。

まず、本法律案には評価すべき内容が含まれて
いることを申し上げます。後期高齢者医療制度に
おいて、金融所得により公平に反映させる見直し
は、負担能力に応じた制度設計という観点から重
要です。また、妊娠、出産に対する支援の強化、
子育て世帯の保険料負担軽減についても、公明党
が全力で取り組んできたものであり、少子化が進
む我が国において意義ある施策です。

しかし、どれほど有意義な項目が含まれていた
としても、本法案には看過できない重大な問題が
あります。それは、高額療養費制度の見直しをめ
ぐり、患者の命と生活に直結する負担増が、十分
な実態把握も、十分な影響検証も、十分な当事者
参加もないまま進められようとしていることで
す。大変残念でなりません。

高額療養費制度は、単なる医療を要する経費を
調整する中で決まってくる仕組みでしょうか。そ
うではありません。がん、難病、慢性疾患など、
重い病気と闘う方々が、経済的理由によつて治療
を諦めることがないように支える命綱ともいうべ
き医療の中核的制度であります。

病気になるということは、医療費だけが増える
ということではありません。治療のために仕事を
休まざるを得ない、収入が減る、通院交通費が掛
かる、副作用で働き方を変えざるを得ない、子供

の教育費や家族の生活費と治療費の間で苦しむ。
患者さんと御家族は、こうした現実の中で、
日々、命と暮らしを守るために必死で闘つておら
れます。

その患者さんたちに対して国が示すべきもの
は、不安ではありません。治療を続けてよいのだ
という安心であり、病気になつても人生を諦めな
くてよいという希望であります。にもかかわらず、
今回の高額療養費制度の見直しは、その希望
を揺るがしかねない内容になつております。

第一の問題は、制度見直しのプロセスが余りに
も不十分であつたことです。

政府は、専門委員会ですら議論をしたと説明
をしてきました。しかし、制度の核心である具体
的な自己負担額の引上げ額が示されたのは、専門
委員会の最終回の十二月二十五日でした。この日
は大臣折衝を終えた翌日、すなわち今年度予算案
の閣議決定の前日でした。これでは、患者団体や
当事者が十分に検討し、意見を述べ、制度設計に
反映させる時間など最初からなかったとしか言え
ません。これで意見を聞いたというのは詭弁で
す。決定事項を示しただけではないのですか。

全国がん患者団体連合会副理事長の桜井なおみ
参考人は、専門委員会での議論について全く納得
できないと述べられました。また、政府資料につ
いても、負担減となる一部のケースを取り出した
議論に偏り、がん治療による収入の変動、子供の
有無、生活実態が十分に考慮されていないと訴え
られました。これは、治療と生活の現場からの極
めて重い警鐘です。

第二の問題は、令和八年度と令和九年度の二段
階の見直しを政府がパッケージとして既定路線化
していることです。

令和九年度については、まだ予算編成も予算審
議も行われていません。本来であれば、令和八年

度の見直しによつて患者の受診行動、家計、治療継続にどのような影響が出るのかを精緻に検証し、その結果を踏まえて次の段階に進むのかどうかを判断すべきであります。

ところが、政府は、二年間を一体として評価する、パッケージであると繰り返して答弁しております。これは国会軽視であり、財政民主主義に反します。影響を検証する前に結論を固定し、患者負担の増加を将来年度分まで既成事実化するものではありませんか。

政府は、制度を不断に見直していくと言います。しかし、見直し全体の本格的な評価には、令和十年七月までの数字を整理する必要があることも説明しております。そうであるならば、令和九年八月の第二段階の見直しの前に十分な検証結果を反映することは困難です。検証すると言いつながら、その検証が次の負担増の判断に間に合わないのであれば、患者を守る実効性などありません。

第三の問題は、年々、年間上限額の設定をセーフティネットと説明しながら、実際には、当面償還払いであり、患者の月々の支払を直ちに軽減する仕組みになつていないことです。

患者さんにとつて切実なのは、今月の治療費が払えるのか、来月も治療を続けられるのか、生活費を削らずに済むのかという現実であります。一年以上後に払い戻される仕組みを十分な救済策であるかのように説明をすることは、患者の生活実感から余りにも遠いと言わざるを得ません。

第四の問題は、一部保険外療養の創設に当たり、市販薬で対応できない患者にまで特別料金の負担を強いる可能性を否定しないことです。

公明党は、政府が制度創設の前提としている医療用医薬品の給付を受ける患者とOTC医薬品で対応している患者との公平性について、妊婦がOTC薬を服用できない場合を取り上げ、特別の負担を求めるべきではない、ではないと主張しました。

しかし、政府は、なぜ市販薬を使えない妊婦に別途の料金を求めることが公平なのか全く答えることができません。四度の質疑を経てようやく、例示した場合に限り、負担を求めない形で整理するとしました。しかし、これは法改正の前提が条文に反映されていません。本来なら法案を出し直すべき瑕疵であると申し上げます。

また、七十歳未満の患者における、いわゆる二万一千円の壁も残されたままです。複数の医療機関にかかる患者の場合、一つ一つの自己負担が二万一千円未満であれば合算の対象にならず、合計すれば大きな負担であっても、高額療養費制度の救済を十分に受けられません。負担の実際、実態は、医療機関ごとではなく、患者の家計全体で見べきであります。

さらに、保険者が変わった場合に多数回該当のカウントがリセットされる問題も残されています。闘病中に仕事を变えざるを得ず、加入する保険を變更せざるを得ない方もおられます。病気と生活の二重の困難を抱える方への支援を今こそ行うべきではないでしょうか。

これらの問題を是正するため、公明党は立憲民主党とともに修正案を提出いたしました。高額療養費制度が国民の生命と生活を守る上で欠くことのできない中核的役割を果たす制度であることを明確にし、患者団体を始めとする当事者の意見を制度設計に実質的に反映させ、負担増の影響を精緻に検証し、必要な見直しを行うための修正でありました。しかし、この修正案は委員会において否決されました。患者さんと御家族の切実な不安に応えるための修正であつただけに、誠に残念であります。

政府に申し上げたい。

社会保障制度の持続可能性は重要です。しかし、制度の持続可能性とは、患者が治療を続けられる持続可能性でなければなりません。家族の暮らしが守られる持続可能性でなければなりません。病気になるっても希望を失わずに生きていける社会の持続可能性でなければなりません。

がんや難病と闘う患者さんが求めていることは、ただ、治療を続けたい、家族とともに暮らしたい、子供の将来を守りたい、仕事や社会とのつながりを保ちたい。その当たり前の願いを政治が支えなくてどうするのですか。

私は、医師として多くのがん患者さんを診てきました。つらい告知を乗り越え、治療に希望を見出し、御家族とともに必死で前に進もうとする患者さんの姿を見てきました。そういう方々を守れる国こそ、真に強く豊かな国なのではないでしょうか。

患者の命と生活を守る高額療養費制度の見直し、一部保険外療養の創設の二点については、これほど重大な問題点を抱えたままの本法案を私たちは賛成することはできません。

がんや難病と闘う患者さん、そして支える御家族の治療への希望を失わせ、生活を破綻させるようなことがあつてはならない。その一点において、公明党は本法案に反対します。それが、生命、生活、生存を最大に尊重する人間主義の政党、公明党の考えです。

以上、健康保険法等の一部を改正する法律案に対する私の反対討論といたします。

御清聴ありがとうございます。(拍手)
○議長(関口昌一君) 宮出千慧君。

(宮出千慧君登壇、拍手)

○宮出千慧君 参政党の宮出千慧です。

私は、会派を代表して、健康保険法等改正案について、賛成の立場から討論いたします。

我が国の医療保険制度は、誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険を柱としております。これは、もちろん一朝一夕に完成したものではなく、戦後の混乱期から高度経済成長期を経て今日に至るまで、先人たちの不断の努力と改革の積み重ねによつて築き上げられてきた世界に誇るべき制度であります。

一方で、急速な少子高齢化の進行により、社会保障制度の支え手不足と現役世代の負担の増加、医療分野の人手不足、医療の高度化と相まった医療費の増大といった構造的な課題に直面していることもまた厳然たる事実であります。

今回の改正案は、こうした課題に向き合い、必要な保険給付、必要な医療を効率的に提供することを通じて、世代内、世代間の公平性を確保し、制度の持続可能性を高めつつ、将来世代に制度を引き継ぐためのものであると評価をいたします。

そのため法案には賛成いたしますが、一方で、今後に向けた課題も多く存在し、党として運用を注視してまいりたいと思ひます。

第一に、出産に係る標準的な費用に関する給付体系の見直し、妊産婦の経済的負担の軽減とサービスを選択できる環境づくりについて申し上げます。

言うまでもなく、経済的な不安なく妊娠、出産できる国を誰もが望んでおります。しかし、現行の出産育児一時金は、どこで出産しても一律五十万円の現金給付となつております。また、出産は価格設定が自由な自由診療であるため、お祝い膳や写真撮影などのサービスがパッケージとなつた費用総額のみが示されることが多く、妊婦の経済的負担の軽減に本当につながっているのか大きな疑問があります。

そこで、今回の法案により、分娩に関する標準的な費用を設定し現物給付化を図ること、体制や

役割に応じた加算を設定すること、定期的に価格改定を行うこと、サービス費用の見える化を進めること、これらは妊婦の経済的、心理的負担の軽減、そして周産期医療提供体制を維持確保していくための重要な一歩になると考えます。

ただし、審議を通じて、今後対応していくべき課題が明らかになりました。これまで自由診療で運営してきた産科医療現場の皆様からは、新たな給付の水準がどうなるのか分からない、経営を続けていけるのかといった多くの不安の声を伺いました。また、一言で出産と言っても、自然分娩や無痛分娩、帝王切開など、出産の形は実に多様です。安全に出産することができる環境づくりと併せて、きめ細やかな給付の体系をつくり、費用負担の軽減を進めていくことが求められます。

こうしたニーズを背景に、都市部、地方を問わず周産期の医療提供体制を維持確保していくには、十分な給付水準を確保するとともに、早い段階で費用水準を示すことが必要ではないでしょうか。また、安心して出産していただくためには、妊婦の皆様に対し、出産に係る費用はもとより、ハイリスク出産への対応など、安全性に関する情報の見える化も進めていく必要があります。

これらの点は、附帯決議においても盛り込まれており、早期かつ着実に対応することを政府に求めたいと思います。

また、東京一極集中が進む中、地方で出産できる環境を守ることは、地方を守ることもつながります。地方の周産期医療、小児科医療をしっかりと守るための取組を引き続き政府に求めています。

第二に、高額療養費の見直しに関し、参考人質疑でも、破滅的医療支出に陥っている方の割合が約一〇％にも達するなど、日本の医療費支出は先進国の中でも決して低くないという指摘がござい

ました。新たに年間上限を創設するなど、医療費に上限を設けたことは評価いたしますが、一方で、年間上限に達しなくても、負担が大幅に増える方が多くいるはず です。

そもそも、重い疾病やけがで苦しむ方の多くは収入も減ることが指摘されており、すなわち、収入減と支出増のダブルパンチによって、国民が医療を受けられないという状況や生活苦に追い詰められることがあってはなりません。だからこそ、高額療養費の制度の充実が求められるわけですが、この制度を持続可能なものとするためには保険料負担が増す局面があることも事実です。一方で、この制度の充実は病気になるた現役世代の救済につながることも忘れてはなりません。

附帯決議においても多くの項目が盛り込まれましたが、家計に与える実質的な影響を含めた制度見直し後の検証や、低所得者層を中心とする負担軽減に積極的に取り組むべきであります。我が党としても適切な運用を注意深く見守ってまいります。

第三に、給付と負担の見直しについて申し上げます。

いわゆるOTC類似薬については、一部保険外療養制度の創設により、一部を患者に負担いただく仕組みが導入されますが、保険給付から丸々外すものではなく、必要な医療はこれまでどおり保険給付として維持されるものであり、医療保険制度を守っていくためには必要な見直しだと考えます。また、子供、入院患者、がん患者や難病患者などからは別途の負担をいただかないことで、過度な患者負担を求めない配慮もなされていると考えます。

ただし、課題も残ります。附帯決議でも求めているとおりですが、新たな制度の導入によりどのような影響があるのか、実態を把握し検証する必要がある

ります。また、配慮措置に関して、医師が長期間の治療が必要と判断する場合も対象にするとの説明がありました。また、あまたある成分や医薬品と疾病のうち、どこまでが配慮対象なのか、その判断を医療現場に丸投げしてしまつては、現場の混乱は必至です。加えて、実際に調剤する薬局でも薬剤師の説明負担が増加することは明らかであり、政府の責任において、分かりやすい運用基準を十分な時間的余裕を持つて示すべきと考えます。

最後に、本法案では、後期高齢者医療において、上場株式の配当等の金融所得を保険料の算定や窓口負担割合の判定に反映させる仕組みが盛り込まれています。

後期高齢者医療は、所得に応じて窓口負担が一部から三割まで設定されており、保険料負担も異なります。現行制度では、金融所得が多い方でも年金収入が少なければ窓口負担が一割にとどまるなど、世代内でも不公平が生じており、こうした不公平を是正する今回の措置は必要不可欠と考えます。

後期高齢者医療には現役世代からの支援金も多く充てられており、世代間の支えは大切です。しかし、そのためには、負担能力のある方にきちんと御負担いただく応能負担を徹底し、現役世代の負担軽減につなげていくことが重要です。こうした応能負担の徹底による現役世代の負担軽減が一日も早く実現されるよう、政府に対し速やかな対応を求めてまいります。

なお、この仕組みを現役世代に拡大していくことには、現役世代の負担増につながりかねず、慎重であるべきと考えております。

今回の法案の審議を通じて、日本の医療保険制度を守っていくためには、日頃の予防、健康づくりを進めることが欠かせないと改めて認識をいたしました。がん検診を始めとする各種取組につい

ては、単に推進するだけでなく、エビデンスに基づいた実効性ある施策を展開していくことが重要です。また、超高額な薬剤が次々と登場している昨今、費用対効果の評価を徹底し、限られた保険財源をより有効に活用していくべきであると考えます。

委員会では、十九に及ぶ附帯決議を採択いたしました。充実した質疑や参考人の皆様からの真摯な御意見を反映したものと理解しております。今後政府に対し、決議を尊重し、適切な制度運用と更なる制度改革に努めることを強く求めてまいります。

その上で、本法律案に対し賛成することを申し述べまして、私の討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)
○議長(関口昌一君) これにて討論は結局いたしました。

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕
○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百四十五
賛成 百六十六
反対 七十九

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 日程第六 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長宮本周司君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔宮本周司君登壇、拍手〕

○宮本周司君 たいいま議題となりました法律案につきまして、財政金融委員会におけます審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を一層促進しつつ、国の安全等を損なうおそれがある対内直接投資に適切に対応する観点から、対内直接投資等に係る事前届出の届出事項に国の安全等を損なうおそれに対応するための措置を追加するほか、対内直接投資等の審査等において、必要な場合に財務大臣及び事業所管大臣から関係行政機関の長への意見照会を義務付ける等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、対内直接投資審査制度における関係省庁間の連携の在り方、新たに規制対象となる投資を捕捉するための方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して小池晃委員、社会民主党を代表してラサル石井委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

令和八年五月二十九日 参議院会議録第十七号

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百四十四
賛成	二百二十八
反対	十六

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 日程第七 出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長伊藤孝江君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔伊藤孝江君登壇、拍手〕

○伊藤孝江君 たいいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国における出入国管理の現状等に鑑み、厳格な出入国管理を実現し、併せて上陸審査の手続の一層の円滑化を図るため、査証を

必要としないこととされている外国人で本邦に短期間滞在して観光等の活動を行うとする者について、認証を受けたことを上陸のための条件とするとともに、当該認証を受けた場合には上陸許可の証印に代わる措置を可能とする制度の創設等を行うほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を推進するため、在留資格の変更の許可等に係る手数料の額の上限額を引き上げる等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、電子渡航認証制度のシステムの在り方、在留許可手数料の引上げの趣旨及び増収分の使途の在り方、在留許可手数料の減額又は免除の対象者の範囲、在留許可手数料の額を定める政令の策定の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局した後、公明党を代表して横山理事より、在留資格の変更許可等に係る手数料を減額し、又は免除することができるとする法務大臣の裁量を認める規定を改め、減額し、又は免除すると規定することを内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、立憲民主・無所属を代表して打越理事より原案及び修正案に反対、日本共産党を代表して仁比委員より原案及び修正案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百四十四
賛成	百八十六
反対	五十八

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 日程第八 太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長猪口邦子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔猪口邦子君登壇、拍手〕

○猪口邦子君 たいいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、二〇三〇年代後半以降の太陽電池の大量廃棄に備え、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進を図るため、事業用太陽電池廃棄物が事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案 出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案 太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案

に向けて取り組むべき措置に関し、判断の基準となるべき事項の策定、多量事業用太陽電池廃棄者による多量事業用太陽電池廃棄実施計画に係る届出並びに当該届出に係る勧告及び命令、太陽電池廃棄物再資源化等事業の実施のための措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、太陽光パネルの全国的なリサイクル体制の整備に向けた方途、リサイクル費用の負担の在り方、太陽光発電を含む再エネに係る施策の方向性等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、参政党を代表して梅村理事より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百四十五
賛成 二百二十五

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案 経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案 議事日程追加の件 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

反対 二十

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 日程第九 経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案 内閣提出、衆議院送付を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長浜口誠君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔浜口誠君登壇、拍手〕

○浜口誠君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国内投資の促進による事業の高付加価値化と、海外需要開拓や安定的な原材料の確保を通じて供給網の強靱化を一體的に推し進めるとともに、事業活動の基盤となる産業用地の整備や担い手の確保に資する生活基盤の維持を図るため、大胆な投資促進税制による国内成長投資の促進、産業の担い手の確保に資する生活基盤の維持のための計画認定制度の創設、産業用地確保のための既存用地の条件改善、株式会社日本貿易保険における特定引受業務の創設等の措置を講ずるなど、三法律について改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、特定生産性向上設備等投資促進税制の在り方、エッセンシャルサービスを支援する意義、工場等の緑地面積率の緩和の必要性、日米政府の戦略的投資イニシアティブに基づく案件形

成の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百四十五
賛成 二百二十九
反対 十六

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) この際、日程に追加して、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長青木一彦君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔青木一彦君登壇、拍手〕

○青木一彦君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、各議院の議長、副議長及び議員が受ける期末手当の支給割合について、一定期間、令和六年改正前の特別職の職員の給与に関する法律の水準とする措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百四十五
賛成 二百三十八
反対 七

よつて、本案は可決されました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十三分散会

出席者は左のとおり。

議長		副議長		議員	
関口 昌一君	福山 哲郎君	中田 優子君	平戸 航太君	後藤 翔太君	安達 悠司君
		宮出 千慧君	櫻井 祥子君	小林さやか君	塩入 清香君
				杉本 純子君	竹詰 仁君
				大津 力君	岩本 麻奈君
				山本 泉君	松田 学君
				梅村みずほ君	磯崎 哲史君
				神谷 宗幣君	上田 清司君
				奥村 祥大君	白川 容子君
				かごしま彰宏君	岩渕 友君
				大門実紀史君	牛田 茉友君
				水野 孝一君	山添 拓君
				江原くみ子君	原田 秀一君
				吉良よし子君	山田 吉彦君
				伊藤 辰夫君	仁比 聡平君
				岡崎 太君	田村 まみ君
				芳賀 道也君	小池 晃君
				石 平君	足立 康史君
				後藤 斎君	金子 道仁君
				松野 明美君	浜野 喜史君
				伊藤 孝恵君	青島 健太君
				中条きよし君	舟山 康江君
				榛葉賀津也君	川合 孝典君
				嘉田由紀子君	高木かおり君
				串田 誠一君	片山 大介君
				石井 苗子君	柴田 巧君
				松沢 成文君	浅田 均君
				猪瀬 直樹君	上野はたる君
				若林 洋平君	

新実 彰平君	ながえ孝子君	永井 学君	石井めぐみ君	脇 雅昭君	長谷川英晴君	星 北斗君	加藤 明良君	赤松 健君	阿達 雅志君	井上 義行君	上月 良祐君	三原しゅん子君	舞立 昇治君	野上浩太郎君	古賀友一郎君	酒井 庸行君	山谷えり子君	野村 哲郎君	牧野たかお君	望月 良男君	平山佐知子君	百田 尚樹君	梶原 大介君	若井 敦子君	東野 秀樹君	吉井 章君	かまやち敏君	白井 正一君	加田 裕之君	進藤金日子君	こやり隆史君	馬場 成志君	長谷川 岳君	渡辺 猛之君	磯崎 仁彦君
山本 啓介君	佐々木りえ君	友納 理緒君	福山 守君	古庄 玄知君	藤井 一博君	小林 一大君	生稲 晃子君	宮本 周司君	山田 宏君	滝波 宏文君	北村 経夫君	堀井 巖君	山下 雄平君	松村 祥史君	高橋 克法君	佐藤 啓君	宮沢 洋一君	小野田紀美君	片山さつき君	北村 晴男君	齊藤健一郎君	神谷 政幸君	越智 俊之君	宮本 和宏君	山本佐知子君	いんどう周作君	寺田 静君	本田 颯子君	朝日健太郎君	今井絵理子君	石田 昌宏君	藤川 政人君	江島 潔君	青木 一彦君	石井 浩郎君
中西 祐介君	岡田 直樹君	松山 政司君	有村 治子君	安野 貴博君	尾辻 朋実君	清水 真人君	出川 桃子君	泉 房穂君	小林孝一郎君	高木 真理君	小川 克巳君	山田 太郎君	藤木 真也君	打越さく良君	上野 通子君	古川 俊治君	松下 新平君	浅尾慶一郎君	吉田 忠智君	鶴保 庸介君	木村 義雄君	吉川 沙織君	ラサル石井君	福島みずほ君	伊勢崎賢治君	小島とも子君	横沢 高德君	三上 えり君	柴 慎一君	羽田 次郎君	田島麻衣子君	石垣のりこ君	木戸口英司君	杉尾 秀哉君	石橋 通宏君
山本 順三君	石井 準一君	末松 信介君	高良 沙哉君	伊波 洋一君	高橋はるみ君	郡山りよう君	西田 英範君	見坂 茂範君	鈴木 大地君	岩本 剛人君	船橋 利実君	自見はなこ君	松川 るい君	大家 敏志君	森 まさこ君	猪口 邦子君	福岡 資麿君	西田 昌司君	櫻井 充君	橋本 聖子君	鈴木 宗男君	中曽根弘文君	奥田ふみよ君	山内佳菜子君	福士 珠美君	大島九州男君	村田 亨子君	古賀 千景君	鬼木 誠君	塩村あやか君	岸 真紀子君	熊谷 裕人君	古賀 之士君	小沢 雅仁君	勝部 賢志君

森本 真治君	徳永 エリ君	水岡 俊一君	広田 一君	森 ゆうこ君	蓮 舫君	長浜 博行君	佐々木雅文君	下野 六太君	原田大二郎君	宮崎 勝君	里見 隆治君	杉 久武君	上田 勇君	高橋 光男君	竹谷とし子君	谷合 正明君	天晶 大輔君	森本 真治君	小西 洋之君
斎藤 嘉隆君	田名部匡代君	牧山ひろえ君	青木 愛君	辻元 清美君	川村 雄大君	司 隆史君	窪田 哲也君	伊藤 孝江君	竹内 真二君	三浦 信祐君	横山 信一君	秋野 公造君	平木 大作君	石川 博崇君	西田 実仁君	木村 英子君	山口 洋君	茂木 敏充君	片山さつき君
松本 洋平君	上野賢一郎君	赤澤 亮正君	石原 宏高君	松本 尚君	小野田紀美君	中村 裕之君													

議長報告事項

一昨二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

青木 一彦君

補欠

出川 桃子君

総務委員

辞任

出川 桃子君

補欠

青木 一彦君

脇 雅昭君

磯崎 仁彦君

佐々木雅文君

西田 実仁君

法務委員

辞任

山崎 正昭君

補欠

宮本 和宏君

財政金融委員

辞任

郡山りよう君

補欠

柴 慎一君

文教科学委員

辞任

上野 通子君

補欠

松山 政司君

宮本 和宏君

山崎 正昭君

厚生労働委員

辞任

柴 慎一君

補欠

郡山りよう君

農林水産委員

辞任

進藤金日子君

補欠

井上 義行君

経済産業委員

辞任

羽田 次郎君

補欠

村田 亨子君

国土交通委員

辞任

村田 亨子君

補欠

羽田 次郎君

西田 実仁君

佐々木雅文君

環境委員

辞任

磯崎 仁彦君

補欠

脇 雅昭君

井上 義行君

進藤金日子君

松山 政司君

上野 通子君

国家基本政策委員

補欠

江原くみ子君

山田 吉彦君

予算委員

辞任

山内佳菜子君

補欠

吉田 忠智君

高木かおり君

青島 健太君

伊勢崎賢治君

奥田ふみよ君

決算委員

辞任

見坂 茂範君

補欠

山田 太郎君

藤井 一博君

若井 敦子君

吉田 忠智君

山内佳菜子君

奥村 祥大君

竹詰 仁君

山田 吉彦君

江原くみ子君

下野 六太君

司 隆史君

竹内 真二君

上田 勇君

青島 健太君

高木かおり君

金子 道仁君

嘉田由紀子君

杉本 純子君

櫻井 祥子君

吉良よし子君

白川 容子君

奥田ふみよ君

伊勢崎賢治君

行政監視委員

辞任

山田 太郎君

見坂 茂範君

上田 勇君

竹内 真二君

嘉田由紀子君

金子 道仁君

櫻井 祥子君

杉本 純子君

議院運営委員

辞任

若井 敦子君

補欠

藤井 一博君

竹詰 仁君

奥村 祥大君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際問題に関する調査会委員

辞任

西田 英範君

補欠

若井 敦子君

初鹿野裕樹君

杉本 純子君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員

会に付託した。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障

の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協

力銀行法の一部を改正する法律案(閣法第三〇

号)

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の

一部を改正する法律案(閣法第二三三号)

国土交通委員会に付託

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決

した旨衆議院に通知した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の

推進を図るための関係法律の整備に関する法律

案

国家情報会議設置法案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

福岡県議会の海外視察に関する質問主意書(北

村晴男君提出)(第五一号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

日本国国章損壊罪の保護法益等に関する質問主

意書(石垣のりこ君提出)(第五〇号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通

知した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の

推進を図るための関係法律の整備に関する法律

国家情報会議設置法

昨二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

出川 桃子君

補欠

青木 一彦君

総務委員

辞任

青木 一彦君

補欠

出川 桃子君

磯崎 仁彦君

脇 雅昭君

西田 実仁君

佐々木雅文君

法務委員

辞任

宮本 和宏君

補欠

東野 秀樹君

外交防衛委員

辞任

小野田紀美君

補欠

朝日健太郎君

文教科学委員

辞任

松山 政司君

補欠

上野 通子君

山崎 正昭君

宮本 和宏君

農林水産委員

辞任

朝日健太郎君

補欠

小野田紀美君

石井 準一君

進藤金日子君

東野 秀樹君

山崎 正昭君

経済産業委員

辞任

牧野たかお君

補欠

岩本 剛人君

国土交通委員

辞任

佐々木雅文君

補欠

西田 実仁君

国会法第四十二
条第二項ただし
書の規定による
もの

国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

環境委員	上野 通子君 進藤金日子君 脇 雅昭君	補欠 松山 政司君 石井 準一君 磯崎 仁彦君
予算委員	吉田 忠智君	補欠 山内佳菜子君
決算委員	若井 敦子君 山内佳菜子君 竹詰 仁君 白川 容子君	補欠 藤井 一博君 吉田 忠智君 奥村 祥大君 吉良よし子君
行政監視委員	岩本 剛人君	補欠 牧野たかお君
議院運営委員	藤井 一博君 奥村 祥大君	補欠 若井 敦子君 竹詰 仁君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策及び東日本大震災復興特別委員		
辞任	芳賀 道也君	補欠 田村 まみ君
消費者問題に関する特別委員		
辞任	竹谷とし子君	補欠 司 隆史君
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 国土交通委員会		
理事 山本佐知子君 (山本佐知子君の補欠)		
同日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一〇号)		

同日委員長から次の報告書が提出された。 健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第二五号)審査報告書	
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第九号)審査報告書	
環境保護に関する南極条約議定書の附属書Ⅵの締結について承認を求めるの件(閣条第一〇号)審査報告書	
国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一一号)審査報告書	
万国郵便便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便便連合一般規則の第五追加議定書、万国郵便便連合一追加規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一二号)審査報告書	
外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(閣法第二七号)審査報告書	
出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)審査報告書	
太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案(閣法第四九号)審査報告書	
経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案(閣法第一五号)審査報告書	

本日委員長から次の報告書が提出された。 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一〇号)審査報告書	
審査報告書	
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 右は多数をもって承認すべきものと議決した。 よって要領書を添えて報告する。 令和八年五月二十八日 外交防衛委員長 里見 隆治 参議院議長 関口 昌一殿	
要領書	
一、委員会の決定の理由 この協定は、我が国とキルギス共和国との間で、現行の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の内容を全面的に改正し、投資所得に対する源泉地国課税の更なる減免等について定めるものである。この協定の締結により、脱税及び租税回避行為を防止しつつ、我が国とキルギス共和国との間での課税権の調整がより効果的に行われることになり、両国間の人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待されるので、おおむね適切な措置と認める。 一、費用 別に費用を要しない。	

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 右は本院において承認することを議決した。 よって国会法第八十三条により送付する。 令和八年五月十九日 衆議院議長 森 英介 参議院議長 関口 昌一殿	
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件	
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。	
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定	
日本国及びキルギス共和国は、両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、	
所得に対する租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減(第三国の居住者の間接的な利益のためにこの協定において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁りの仕組みを通じたものを含む。)の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための協定を締結することを意図して、次のとおり協定した。	

第一条 対象となる者 1 この協定は、一方又は双方の締約国の居住者である者について適用する。 2 この協定の適用上、いずれかの締約国の租税に関する法令の下において全面的若しくは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。 3 この協定は、第九条2、第十八条、第十九条、第二十一条から第二十三条まで及び第二十五条の規定に基づいて認められる特典に関する場合を除くほか、一方の締約国の居住者に対する当該一方の締約国における課税に影響を及ぼすものではない。 第二条 対象となる租税 1 この協定は、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する所得に対する租税(課税方法のいかんを問わない。)について適用する。 2 総所得又は所得の要素に対する全ての租税(財産の譲渡から生ずる収益に対する租税、企業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税及び資産の価値の上昇に対する租税を含む。)は、所得に対する租税とされる。 3 この協定が適用される現行の租税は、次のものとする。 (a) 日本国においては、 (i) 所得税 (ii) 法人税 (iii) 復興特別所得税 (iv) 地方法人税 (v) 防衛特別法人税	(vi) 住民税 (以下「日本国の租税」という。) (b) キルギス共和国においては、 (i) 法人の利得に対する租税 (ii) 個人に対する所得税 (以下「キルギスの租税」という。) 4 この協定は、現行の租税に加えて又はこれに代わつてこの協定の署名の日の後に課される租税であつて、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。 両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。 第三条 一般的定義 1 この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、 (a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域(領海を含む。)及びその領海の外側に位置する区域であつて、日本国が国際法に基づいて主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域(海底及びその下を含む。)をいう。 (b) 「キルギス共和国」とは、地理的意味で用いる場合には、キルギス共和国の全ての領域(領土、水域並びにこれらの下及び上空を含む。)であつて、キルギス共和国がキルギス共和国の国内法令及び国際法に基づいて主権的権利及び管轄権を行使し、かつ、キルギス共和国の租税に関する法令が施行されているものをいう。 (c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はキルギス共和国をいう。 (d) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。
(e) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。 (f) 「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。 (g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。 (h) 「国際運輸」とは、船舶又は航空機による運送(当該船舶又は航空機が一方の締約国内の地点の間においてのみ運用され、かつ、当該船舶又は航空機を運用する企業が当該一方の締約国の企業でない場合における運送を除く。)をいう。 (i) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。 (i) 日本国においては、財務大臣又は権限を与えられたその代理人 (ii) キルギス共和国においては、キルギス共和国経済商務省又は権限を与えられたその代理人 (j) 一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。 (i) 当該一方の締約国の国籍を有する全ての個人 (ii) 当該一方の締約国において施行されている法令によつてその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体 (k) 「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。 (l) 一方の締約国の「公認の年金基金」とは、当該一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みであつて、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われ、かつ、次の(i)又は(ii)の規定に該当するものをいう。	(i) 専ら又は主として、個人に対する退職手当及び補助的若しくは付随的な手当又は他のこれらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組みであつて、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて規制されるもの (ii) 専ら又は主として、当該一方の締約国の他の公認の年金基金の利益のために投資することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組み 一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みが、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われるとしたならば(i)又は(ii)の規定に基づいて公認の年金基金に該当することとなる場合には、当該団体又は仕組みは、この協定の適用上、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において公認の年金基金として取り扱われる独立した者とみなし、かつ、当該団体又は仕組みの全ての資産及び所得は、他の者ではなく、当該独立した者によつて保有される資産及び取得される所得として取り扱ふ。 2 一方の締約国によるこの協定の適用に際しては、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合又は両締約国の権限のある当局が第二十三条の規定に基づいて異なる意義について合意する場合を除くほか、この協定の適用を受ける租税に関して当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の

締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条 居住者

1 この協定の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、設立場所、事業の管理の場所その他これらに類する基準によって当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国、当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体及び当該一方の締約国の公認の年金基金を含む。ただし、「一方の締約国の居住者」には、一方の締約国内に源泉のある所得についてのみ当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者を含まない。

2 1の規定によつて双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

- (a) 当該個人は、その使用する恒久的居住が存在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的居住を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的關係がより密接な締約国（重要な利害關係の中心がある締約国）の居住者とみなす。
- (b) その重要な利害關係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的居住をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の居住が存在する締約国の居住者とみなす。
- (c) その常用の居住を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。
- (d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意に

よつて当該事案を解決する。

3 1の規定によつて双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、この協定の適用上その者が居住者とみなされる締約国を合意によつて決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、この協定に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。

第五条 恒久的施設

1 この協定の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つてゐるものをいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

- (a) 支店
- (b) 事務所
- (c) 工場
- (d) 作業場
- (e) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所
- (f) 農業、牧畜業又は林業のために使用する場所
- (g) 所

3 「恒久的施設」には、次のものを含む。

- (a) 建築工事現場若しくは建設、組立て若しくは据付けの工事又はこれらに関連する監督活動。ただし、これらの現場、工事又は活動が十二箇月を超える期間存続する場合に限る。
- (b) 企業が行う役務の提供（コンサルティングの役務の提供を含む。）であつて、使用人その他の職員（当該役務の提供のために採用されたものに限る。）を通じて行われるもの。ただし、このような活動が、単一の又は関連する

プロジェクトにつき当該課税年度において開始し、又は終了するいずれかの十二箇月の期間において合計百八十三日を超える期間一方の締約国内において行われる場合に限る。

4 1から3までの規定にかかわらず、次の活動を行う場合には、「恒久的施設」に当たらないものとする。ただし、その活動（f）の規定に該当する場合には、（f）に規定する事業を行う一定の場所における活動の全体）が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

- (a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。
- (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。
- (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
- (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (e) 企業のためにその他の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (f) (a)から(e)までに規定する活動を組み合わせる活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

5 4の規定は、事業を行う一定の場所を使用し、若しくは保有する企業又は当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所又は当該一定の場所が存在する締約国内の他の場所において事業活動を行う場合において、次の(a)又は(b)の規定に該当するときは、当該一定の場所については、適用しない。ただし、当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う事業活動又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う事業活動が、一体

的な業務の一部として補充的な機能を果たす場合に限る。

(a) この条の規定に基づき、当該一定の場所又は当該他の場所が当該企業又は当該企業と密接に関連する企業の恒久的施設を構成すること。

(b) 当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う活動の組合せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものでないこと。

- 6 1及び2の規定にかかわらず、7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国内において企業に代わつて行動する者が、そのように行動するに当たつて、反復して契約を締結し、又は当該企業によつて重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合において、これらの契約が次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当するときは、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとする。ただし、その者の活動が、4に規定する活動であつて、事業を行う一定の場所（5の規定が適用されることとなるものを除く。）を通じて行われたとしても4の規定により当該一定の場所が恒久的施設とはされないこととなるもののみである場合は、この限りでない。
- (a) 当該企業の名において締結される契約
- (b) 当該企業が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を与えるための契約
- (c) 当該企業による役務の提供のための契約

7 6の規定は、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わって行動する者が、当該一方の締約国内において独立の代理人として事業を行い、かつ、当該企業のために通常の方法で当該事業を行う場合には、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代わって行動する場合に、当該企業につき、この7に規定する独立の代理人とはされない。

8 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(恒久的施設を通じて行われるものであるか否かを問わない)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによっては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。

9 この条の規定の適用上、ある者又は企業とある企業とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同一の者若しくは企業によって支配されている場合には、密接に関連するものとする。いかなる場合にも、ある者又は企業とある企業とは、一方が他方の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場合又は他の者若しくは企業がその者及びその企業の若しくはその二の企業の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場合に、密接に関連するものとする。

第六条 不動産所得

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業、牧畜業又は林業から生ずる所得を含む)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(変動制であるか固定制であるかを問わない)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他の全ての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条 事業利得

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は

類似の条件で同一又は類似の活動を行う別個のかつ分離した企業であつて、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行うものであるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を算定するに当たり、経費及び一般管理費を含む費用であつて当該恒久的施設のために生ずるものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生ずるものであるか他の場所において生ずるものであるかを問わず、控除することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつて当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によつて得られた結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならぬ。

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて算定する。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条 国際運輸

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際

運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 第二条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、キルギス共和国の企業である場合には日本国の事業税を、日本国の企業である場合には日本国の事業税に類似する租税であつてキルギス共和国においてこの協定の署名の日の後に課されるものを、免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

第九条 関連企業

1 次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間、に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得となつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間、に設けられた条件が独立の企業の間、に設けられたであろう条件であつたとした

ならば当該一方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たり、この協定の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

第十条 配当

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の(a)又は(b)に掲げる額を超えないものとする。

- (a) 当該配当の受益者が、当該配当の支払を受ける者が特定される日を含む六箇月の期間を通じ、次の(i)又は(ii)に掲げるものの十パーセント以上を直接に所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント。当該期間の計算に当たり、当該配当を支払う法人の株式を所有する法人又は当該配当を支払う法人の合併、分割その他の組織再編成の直接の結果として行われる所有の変更は、考慮しない。
- (i) 当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合には、当該法人の議決権
- (ii) 当該配当を支払う法人がキルギス共和国の居住者である場合には、当該法人の資本のその他の全ての場合には、当該配当の額の十パーセント

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である法人の支払う配当が当該一方の締約国における当該法人の課税所得の計算上控除される場合には、当該配当に対しては、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。

4 2及び3の規定は、配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

5 この条において、「配当」とは、株式、受益株式、鉱業株式、発起人株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く。)から生ずる所得及び他の権利から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者である締約国の法令上租税に関し株式から生ずる所得と同様に取扱われるものをいう。

6 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

7 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内において利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生ずる利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の

基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内に存在する恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。)に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条 利子

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国内において生ずる利子に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の八パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当するものに対しては、他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

- (a) 当該利子の受益者が、当該他方の締約国、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国若しくは当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて全面的に所有される機関である場合
- (b) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、当該利子が当該他方の締約国、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国若しくは当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて全面的に所有される機関によつて保証

された債権、これらによつて保険の引受けが行われた債権又はこれらによつて行われた間接融資に係る債権に関して支払われる場合

(c) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、当該利子が当該他方の締約国の居住者によつて行われる信用供与による設備若しくは物品の販売又は役務の提供の一環として生ずる債権に関して支払われる場合

4 この条において、「利子」とは、全ての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。)から生ずる所得、特に、公債、債券又は社債から生ずる所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。)及び他の所得であつて当該所得が生ずる締約国の法令上租税に関し貸付金から生ずる所得と同様に取扱われるものをいう。前条で取り扱われる所得及び支払の遅延に対して課される損害金は、この条の規定の適用上、利子には該当しない。

5 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が当該利子の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

6 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとする。ただし、利子の支払者が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該利子の支払者がいずれかの締約国の

居住者であるかを問わず、当該利子は、当該恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。	ある使用料の受益者が当該使用料の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。	2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産(第六条に規定する不動産を除く。)の譲渡から生ずる収益(当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。	他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。 2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 (a) 当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、当該報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。 (b) 当該報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。 (c) 当該報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設によって負担されるものではないこと。
7 利子の支払の基因となった債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によつて、当該利子の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちの超過する部分に対しては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。	5 使用料は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとする。ただし、使用料の支払者が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該使用料の支払者がいずれかの締約国の居住者であるかを問わず、当該使用料は、当該恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。	3 船舶又は航空機を国際運輸に運用する一方の締約国の企業が当該船舶若しくは航空機の譲渡又は当該船舶若しくは航空機の運用に係る財産(第六条に規定する不動産を除く。)の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。	3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が、船舶又は航空機の通常の乗組員の一人として、国際運輸に運用される船舶内又は航空機内において行う勤務(他方の締約国内においてのみ運用される船舶内又は航空機内において行う勤務を除く。)について取得する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
12 使用料 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。	6 使用料の支払の基因となった使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によつて、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。	5 1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者である締約国においてのみ租税を課することができる。	15 役員報酬 一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の取締役会又はこれに類する機関の構成員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
3 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物(ソフトウェア、映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又は記録物を含む。)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金をいう。	13 譲渡収益 1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。	14 給与所得 1 次条、第十七条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われないう限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。	16 芸能人及び運動家 1 第十四条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活
4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者で			

動によつて取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合に、当該所得に対しては、第十四条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる締約国において租税を課することができる。

第十七条 退職年金

次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十八条 政府職員

1 (a) 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対して提供される役務について、個人に対して、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供される場合において、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該当する当該他方の締約国の居住者であるときは、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

2 (a) 1の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に對して提供される役務について、個人に對して、当該一方の締約国若しくは当該一方

の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が設立し、若しくは拠出した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務について支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十四条から前条までの規定を適用する。

第十九条 学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生、事業修習者又は研修員であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付(当該一方の締約国外から支払われるものに限る。)に対しては、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。

第二十条 その他の所得

1 一方の締約国の居住者の所得(源泉地を問わない。)であつて前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得(第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。)の受益者が他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該所得の支払の

基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

3 1に規定する所得の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の關係によつて、当該所得の額が、その關係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超える場合には、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、当該所得の額のうちその超過する部分に対しては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第二十一条 二重課税の除去

1 日本国においては、二重課税は、次の方法によつて除去される。

日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに關する日本国の法令の規定に従ひ、日本国の居住者がこの協定の規定に従つてキルギス共和国において租税を課することができる所得をキルギス共和国内において取得する場合には、当該所得について納付されるキルギスの租税の額は、当該居住者に對して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、その控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に對する額を超えないものとする。

2 キルギス共和国においては、二重課税は、次の方法によつて除去される。

(a) キルギス共和国の居住者がこの協定の規定に従つて日本国において租税を課することができる所得を取得する場合(当該所得が日本国の居住者によつて取得される所得であることのみを理由としてこの協定の規定に従つて日本国において租税を課することができる場

合を除く。)には、キルギス共和国は、日本国において納付される日本国の租税の額を当該居住者の所得に對するキルギスの租税の額から控除する。第一文の規定に従つて控除される租税の額は、その日本国において租税を課することができる所得に對しキルギス共和国において適用される税率によれば課されたとみられるキルギスの租税の額を超えないものとする。

(b) キルギス共和国の居住者がこの協定の規定に従つて日本国においてのみ租税を課される所得を取得する場合には、キルギス共和国は、当該所得を、キルギス共和国において租税を課される所得に係る税率を決定するため

第二十二条 無差別待遇

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、特に居住者であるか否かに關して同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、いづれの締約国の居住者でもない者についても、適用する。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に對する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に對して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に對して、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九条1、第十一条7、第十二条6又は第二十条3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税利得の算定に当たり、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。	との合意によつてその事案を解決しよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。 3 両締約国の権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決しよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この協定に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。	一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づいて他の目的のために使用することができる場合において、当該情報を提供した他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可するときは、他の目的のために使用することができる。 3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。 (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。 (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。 (c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにすることとなる情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。	て、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。 第二十五条 外交使節団及び領事機関の構成員 この協定のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。 第二十六条 特典を受ける権利 この協定の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この協定に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであつたと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることがこの協定の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。 第二十七条 改正 この協定は、両締約国間の合意によつて改正することができる。 第二十八条 効力発生 1 各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。 2 この協定は、次のものについて適用する。 (a) 日本国においては、 (i) 課税年度に基づいて課される租税に関し ては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税 (ii) 課税年度に基づかないで課される租税に関し ては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税
4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によつて直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。 5 この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税について適用する。 第二十三条 相互協議手続 1 一方又は双方の締約国の措置によりこの協定の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることとなると認める者は、その事案につき、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、いずれかの締約国の権限のある当局に対して申立てをすることができ、る。当該申立ては、この協定の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。 2 1に規定する申立てを受けた一方の締約国の権限のある当局は、当該申立てを正当と認めるが自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この協定の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局	1 両締約国の権限のある当局は、この協定の規定の実施又は両締約国若しくは両締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの協定の規定に反しない場合に限る。)の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。 2 1の規定に基づいて一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、当該租税に関する執行若しくは訴追、当該租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む。)に対してのみ開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。第	4 一方の締約国がこの条の規定に従つて情報の提供を要請する場合には、他方の締約国は、当該情報が自己の課税目的のために必要でないときであつても、当該情報を入手するために必要な手段を用いる。第一文に規定する義務は、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。 5 3の規定は、いかなる場合にも、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由とし	

(b) キルギス共和国においては、 (i) 源泉徴収される租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に支払われ、又は貸記される額 (ii) その他の租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税 3 2の規定にかかわらず、第二十四条の規定は、当該規定の対象となる租税が課される日又は当該租税に係る課税年度にかかわらず、この協定の効力発生の日から適用する。 第二十九条 終了	以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。 二千二十五年十二月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語、キルギス語、ロシア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。 日本国のために 茂木敏充 キルギス共和国のために B・スイディコフ 議定書	以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。 二千二十五年十二月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語、キルギス語、ロシア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。 日本国のために 茂木敏充 キルギス共和国のために B・スイディコフ 審査報告書 環境保護に関する南極条約議定書の附属書VIの締結について承認を求めるの件 右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。 令和八年五月二十八日 外交防衛委員長 里見 隆治 参議院議長 関口 昌一殿	環境保護に関する南極条約議定書の附属書VIの締結について承認を求めるの件 右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。 令和八年五月十九日 衆議院議長 森 英介 参議院議長 関口 昌一殿 環境保護に関する南極条約議定書の附属書VIの締結について承認を求めるの件 環境保護に関する南極条約議定書の附属書VIの締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。 環境保護に関する南極条約議定書の附属書VI 環境上の緊急事態から生ずる責任 前文 締約国は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系に対する環境上の緊急事態の影響を防止し、最小にし、及び封じ込めることの重要性を認識し、	(a) 日本国においては、 (i) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税 (ii) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税 (b) キルギス共和国においては、 (i) 源泉徴収される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に支払われ、又は貸記される額 (ii) その他の租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定(以下「協定」という。)の署名に当たり、日本国及びキルギス共和国は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。 協定の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が匿名組合契約その他これに類する契約に基づいて行う出資について取得する所得に対しては、当該所得が他方の締約国内において生じ、かつ、当該他方の締約国における当該所得の支払者の課税所得の計算上控除される場合には、当該他方の締約国において、当該他方の締約国の法令に従って租税を課することができる。日本国については、「匿名組合契約」とは、日本国の商法(明治三十二年法律第四十八号)第二編第四章第五百三十五条の規定(その一般原則を変更することなく随時行われる改正の後のものを含む。)に規定する匿名組合契約をいうことが了解される。	一、委員会の決定の理由 この附属書は、南極条約地域において環境上の緊急事態を引き起こした主宰者がとるべき対応措置等を規定するとともに、当該主宰者が対応措置をとらず、締約国が対応措置をとった場合等の費用の支払義務を明確化するものである。我が国がこの附属書を締結することは、南極の環境及び生態系への影響を防止し、最小にし、及び封じ込める見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。 一、費用 別に費用を要しない。	議定書第三条の規定、特に、南極条約地域における活動については、科学的調査を優先するよう及び科学的調査を実施する地域としての南極地域の価値を保護するように計画し、及び実施することを想起し、 議定書第十五条に規定する環境上の緊急事態に対し迅速かつ効果的な対応措置をとる義務並びに南極の環境又はこれに依存し及び関連する生態系に悪影響を及ぼすおそれのある事件に対応するための緊急時計画を作成する義務を想起し、 議定書の締約国が、南極の環境並びにこれに依
--	---	--	---	---	--	---	---

存し及び関連する生態系の包括的な保護についての議定書の目的に従い、南極条約地域において実施され、かつ、議定書の適用を受ける活動から生ずる損害についての責任に関する規則及び手続を議定書の一又は二以上の附属書で作成することを約束した議定書第十六条の規定を想起し、

さらに、議定書第十六条の規定に従い責任制度を確立させる上での一步として環境上の緊急事態の責任の側面に関する附属書を作成することについての第二十四回南極条約協議国会議における決定三二(二一)年に留意し、

南極条約第四条及び議定書第八条の規定を考慮して、

次のとおり協定した。

第一条 適用範囲

この附属書は、南極条約地域における科学的調査の計画、観光その他政府及び非政府の全ての活動であつて、南極条約第七条5の規定に従い事前の通告を必要とするもの(関連する後方支援活動を含む。)に関する南極条約地域における環境上の緊急事態について適用する。この附属書には、環境上の緊急事態を防止し、及びこれに対応するための措置及び計画を含む。この附属書は、南極条約地域に入る全ての観光船について適用する。この附属書は、第十三条の規定によつて決定されるその他の船舶及び活動に関する南極条約地域における環境上の緊急事態についても適用する。

第二条 定義

この附属書の適用上、

(a) 「決定」とは、南極条約協議国会議の手続規則に従つて採択された決定であつて、第十九回南極条約協議国会議における決定一(千九百九十五年)に規定するものをいう。

(b) 「環境上の緊急事態」とは、この附属書の効力発生の後に発生した偶然的事故であつて、南極の環境に対して重大かつ有害な影響を及

ぼし、又は及ぼす急迫したおそれがあるものをいう。

(c) 「主宰者」とは、南極条約地域において実施される活動を組織する自然人又は法人(政府であるか非政府であるかを問わない。)をいう。主宰者には、南極条約地域において実施される活動を組織する自然人又は法人(政府であるか非政府であるかを問わない。)の被雇用者、委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者及び代理人である自然人並びに南極条約地域において実施される活動を組織する自然人又は法人(政府であるか非政府であるかを問わない。)のために役務を行う自然人人を含む。また、国の機関である主宰者に代わつて活動する委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者である法人を含む。

(d) 「締約国の主宰者」とは、南極条約地域において実施される活動であつて次のいずれかに該当するものを当該締約国の領域内で組織する主宰者をいう。

(i) 南極条約地域について当該締約国による許可の対象となる活動

(ii) 南極条約地域における活動について法令上の許可制をとっていない締約国である場合には、当該締約国による同等の規制上の手続の対象となる活動

「自国の主宰者」、「主宰者の締約国」及び「当該主宰者の締約国」は、この定義に従つて解釈する。

(e) 「合理的」とは、防止措置及び対応措置についていうときは、適当な、実行可能な、かつ、均衡がとれた措置であつて、次の要素を含む利用可能な客観的基準及び情報に基づくものをいう。

(i) 南極の環境に対する危険及び南極の環境

が自然に回復する速度

(ii) 人命及び人の安全に対する危険

(iii) 技術的及び経済的な実行可能性

(f) 「対応措置」とは、環境上の緊急事態が発生した後にとられる合理的な措置であつて、当該環境上の緊急事態の影響を回避し、最小にし、又は封じ込めるものをいう。このため、対応措置には、適当な場合には浄化を含めることができ、また、緊急事態及びその影響の範囲を決定することを含む。

(g) 「締約国」とは、議定書第九条の規定に従つてこの附属書の効力が生ずることとなつた国をいう。

第三条 防止措置

1 各締約国は、自国の主宰者に対し、環境上の緊急事態の危険及びこれが及ぼすおそれのある悪影響を削減するための合理的な防止措置をとることを義務付ける。

2 防止措置には、次のものを含めることができ

(a) 施設及び輸送手段の設計及び建設に組み込まれる特別な構造又は設備

(b) 施設及び輸送手段の運用又は維持に組み込まれる特別な手続

(c) 要員の特別な訓練

第四条 緊急時計画

1 各締約国は、自国の主宰者に対し、次のことを義務付ける。

(a) 南極の環境又はこれに依存し及び関連する生態系に悪影響を及ぼすおそれのある事件に対応するための緊急時計画を作成すること。

(b) (a)に規定する緊急時計画の作成及び実施について協力すること。

2 緊急時計画には、適当と認めるときは、次の要素を含める。

(a) 事件の性質についての評価を実施する手続

(b) 通報の手続

(c) 資源の特定及び動員

(d) 対応に関する計画

(e) 研修

(f) 記録の保存

(g) 動員解除

3 各締約国は、環境上の緊急事態につき速やかに通報を行うため及び協力して対応するための手続を定め、及び実施する。また、各締約国は、通報の手続及び協力して対応するための手続について、環境上の緊急事態を引き起こした自国の主宰者による利用を促進する。

第五条 対応措置

1 各締約国は、自国の主宰者に対し、当該主宰者の活動から生ずる環境上の緊急事態に対し迅速かつ効果的な対応措置をとることを義務付ける。

2 主宰者が迅速かつ効果的な対応措置をとらない場合には、当該主宰者の締約国及び他の締約国は、対応措置自らに代わつて対応措置をとる権限を特別に与えられた代理人及び主宰者を通じたものを含む。)をとることが奨励される。

3 (a) 2の規定に従い環境上の緊急事態に対し対応措置をとることを希望する他の締約国は、主宰者の締約国が自ら対応措置をとることを目的として、当該主宰者の締約国及び南極条約の事務局に対し、事前に自国の意図を通告する。ただし、南極の環境に対する重大かつ有害な影響の脅威が差し迫つており、かつ、あらゆる状況において速やかに対応措置をとることが合理的である場合は、この限りでない。この場合には、当該他の締約国は、主宰者の締約国及び南極条約の事務局に対し、できる限り速やかに通報する。

(b) (a)に規定する他の締約国は、南極の環境に対する重大かつ有害な影響の脅威が差し迫つ

ており、かつ、あらゆる状況において速やかに対応措置をとることが合理的である場合、主宰者の締約国が合理的な期間内に南極条約の事務局に対して自ら対応措置をとることを通告しなかつた場合又は主宰者の締約国が自ら対応措置をとることを通告した後合理的な期間内に当該対応措置をとらなかつた場合を除くほか、2の規定に従い環境上の緊急事態に対し対応措置をとってはならない。 (c) 主宰者の締約国は、自ら対応措置をとるが他の締約国の支援を受ける意思を有する場合には、対応措置を調整する。	措置をとらなかつたときは、第十二条に規定する基金に対し、とられるべきであつた対応措置の費用を支払う責任を負う。 (b) 国の機関でない主宰者は、自ら迅速かつ効果的な対応措置をとるべきであつたがとらなかつた場合において、いずれの締約国も対応措置をとらなかつたときは、とられるべきであつた対応措置の費用を可能な限り反映した金額を支払う責任を負う。当該金額は、第十二条に規定する基金に直接支払われ、又は当該主宰者の締約国若しくは次条3に規定する制度を実施する締約国に支払われる。当該金額を受領した締約国は、第十二条に規定する基金に対し、当該主宰者から受領した金額と少なくとも同額の拠出を行うため最善の努力を払う。	することができる。当該訴えは、当該主宰者が設立されており、又は当該主宰者の主たる営業所若しくは常居所が存在する一の締約国の裁判所にのみ提起することができる。ただし、当該主宰者がいずれの締約国においても設立されていない場合又はいずれの締約国にもその主たる営業所若しくは常居所が存在しない場合には、当該訴えは、第二条(d)の規定の意味における主宰者の締約国の裁判所に提起することができる。補償についての当該訴えは、対応措置の開始の時又は当該訴えを提起する締約国が主宰者を特定する事項を知つた若しくは合理的に知つてゐるべきであつた日のいずれか遅い時から三年以内に提起する。いかなる場合にも、国の機関でない主宰者に対する訴えは、対応措置の開始の時から十五年を経過した後は開始してはならない。	国が環境上の緊急事態を知つた日から十五年を経過した後は適用してはならない。 4 前条1の規定に基づく国の機関である主宰者としての締約国の責任は、締約国間で定める調査手続、議定書第十八条から第二十条までの規定及び該当する場合には仲裁に関する議定書の付録の規定のみに従つて決定される。 5 (a) 前条2(a)の規定に基づく国の機関である主宰者としての締約国の責任は、南極条約協議国会議によつてのみ決定される。問題が解決されない場合には、締約国間で定める調査手続、議定書第十八条から第二十条までの規定及び該当する場合には仲裁に関する議定書の付録の規定のみに従つて決定される。 (b) とられるべきであつたがとられなかつた対応措置の費用であつて国の機関である主宰者が第十二条に規定する基金に支払うものは、決定により承認する。南極条約協議国会議は、適当な場合には、環境保護委員会に助言を求めるべきである。
4 いずれの締約国が主宰者の締約国であるか明白でない又は主宰者の締約国が二以上存在することが認められる場合には、対応措置をとる締約国は、適当な場合には協議をするために最善の努力を払い、及び実行可能な場合には南極条約の事務局に対し状況を通報する。 5 対応措置をとる締約国は、自国の対応措置について、他の全ての締約国(対応措置をとり、環境上の緊急事態の付近において活動を実施し、又は環境上の緊急事態によって影響を受ける締約国に限る。)と協議し、及び調整するものとし、また、実行可能な場合には、南極条約協議国会議の常任オブザーバーの代表団、他の機関又は他の関連する専門家によつて提供された全ての関連する専門的な指針を考慮に入れる。	3 責任は、無過失責任である。 4 環境上の緊急事態が二以上の主宰者の活動から生ずる場合には、これらの主宰者は、連帯して責任を負う。ただし、当該環境上の緊急事態の一部のみが自己の活動から生じたことと立証する主宰者は、当該一部についてのみ責任を負う。 5 締約国が自国の軍艦、自国の軍の支援船又は自国が所有し、若しくは運航する他の船舶若しくは航空機であつて、政府の非商業的役務にのみ使用してゐるものによつて生ずる環境上の緊急事態に対し迅速かつ効果的な対応措置をとらないことについてこの条の規定に従い責任を負う場合においても、この附属書のいかなる規定も、これらの軍艦、軍の支援船又は他の船舶若しくは航空機の国際法に基づく主権免除に影響を及ぼすことを意図するものではない。	2 各締約国は、自国の裁判所が1の規定に基づく訴えについての必要な管轄権を有することを確保する。 3 各締約国は、第二条(d)の規定の意味における自国の主宰者であつて国の機関でないもの及び可能な場合には、当該締約国において設立されており、又は当該締約国にその主たる営業所若しくは常居所が存在する主宰者であつて国の機関でないものについて、自国の国内法令に従つて、前条2(b)の規定を実施するための制度が存在することを確保する。各締約国は、議定書第十三条3の規定に従い、他の全ての締約国に対し、当該制度について通報する。この3の規定に従つて国の機関でない主宰者に対して前条2(b)の規定を実施することができる締約国が複数ある場合には、これらの締約国は、いずれの締約国が実施措置をとるべきかについて、これらの締約国間で協議すべきである。この3に規定する制度は、当該制度を適用しようとする締約	6 議定書第十九条4及び5並びに第二十条1の規定並びに該当する場合には仲裁に関する議定書の付録の規定は、この附属書において、環境上の緊急事態に対処せられた対応措置についての補償又は基金への支払に係る国の機関である主宰者としての締約国の責任についてのみ適用する。
1 主宰者は、自己の活動から生ずる環境上の緊急事態に対し迅速かつ効果的な対応措置をとらない場合には、前条2の規定に従つて締約国がとる対応措置の費用を当該締約国に対し、支払う責任を負う。 2 (a) 国の機関である主宰者は、自ら迅速かつ効果的な対応措置をとるべきであつたがとらなかつた場合において、いずれの締約国も対応	1 第五條2の規定に従つて対応措置をとつた締約国のみが、国の機関でない主宰者に対し、前条1の規定に基づく責任についての訴えを提起	1 第五條2の規定に従つて対応措置をとつた締約国のみが、国の機関でない主宰者に対し、前条1の規定に基づく責任についての訴えを提起	1 主宰者は、環境上の緊急事態が次の事項によつて生じたことを証明する場合には、第六条の規定に基づく責任を負わない。 (a) 人命又は人の安全を保護するために必要な作為又は不作為 (b) 南極の環境下においても例外的な性質を有する自然災害に該当する事象であつて、一般的に又は特定の状況において合理的に予見す
2 (a) 国の機関である主宰者は、自ら迅速かつ効果的な対応措置をとるべきであつたがとらなかつた場合において、いずれの締約国も対応	1 第五條2の規定に従つて対応措置をとつた締約国のみが、国の機関でない主宰者に対し、前条1の規定に基づく責任についての訴えを提起	1 第五條2の規定に従つて対応措置をとつた締約国のみが、国の機関でない主宰者に対し、前条1の規定に基づく責任についての訴えを提起	1 主宰者は、環境上の緊急事態が次の事項によつて生じたことを証明する場合には、第六条の規定に基づく責任を負わない。 (a) 人命又は人の安全を保護するために必要な作為又は不作為 (b) 南極の環境下においても例外的な性質を有する自然災害に該当する事象であつて、一般的に又は特定の状況において合理的に予見す

令和八年五月二十九日 参議院會議録第十七号

環境保護に関する南極条約議定書の附属書VIの締結について承認を求めるの件

ることができなかったもの。ただし、環境上の緊急事態及びこれが及ぼすおそれのある悪影響の危険を減少させるための全ての合理的な防止措置がとられたことを条件とする。 (c) テロリズムの行為 (d) 当該主宰者の活動に対する交戦行為 2 締約国又は当該締約国に代わって対応措置をとる権限を当該締約国により特別に与えられた代理人若しくは主宰者は、当該締約国が第五条2の規定に従ってとる対応措置があらゆる状況において合理的である限りにおいて、当該対応措置から生ずる環境上の緊急事態に対し責任を負わない。	2 (a) 1 (a)の規定にかかわらず、この附属書は、次の事項に影響を及ぼすものではない。 (i) 適用可能な国際的な責任の制限に関する条約に基づく責任又は責任を制限する権利 (ii) (i)に規定する条約に基づいて付される留保の適用であつて、特定の請求に対して当該条約に基づく限度額の適用を排除するた めのもの ただし、適用される限度額は、少なくとも次と同等の水準であることを条件とする。 二千トン以下のトン数の船舶については、二千トンを超えるトン数の船舶については、二千トンを超える部分を次のとおり区分し、それぞれの区分に応じて計算したSDRを当該船舶のトン数に達するまで順次加算したSDR 二千一トンから三万トンまでの部分 トン当たり四百SDR 三万一トンから七万トンまでの部分 トン当たり三百SDR 七万トンを超える部分 トン当たり二百SDR	4 南極条約協議国会議は、1 (a)及び(b)に定める限度額について、三年ごとに又はいずれかの締約国の要請により三年ごとよりも早い時に検討する。当該限度額のいかなる変更も、締約国間の協議の後に、かつ、助言(科学上及び技術上の助言を含む。)に基づいて、決定され、第十三条2に定める手続によって行われる。 5 この条の規定の適用上、 (a) 「船舶」とは、海洋環境において運航する全ての型式の船舶類をいい、水中翼船、エアクッション船、潜水船、浮遊機器及び固定され、又は浮いているプラットフォームを含む。 (b) 「SDR」とは、国際通貨基金が定める特別引出権をいう。 (c) 船舶のトン数とは、千九百六十九年の船舶のトン数の測定に関する国際条約附属書1に定めるトン数の測定に関する規則に従って計算される総トン数をいう。 第十条 国の責任 締約国は、この附属書の規定の遵守を確保するためその権限の範囲内で適当な措置(法令の制定、行政措置及び執行措置を含む。)をとった限りにおいて、主宰者(当該締約国の国の機関である主宰者を除く。)が対応措置をとらなかったことに	を担保するため、自国の主宰者が適切な保険その他の金銭上の保証(銀行その他これに類する金融機関の保証等)を維持することを義務付けることができる。 3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、自国の国の機関である主宰者(科学的調査を促進する活動を実施する主宰者を含む。)については、自家保険を維持することができる。 第十二条 基金 1 南極条約の事務局は、決定(締約国が採択する付託事項を含む。)に従い、特に、一又は二以上の締約国が第五条2の規定に従い対応措置をとるに当たって要する合理的かつ正当な費用の償還に充てため、基金を維持し、及び管理する。 2 一又は二以上の締約国は、南極条約協議国会議に対し、基金から支払われる償還のための提議を行うことができる。当該提議は、南極条約協議国会議によって承認することができる。この場合には、決定により承認するものとする。 南極条約協議国会議は、適当な場合には、当該提議について、環境保護委員会の助言を求めることができる。 3 南極条約協議国会議は、2の規定の下において、次のような特別な状況又は基準について、十分に考慮する。 責任を負う主宰者が、償還を求める締約国の主宰者であつたこと。 責任を負う主宰者を特定する事項が不明であること又はこの附属書の規定が当該主宰者について適用されないこと。 関連する保険会社又は金融機関の予見されなかつた破綻 第八条に定める免責の適用 4 いずれの国及び者も、基金に対して任意の拠出を行うことができる。
1 各主宰者が環境上の緊急事態について第六条1又は2の規定に従い責任を負う最高限度額は、次のとおりとする。 (a) 船舶が関係する事故から生ずる環境上の緊急事態については、 (i) 二千トン以下のトン数の船舶については、百万SDR (ii) 二千トンを超えるトン数の船舶については、二千トンを超える部分を次のとおり区分し、それぞれの区分に応じて計算したSDRを当該船舶のトン数に達するまで順次加算して得たSDRと(i)のSDRとを合算したSDR 二千一トンから三万トンまでの部分 トン当たり四百SDR 三万一トンから七万トンまでの部分 トン当たり三百SDR 七万トンを超える部分 トン当たり二百SDR (b) 船舶が関係しない事故から生ずる環境上の緊急事態については、三百万SDR	3 責任は、環境上の緊急事態が主宰者の作為又は不作為(当該緊急事態をもたらす意図をもつて又は無謀に、かつ、当該緊急事態が生ずるおそれがあることを認識して行ったものに限る。)によつて生じたことが証明された場合において、制限されない。	2 各締約国は、第九条1及び2に定める適用される限度額までの第六条2の規定に基づく責任	

第十三条 改正又は修正

1 この附属書は、南極条約第九条1の規定に従い南極条約協議国会議においてとられる措置により、改正し、又は修正することができる。

2 第九条4の規定に従い南極条約協議国会議においてとられる措置の場合及び他の場合には、当該措置に別段の定めがない限り、改正又は修正は、当該措置がとられる南極条約協議国会議の終了の後一年で南極条約協議国により承認されたものとし、効力を生ずる。ただし、その期間内に、一又は二以上の南極条約協議国が寄託政府に対し当該期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行う場合は、この限りでない。

3 1又は2の規定に従って効力を生じたこの附属書の改正又は修正は、その後、南極条約協議国以外の締約国については、当該締約国がこれを承認した旨の通告を寄託政府が受領した時に、当該締約国について、効力を生ずる。

審査報告書

国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年五月二十八日

外交防衛委員長 里見 隆治
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由
これらの議定書は、国際民間航空機関の理事

令和八年五月二十九日 参議院会議録第十七号

会の構成員及び航空委員会の委員の数を増加するため、国際民間航空条約の該当規定をそれぞれ改正することを内容とするものである。我が国がこれらの議定書を締結することは、同機関における国際協力を増進する見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。
一、費用
別に費用を要しない。

国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年五月十九日

衆議院議長 森 英介
参議院議長 関口 昌一殿

国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件
国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書

国際民間航空機関の総会は、

二千十六年十月一日にモントリオールにおいてその第三十九回会期として会合し、一層多くの締約国が代表されることによつてより良い均衡を確保するために理事会の構成員の数を増加することが多数の締約国の希望であることに留意し、

理事会の構成員の数を三十六から四十に増加することが適当であると考え、
このため、千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された国際民間航空条約を改正することが必要であると考えて、
次の決定を行う。

1 国際民間航空条約第九十四条(a)の規定に従い、同条約の次の改正案を承認する。
「第五十条(a)第二段中「三十六」を「四十」に改める。」

2 国際民間航空条約第九十四条(a)の規定に従い、百二十八の締約国の批准によつて1に規定する改正案が効力を生ずることを定める。

3 国際民間航空機関事務局長がひとしく正文である英語、アラビア語、中国語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により1に規定する改正案及び次の事項を含む議定書を作成すること
を決議する。

- (a) 総会の議長及び総会の事務局長が当該議定書に署名すること。
(b) 国際民間航空条約を批准し、又は同条約に加入した国による批准のために当該議定書を開放しておくこと。
(c) 国際民間航空機関に批准書を寄託すること。

(d) 当該議定書が、百二十八番目の批准書が寄託された日に、当該議定書を批准した国について効力を生ずること。

(e) 国際民間航空機関事務局長が、全ての締約国に対し、当該議定書の各批准書の寄託の日を直ちに通報すること。

(f) 国際民間航空機関事務局長が、全ての締約国に対し、当該議定書の効力発生の日を直ちに通報すること。

(g) 当該議定書の効力発生の日の後に当該議定書を批准する締約国については、当該議定書が、当該締約国が国際民間航空機関に批准書を寄託した日に効力を生ずること。
よつて、総会の以上の決定に基づき、
国際民間航空機関事務局長は、この議定書を作成した。

以上の証拠として、国際民間航空機関の総会の第三十九回会期の議長及び事務局長は、総会から委任を受けて、この議定書に署名する。

二千十六年十月六日にモントリオールで、ひとしく正文である英語、アラビア語、中国語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により本書一通を作成した。この議定書は、国際民間航空機関に寄託しておくものとし、同機関の事務局長は、千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された国際民間航空条約の全ての締約国に対しその認証謄本を送付する。

総会第三十九回会期議長
A・アブドル・ラーマン
事務局長
F・リウ

国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六

第一条

憲章第九条を次のように改める。

第九条 地域連合、特別取極

1 加盟国又は、加盟国の法令に反しない限り、その指定された事業体は、地域連合を設立し、及び郵便業務に関する特別取極を締結することができる。ただし、関係加盟国が締約国となつてゐる文書の規定よりも公衆に不利な規定をその特別取極に入れないことを条件とする。

2 地域連合は、連合が開催する大会議、管理理事会、郵便業務理事会、小会議その他の会議にオブザーバーを派遣することができる。

3 連合は、地域連合の大会議、小会議その他の会議にオブザーバーを派遣することができる。

第二条 この追加議定書の効力発生及び有効期間

この追加議定書は、二千二十七年一月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が憲章中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各加盟国に送付する。

二千二十五年九月十九日にドバイで作成した。

令和八年五月二十九日 参議院会議録第十七号

万国郵便連合一般規則の第四追加議定書

リヤドにおいて臨時大会議として会合した万国郵便連合加盟国の政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十九条2の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十四条3の規定の適用があることを条件として、一般規則に対する次の改正を採択した。

第一条

一般規則第七七条を次のように改める。

第七七条 管理理事会の権限

1 管理理事会は、次の権限を有する。

1.1 大会議の決定を考慮し、郵便の問題に関する政府の政策についての問題を研究し、及び規制に関する国際的な政策例えば、サービスの貿易及び競争に関するもの)を考慮しつつ、大会議から大会議までの間における連合の全ての活動を監督すること。

1.2 国際的な技術協力の分野において、郵便に関するあらゆる形態の技術援助を促進し、調整し、及び監督すること。

1.3 連合の四年ごとの事業計画案であつて大会議により承認されたものを検討し、及び当該事業計画案に提示されている活動を実際に利用可能な財源と一致させた上で当該事業計画案を確定すること。確定された計画は、また、適当な場合には、大会議における優先順位を付する手続の結果と一致すべきである。管理理事会によつて確定され、及び承認された連合の四年ごとの事業計画は、管理理事会及び郵便業務理事会に

よつて作成され、及び実施される年次運営計画と同様に、年次計画及び年次予算の作成の基礎となる。

1.4 1.3の規定に従い、連合の確定された事業計画を考慮に入れ、連合の年次計画及び年次予算並びに年次会計報告を審査し、及び承認すること。

1.5 やむを得ない場合には、第四百六十六条3から5までの規定に基づき、経費の最高限度額の超過を認めること。

1.6 請求があつた場合には、第五百十一条5に定める条件に従つて、一段階低い分担等級の選定を認めること。

1.7 加盟国から請求があつた場合には、地理的集団の変更を認めること。この場合において、関係する地理的集団を構成する加盟国の見解を考慮するものとする。

1.8 定められた経費の最高限度額による制約を考慮して、通常予算によつて賄う国際事務局内の職を創設し、又は廃止すること。

1.9 その職務を遂行するため加盟国と接触することを決定すること。

1.10 郵便業務理事会と協議の上、第五百一条1及び2.1に規定するオブザーバーではない機関と構築すべき関係を決定すること。

1.11 連合と他の国際機関との関係に関する国際事務局の報告書を審査すること並びに連合と他の国際機関との関係の在り方及びこの関係についてとるべき措置に関して適当と認める決定を行うこと。

1.12 郵便業務理事会及び事務局長と協議の上、大会議及びその委員会の専門的な会合

に特別のオブザーバーとして招請されるべき国連の専門機関、国際機関、団体、企業及び資格のある者(大会議及びその委員会の専門的な会合に代表者を出すことが連合又は大会議の活動の利益のためである場合に限る)を適当な時期に指定し、必要な招請状の送付を国際事務局長に行わせること。

1.13 第一百一条3に規定する場合において次回の大会議の開催される加盟国を指定すること。

1.14 適当な時期に、かつ、郵便業務理事会と協議の上、大会議の活動の遂行に必要な委員会の数を決定し、これらの委員会の権限を定めること。

1.15 郵便業務理事会と協議の上及び大会議の承認を条件として、次の加盟国を指定すること。

1.15.1 大会議の副議長国となるべき加盟国並びに委員会の議長国及び副議長国となるべき加盟国。これらの加盟国の指定に当たつては、加盟国の衡平な地理的配分をできる限り考慮する。

1.15.2 大会議の限定委員会の構成国となるべき加盟国

1.16 削除

1.17 国際郵便業務の質を維持し、及び向上させ、並びに当該業務を近代化するために必要と認める活動をその権限の範囲内で検討し、及び承認すること。

1.18 大会議、郵便業務理事会又は加盟国の請求に応じて連合又は国際郵便業務に関する

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件

ある行政上、立法上及び司法上の問題を研究すること。管理理事会は、前段に規定する分野において、大会議から大会議までの間において加盟国が請求する研究を行うことが適当であるか否かについて決定する。 1.19 議案を作成すること。当該議案は、大会議に対し、又は第四百二十二条の規定に従って加盟国に対し、その承認を得るために提出する。 1.20 第百十三條1.6の規定により郵便業務理事会に研究課題を提起すること。 1.21 郵便業務理事会と協議の上、大会議に提出するために戦略案を審査し、及び承認すること。 1.22 諮問委員会の議案、見解及び報告書を受領し、及び討議し、並びに同委員会の議案及び報告書を大会議に提出するために検討すること。 1.23 国際事務局の活動を監督すること。 1.24 国際事務局が連合の活動及び財務運営に関して作成する年次報告書を承認し、必要があるときは、これらに関する意見書を提出すること。 1.25 財政的影響が大きい問題（料金、到着料、継越料、郵便物の航空運送の基本料金率及び外国における通常郵便物の差出し）に関する研究において郵便業務理事会が考慮に入れる原則を必要に応じて定め、これらの問題に関する研究の動向を監視し、並びにこれらの問題に関する郵便業務理事会の議案の当該原則との適合性を審査し、及び承認すること。	1.26 その権限の範囲内で、大会議が決定するまでの間、必要があるときは、規則を定め、又は新たな方法をとることに關する郵便業務理事会の勧告を承認すること。 1.27 郵便業務理事会の作成する年次報告書及び適当な場合には同理事会の提出する議案を検討すること。 1.28 次回の大会議に提出するため、前回の大会議で承認された連合の戦略に關する加盟国の実施状況についての四年ごとの報告書であつて国際事務局が郵便業務理事会と協議の上作成したものを承認すること。 1.29 諮問委員会の組織のための枠組みを定め、及び第百二十三條の規定に従つて同委員会の組織を承認すること。 1.30 第百二十三條に規定する關連する内部規則に詳細に定めるところにより、諮問委員会の委員となるための基準を定め、及びこれらの基準に従つて委員の資格を取り消すこと。 1.31 連合の財政規則を定めること。 1.32 予備基金の管理規則を定めること。 1.33 特別基金の管理規則を定めること。 1.34 特別活動基金の管理規則を定めること。 1.35 任意基金の管理規則を定めること。 1.36 職員規則及び選出された職員の勤務条件を定めること。 1.37 福祉基金規則を定めること。 1.38 第百五十三條の規定の範囲内で、利用者の資金提供による補助機関の設立及びその活動について監督を行うこと。 1.39 管理理事会内部規則及びその改正を採択すること。	第二條 一般規則第百八條を次のように改める。 第百八條 管理理事会の会期の開催 1 管理理事会は、大会議の議長が招集し、かつ、開会する構成を定めるための会合において、理事国のうちから四の副議長国を選出する。議長国及び四の副議長国は、連合の五の地理的集團のそれぞれの加盟国とする。 2 管理理事会は、その内部規則に定める關連する手続に従い、連合の所在地において、一年に二回又は例外的により多く会合する。 3 管理理事会の議長及び副議長並びに同理事会の各委員会の議長、共同議長及び副議長は、運営委員会を構成する。運営委員会は、同理事会の各会期の活動のための準備を行い、及び当該活動を指導する。また、運営委員会は、国際事務局が連合の活動に關して作成する年次報告書を同理事会の名において承認するものとし、同理事会が運営委員会に委任することを決定し、又は戦略計画の作成の過程で必要が生じた他の全ての任務を行う。 4 郵便業務理事会の議長は、管理理事会の会合の議事日程に郵便業務理事会に關係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において郵便業務理事会を代表する。 5 削除 第三條 一般規則第百九條を次のように改める。 第百九條 オブザーバー 1 オブザーバー 1.1 郵便業務理事会は、同理事会の活動と管	理理事会の活動との間の有効な連絡を確保するため、オブザーバーとして管理理事会の会合に参加する代表者を指名することができる。 1.2 管理理事会の理事国でない連合の加盟国並びに第百五條に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、投票権なしで同理事会の本会議及び委員会の会合に参加することができる。 1.3 諮問委員会の委員並びに第百五條に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、2.3の規定に従うことを条件として、投票権なしでオブザーバーとして常設の部会、特別のチームその他の管理理事会の機關の会合に参加する権利も有する。 2 原則 2.1 管理理事会は、運営上の理由により、オブザーバー及び特別のオブザーバーとして参加する主体ごとの参加者の数を制限することができる。また、同理事会は、これらの者の審議における発言権を制限することができる。 2.2 オブザーバー及び特別のオブザーバーは、希望する場合には、管理理事会の活動の効率及び能率を確保するために同理事会が定める条件を遵守して、同理事会の行う研究に協力することが認められる。また、これらの者は、自己の有する専門的知識及び経験により常設の部会及び特別のチームの議長になることが正当と認められる場合には、当該議長になることを要請される。オブザーバー及び特別のオブザーバーの参
--	---	---	---

加は、連合が追加の費用を負担することなく行われる。

2.3 例外的な場合には、会合又は会合の一部への諮問委員会の委員及び特別のオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、これらの者が受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関が個別に又はその議長が管理理事会の議長及び事務局長と協議の上個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事会に係る場合には郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。予定される会合に厳に關する限り、制限の通報は、当該会合の十四日前までに(国際事務局が関連する招請状を発送した後十四日を経過する前に緊急の会合が招集される場合には、可能な限り速やかに)関係する諮問委員会の委員及び特別のオブザーバーに送付されることが望ましい。したがって、このような通報は、関係機関の進行中の会合において必要と認められる排除又は書類へのアクセス制限の場合には適用されない。

第四条

一般規則第百十三条を次のように改める。

令和八年五月二十九日 参議院会議録第十七号

1 郵便業務理事会は、次の権限を有する。

- 1.1 国際郵便業務の発展及び改善のための実質的な措置を調整すること。
- 1.2 管理理事会の権限の範囲内で同理事会が承認することを条件として、国際郵便業務の質を維持し、及び向上させ、並びに当該業務を近代化するために必要と認める活動を行うこと。
- 1.3 その職務を遂行するため加盟国及びその指定された事業体と接触することを決定すること。
- 1.4 加盟国及びその指定された事業体に関係のある技術、業務、経済及び職業訓練の分野において加盟国及びその指定された事業体の経験及び成果を研究し、及び普及させるために必要な措置をとること。
- 1.5 管理理事会と合意の上、全ての加盟国及びその指定された事業体、特に開発途上にある新たな国及びその指定された事業体との技術協力の分野において適当な措置をとること。
- 1.6 郵便業務理事会の理事国、管理理事会又は加盟国若しくはその指定された事業体から提出される他の全ての問題を検討すること。
- 1.7 諮問委員会の議案、見解及び報告書を受領し、及び討議し、並びに問題が郵便業務理事会に関係する場合には同委員会の議案及び報告書を大会議に提出するために検討し、及び意見を付すること。
- 1.8 削除
- 1.9 財政的影響が大きい問題(料金、到着料、継越料、郵便物の航空運送の基本料金

率、小包郵便物の割当料金及び外国における通常郵便物の差出し)を含む全ての加盟国又はその指定された事業体に関心を有する業務上、営業上、技術上、経済上及び技術協力上の最も重要な問題を研究し、これらの問題に関する情報及び意見をまとめ、並びにこれらの問題に対処してとるべき措置を勧告すること。

- 1.10 大会議に提出する連合の戦略案及び四年度ごとの事業計画案の策定のために必要な資料を管理理事会に提供すること。
- 1.11 加盟国、その指定された事業体及び開発途上にある新たな国に関係のある教育上及び職業訓練上の問題を研究すること。
- 1.12 開発途上にある新たな国の現状及びニーズを研究し、並びにこれらの国における郵便業務の改善の方法及び手段について適切な勧告を作成すること。
- 1.13 連合の施行規則を改正すること。この場合において、郵便業務理事会は、基本的な政策及び原則に関する管理理事会の指針に従う。
- 1.14 議案を作成すること。当該議案は、大会議に対し、又は第百四十二条の規定に従って加盟国に対し、その承認を得るために提出する。当該議案が管理理事会の権限に属する問題に関するものである場合には、同理事会の承認を必要とする。
- 1.15 いずれかの加盟国が第百四十一条の規定に従って国際事務局に送付する議案を当該いずれかの加盟国の請求に応じて検討すること、当該議案に関する意見書を作成すること。

こと及び加盟国の承認を得るため当該議案を提出するのに先立ち、同事務局に当該議案の附属として当該意見書を添付させること。

1.16 必要があるときは、場合により管理理事会の承認を得て、及び全ての加盟国と協議の上、大会議が決定するまでの間規則を定め、又は新たな方法をとることを勧告すること。

1.17 技術、業務その他その権限内の分野において統一的な実施が不可欠であるものについての基準を加盟国及びその指定された事業体に対する勧告(連合の文書に定める場合には、拘束力のある規定)として作成し、提示すること。また、郵便業務理事会は、必要な場合には、既に作成した基準の変更を提示する。

1.18 第百五十三条の規定に従い、利用者の資金提供による補助機関の組織のための枠組みを定め、及び当該組織を承認すること。

1.19 利用者の資金提供による補助機関から毎年送付される報告書を受領し、及び審査すること。

1.20 郵便業務理事会内部規則及びその改正を採択すること。

第五条

一般規則第百十四条を次のように改める。

第百十四条 郵便業務理事会の会期の開催

1 郵便業務理事会は、大会議の議長が招集し、かつ、開会する最初の会合において、理事国のうちから一の議長国及び四の副議長国

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件

令和八年五月二十九日 参議院會議録第十七号

並びに各委員会の議長、副議長及び共同議長を選出する。同理事会の議長及び副議長の加盟国は、連合の五の地理的集団のそれぞれの加盟国とする。

2 郵便業務理事会は、その内部規則に定める関連する手続に従い、連合の所在地において、一年に二回又は例外的により多く会合する。

3 郵便業務理事会の議長及び副議長並びに同理事会の各委員会の議長、共同議長及び副議長は、運営委員会を構成する。運営委員会は、同理事会の各会期の活動のための準備を行い、及び当該活動を指導するものとし、また、同理事会が運営委員会に委任することを決定し、又は戦略計画の作成の過程が必要が生じた全ての任務を行う。

4 郵便業務理事会は、大会議が採択した連合の戦略(特に連合の常設機関の戦略に関する部分)に基づき、当該大会議後の同理事会の最初の会期において、戦略の実現を目的とした種々の戦術から成る基本活動計画を作成する。この基本活動計画は、現実的であり、かつ、共通の利益となる課題に関する限られた数の活動を含むものとし、新たな状況及び優先度に照らして毎年修正する。

5 削除

第六条

一般規則第百十五条を次のように改める。

第百十五条 オブザーバー

1 オブザーバー

1.1 管理理事会は、同理事会の活動と郵便業務理事会の活動との間の有効な連絡を確保

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件

するため、オブザーバーとして郵便業務理事会の会合に参加する代表者を指名することができ。

1.2 郵便業務理事会の理事国でない連合の加盟国並びに第百五条に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、投票権なしで同理事会の本会議及び委員会の会合に参加することができる。

1.3 諮問委員会の委員並びに第百五条に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、2.3の規定に従うことを条件として、投票権なしでオブザーバーとして常設の部会、特別のチームその他の郵便業務理事会の機関の会合に参加する権利を有する。

2 原則

2.1 郵便業務理事会は、運営上の理由により、オブザーバー及び特別のオブザーバーとして参加する主体ごとの参加者の数を制限することができる。また、同理事会は、これらの者の審議における発言権を制限することができる。

2.2 オブザーバー及び特別のオブザーバーは、希望する場合には、郵便業務理事会の活動の効率及び能率を確保するために同理事会が定める条件を遵守して、同理事会の行う研究に協力することが認められる。また、これらの者は、自己の有する専門的知識及び経験により常設の部会及び特別のチームの議長になることが正当と認められる。オブザーバー及び特別のオブザーバーの参加は、連合が追加の費用を負担す

ることなく行われる。

2.3 例外的な場合には、会合又は会合の一部への諮問委員会の委員及び特別のオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、これらの者が受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関が個別に又はその議長が郵便業務理事会の議長及び事務局長と協議の上個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。予定される会合に厳に関する限り、制限の通報は、当該会合の十四日前までに(国際事務局が関連する招請状を発送した後十四日を経過する前に緊急の会合が招集される場合には、可能な限り速やかに)関係する諮問委員会の委員及び特別のオブザーバーに送付されることが望ましい。したがって、このような通報は、関係機関の進行中の会合において必要と認められる排除又は書類へのアクセス制限の場合には適用されない。

第七条

一般規則第百二十条を次のように改める。

第百二十条 諮問委員会の構成

1 諮問委員会は、次のものから成る。

1.1 非政府機関(利用者、配達業務提供者又は郵便局員若しくはその雇用者を代表する

ものを含む)、慈善団体、標準化に係る団体、金融及び開発に係る団体、郵便業務分野への物品及び業務の提供者、運送に係る団体、学術機関及び研究機関、シンクタンク及びこれに類する知識に立脚した機関その他これらに類する連合の任務及び目標の実現に貢献することに関心を有する組織

1.2 加盟国又は連合の機関(諮問委員会を含む。)により推薦された郵便分野の高名な人物

2 諮問委員会の全ての委員は、いずれかの加盟国に主たる事業の拠点を有し、及び当該加盟国が要求する場合には当該加盟国において正当に登録され、又は1.2に規定する高名な人物の場合にはいずれかの加盟国において恒常的な居住地を有していなければならない。

3 諮問委員会の運営費は、管理理事会が別段の決定を行う場合を除くほか、同委員会の委員が分担する。この場合において、諮問委員会内部規則に定めるところにより、同委員会の委員の個別の法的性質及び財政能力に応じて、異なる負担金を適用することができる。

4 諮問委員会の委員は、いかなる報酬も受けない。

第八条

一般規則第百二十一条を次のように改める。

第百二十一条 諮問委員会への参加

1 諮問委員会への参加は、第百七条1.30の規定に従って管理理事会が定める申請及び承認の手続によって決定される。

2 前条2に定める要件の適用を妨げることなく、同条に規定する団体又は高名な人物が提

出する諮問委員会への参加の申請には、関係する加盟国の書面による事前の承認又は推薦を添付する。 2の二 諮問委員会への参加の取消しは、第七条^{1.30}の規定に従って管理理事会が定める手続によって決定される。 3 諮問委員会の各委員は、自己の代表者を指名する。 第九條 一般規則第二百二十二条を次のように改める。 第二百二十二條 諮問委員会の権限 1 諮問委員会は、次の権限を有する。 1.1 管理理事会及び郵便業務理事会並びにこれらの理事会のそれぞれの機関の書類及び報告書を検討すること。会合又は書類の対象となつてゐる事項の秘密性が要求される場合には、第九條^{2.3}及び第一百五條^{2.3}の規定に従ひ、例外的に、受領する書類を制限することができる。 1.2 諮問委員会の委員にとつて重要な問題についての研究を推進し、及び当該研究に対して貢献すること。 1.3 郵便分野に関する問題を検討し、並びにこのような問題に関して議案、見解及び報告書の形で管理理事会及び郵便業務理事会並びに適当な場合にはこれらの理事会のそれぞれの機関に対して検討の結果を提供すること。 1.4 削除 1.5 第七條^{1.2}及び第一百三條^{1.7}に定めるところにより、管理理事会が承認することを条件として及び同理事会の名において、並	びに問題が郵便業務理事会に関係する場合には郵便業務理事会が検討し及び意見を述べることを条件として、大会議に対し議案及び報告書を提出すること。 第十條 一般規則第二百二十三條を次のように改める。 第二百二十三條 諮問委員会の組織 1 諮問委員会は、管理理事会が定める枠組みに従つて、各大会議の後にその組織を再編成する。同理事会の議長は、同委員会の組織のための会合において議長となる。同委員会は、当該会合において同委員会の議長を選出する。 2 諮問委員会は、連合の一般的な原則を考慮しつつ、並びに郵便業務理事会と協議の上及び管理理事会の承認を得ることを条件として、その内部組織及び内部規則を定める。 3 諮問委員会は、少なくとも一年に一回又はその活動のために適当と認める場合にはより多く会合する。各会合の期日及び場所は、同委員会の議長が管理理事会及び郵便業務理事会の議長並びに国際事務局長と合意の上決定する。 第十一條 一般規則第二百二十四條を次のように改める。 第二百二十四條 大会議、管理理事会及び郵便業務理事会における諮問委員会の代表 1 2の規定の適用を妨げることなく、諮問委員会の委員は、関連する第九條及び第一百五條並びに大会議内部規則の規定に従ふことを条件として、投票権なしでオブザーバーと	して大会議、管理理事会及び郵便業務理事会並びにこれらの理事会のそれぞれの委員会、常設の部会、特別のチームその他の機関の会合に参加する権利を有する。 2 諮問委員会は、連合の機関との有効な連絡を確保するため、同委員会を唯一代表する代表者を指名するものとし、当該代表者は、同委員会の名において、第二百二十二條に規定する検討の結果を正式に提供するものとする。 この指名された代表者は、同委員会の名において、関連する第九條及び第一百五條並びに大会議内部規則の規定に従ふことを条件として、投票権なしでオブザーバーとして大会議、管理理事会及び郵便業務理事会並びにこれらの理事会のそれぞれの委員会、常設の部会、特別のチームその他の機関の会合に参加する権利を有する。 3 管理理事会の議長及び郵便業務理事会の議長は、諮問委員会の会合の議事日程にこれらの理事会に關係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において当該各理事会を代表する。 第十二條 一般規則第二百二十五條を次のように改める。 第二百二十五條 諮問委員会のオブザーバー 1 加盟国並びに第一百五條に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、投票権なしで諮問委員会の会合に参加することができる。 2 諮問委員会は、運営上の理由により、オブザーバー及び特別のオブザーバーとして参加	する主体ごとの参加者の数を制限することができる。また、同委員会は、これらの者の審議における発言権を制限することができる。 3 例外的な場合には、諮問委員会の会合又は当該会合の一部へのオブザーバー及び特別のオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となつてゐる事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、これらの者が受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、諮問委員会又はその議長が、管理理事会の議長及び事務局長と協議の上、個別に行ふことができる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事会に關係する場合には郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。予定される会合に嚴に關する限り、制限の通報は、当該会合の十四日前までに(国際事務局が関連する招請状を発送した後十四日を経過する前に緊急の会合が招集される場合には、可能な限り速やかに)關係するオブザーバー及び特別のオブザーバーに送付されることが望ましい。したがつて、このような通報は、關係機關の進行中の会合において必要と認められる排除又は書類へのアクセス制限の場合には適用されない。 第十三條 一般規則第二百二十六條を次のように改める。 第二百二十六條 諮問委員会の活動に關する情報 1 諮問委員会は、各会期の後に、同委員会の
--	--	---	---

活動に関する情報を、特に同委員会の会合の議事概要並びに勧告及び意見を管理理事会及び郵便業務理事会の議長に送付することによって、これらの理事会に対し提供する。また、同委員会の議長又は他の指名された同委員会の代表者は、管理理事会及び郵便業務理事会のそれぞれの本会議において、同委員会の活動に関する報告を行う。

2 諮問委員会は、その活動に関する年次報告書を管理理事会及び郵便業務理事会のために作成する。当該年次報告書は、第一百一十一条及び第一百七十条の規定に従って加盟国、その指定された事業体及び限定連合に提供される管理理事会及び郵便業務理事会の書類に含める。

3 諮問委員会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに加盟国及びその指定された事業体に送付する。

第十四条

一般規則第一百三十三条を次のように改める。

第一百三十三条 情報、意見、文書の説明及び改正の請求、照会並びに清算への関与

1 国際事務局は、管理理事会、郵便業務理事会、諮問委員会、加盟国及びその指定された事業体に対し、要請があったときはいつでも、郵便業務の問題に関する有益な情報を提供する。

2 国際事務局は、特に、郵便業務に関する全ての種類の情報を収集し、整理し、発行し、及び配布すること、係争問題につき当事者の

請求に応じて意見を表明し、又は紛議の解決のための業務を提供すること(紛議の解決のための業務は、有償で、かつ、管理理事会が採択する関連する手続に従って提供するものとする)、連合の文書の説明及び改正についての請求を処理すること並びに、通常、連合の文書によって同事務局に割り当てられ、又は連合のために同事務局が行うよう指示された研究及び編集上又は記録上の事務を行うことを任務とする。

3 国際事務局は、また、加盟国及びその指定された事業体の請求に基づき、適当な場合には、特定の問題についての他の加盟国、これらの加盟国の指定された事業体、諮問委員会の委員及び公衆の意見を知るために照会を行う。当該照会の結果は、賛否の表明としての性質を有するものではなく、また、いずれの加盟国及びその指定された事業体も拘束するものではない。

4 国際事務局は、郵便業務に関する各種の勘定の清算につき決済機関として仲介を行うことができる。

5 国際事務局は、連合の文書又は決定に従って自己の任務を遂行するために加盟国、その指定された事業体又は諮問委員会の委員から提供された営業上の情報の秘密性及び保護を確保する。

第十五条

一般規則第四十六条を次のように改める。

第四十六条 連合の経費の決定

1 連合の機関の活動に係る年次経費は、2から6までの規定が適用される場合を除くほ

か、二千二十二年及び二千二十三年については三千八百八十九万三十五スイス・フラン並びに二千二十四年及び二千二十五年については三千九百五十一万二千二百七十五スイス・フランを超過してはならない。二千二十五年に予定される大会議が延期される場合には、同年よりも後の各年についても後者の最高限度額が適用される。

2 次回の大会議の開催に係る経費(事務局の要する旅費、運送費、同時通訳装置に係る費用、大会議の期間における書類の作成費等)は、二百九十万スイス・フランの最高限度額を超過してはならない。

3 管理理事会は、国際連合がジュネーブにおいて勤務する国際連合の職員について適用することを認めた俸給額、年金掛金又は手当(勤務地手当を含む)の引上げを考慮して、1及び2に定める最高限度額の超過を認めることができる。

4 管理理事会は、また、毎年、スイスの消費者物価指数を基礎として、職員に関する経費以外の経費の額を調整することができる。

5 1の規定にかかわらず、管理理事会(特に緊急の場合には、国際事務局長は、国際事務局の庁舎の重要なかつ予期することのできなかった修理の費用を支払うため、定められた最高限度額の超過を認めることができる。ただし、超過額は、一年につき十二万五千スイス・フランを超えることができない。

6 1及び2の経費については、連合の円滑な運営を確保するために十分でないことが明らかとなった場合には、加盟国の過半数による

議決で承認を得ることを条件として、1及び2に定める最高限度額を超過することができる。超過を必要とする事由については、協議の際に十分な説明を行う。

第十六条 この追加議定書の効力発生及び有効期間

この追加議定書は、二千二十四年三月一日に効力を生じ(例外として、第十五条の規定は、二千二十四年一月一日に効力を生ずる)、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が一般規則中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各加盟国に送付する。

二千二十三年十月五日にリヤドで作成した。

万国郵便連合一般規則の第五追加議定書

ドバイにおいて大会議として会合した万国郵便連合加盟国の政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十九条2の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十四条3及び5の規定の適用があることを条件として、一般規則に対する次の改正を採択した。

第一条

一般規則第一条を次のように改める。

第百一条 大会議及び臨時大会議の組織及び会合

1 加盟国の代表者は、前回の大会議が開催された年の終了後四年以内に、大会議として会合する。

2 加盟国は、その政府が必要な権限を付与した一人又は二人以上の全権委員に大会議において自国を代表させる。加盟国は、必要があるときは、他の加盟国の代表団に自国を代表させることができる。ただし、一の代表団は、自国のほかに二以上の加盟国を代表することができない。

3 大会議は、原則として、次の大会議の開催される国を指定する。その指定がされた国において開催することができないことが判明した場合には、管理理事会は、大会議の開催される国を、当該指定がされた国と合意の上指定することができる。この3の規定は、大会議への遠隔での参加を許可し、又は制限する大会議内部規則のいかなる規定の適用も妨げるものではない。

4 招請政府は、国際事務局と合意の上大会議の確定期日及び正確な場所を定める。招請政府は、原則として確定期日の一年前に、加盟国政府に対して招請状を送付する。招請状は、直接又は他の政府若しくは国際事務局長の仲介によって送付することができる。

5 招請政府なしに大会議を開催しなければならない場合には、国際事務局は、管理理事会の同意を得て、かつ、スイス連邦政府と合意の上、連合所在国に大会議を招集し、及び組織するために必要な措置をとる。この場合には、同事務局が招請政府の職務を行う。

令和八年五月二十九日 参議院会議録第十七号

6 臨時大会議の開催地は、その開催を発議した加盟国が国際事務局と合意の上決定する。

7 2から5まで及び次条の規定は、臨時大会議について準用する。

第二条

一般規則第百五条を次のように改める。

第百五条 連合の機関のオブザーバー

1 次の者は、大会議、管理理事会及び郵便業務理事会の全会議及び委員会の会合にオブザーバーとして参加するよう招請される。

1.1 国際連合

1.2 地域連合

1.3 諮問委員会の委員

1.4 大会議の決議又は決定により、連合の会合にオブザーバーとして参加することを許可された団体

2 次の者は、第百七条¹²の規定に従って管理理事会により正当に指定された場合には、特別のオブザーバーとして大会議の特定の会合に参加するよう招請される。

2.1 国際連合の専門機関及び他の政府間機関

2.2 国際機関、団体若しくは企業又は資格のある者

3 1に規定するオブザーバーに加えて、管理理事会及び郵便業務理事会は、連合及びその機関にとって利益となる場合には、内部規則に従って、当該各理事会の会合に参加する特別のオブザーバーを指定することができる。

第三条

一般規則第百六条を次のように改める。

第百六条 管理理事会の構成及び運営

1 管理理事会は、四十一の理事国から成るも

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件

のとし、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。

2 大会議を開催する加盟国は、当然に議長国となる。大会議を開催する加盟国が議長国となる権利を放棄した場合には、大会議を開催する加盟国は、当然に理事国となり、その結果、その属する地理的集団は、追加の一議席を有する。この追加の一議席については、3の制限は、適用しない。この場合には、管理理事会は、大会議を開催する加盟国の属する地理的集団に属する理事国の一を議長国に選出する。

3 管理理事会の議長国を除く四十の理事国は、大会議が衡平な地理的配分に基づいて選出する。理事国の少なくとも半数は、大会議の際に交代する。加盟国は、理事国として連続して三回の大会議によって選出されることはできない。第一段から第三段までの規定の適用を妨げることなく、国際連合の作成する表において太平洋諸島の国及び地域として定められている加盟国の属する地理的集団については、その一議席がこれらの加盟国のために確保される。

4 管理理事会の各理事国は、当該理事国の代表者を指名する。管理理事会の理事国は、同理事会の活動に積極的に参加する。

5 第百十條に別段の定めがある場合を除くほか、管理理事会の理事国の職務は、無報酬とする。同理事会の運営費は、連合が負担する。

6 管理理事会は、大会議が採択した連合の戦略及び事業計画を十分に考慮しつつ、常設の

部会、特別のチームその他同理事会の組織内に設けるべき機関を明確にし、形式化し、又は設置する。

第四条

一般規則第百十條を次のように改める。

第百十條 旅行の費用の償還及び議長に対する手当の支払

1 管理理事会の会合に参加する理事国の代表者の旅行の費用は、その所属する加盟国が負担する。ただし、大会議の会期中に開催される同理事会の会合に参加する場合を除くほか、同理事会及び国際連合がそれぞれ作成する表において開発途上国又は後発開発途上国に分類されている加盟国の各一人の代表者は、エコノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用の償還を受ける権利を有する。鉄道又は当該他の方法による旅行の費用について償還される額は、エコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えないものとする。これと同様の権利は、同理事会の委員会又は他の機関が大会議及び同理事会の会期外に会合するときに、当該委員会又は他の機関の各構成国の代表者に対し与えられる。

2 さらに、1に規定する表において開発途上国又は後発開発途上国に分類されている加盟国が管理理事会の議長国である場合には、当該加盟国の一人の代表者は、その資格において同理事会、郵便業務理事会、連合の常設機関の調整委員会及び連合の積立制度に係る管理理事会の会合に参加するために、1に定める償還と同様のもの及び日ごとの滞在費(連合の

令和八年五月二十九日 参議院会議録第十七号

職員に適用される条件を準用して支払われるもの)を受ける権利を有する。

第五条

一般規則第百十一条を次のように改める。

第百十一条 管理理事会の活動に関する情報

1 管理理事会は、各会期の後に、同理事会の活動に関する情報を、特に議事概要並びに決議及び決定を送付することによって、加盟国、その指定された事業体、地域連合及び諮問委員会の委員に対し提供する。

2 管理理事会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに加盟国、その指定された事業体及び諮問委員会の委員に送付する。

第六条

一般規則第百十二条を次のように改める。

第百十二条 郵便業務理事会の構成及び運営

1 郵便業務理事会は、四十八の理事国から成るものとし、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。

1の二 第百十四条の規定並びにこの条及び郵便業務理事会内部規則に定める関連する手続に従って正当に選出された同理事会の理事国は、議長国となる。

1の三 国際事務局局長は、大会議の開会の八箇月前までに、加盟国政府に送付する通知書により、加盟国として郵便業務理事会の議長国への立候補の届出をするよう要請する。当該立候補の届出は、大会議の開会の六箇月前までに国際事務局に到着していなければならない

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件

い。

1の四 立候補した加盟国に対する聴聞は、1の三に定める六箇月の期限の満了の後、かつ、大会議の前の最後の郵便業務理事会の会期の間に、同理事会の内部規則に定める特定の手続に従って行われる。聴聞は、全ての加盟国に対して開かれたものとし、並びに第百五条の関連する規定及び当該内部規則に従い非加盟国のオブザーバーに対しても開かれたものとすることができる。立候補した各加盟国は、同理事会に関する展望を含む簡潔な陳述を行うものとし、その後、質疑応答が行われる。立候補した各加盟国には、等しく時間が割り当てられるものとする。一の加盟国のみが立候補する場合には、聴聞は開催されない。

2 郵便業務理事会の理事国は、大会議が一定の地理的配分に基づいて選出する。各地理的集団の理事国の少なくとも三分の一は、大会議の際に交代する。前段及び中段の規定の適用を妨げることなく、国際連合の作成する表において太平洋諸島の国及び地域として定められている加盟国の属する地理的集団については、その一議席がこれらの加盟国のために確保される。

3 郵便業務理事会の各理事国は、当該理事国の代表者を指名する。郵便業務理事会の理事国は、同理事会の活動に積極的に参加する。

4 第百十六条に別段の定めがある場合を除くほか、郵便業務理事会の理事国の職務は、無報酬とする。同理事会の運営費は、連合が負担する。

5 郵便業務理事会は、大会議が採択した連合

の戦略及び事業計画を十分に考慮しつつ、常設の部会、特別のチーム、利用者の資金提供による補助機関その他同理事会の組織内に設けるべき機関を明確にし、形式化し、又は設置する。

第七条

一般規則第百十六条を次のように改める。

第百十六条 旅行の費用の償還及び議長に対する手当の支払

1 郵便業務理事会の会合に参加する理事国の代表者の旅行の費用は、その所属する加盟国が負担する。ただし、大会議の会期中に開催される同理事会の会合に参加する場合を除くほか、国際連合の作成する表において後発開発途上国に分類されている加盟国の各一人の代表者は、エコノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用の償還を受ける権利を有する。鉄道又は当該他の方法による旅行の費用について償還される額は、エコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えないものとする。

2 さらに、1に規定する表において後発開発途上国に分類されている加盟国が郵便業務理事会の議長国である場合には、当該加盟国の一人の代表者は、その資格において同理事会、管理理事会及び連合の常設機関の調整委員会に参加するために、1に定める償還と同様のもの及び日ごとの滞在費(連合の職員に適用される条件を準用して支払われるもの)を受ける権利を有する。

第八条

一般規則第百十七条を次のように改める。

第百十七條 郵便業務理事会の活動に関する情報

四二

1 郵便業務理事会は、各会期の後に、同理事会の活動に関する情報を、特に議事概要並びに決議及び決定を送付することによって、加盟国、その指定された事業体、地域連合及び諮問委員会の委員に対し提供する。

2 郵便業務理事会は、その活動に関する年次報告書を管理理事会のために作成する。

3 郵便業務理事会は、その活動の全体に関する報告書(第百五十三条に規定する利用者の資金提供による補助機関に関する報告を含む)を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに加盟国、その指定された事業体及び諮問委員会の委員に送付する。

第九条

一般規則第百二十二条を次のように改める。

第百二十二条 諮問委員会の権限

1 諮問委員会は、次の権限を有する。

1.1 管理理事会及び郵便業務理事会並びにこれらの理事会のそれぞれの機関の書類及び報告書を検討すること。会合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、第百九条2.3及び第百十五条2.3の規定に従い、例外的に、受領する書類を制限することができる。

1.2 諮問委員会の委員にとって重要な問題についての研究を推進し、及び当該研究に対して貢献すること。

1.2の二 管理理事会が承認することを条件として、並びに問題が郵便業務理事会に関係

する場合には郵便業務理事会が検討し、及び意見を述べることを条件として、加盟国の政府当局又はその指定された事業体と連携する可能性も含め、諮問委員会の委員が関係する郵便分野の活動の実施を調整し、及び円滑にすること。

1.3 郵便分野に関する問題を検討し、並びにこのような問題に関して議案、見解及び報告書の形で管理理事会及び郵便業務理事会並びに適当な場合にはこれらの理事会のそれぞれの機関に対して検討の結果を提供すること。

1.4 第一百七十七条^{1.1}及び第一百三十三条^{1.7}に定めるところにより、管理理事会が承認することを条件として及び同理事会の名において、並びに問題が郵便業務理事会に関係する場合には郵便業務理事会が検討し及び意見を述べることを条件として、大会議に対し議案及び報告書を提出すること。

一般規則第二百二十六条を次のように改める。

第二百二十六条 諮問委員会の活動に関する情報

1 諮問委員会は、各会期の後に、同委員会の活動に関する情報を、特に同委員会の会合の議事概要並びに勧告及び意見を管理理事会及び郵便業務理事会の議長に送付することによって、これらの理事会に対し提供する。また、同委員会の議長又は他の指名された同委員会の代表者は、管理理事会及び郵便業務理事会のそれぞれの本会議において、同委員会

の活動に関する報告を行う。

2 諮問委員会は、その活動に関する年次報告書を管理理事会及び郵便業務理事会のために作成する。当該年次報告書は、第一百一十一条及び第一百七十七条の規定に従って加盟国、その指定された事業体及び地域連合に提供される管理理事会及び郵便業務理事会の書類に含める。

3 諮問委員会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに加盟国及びその指定された事業体に送付する。

第十一条

一般規則第二百二十七条を次のように改める。

第二百二十七条 国際事務局局長及び国際事務局次長の選挙

1 国際事務局局長及び国際事務局次長は、大会議から大会議までの期間について大会議が選出する。その任期は、四年を下回らないものとし、一回に限って更新することができる。

国際事務局局長及び国際事務局次長の就任期日は、大会議が別段の決定をしない限り、大会議が開催された年の翌年の一月一日とする。

2 国際事務局局長は、大会議の開会の八箇月前までに、加盟国政府に送付する通知書により、希望する場合には国際事務局局長及び国際事務局次長の職への立候補の届出をするよう要請する。通知書には、在任中の国際事務局局長及び国際事務局次長が任期の更新について関心を有するか否かについても記載する。立候補の届出は、履歴書とともに、大会議の開

会の六箇月前までに国際事務局に到着していなければならない。候補者は、立候補の届出を行う加盟国の国民でなければならない。国際事務局は、大会議のために必要な書類を作成する。国際事務局局長及び国際事務局次長の選挙は、秘密投票によって行う。選挙は、まず、国際事務局局長の職について行う。

2の二 国際事務局局長及び国際事務局次長の職への候補者に対する聴聞は、2に定める六箇月の期限の満了の後、かつ、大会議の前の最後の管理理事会の会期の間に、同理事会の内部規則に定める特定の手続に従って行われる。聴聞は、全ての加盟国に対して開かれたものとし、並びに第二百五条の関連する規定及び当該内部規則に従い非加盟国のオブザーバーに対しても開かれたものとすることができる。各候補者は、連合に関する展望を含む簡潔な陳述を行うものとし、その後、質疑応答が行われる。各候補者には、等しく時間が割り当てられるものとする。国際事務局局長又は国際事務局次長の職への候補者が一人のみである場合には、聴聞は開催されない。

3 国際事務局局長が欠けた場合には、国際事務局次長が当該国際事務局局長について定められた任期の終了まで国際事務局局長の職務を行う。この場合において、国際事務局次長は、国際事務局次長としての任期が前回の大会議によって更新されておらず、かつ、国際事務局局長の職への候補者とみなされることについて関心を表明することを条件として、国際事務局局長の職への応募資格があるものとされ、自動的に候補者と認められる。

4 国際事務局局長及び国際事務局次長が同時に欠けた場合には、管理理事会は、募集の結果受領した立候補の届出に基づき、次回の大会議までの期間について国際事務局次長を選出する。立候補の届出については、2の規定を準用する。

5 国際事務局次長が欠けた場合には、管理理事会は、国際事務局局長の提案に基づき、国際事務局のD2の等級の管理職の一人に、次回の大会議まで国際事務局次長の職務を行わせる。

第十二条

一般規則第二百二十八条を次のように改める。

第二百二十八条 国際事務局局長の権限

1 国際事務局局長は、連合を法的に代表する。

2 国際事務局局長は、国際事務局を組織し、管理し、及び統括する。

3 職の分類、任命及び昇級に関し、

3.1 国際事務局局長は、G1からD2までの等級の職を分類し、かつ、職員をこれらの等級に任命し、及び昇級させる権限を有する。

3.2 国際事務局局長は、P1からD2までの等級への職員の任命に当たり、加盟国の国籍を有し、又は加盟国において職業活動に従事する候補者の職務上の適格性を考慮する。この場合において、国際事務局局長は、衡平な地理的配分及び言語並びに男女間の均衡を考慮する。D2の等級の職は、国際事務局の能率に最大の注意を払い、できる限り、それぞれ異なる地域であって国際事務局局長及び国際事務局次長の出身地域以外

の地域からの候補者によつて占められるものとする。 3.3 また、国際事務局局長は、新しい職員任命に当たり、D 2、D 1及びP 5の等級の地位を占める者が原則としてそれぞれ異なる加盟国の国民でなければならないことを考慮するものとする。 3.4 国際事務局の職員のD 2、D 1及びP 5の等級への昇級については、国際事務局局長は、3.3に規定する原則と同様の原則を適用する義務を負わない。 3.5 採用の過程においては、衡平な地理的分及び言語並びに男女間の均衡を考慮することの要請よりも能力を優先する。 3.6 国際事務局局長は、職員のP 4からD 2までの等級への任命及び昇級につき、一年に一回、管理理事会に通報する。 4 さらに、国際事務局局長は、次の権限を有する。 4.1 連合の文書の寄託者として並びに連合への加入及び加盟並びに連合からの脱退の手續において仲介者として行動すること。 4.2 大会議において行われた決定を全ての加盟国政府に通報すること。 4.3 郵便業務理事会が定め、又は改正した施行規則を全ての加盟国及びその指定された事業体に通報すること。 4.4 連合の必要と両立するできる限り低額の水準で連合の年次予算案を作成し、これを適当な時期に管理理事会の審査に付すること及び同理事会の承認を得た予算を加盟国に通報し、これを執行すること。	4.5 連合の機関が要請する特定の活動及び連合の文書に定める特定の活動を行うこと。 4.6 策定された政策及び利用することができ資金の範囲内で、連合の機関が定める目標を達成するために措置をとること。 4.7 管理理事会又は郵便業務理事会に対し、意見及び議案を提出すること。 4.8 大会議の終了後、郵便業務理事会内部規則に従つて、大会議の決定の結果必要となる施行規則の改正に関する議案を郵便業務理事会に提出すること。 4.9 管理理事会のために、同理事会及び郵便業務理事会の指示に基づき、大会議に提出する連合の戦略案及び四年ごとの事業計画案を作成すること。 4.10 管理理事会の承認を得るため、前回の大会議で承認された連合の戦略に関する加盟国の実施状況についての四年ごとの報告書であつて次回の大会議に提出されるものを作成すること。 4.11 次の者の間の関係において仲介者として行動すること。 4.11.1 連合と地域連合との間 4.11.2 連合と国際連合との間 4.11.3 連合と連合にとつて関心のある活動を行つてゐる国際機関との間 4.11.4 連合と、連合の機関が当該機関の活動について協議すること又はその活動に参加させることを希望する国際機関、団体又は企業との間 4.12 連合の機関の事務局長の職務を行い、当該事務局長の資格において、この一般規則	の特別の規定を考慮に入れた上で特に次の事項を監督すること。 4.12.1 連合の機関の活動の準備及び組織書類、報告書及び議事録の準備、作成及び配布 4.12.2 連合の機関の会合における当該機関の事務局の運営 4.12.3 連合の機関の会合に出席し、投票権なしで審議に参加すること。もっとも、代理を出すことができる。 第十三条 一般規則第三百三十五条を次のように改める。 第三百三十五条 国際事務局の供給する 票票 削除 第十四条 一般規則第三百三十六条を次のように改める。 第三百三十六条 地域連合の文書及び特別取極 1 万国郵便連合憲章第九条の規定に基づいて締結された地域連合の文書及び特別取極は、当該地域連合の事務局又は当該事務局が行わない場合にはこれらを締結した国の一が国際事務局にこれらの写しを二通送付する。 2 国際事務局は、地域連合の文書及び特別取極が連合の文書に定める条件よりも公衆に不利な条件を定めないように監視するものとし、この2の規定により違反の存在を認めた場合には、これを管理理事会に通報する。 3 国際事務局は、この条に規定する地域連合及び特別取極の存在を加盟国及びその指定された事業体に通報する。	第十五条 一般規則第三百三十八条を次のように改める。 第三百三十八条 連合の活動に関する年次報告書 国際事務局は、連合の活動について年次報告書を作成し、管理理事会の運営委員会の承認を得た上で、加盟国、その指定された事業体、地域連合及び国際連合に当該年次報告書を送付する。 第十六条 一般規則第四百六条を次のように改める。 第四百六条 連合の経費の決定 1 連合の機関の活動に係る年次経費は、2から6までの規定が適用される場合を除くほか、二千二十六年から二千二十九年までについては三千九百五十一万二千二百七十五スイス・フランを超過してはならない。二千二十九年に予定される大会議が延期される場合には、同年よりも後の各年についてもこの最高限度額が適用される。 2 次回の大会議の開催に係る経費(事務局の要する旅費、運送費、同時通訳装置に係る費用、大会議の期間における書類の作成費等)は、二百九十万スイス・フランの最高限度額を超過してはならない。 3 管理理事会は、国際連合がジュネーブにおいて勤務する国際連合の職員について適用することを認めた俸給額、年金掛金又は手当(勤務地手当を含む。)の引上げを考慮して、1及び2に定める最高限度額の超過を認めることができる。 4 管理理事会は、また、毎年、スイスの消費
--	---	---	---

者物価指数を基礎として、職員に関する経費以外の経費の額を調整することができる。

5 1の規定にかかわらず、管理理事会(特に緊急の場合には、国際事務局長は、国際事務局の庁舎の重要なかつ予期することのできなかつた修理の費用を支払うため、定められた最高限度額の超過を認めることができる。ただし、超過額は、一年につき十二万五千スイス・フランを超えることができない。

6 1及び2の経費については、連合の円滑な運営を確保するために十分でないことが明らかとなった場合には、加盟国の過半数による議決で承認を得ることを条件として、1及び2に定める最高限度額を超過することができる。超過を必要とする事由については、協議の際に十分な説明を行う。

第十七条

一般規則第四百七条を次のように改める。

第四百七条 加盟国の分担金に関する規則

1 連合に加入し、又は連合員として加盟する国及び連合から脱退する国は、その加入、加盟又は脱退が効力を生ずる年の全期間について自国の分担金を支払う。

2 加盟国は、管理理事会の決定する予算に基づき、連合の年次経費に対する自国の分担金をあらかじめ、遅くとも当該予算の関係する会計年度の初日までに支払う。この期限を経過した後は、未払金額については、連合のために、四箇月日から年五パーセントの割合の利子が生ずる。

3 加盟国が連合に対して負う分担金(未払分

につき生ずる利子は含まない。)の滞納額が、直前の二の会計年度に係る当該加盟国の分担金の額に等しいか又はこれを超える場合には、当該加盟国は、管理理事会が定めた手続に従い、他の加盟国に対して有する債権の全部又は一部を再び取り戻すことのないものとして連合に譲渡することができる。当該債権の譲渡の条件については、当該加盟国、その債務国及び債権国並びに連合の間の合意に基づいて決定する。

4 法的な理由その他の理由により3に規定する譲渡を行うことができない加盟国は、連合とその滞納分の償還計画を取り決める責任を負う。それにもかかわらず、当該加盟国が当該償還計画に定める支払方法を含む条件を遵守しない場合には、当該加盟国による十分に正当と認められる請求に基づき、管理理事会が遅くとも大会議の前の最後の会期中に、この不遵守が例外的な状況によるものであったとの別段の決定をしない限り、当該加盟国は、次の大会議から大会議までの期間まで、連合と新たな償還計画を取り決めることができる。

5 連合に対して負う分担金の滞納については、大会議又は管理理事会が決定する例外的な状況を除くほか、その滞納額の回収期間が十年を超えてはならない。大会議又は管理理事会が二十年を超える回収期間の支払に関する合意を承認する場合には、当該合意に署名した加盟国が滞納している分担金の年間の支払額は、当該加盟国の年間の分担金の額を下回ってはならない。

6 また、大会議又は管理理事会のうちいずれかの機関が決定する例外的な状況において、加盟国が未払の元金全額を支払った場合には、当該機関は、当該加盟国が支払うべき利子の全部又は一部を免除することができる。

7 同様に例外的な状況において、大会議又は管理理事会は、関係する加盟国から書面による請求があつた場合には、当該加盟国が支払うべき滞納金(これに係る利子を除く。)の総額の少なくとも半分に相当する額を支払うことを条件として、当該加盟国の滞納金の支払を免除し、及び当該加盟国に課されている自動的制裁を直ちに解除することを決定することができる。

8 大会議又は管理理事会は、また、長年にわたる滞納金を有する加盟国から書面による請求があつた場合には、当該加盟国が連合の年次経費に対する過去五年間(現会計年度を含む。)の義務的な分担金(これに係る利子を除く。)を支払うことを条件として、当該加盟国の滞納金の支払を例外的に免除し、及び当該加盟国に課されている自動的制裁を直ちに解除することを決定することができる。

8.1 8の規定の適用上、「長年にわたる滞納金」とは、連合の年次経費に対する義務的な分担金に関連する滞納金(利子を含む。)であつて、過去の五の会計年度より長い期間について支払期限が到来したものをいう。

8.2 同様に、8の規定の適用上、特に第百五十一条1に規定する後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国が長年にわたる滞納金

を有する場合には、大会議又は管理理事会は、これらの加盟国の「過去五年間の義務的な分担金」について、当該加盟国の属する現行の分担等級を基礎として算定することを例外的に決定することができる。この場合には、当該分担等級の額に五を乗ずる。

9 第百五十一条1に規定する後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国が7及び8に規定する支払の取決めによつて利益を得ることを認められる場合には、関係する加盟国が支払った額の五十パーセント以上は、当該加盟国に利益をもたらすことを目的とした連合主導の技術援助計画に充てられる。

10 7及び8に規定する例外的な支払の取決めの枠組みにおいて免除された元金又は利子は、取り消されず、連合は、適用される財政規則に従つて当該元金又は利子を保留し、及びこれらについて引当金を計上する。関係する加盟国がその後自動的制裁を受ける場合には、当該元金又は利子は、連合によつて当該加盟国の滞納金として直ちに再登録される。

11 加盟国は、管理理事会によつて承認された滞納分の償還計画の枠内で、既に生じた、又は将来生ずる利子の全部又は一部を免除される。ただし、その免除については、最長十年の合意される期間内において償還計画を完全にかつ遅滞なく実施することを条件とする。

12 3から11までの規定は、国際事務局が言語集団に属する加盟国に請求する翻訳の費用について準用する。

13 国際事務局は、請求書を送付する支払期日の遅くとも三箇月前に加盟国に送付する。請求書の原本は、関係する加盟国が通報する正確な所在地宛てに送付される。請求書の電子的な写しは、事前の通報又は注意の喚起として電子メールにより送付される。

14 国際事務局は、また、特定の請求書に係る延滞利子を加盟国に課することに、当該加盟国がその利子がいずれの請求に対応するものであるかを容易に識別できるよう、明確な情報を提供する。

第十八条

一般規則第百五十一条を次のように改める。

第百五十一条 分担等級

1 加盟国は、自国の属する分担等級に従い、連合の経費を分担する。分担等級の構成は、一単位等級から始まり、国際連合の経費配分に關する最新の分担率に基づいて定められた水準まで一単位等級ごとに上がる。加盟国は、当該分担率を考慮しつつ、自国の経済力に基づいて、自国の分担等級を選定する。国際連合が後発開発途上国と認める加盟国は、一分担単位の半額を支払う。国際連合が人口二十万未満の開発途上にある島嶼国と認める加盟国は、一分担単位の十分の一の額を支払う。

2 いずれの加盟国も、1に規定する分担等級に代えて、少なくとも大会議から大会議までの間に等しい期間継続することを条件として、一層大きい分担単位数の拠出を選定することができる。このような変更は、遅くとも大会議の際に公表するものとする。大会議が

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合第二追加議定書の締結について承認を求めるの件

ら大会議までの期間が満了した時点において、当該加盟国は、自国の選定した一層大きい分担単位数の拠出の維持を決定しない限り、自動的に当初の分担単位数に戻る。追加の分担金の支払に際して経費も増加するものとする。

3 加盟国は、連合への加入又は加盟の際に、万国郵便連合憲章第二十条4に定める手続に従い、国際連合の経費配分に關する最新の分担率を考慮しつつ、自国の分担単位数を選定する。

4 国際連合の経費配分に關する最新の分担率に基づいて算定される自国の経済力を超えて支払を行う加盟国は、大会議から大会議までの期間ごとに自国の分担単位数を二分担単位を限度として引き下げる権利を有する。ただし、その引下げに当たっては、国際連合の経費配分に關する現行の分担率に基づくとしたならば支払うこととなる分担金の額を下回らないことを条件とする。分担単位数の当該引下げに係る経費については、8に定める手続に従い、加盟国が負担する。他方、国際連合の経費配分に關する最新の分担率に基づいて算定される自国の経済力を下回る水準で支払を行う加盟国は、現行の分担率の水準に達するまで、大会議から大会議までの期間ごとに自国の分担単位数を少なくとも二分担単位引き上げるよう要請される。その要請に応じない加盟国は、8に定める手続に基づく分担単位数の減額による利益を受けない。

5 国際的な救援計画を必要とする自然災害のような例外的状況の下において、加盟国が当

初に選定した分担等級に従った分担金を維持することができなくなったことを立証した場合には、管理理事会は、当該加盟国の請求に応じて次回の大会議までの期間中一回に限り、一段階低い分担等級への一時的な変更を認めることができる。

6 5の規定の適用による分担等級の一時的な変更は、二年（二年以内に次回の大会議が開催される場合には、当該大会議までの期間）を限度とする期間に限って、管理理事会が認めることができる。この期間が満了した時点において、関係する加盟国は、自動的に当初の分担等級に戻る。

7 一層高い分担等級への変更については、いかなる制限も付さない。

8 国際事務局は、次の条件に従って、関連する基準分担単位額及び減額分担単位額を計算する。

8.1 総分担単位数の減少（注）が生ずる場合には、その結果生ずる基準分担単位額（減額されていない分担単位額）及び減額分担単位数の増加分は、全ての加盟国が現行の基準分担単位額及び減額分担単位額に比例して連帯して負担する。

注 この規定の適用上、「総分担単位数の減少」とは、各加盟国が決定する分担単位数の減少分を合算したものを指す。

8.2 総分担単位数の増加（注）が生ずる場合又はその後加盟国が減額分担単位額による利益を得る資格を失う場合には、いずれの更なる減額分担単位額の減少も、自国の経済力以上の水準で支払を行う加盟国及び自国の経済力を下回る水準で支払を行う加盟

国であつて大会議から大会議までの期間ごとに自国の分担単位数を少なくとも二分担単位引き上げるもののみが利益を得るものとする。

注 この規定の適用上、「総分担単位数の増加」とは、各加盟国が決定する分担単位数の増加分を合算したものを指す。

9 8に定める手続は、(i) 5及び6に規定する例外的な状況又は(ii) 管理理事会が決定する連合の経費の調整のいずれかの結果生じた基準分担単位額及び減額分担単位額の変更については適用しない。この場合において、これらの変更に係る経費は、現行の基準分担単位額及び減額分担単位額に比例して配分され、全ての加盟国が連帯して負担する。

第十九条 この追加議定書の効力発生及び有効期間

この追加議定書は、二千二十七年一月一日に効力を生じ（例外として、第三条、第四条、第七条、第九条、第十六条及び第十八条の規定並びに第六条によって改正される一般規則第百十二条4の規定は、二千二十六年一月一日に効力を生ずる。）、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が一般規則中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各加盟国に送付する。

二千二十五年九月十九日にドバイで作成した。

万国郵便条約の第一追加議定書

リヤドにおいて臨時大会議として会合した万国郵便連合加盟国の政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十九条2の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十四条3の規定の適用があることを条件として、万国郵便条約(以下「条約」という。)に対する次の改正を採択した。

第一条

条約第十七条を次のように改める。

第十七条 基礎業務

1 加盟国は、その指定された事業体が通常郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。

2 書類のみを包有する通常郵便物とは、次のものをいう。

2.1 重量二十キログラムまでの優先郵便物及び非優先郵便物

2.2 重量二十キログラムまでの書状、郵便葉書及び印刷物

2.3 重量七キログラムまでの盲人用郵便物

2.4 削除

3 物品を包有する通常郵便物とは、次のものをいう。

3.1 重量二キログラムまでの優先小形包装物及び非優先小形包装物

3.2 この条約の施行規則に定める重量七キログラムまでの盲人用郵便物

3.3 削除

4 通常郵便物は、この条約の施行規則に従って、郵便物の取扱速度及び郵便物の内容品の

双方により分類される。

5 通常郵便物は、4に規定する分類の方法において、その型により、小型郵便物(P)、大型郵便物(G)、巨大郵便物(E)又は小形包装物(E)に分類することができる。大きさ及び重量の制限については、この条約の施行規則に定める。

6 2及び3に定める重量制限を超える重量制限は、この条約の施行規則に定める条件に従って、特定の種類の通常郵便物について任意に適用する。

7 加盟国は、その指定された事業体が、重量二十キログラムまでの小包郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。

8 重量二十キログラムを超える重量制限は、この条約の施行規則に定める条件に従って、特定的小包郵便物について任意に適用する。

第二条

条約第十八条を次のように改める。

第十八条 追加の業務

1 加盟国は、次の義務的かつ追加の業務の提供を確保する。

1.1 書類のみを包有する自国から発送する又は自国宛ての航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る書留郵便業務

1.2 削除

1.3 物品を包有する自国宛ての航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る追跡業務

2 加盟国は、次の追加の業務を提供することを取り決めた指定された事業体の間において当該業務の提供を任意のものとして確保する

ことができる。

2.1 通常郵便物及び小包に係る保険付郵便業務

2.2 通常郵便物及び小包に係る代金引換郵便業務

2.3 書類を包有する自国宛ての航空通常郵便物及び優先通常郵便物並びに書類又は物品を包有する自国から発送する航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る追跡業務

2.4 書留通常郵便物及び保険付通常郵便物に係る受取人本人への手交業務

2.5 通常郵便物及び小包に係る料金・課金別納郵便物の配達業務

2.6 取扱困難な小包に係る業務

2.7 一の差出人から外国に宛てて多量に差し出される小包の発送業務

2.8 当初の差出人の承認に基づき、受取人が当該差出人への物品の返送を指示する場合における物品の返送業務

2.9 重量三十キログラムまでの同一名宛地の同一受取人に宛てた新聞紙、定期刊行物、書籍その他これらに類する印刷された書類を包有する「M郵袋」という特別の郵袋に係る業務

3 次の三の追加の業務は、義務的側面及び任意的側面のいずれも有する。

3.1 基本的に任意である国際郵便料金受取人払業務。もつとも、同業務の返信に係る業務については、全ての加盟国又はその指定された事業体がこれを確保する義務を負う。

3.2 国際返信切手券業務。国際返信切手券は、全ての加盟国において引き換えること

ができる。ただし、その販売は、任意とする。

3.3 書留通常郵便物及び保険付通常郵便物の受取通知。全ての加盟国又はその指定された事業体は、自国宛てのこれらの郵便物の受取通知を受理する。ただし、自国から発送するこれらの郵便物の受取通知に係る業務の提供は、任意とする。

4 1から3までの業務及びこれらの業務に係る料金については、この条約の施行規則に定める。

5 指定された事業体は、内国制度において次の業務について特別料金を徴収する場合に、この条約の施行規則に定める条件に従い、国際郵便物について、内国制度における料金と同額の料金を徴収することができる。

5.1 重量五百グラムを超える小形包装物についての配達

5.2 通常郵便物の締切時刻後の引受け

5.3 郵便物の窓口通常取扱時間外の引受け

5.4 差出人の住所からの取集

5.5 通常郵便物の窓口通常取扱時間外の交付留置

5.6 重量五百グラムを超える通常郵便物(盲人用郵便物を除く)の保管及び小包郵便物の保管

5.7 到着通知書への回答としての小包の配達

5.8 不可抗力による危険に対する負担

5.9 通常郵便物の窓口通常取扱時間外の配達

5.10 第三条 この追加議定書の効力発生及び有効期間

この追加議定書は、二千二十五年一月一日に効

令和八年五月二十九日 参議院會議録第十七号

力を生じ(例外として、第二条によって改正される条約第十八条1.1及び1.2の規定は、二千二十六年一月一日に効力を生ずる。)、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が条約中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各加盟国に送付する。

二千二十三年十月五日にリヤドで作成した。

万国郵便条約の第二追加議定書

ドバイにおいて大会議として会合した万国郵便連合加盟国の政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十九条2の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十四条3及び5の規定の適用があることを条件として、万国郵便条約(以下「条約」という。)に対する次の改正を採択した。

第一条

条約第四条を次のように改める。

第四条 継越しの自由

1 万国郵便連合憲章第一条に規定する継越しの自由の原則により、加盟国は、その指定された事業体が他の指定された事業体から引き渡される開袋及び開袋通常郵便物を、いかなる場合にも、自国内で差し出される郵便物について利用する最も速達の線路によって、かつ、最も安全な方法によって送達することを確保する義務を負う。この原則は、誤送され

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件

四八

た郵便物及び線路を誤った郵袋についても適用する。

2 伝染性物質又は放射性物質を包有する郵便物の交換に参加しない加盟国は、自国の領域を経由するこれらの郵便物の継越しを認めないことができる。通過国である加盟国は、開袋継越しについて、印刷物(定期刊行物、雑誌等)及び小形包装物であつて、自国内における発行又は流布の条件を定める法令に抵触するものについても、同様に継越しを認めないことができる。また、M郵袋は、開袋継越しが認められない。

3 小包についての継越しの自由は、連合の全境域において保障される。

4 加盟国が継越しの自由に関する規定を遵守しない場合には、他の加盟国は、当該加盟国との間の郵便業務の提供を中止する権利を有する。

第二条

条約第六条を次のように改める。

第六条 郵便切手

1 「郵便切手」という語は、この条約に基づいて保護されるものとし、この条及びこの条約の施行規則に定める条件を満たす切手にのみ用いられる。

2 郵便切手は、

2.1 連合の文書に基づき、加盟国又は地域の権限の下においてのみ発行し、及び流通する。

2.2 主権の表象であり、また、連合の文書に適合するように郵便物に貼り付ける場合には、当該郵便切手の本質的な価値に相当する料金の納付の証拠となる。

2.3 料金納付又は収集のため、発行する加盟国又は地域においてその法令に基づき通用する。

2.4 発行する加盟国又は地域の全ての利用者が入手可能なものでなければならぬ。

3 郵便切手は、次のものを含む。

3.1 ローマ文字で記載された発行する加盟国若しくは地域の名称(※)又は発行する加盟国若しくは地域から万国郵便連合国際事務局に要請がある場合には、この条約の施行規則に定める条件に従い、当該加盟国若しくは地域を公式に代表する略号若しくは頭文字

注 切手を発明した国であるグレートブリテン及び北アイルランド連合王国には例外が認められる。

3.2 次のもので記載された額面

3.2.1 原則として、発行する加盟国若しくは地域の通貨又は文字若しくは記号

4 郵便切手に描かれた国の紋章、監督用の公の記号及び政府機関の記章は、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づいて保護される。

5 郵便切手の主題及び意匠は、

5.1 万国郵便連合憲章前文の精神及び連合の機関が行う決定に従う。

5.2 加盟国若しくは地域の文化的同一性と緊密な関係を有し、又は文化の普及若しくは平和の維持に貢献するものとする。

5.3 加盟国又は地域において、外国の重要人物又は出来事を記念する場合には、当該加盟国又は地域と緊密な関係を有するものと

する。

5.4 政治的性質又は個人若しくは国を侮辱する性質を有してはならない。

5.5 加盟国又は地域にとって重要な意味を有するものとする。

6 連合の文書に定める郵便料金納付の印影、料金計器による印影及び印刷機その他の押印機器による印影は、加盟国又は地域が認める場合にのみ使用することができる。

7 加盟国は、新たな素材又は技術を使用した郵便切手を発行する前に、当該郵便切手と郵便物を処理する機械との適合性に関する必要な情報を国際事務局に提供する。同事務局は、他の加盟国及びその指定された事業体にもその旨を通報する。

第三条

条約第九条を次のように改める。

第九条 違反行為

1 郵便物

1.1 加盟国は、次の行為を防止するため並びに次の行為を行った者を訴追し、及び処罰するために必要な全ての措置をとることを約束する。

1.1.1 麻薬、向精神薬及び危険物を郵便物に入れること。ただし、この条約及びその施行規則がこれらを郵便物に入れることを明示的に認めている場合は、この限りでない。

1.1.2 小児性愛又は児童ポルノの性質を有する物品を郵便物に入れること。

2 郵便料金納付及びその手段

2.1 加盟国は、次に掲げる郵便料金納付の手段に関する違反行為を防止し、抑圧し、及

び処罰するために必要な全ての措置をとることを約束する。

2.1.1 通用中の又は通用が廃止された郵便切手

2.1.2 郵便料金納付の印影

2.1.3 料金計器又は印刷機による印影

2.1.4 削除

2.2 この条約の適用上、郵便料金納付の手段に関する違反行為とは、自己又は第三者のために不当な利得を得ることを意図して行われた行為(いづれの者によるかを問わない。)であつて次に掲げるものをいうものとし、これらの行為は、処罰される。

2.2.1 郵便料金納付の手段を変造し、模造し、若しくは偽造する行為又は郵便料金納付の手段の不正な製造に係る不法な行為

2.2.2 変造され、模造され、又は偽造された郵便料金納付の手段を製造し、使用し、流布し、商用化し、配布し、頒布し、輸送し、展示し、又は掲示する行為(カタログ及び広告目的のものを含む。)

2.2.3 既に使用した郵便料金納付の手段を郵便目的で使用し、又は流布する行為

2.2.4 これらの違反行為の未遂

3 相互主義

3.1 処罰については、関係する郵便料金納付の手段が国内のものであるか外国のものであるかを問わず、2に規定する行為の間に差別を設けてはならない。この規定は、法令上又は条約上の相互主義についての規定の対象とならない。

第四条

条約第十二条を次のように改める。

第十二条 外国における通常郵便物の差出し

1 いずれの指定された事業体も、自己の属する加盟国の領域内に居住する差出人が外国において適用される一層有利な郵便料金の利益を受けるために当該外国において差し出し、又は差し出させる通常郵便物を送達し、又は受取人に配達する義務を負わない。

2 1の規定は、差出人の居住国において準備された後に国境を越えて搬出された通常郵便物又は外国において作成された通常郵便物のいづれについても、区別なく適用する。

3 名宛側の指定された事業体は、差出側の指定された事業体に対し、内国料金の支払を請求する権利を有する。名宛側の指定された事業体が定めた期間内に、差出側の指定された事業体がこの内国料金の支払を承諾しない場合には、名宛側の指定された事業体は、1及び2に規定する通常郵便物を、差出側の指定された事業体に返送し(この場合において、当該名宛側の指定された事業体は、このような返送の費用の償還を請求する権利を有するものとする。)、又は自国の法令に従つて取り扱うことができる。

4 いずれの指定された事業体も、差出人が居住国以外の国において多量に差し出し、又は差し出させる通常郵便物について受領する到着料の額が、当該通常郵便物が差出人の居住国において差し出された場合に受領したであろう額を下回るときは、当該通常郵便物を送達し、又は受取人に配達する義務を負わない。名宛側の指定された事業体は、その負担

する費用に相当する報酬を差出側の指定された事業体に請求する権利を有する。この場合において、この報酬は、同様の郵便物に適用される内国料金の八パーセントの額又は第二十八条15に定める料率のいずれか高い方を超えてはならない。名宛側の指定された事業体が定めた期間内に、差出側の指定された事業体が請求された報酬の支払を承諾しない場合には、名宛側の指定された事業体は、当該通常郵便物を、差出側の指定された事業体に返送し(この場合において、当該名宛側の指定された事業体は、このような返送の費用の償還を請求する権利を有するものとする。)、又は自国の法令に従つて取り扱うことができる。

第五条

条約第十四条を次のように改める。

第十四条 業務の質

0の二 業務の質

00二.1 業務の質には、効率的で利用しやすく、質の高い普遍的な郵便業務を確保するため、業務の提供のあらゆる側面に焦点を当てた活動を含むものとする。

00二.2 業務の質に関する活動には、電子商取引並びに需要及びサプライチェーンの管理に焦点を当てた強固な、かつ、信頼し得るネットワークによって推進される評価、質の改善、認証及び遵守に関する活動を含むが、これらに限定されない。

0の三 業務の質に関する基準及び目標

00三.1 加盟国又はその指定された事業体は、この条約の施行規則に従い、書類を包有する

自国宛ての通常郵便物(義務的な追跡を伴うもの及び義務的な追跡を伴わないもの)の配達に関する基準及び目標を定め、公表し、及び更新する。

00三.2 加盟国又はその指定された事業体は、適切な通報類集において定めるとおり、物品を包有する自国宛ての追跡郵便物の配達に関する基準及び目標を定め、公表し、及び更新する。

00三.3 加盟国又はその指定された事業体は、適切な通報類集において定めるとおり、物品を包有する郵便物の最も重要な名宛地に関する輸出の基準及び目標を定め、及び公表する。

00三.4 これらの基準及び目標については、通常要する時間を考慮に入れるものとし、内国業務の相当する郵便物について適用される基準及び目標よりも不利なものとしてはならない。

00三.5 加盟国又はその指定された事業体は、業務の質に関する基準の適用について評価する。

第六条

条約第十六条を次のように改める。

第十六条 郵便料金の免除

1 原則

1.1 郵便料金の免除(郵便料金納付の免除)は、この条約に明文の定めのある場合に限って行う。もつとも、この条約の施行規則は、加盟国、指定された事業体又は地域連合が差し出し、かつ、郵便業務に関連する通常郵便物及び小包郵便物の郵便料金納

付の免除並びにこれらの郵便物の継越料、到着料及び到着の割当料金の支払の免除について定めることができる。また、地域連合、加盟国又は指定された事業体宛てに万国郵便連合国際事務局が差し出す通常郵便物及び小包郵便物については、郵便料金を免除する。もっとも、差出側の加盟国又はその指定された事業体は、当該通常郵便物及び小包郵便物について航空割増料金を徴収することができる。	2.4 2.1から2.3までの規定により郵便料金を免除される小包の差出しは、重量五キログラムを超えないものに限り認められる。内容を分割することのできない小包及び捕虜に分配するために収容所又は捕虜の代表者に宛てた小包については、この最大限度を重量十キログラムとする。	3.2.3 盲人用郵便物には、音声を含むあらゆる形態の通信文及び刊行物並びに盲人が盲目であることから生ずる問題を克服することを支援するために作成され、又は調整された各種の器具又は用品であつて、この条約の施行規則に定めるものを含む。 第七条 条約第十七条を次のように改める。 第十七条 基礎業務 1 加盟国は、その指定された事業体が通常郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。 2 書類のみを包有する通常郵便物とは、次のものをいう。 2.1 重量一キログラムまでの優先郵便物及び非優先郵便物 2.2 重量一キログラムまでの書状、郵便葉書及び印刷物 2.3 重量七キログラムまでの盲人用郵便物 3 物品を包有する通常郵便物とは、次のものをいう。 3.1 重量二キログラムまでの優先小形包装物及び非優先小形包装物 3.2 この条約の施行規則に定める重量七キログラムまでの盲人用郵便物 4 通常郵便物は、この条約の施行規則に従つて、郵便物の取扱速度及び郵便物の内容品の双方により分類される。 5 通常郵便物は、4に規定する分類の方法において、その型により、小型郵便物（P）、大型郵便物（G）又は小形包装物（E）に分類することができる。大きさ及び重量の制限について	では、この条約の施行規則に定める。 6 2及び3に定める重量制限を超える重量制限は、この条約の施行規則に定める条件に従つて、特定の種類の通常郵便物について任意に適用する。 7 加盟国は、その指定された事業体が、重量二十キログラムまでの小包郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。 8 重量二十キログラムを超える重量制限は、この条約の施行規則に定める条件に従つて、特定の小包郵便物について任意に適用する。 第八条 条約第十八条を次のように改める。 第十八条 追加の業務 1 加盟国は、次の義務的かつ追加の業務の提供を確保する。 1.1 書類のみを包有する自国から発送する又は自国宛ての航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る書留郵便業務 1.2 物品を包有する自国宛ての航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る追跡業務 2 加盟国は、次の追加の業務を提供することを取り決めた指定された事業体の間において当該業務の提供を任意のものとして確保することができる。 2.1 小包及び書類のみを包有する優先通常郵便物に係る保険付郵便業務 2.2 通常郵便物及び小包に係る代金引換郵便業務 2.3 書類を包有する自国宛ての航空通常郵便物及び優先通常郵便物並びに書類又は物品
2 2.1 通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であつて、捕虜が直接又はこの条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関を通じて発受するものについては、郵便料金（航空割増料金を除く）を免除する。中立国内に収容され、かつ、抑留されている交戦者は、この2.1の規定の適用上、捕虜とみなす。	3 3.1 差出側の指定された事業体の内国業務において引き受けられることができる範囲内で、盲人のための機関に宛て、若しくは盲人のための機関から差し出され、又は盲人に宛て、若しくは盲人から差し出される盲人のための全ての郵便物については、航空割増料金を除くほか、郵便料金を免除する。 3.2 この条において、 3.2.1 「盲人」とは、自国において盲目であり、若しくは視覚に障害があるとして公式に登録され、又は世界保健機関の盲人若しくは視力の弱い者の定義に該当する全ての者をいう。 3.2.2 盲人のための機関とは、盲人のために業務を行い、又は公式に盲人を代表する全ての団体又は協会をいう。	1 加盟国は、その指定された事業体が通常郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。 2 書類のみを包有する通常郵便物とは、次のものをいう。 2.1 重量一キログラムまでの優先郵便物及び非優先郵便物 2.2 重量一キログラムまでの書状、郵便葉書及び印刷物 2.3 重量七キログラムまでの盲人用郵便物 3 物品を包有する通常郵便物とは、次のものをいう。 3.1 重量二キログラムまでの優先小形包装物及び非優先小形包装物 3.2 この条約の施行規則に定める重量七キログラムまでの盲人用郵便物 4 通常郵便物は、この条約の施行規則に従つて、郵便物の取扱速度及び郵便物の内容品の双方により分類される。 5 通常郵便物は、4に規定する分類の方法において、その型により、小型郵便物（P）、大型郵便物（G）又は小形包装物（E）に分類することができる。大きさ及び重量の制限について	2 2.1 小包及び書類のみを包有する優先通常郵便物に係る保険付郵便業務 2.2 通常郵便物及び小包に係る代金引換郵便業務 2.3 書類を包有する自国宛ての航空通常郵便物及び優先通常郵便物並びに書類又は物品
2.2 2.1の規定は、通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であつて、直接又はこの条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関を通じて、戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約に規定する抑留された文民に宛てて他国から発出されるもの又はこれらの者が差し出すものについても適用する。 2.3 この条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関も、2.1及び2.2に規定する者に関する通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物	2.5 指定された事業体の間の勘定の決済において、郵便業務の事務用小包及び捕虜又は抑留された文民が発受する小包については、航空小包に適用される航空運送料を除くほか、割当料金の割当てを行わない。 盲人用郵便物	1 加盟国は、その指定された事業体が通常郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。 2 書類のみを包有する通常郵便物とは、次のものをいう。 2.1 重量一キログラムまでの優先郵便物及び非優先郵便物 2.2 重量一キログラムまでの書状、郵便葉書及び印刷物 2.3 重量七キログラムまでの盲人用郵便物 3 物品を包有する通常郵便物とは、次のものをいう。 3.1 重量二キログラムまでの優先小形包装物及び非優先小形包装物 3.2 この条約の施行規則に定める重量七キログラムまでの盲人用郵便物 4 通常郵便物は、この条約の施行規則に従つて、郵便物の取扱速度及び郵便物の内容品の双方により分類される。 5 通常郵便物は、4に規定する分類の方法において、その型により、小型郵便物（P）、大型郵便物（G）又は小形包装物（E）に分類することができる。大きさ及び重量の制限について	2 2.1 小包及び書類のみを包有する優先通常郵便物に係る保険付郵便業務 2.2 通常郵便物及び小包に係る代金引換郵便業務 2.3 書類を包有する自国宛ての航空通常郵便物及び優先通常郵便物並びに書類又は物品

を包有する自国から発送する航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る追跡業務 2.4 書類のみを包有する書留通常郵便物及び保険付通常郵便物に係る受取人本人への手交業務 2.5 物品を包有する郵便物に係る関税込持込渡し業務 2.6 取扱困難な小包に係る業務 2.7 一の差出人から外国に宛てて多量に差し出される小包の発送業務 2.8 当初の差出人の承認に基づき、受取人が当該差出人への物品の返送を指示する場合における物品の返送業務 2.9 重量三十キログラムまでの同一名宛地の同一受取人に宛てた新聞紙、定期刊行物、書籍その他これらに類する印刷された書類を包有する「M郵袋」という特別の郵袋に係る業務 3 次の追加の業務は、義務的側面及び任意的側面のいずれも有する。 3.1 基本的に任意である国際郵便料金受取人払業務。もつとも、同業務の返信に係る業務については、全ての加盟国又はその指定された事業体がこれを確保する義務を負う。 3.2 削除 3.3 書類のみを包有する書留通常郵便物及び保険付通常郵便物の受取通知。全ての加盟国又はその指定された事業体は、自国宛てのこれらの郵便物の受取通知を受理する。ただし、自国から発送するこれらの郵便物	の受取通知に係る業務の提供は、任意とする。 3.4 小包郵便物に係る配達についての証明業務。全ての加盟国又はその指定された事業体は、配達についての証明業務を伴う自国宛ての小包郵便物を引き受ける。ただし、自国から発送する小包郵便物に係る配達についての証明業務の提供は、任意とする。 4 1から3までの業務及びこれらの業務に係る料金については、この条約の施行規則に定める。 5 指定された事業体は、内国制度において次の業務について特別料金を徴収する場合に、この条約の施行規則に定める条件に従い、国際郵便物について、内国制度における料金と同額の料金を徴収することができる。 5.1 重量五百グラムを超える小形包装物についての配達 5.2 通常郵便物の締切時刻後の引受け 5.3 郵便物の窓口通常取扱時間外の引受け 5.4 差出人の住所からの取集 5.5 通常郵便物の窓口通常取扱時間外の交付留置 5.6 重量五百グラムを超える通常郵便物（盲人用郵便物を除く。）の保管及び小包郵便物の保管 5.7 到着通知書への回答としての小包の配達 5.8 不可抗力による危険に対する負担 5.9 通常郵便物の窓口通常取扱時間外の配達 5.10 第九条 条約第十九条を次のように改める。	第十九条 引き受けられない郵便物及び禁制 1 総則 1.1 この条約及びその施行規則に定める条件を満たさない郵便物は、引き受けない。詐欺行為を意図して又は支払うべき料金を故意に支払うことなく差し出された郵便物は、引き受けない。 1.2 この条に規定する禁制の例外は、この条約の施行規則に定める。 1.3 全ての加盟国又はその指定された事業体は、この条に規定する禁制の範囲を拡大することができるとし、また、適切な通報類集にその禁制を記載した後、直ちに適用することができ。輸入（又は継越し）を禁止し又は条件付で認める物品の表の拡大又は修正を希望する加盟国又はその指定された事業体は、国際事務局に通知し、同事務局は、それに応じて適切な通報類集を更新する。 2 いずれの種類の郵便物にも入れてはならないもの 2.1 次の物品は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。 2.1.1 国際麻薬統制委員会が定める麻薬及び向精神薬並びに名宛国において禁止されているその他の不正な薬物 2.1.2 わいせつな又は不道徳な物品 2.1.3 偽造又は海賊版の物品 2.1.4 名宛国において輸入又は流布が禁止されているその他の物品	2.1.5 その性質上又はその包装のために、取扱者若しくは一般公衆に危害を及ぼし、又は他の郵便物、郵便設備若しくは第三者の所有する財産を汚染し、若しくは損傷するおそれのある物品 2.1.6 私的性質を有する書類であって、その差出人及び受取人（これらの者の同居人を含む。）以外の者の間で交換されるもの 3 危険物 3.1 この条約及びその施行規則に規定する危険物は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。 3.2 不活性の爆発装置及び不活性の軍用の弾薬（不活性の擲弾、砲弾等を含む。）並びにこれらの模造品は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。 3.3 危険物は、相互に又は一方的に引き受けることについて同意を表明している加盟国の間において、国内の及び国際的な運送に関する規定及び規則に従うことを条件として、例外的に引き受けることができる。 4 生きた動物 4.1 生きた動物は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。 4.2 次の動物は、例外的に、書留郵便物及び保険付郵便物を除く通常郵便物に入れることができる。 4.2.1 蜜蜂、水ひる及び蚕 4.2.2 害虫に寄生し、及び害虫を捕食する虫であって、害虫駆除の用に供し、かつ、公認の施設の間で交換するもの
---	---	---	--

4.2.3 生物医学の研究のために用いられるシヨウジヨウバ工科のハエであつて公認の施設の間で交換されるもの 4.3 次の動物は、例外的に小包に入れることができる。 4.3.1 生きた動物。ただし、生きた動物の郵便による運送が関係国の国内法令により認められる場合に限り。	5 小包における通信文の包有 5.1 次のものは、小包郵便物に入れてはならない。 5.1.1 記録文書を除く通信文であつて、その差出人及び受取人（これらの者の同居人を含む。）以外の者の間で交換されるもの硬貨、銀行券その他の貴重品	6 硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人私有価値証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、次の郵便物に入れてはならない。 6.1.1 保険付通常郵便物以外の通常郵便物 6.1.1.1 ただし、差出国及び名宛国の法令上認められる場合には、6.1に規定する貴重品のうち書類に相当するものに限る。封筒に納め封かんの上、書留郵便物として発送することができる。 6.1.1.2 の二 保険付通常郵便物。ただし、差出国及び名宛国の法令上認められる場合には、6.1に規定する貴重品のうち書類に相当するものに限る。封筒に納め封かんの上、保険付郵便物として発送することができる。	
6.1.2 保険付小包以外的小包。ただし、差出国及び名宛国の法令上認められる場合は、この限りでない。 6.1.3 保険付小包以外的小包であつて保険付小包業務を行う二国の間で交換されるもの 6.1.3.1 さらに、加盟国又は指定された事業体は、保険付小包であるかを問わず、自国の領域から発送され、若しくは自国の領域に到着する小包又は自国の領域を経由して開袋で継ぎ越される小包に金の地金を入れることを禁止し、及びこのような小包の内容品を一定の実価以下のものに限定することができる。	7 印刷物及び盲人用郵便物 7.1 印刷物及び盲人用郵便物については、通信文の要素の記載をしてはならず、また、このような要素を有する書類を包有してはならない。 7.2 印刷物及び盲人用郵便物については、消印した若しくは消印していない郵便切手若しくは料金納付用証券又は有価証券を包有してはならない。ただし、郵便物が、その返信のため、郵便物の差出人又は差出国若しくは名宛国におけるその代理人の住所が印刷され、かつ、郵便料金が前納されている郵便葉書、封筒又は帯紙を同封する場合を除く。 8 誤つて引き受けられた郵便物の取扱ひ 8.1 誤つて引き受けられた郵便物の取扱ひに	1 総則 1.1 次条に規定する場合を除くほか、指定された事業体は、次の事項について責任を負う。 1.1.1 書留郵便物、普通小包及び保険付郵便物に關しては、これらの郵便物の亡失、盗取又は損傷 1.1.2 配達不能の理由が示されていない書留郵便物、保険付郵便物及び普通小包に關しては、その返送 1.2 指定された事業体は、1.1及び1.2に規定する郵便物以外の郵便物については、責任を負わない。	
1.3 指定された事業体は、この条約に定めのない場合については、責任を負わない。 1.4 書留郵便物、普通小包又は保険付郵便物の亡失又は全面的損傷が不可抗力によるものであるために賠償金が支払われない場合には、差出人は、当該郵便物の差出しのために納付した料金（保険料を除く。）の還付を請求する権利を有する。 1.5 支払うべき賠償金の額は、この条約の施行規則に定める額を超えることができる。 1.6 責任を負う場合には、間接の損害、実現されなかつた利益及び精神的損害については、支払うべき賠償金の額の計算に当たっては、考慮しない。 1.7 指定された事業体の責任に関する全ての規定は、厳密であり、義務的であり、かつ、網羅的なものとする。指定された事業体は、いかなる場合（重大な過失があつた場合を含む。）においても、この条約及びその施行規則に定める限度を超える責任を負わない。 2 書留郵便物 2.1 差出人は、書留郵便物の亡失、全部の盗取又は全面的損傷の場合には、この条約の施行規則に定める額の賠償金を請求する権利を有する。差出人が同施行規則に定める額を下回る額を請求する場合には、指定された事業体は、当該下回る額を支払い、これに基づき他の関係する指定された事業体から償還を受けることができる。 2.2 差出人は、書留郵便物の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取	2 書留郵便物 2.1 差出人は、書留郵便物の亡失、全部の盗取又は全面的損傷の場合には、この条約の施行規則に定める額の賠償金を請求する権利を有する。差出人が同施行規則に定める額を下回る額を請求する場合には、指定された事業体は、当該下回る額を支払い、これに基づき他の関係する指定された事業体から償還を受けることができる。 2.2 差出人は、書留郵便物の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取	2 書留郵便物 2.1 差出人は、書留郵便物の亡失、全部の盗取又は全面的損傷の場合には、この条約の施行規則に定める額の賠償金を請求する権利を有する。差出人が同施行規則に定める額を下回る額を請求する場合には、指定された事業体は、当該下回る額を支払い、これに基づき他の関係する指定された事業体から償還を受けることができる。 2.2 差出人は、書留郵便物の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取	

又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。	3 普通小包	3.1 差出人は、普通小包の亡失、全部の盗取又は全面的損傷の場合には、この条約の施行規則に定める額の賠償金を請求する権利を有する。差出人が同施行規則に定める額を下回る額を請求する場合には、指定された事業体は、当該下回る額を支払い、これに基づき他の関係する指定された事業体から償還を受けることができる。 3.2 差出人は、普通小包の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。 3.3 指定された事業体は、小包の重量のいかんを問わず小包一個ごとに、この条約の施行規則に定める額を相互に適用することを取り決めることができる。	4 保険付郵便物	4.1 差出人は、保険付郵便物の亡失、全部の盗取又は全面的損傷の場合には、原則として、保険金額の特別引出権(SDR)による額に相当する賠償金を請求する権利を有する。 4.2 差出人は、保険付郵便物の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。賠償金の額は、いかなる場合にも、保険金額のSDRによる額を超えることができない。	5 差出人は、書留通常郵便物又は保険付通常郵便物が配達不能の理由が示されずに返送された場合には、当該郵便物の差出しのために	納付した料金のみを返付を請求する権利を有する。	6 差出人は、小包が配達不能の理由が示されずに返送された場合には、差出国での当該小包の差出しのために納付した料金及び名宛国からの当該小包の返送によって発生した費用の返付を請求する権利を有する。 7 2から4までの規定が適用される場合には、賠償金は、郵便物の運送が引き受けられた場所及び時期における当該郵便物の内容品と同種の物品のSDRに換算した時価を基礎として計算する。時価がない場合には、賠償金は、当該場所及び時期において評価される当該同種の物品の通常の価値を基礎として計算する。	8 書留郵便物、普通小包又は保険付郵便物の亡失、全部の盗取又は全面的損傷について賠償金が支払われる場合には、差出人又は場合により受取人は、これらの郵便物の差出しのために納付した料金及び課金(書留料及び保険料を除く)の返付を請求する権利を有する。受取人が不良状態を理由として受取を拒絶した書留郵便物、普通小包及び保険付郵便物に関しても、当該不良状態が指定された事業体の責めに帰せられ、かつ、当該指定された事業体が当該不良状態について責任を負う場合には、同様とする。	9 盗取され、損傷し、又は亡失した書留郵便物、普通小包又は保険付郵便物の賠償金については、差出人が自己の権利を受取人のために書面により放棄した場合においては、2から4までの規定にかかわらず、受取人が当該賠償金を請求する権利を有する。差出人と受取人とが同一の場合には、その放棄を要しない。	10 差出側の指定された事業体は、自国の差出人に対し、書留郵便物及び保険付小包以外の小包について自国の法令に定める賠償金を、その額が2.1及び3.1に規定する賠償金の額を下回らないことを条件として、支払うことができる。名宛側の指定された事業体が受取人に対し賠償金を支払う場合についても、同様とする。ただし、次の事項については、2.1及び3.1に規定する額を適用する。 10.1 責任を有する指定された事業体に対する求償 10.2 差出人の権利の受取人のための放棄 11 二国間の合意がある場合を除くほか、調査請求の期限の経過及び指定された事業体に対する賠償金の支払(この条約の施行規則に定める期間及び条件を含む)に関するいかなる留保も、付することができない。 第十一條 条約第二十三條を次のように改める。 第二十三條 加盟国及び指定された事業体の免責 1 指定された事業体は、書留郵便物、小包又は保険付郵便物であつて、これらと同種の郵便物について自国の法令に定める条件に従つて配達したもののについては、責任を負わない。ただし、次の場合には、責任を負う。 1.1 郵便物の盗取又は損傷が配達の前には又は配達の際に確認された場合 1.2 自国の規則により認められる場合において、盗取され、又は損傷した郵便物の配達を受ける際に受取人(差出人への返送の場合にあつては、差出人)が留保を付したとき。	1.3 自国の規則により認められる場合において、書留郵便物が郵便受箱に配達された後、受取人が当該書留郵便物を受領していないことを申し出たとき。 1.4 受取人(差出人への返送の場合にあつては、差出人)が、小包又は保険付郵便物を正規に受領した場合においても、当該小包又は保険付郵便物を配達した指定された事業体に対し損害を発見した旨を遅滞なく申し出て、盗取又は損傷が配達後に生じたものでないことを立証したとき。〔遅滞なく〕の語は、国内法令に従つて解釈する。	2 加盟国及び指定された事業体は、次の場合には、責任を負わない。 2.1 第十八条5.9の規定が適用される場合を除くほか、不可抗力による場合 2.2 加盟国及び指定された事業体の責任に関して別段の証拠がなく、かつ、加盟国及び指定された事業体が不可抗力による業務書類の損傷のために郵便物について説明することができない場合 2.3 損害が差出人の過失若しくは怠慢又は内容品の性質から生じたものである場合 2.4 郵便物が第十九条の禁制に抵触する場合 2.5 郵便物が名宛国の法令に基づいて差し押さえられた場合において、その旨を名宛側の加盟国又はその指定された事業体が通報したとき。	2.6 保険付郵便物につき、内容品の実価を超える保険金額の詐欺表記がされている場合 2.7 差出人が郵便物の差出しの日の翌日から起算して六箇月以内に調査請求を行わなかった場合
------------------------------------	-------------------	--	---------------------	--	--	--------------------------------	---	--	--	--	--	--	---

令和八年五月二十九日 参議院會議録第十七号

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件

令和八年五月二十九日 参議院会議録第十七号

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件

五四

2.8 捕虜又は抑留された文民が発受する小包である場合

2.9 差出人が、賠償金を受け取る目的で不正な意図をもって行動した疑いがある場合

3 加盟国及び指定された事業体は、税関への申告の内容(形式のいかんを問わない。)について、及び税関検査に付される郵便物の検査の際に税関の行った決定について、いかなる責任も負わない。

第十二条

条約第七部Aの表題及び第二十七条を次のように改める。

第七部 補償金

A 補償金及び継越料についての総則

第二十七条 継越料

1 二の指定された事業体の間又は同一加盟国の二の郵便局の間で他の指定された事業体の業務(第三国業務)の仲介によって交換される閉袋及び開袋継越郵便物については、継越料を支払う。継越料は、陸路継越し、海路継越し及び航空路継越しの業務の実施に対する報酬とする。この原則は、誤送された郵便物及び線路を誤った郵袋についても適用される。

2 二の指定された事業体の間又は同一国の二の郵便局の間で一又は二以上の他の指定された事業体の陸運業務によって交換される小包については、当該陸運業務に参加する指定された事業体のため、距離段階に応じて、この条約の施行規則に定める継越しの陸路割当料金を課する。

2.1 仲介する指定された事業体は、開袋継越小包につき一個ごとに、この条約の施行規則に定める単一の陸路割当料金を請求する

ことができる。

2.2 継越しの陸路割当料金については、この条約の施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の指定された事業体が負担する。

第十三条

条約第二十七条の次に次の一条を加える。

第二十七条の二 補償金(総則)

1 この条約の施行規則に定める免除の規定が適用される場合を除くほか、他のいずれかの指定された事業体から郵便物を受領した指定された事業体は、受領した郵便物に係る費用に対する補償金を差出側の指定された事業体から受け取る権利を有する。

2 国及び地域は、その指定された事業体による補償金に関する規定の適用のため、大会議の決議C四/二〇二五により大会議が作成した表に従い、次のように分類される。

2.1 二千年より前に目標制度に参加した国及び地域(A集団)

2.2 二千年、二千年二年及び二千年六年の時点において目標制度に参加した国及び地域(B集団)

2.3 二千年十七年以降に目標制度に参加する国及び地域(C集団)

3 補償金は、名宛国における業務の質に係る達成度に基づくものとする。郵便業務理事会は、監視システムに参加することを奨励し、及び業務の質に関する目標を達成した指定された事業体に報いるため、次条から第三十条まで及び第三十三条に定める補償金に加えて補償金の補足を認めることができる。また、同理事会は、業務の質が不十分な場合には、

補償金を減額することができる。ただし、補償金は、次条から第三十条まで及び第三十三条に定める最低の補償金を下回することはできない。

4 名宛側の指定された事業体は、1に規定する補償金の全部又は一部を放棄することができる。

5 郵便業務理事会は、小形包装物(E)及び小包についての事前の電子データの提供に関する要求に対する指定された事業体の適合の程度に応じて、補償金の補足又は減額を認めることができる。

6 指定された事業体は、二者間又は多数者間の取決めに、補償金の勘定の決済につきその他の補償方式を適用することができる。

7 指定された事業体は、非優先郵便物の交換について、優先郵便物の到着料率に十パーセントの任意の割引率を適用することができる。

8 内国制度の直接利用

8.1 原則として、A集団の国の指定された事業体は、内国制度における料金その他の条件を、国内の利用者と同じ条件により他の指定された事業体を利用することができるようにする。名宛側の指定された事業体は、差出側の指定された事業体が直接利用の条件を満たしているかを否かを判断する。

8.2 B集団及びC集団の国の指定された事業体は、二年の試験的な期間の間、内国制度の条件を限られた数の指定された事業体可以利用することができるようにすることができる。当該期間が満了した後、当該B集団及びC集団の国の指定された事業体は、内国制度の条件を利用することができなくす

るか、その後は内国制度の条件を全ての指定された事業体が継続的に利用することができるようにするかのいずれかを選択しなければならない。

8.3 B集団及びC集団の国の指定された事業体は、A集団の国の指定された事業体に対し、内国制度の条件の適用を要求する場合には、内国制度における料金その他の条件を、国内の利用者と同じ条件により全ての指定された事業体を利用することができるようにしなければならない。

9 二千年十七年以降に適用する料率に関し、保険付小包一個当たりの追加の補償金は、この条約の施行規則の規定に従い、一・五〇〇SDRとする。第三十三条1.2の規定に従って通報された料金に配達についての証明の料金を含む場合には、追加の補償金は、一個当たり〇・三〇〇SDRまで減額するものとする。第三十三条8.1の規定に基づき料金を適用する指定された事業体は、同条の規定に従い、〇・三〇〇SDR増額した金額を受領する。

第十四条

条約第二十八条を次のように改める。

第二十八条 到着料(総則)

1 通常郵便物(大量郵便物を含み、M郵袋及び国際郵便料金受取人払郵便物を除く)の補償金は、名宛国における取扱いの費用を反映した一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。普遍的な業務の提供の一部である内国制度における優先郵便物に適用される料金は、到着料率の計算のための参考とする。

2 到着料率は、第十七条5の規定に基づく大きさ(型)による郵便物の分類を内国制度において適用する場合には、当該分類を考慮して計算する。	6 十五トンを超える郵便物の流れ 二千二十七年以降は、年間総重量が十五トンを超える郵便物の流れについて、通常郵便物は、その内容品によって、書類を包有する郵便物(小型郵便物(P)及び大型郵便物(G))又は小形包装物(E)ごとの差立便を作成することにより区分されるものとする。	重量一キログラムにつき二十四・〇六通 6.2.2 小形包装物(E)を包有する差立便については、重量一キログラムにつき三・六六通	数調査又は標本抽出に基づいて決定される郵便物の通数をこれに代えて用いる。ただし、二千二十七年におけるC集団の国が発送する年間総重量が十五トンから七十五トンまでの郵便物の流れについては、小形包装物(E)について重量一キログラムにつき五・〇五八SDRの料率を適用する。
2.1 一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率は、小型郵便物(P)及び大型郵便物(G)と巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)とで異なるものとする。 3 指定された事業体は、この条約の施行規則に定める条件に従い、その型又は内容品によって区分された郵袋を交換する。 4 国際郵便料金受取人払郵便物の補償金は、この条約の施行規則に定めるところによる。 5 二千二十六年については、郵便物一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率を組み合わせた料率は、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数(書類を包有する通常郵便物(小型郵便物(P)及び大型郵便物(G))については重量〇・二六五キログラムにつき六・三六通、小形包装物(E)については重量〇・七三五キログラムにつき二・七〇通)に基づき、重量一キログラムごとの合算料率に交換する。ただし、郵便物の流れが次のものである場合には、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の構成については、この条約の施行規則に定める条件に従って行われる標本抽出に基づくものとする。	6.1 郵便業務理事会は、型又は内容品によって区分された郵袋の交換のため、業務、統計及び決済に必要な追加の手続を定める。 6.1.1 A集団の国の間の年間総重量が十五トンを下回る郵便物の流れ及び年間総重量が十五トンを超え、かつ、書類を包有する郵便物の年間総通数が二十五トンを下回る郵便物の流れについては、名宛側の指定された事業体が、標本抽出に基づいて郵便物の通数を確定するための統計を用いた型及び内容品の区分を翌年の一月一日から適用する旨を、その前年の九月三十日まで他の指定された事業体に通報する場合には、当該区分が実施される。	6.3 書類を包有する郵便物の年間総通数が二十五トンを超える郵便物の流れについては、この条約の施行規則に定める条件に従って、標本抽出に基づいて決定される郵便物の通数を、6.2.1に定める郵便物の通数に代えて用いる。 6.3.1 C集団の国が発送する年間総重量が十五トンから七十五トンまでの郵便物の流れについては、6.2.1に定める郵便物の通数及び第三十条5に定める最低の料率に基づいて決定される、書類を包有する郵便物(小型郵便物(P)及び大型郵便物(G))についての重量一キログラムごとの合算料率を次のとおり適用する。 6.3.1.1 二千二十七年については、重量一キログラムにつき一一・四九七SDR 6.3.1.2 二千二十八年については、重量一キログラムにつき一二・〇〇八SDR 6.3.1.3 二千二十九年については、重量一キログラムにつき一二・五四九SDR 6.3.1.4 二千三十年については、重量一キログラムにつき一三・一二〇SDR	7 二千二十七年以降の年に適用する料率に関し、内容品によって区分されない郵便物の流れについては、郵便物一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率を組み合わせた料率は、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数(書類を包有する通常郵便物(小型郵便物(P)及び大型郵便物(G))については重量〇・二六五キログラムにつき六・三六通、小形包装物(E)については重量〇・七三五キログラムにつき二・七〇通)に基づき、重量一キログラムごとの合算料率に交換する。 7.1 郵便物の流れが年間総重量十五トンを超え、かつ、通常郵便物がその内容品によって区分されていない場合には、名宛側の指定された事業体は、この条約の施行規則に定める条件に従い、標本抽出に基づいて当該流れの構成を決定することができる。 7.2 C集団の国が発送する郵便物の流れが年間総重量十五トンを超え、かつ、通常郵便物がその内容品によって区分されていない場合には、6.3.1及び次条6.3.1.1の規定は適用しない。
5.3 C集団の国の間並びにC集団の国とA集団及びB集団の国との間の年間総重量が七	6.2.1 書類を包有する差立便(小型郵便物(P)及び大型郵便物(G))については、	6.4 通常郵便物が書類を包有する郵便物(小型郵便物(P)及び大型郵便物(G))と小形包装物(E)とに区分される場合には、6.2.2に定める小形包装物(E)の通数については、この条約の施行規則に定める条件に従い全	8 C集団の国が発送する郵便物の流れについては、次の重量一キログラムごとの合算料率を適用する。

令和八年五月二十九日 参議院会議録第十七号

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件

8.1 二千二十六年については、年間総重量が七十五トンを下回る場合には、重量一キログラムにつき六・四七二SDR	二千二十八年については二・六一三SDR、二千二十九年については二・七三一SDR、二千三十年については二・八五四SDRとする。郵便業務理事会は、提供される業務がこの条約の施行規則に定める追加的な特性を含む場合には、これらの業務及び他の補足的な業務のために補償金の補足を認めることができる。
8.2 二千二十七年については、年間総重量が十五トンを下回る場合には、重量一キログラムにつき六・七六七SDR	11 書類を包有する保険付郵便物(小型郵便物(P)及び大型郵便物(G))一通当たりの追加の補償金は、二千二十六年については二・〇四五SDR、二千二十七年については二・八〇〇SDR、二千二十八年については二・九一三SDR、二千二十九年については三・〇三二SDR、二千三十年については三・一五四SDRとする。郵便業務理事会は、提供される業務がこの条約の施行規則に定める追加的な特性を含む場合には、これらの業務及び他の補足的な業務のために補償金の補足を認めることができる。
8.3 二千二十八年については、年間総重量が十五トンを下回る場合には、重量一キログラムにつき七・〇七一SDR	12 追跡郵便物一通当たりのサービスの特性に対する補足的な補償金は、この条約の施行規則に定める条件に従うことを条件とする。郵便業務理事会は、同施行規則に従い、情報の電子的な送信に係る達成度に応じて、追跡郵便物のために補償金の補足を認めることができる。
8.4 二千二十九年については、年間総重量が十五トンを下回る場合には、重量一キログラムにつき七・三八九SDR	13 二国間の別段の合意がある場合を除くほか、バーコード付識別子が付されていない小形包装物(E)、書留郵便物、保険付郵便物及び追跡郵便物又は連合の技術標準S10に適合しないバーコード付識別子が付された小形包装物(E)、書留郵便物、保険付郵便物及び追跡郵便物の一通当たりの追加の補償金は、
8.5 二千三十年については、年間総重量が十五トンを下回る場合には、重量一キログラムにつき七・七二四SDR	14 返送された配達不能の通常郵便物の補償金については、この条約の施行規則に定める。
9 重量が五キログラム未満のM郵袋については、到着料の計算においては重量五キログラムとみなす。M郵袋について適用する到着料率は、次のとおりとする。	15 到着料の計算においては、この条約の施行規則に定める条件に従って大量に差し出される通常郵便物を「大量郵便物」という。
9.1 二千二十六年については、重量一キログラムにつき一・一五三SDR	15.1 物品を包有する大量郵便物の補償金は、場合に依りて次条1.2又は1.4の規定に従って設定される。6.4、8並びに次条1.3.1及び4に定める条件は適用しない。
9.2 二千二十七年については、重量一キログラムにつき一・二〇五SDR	15.2 書類を包有する大量郵便物(小型郵便物(P)及び大型郵便物(G))の補償金は、第三十条の規定に従って設定される。6.3.1及び8に定める条件は適用しない。
9.3 二千二十八年については、重量一キログラムにつき一・二五九SDR	15.3 名宛側の指定された事業体は、一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率を適用した補償金を請求することができる。これに代えて、当該補償金は、次条及び第三十条に定める一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率を基礎として、5及び7に定める郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数に基づき、重量一キログラムごとの合算料率の適用により設定することができる。8並びに次条1.3.6及び4に定める条件は、この重量一キログラムごとの合算料率の計算には適用しない。
9.4 二千二十九年については、重量一キログラムにつき一・三一六SDR	16 この条の規定については、いかなる留保も付することができない。
9.5 二千三十年については、重量一キログラムにつき一・三七五SDR	第十五条
10 書留郵便物一通当たりの追加の補償金は、二千二十六年については一・七四五SDR、二千二十七年については二・五〇〇SDR、二千二十七年については二・五〇〇SDR、	条約第二十九条を次のように改める。

第二十九条 到着料(巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)の補償金の料率の決定についての規定)
1 総則
1.1 二千二十六年については、この条の規定を巨大郵便物(E)の補償金について同様に適用する。
1.2 二千二十六年については、巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)の料率は、次条1の規定に従い、重量二百七十三グラムの小型郵便物(P)及び大型郵便物(G)の料金(付加価値税及び他の税金を控除したもの)を基礎として計算する。
1.2.1 二千二十六年における料率は、重量二百七十三グラムの巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)に関し、二千二十五年と比較して十三パーセントを超える収入の増加をもたらすものであってはならない。
1.2.2 二千二十六年については、1.2に定める料率は、一通当たり一・二六五SDR及び重量一キログラムにつき二・八四四SDRを超えてはならない。
1.2.3 二千二十六年については、1.2に定める料率は、一通当たり〇・八一九SDR及び重量一キログラムにつき一・八四二SDRを下回るものであってはならない。
1.2.4 これらの料率の計算に関するその他の条件については、この条約の施行規則に定める。
1.3 指定された事業体は、二千二十七年以降の年に適用する料率に関し、この条の規定

1.4 さらに、指定された事業体は、二千二十六年については巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)について、二千二十七年以降については小形包装物(E)のみについて適用する一通当たりの自己申告料率及び重量一キログラムごとの自己申告料率であつて現地通貨又はSDRで表示されるものを、補償金の料率が適用される暦年の前年の五月一日を期限として国際事務局に通報すること 1.5 1.5.1 小形包装物(E)の平均重量を二百七十グラムとした上で、1.6の規定に従つて得られる国別の料率の上限を超えてはならない。	に従つて小形包装物(E)の補償金の料率を決定するため、同様の業務に適用される内国料金を国際事務局に通報する。 1.5.2 指定された事業体が内国業務において小形包装物(E)に相当するものとして取り扱う郵便物については、自己申告料率が適用される年の前年の五月一日に有効な一通当たりの内国料金の七十パーセント又は当該内国料金の8の規定の適用による割合を乗じた額を超えてはならない。 1.5.3 指定された事業体が内国業務において大きさ及び形状の最大寸法を定めている小形包装物(E)については、有効な一通当たりの内国料金を基礎とする。 1.5.4 全ての指定された事業体に通報される。 1.5.5 小形包装物(E)についてのみ適用する。 1.5.6 C集団の国からの郵便物の流れの年間総重量が七十五トンを超える場合には、C集団の国からの小形包装物(E)の流れに適用する。 1.5.6.1 C集団の国からの郵便物の流れの年間総重量が七十五トンを下回る場合であつて、前条6に定める重量の基準を超える場合には、次の料率をC集団の国からの小形包装物(E)の流れに適用する。 1.5.6.1.1 二千二十八年については、一通当たり〇・八九五SDR及び重量一キログラムにつき二・〇一二SDR 1.5.6.1.2 二千二十九年については、一通当たり〇・九三五SDR及び重量一キ
1.6 小形包装物(E)に適用する一通当たりの自己申告料率及び重量一キログラムごとの自己申告料率は、十一(同様の内国業務において、重量二十グラム、三十五グラム、七十五グラム、百七十五グラム、二百五十グラム、三百七十五グラム、五百グラム、七百五十グラム、千グラム、千五百グラム及び二千グラムの小形包装物(E)にそれぞれ適用される優先郵便物一通当たりの料金(税金を控除したもの)の七十パーセント又は当該料金に8の規定の適用による割合を乗じた額に相当する点)の線形回帰によつて決定される国別の料率の上限を超えてはならない。 1.6.1 自己申告料率が国別の料率の上限を超えているかを判断するため、小形包装物(E)の一通当たりの重量を二百七十グラムとした上で、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数に基づいて平均収入を計算することによつて確認を行う。小形包装物(E)の一通当たりの平均重量を二百七十グラムとした場合において、自己申告料率が国別の料率の上限を超えるときは、一通当たりの料率の上限及び重量一キログラムごとの料率の上限を適用する。これに代えて、対象となる指定された事業体は、適当な場合には、自己申告	ログラムにつき二・一〇三SDR 1.5.6.1.3 二千三十年については、一通当たり〇・九七七SDR及び重量一キログラムにつき二・一九八SDR 1.6 小形包装物(E)に適用する一通当たりの自己申告料率及び重量一キログラムごとの自己申告料率は、十一(同様の内国業務において、重量二十グラム、三十五グラム、七十五グラム、百七十五グラム、二百五十グラム、三百七十五グラム、五百グラム、七百五十グラム、千グラム、千五百グラム及び二千グラムの小形包装物(E)にそれぞれ適用される優先郵便物一通当たりの料金(税金を控除したもの)の七十パーセント又は当該料金に8の規定の適用による割合を乗じた額に相当する点)の線形回帰によつて決定される国別の料率の上限を超えてはならない。 1.6.1 自己申告料率が国別の料率の上限を超えているかを判断するため、小形包装物(E)の一通当たりの重量を二百七十グラムとした上で、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数に基づいて平均収入を計算することによつて確認を行う。小形包装物(E)の一通当たりの平均重量を二百七十グラムとした場合において、自己申告料率が国別の料率の上限を超えるときは、一通当たりの料率の上限及び重量一キログラムごとの料率の上限を適用する。これに代えて、対象となる指定された事業体は、適当な場合には、自己申告
1.6.4 同様の内国業務及びその料金が基礎業務の一部を成さない追加の業務(例えば、追跡、署名を伴う手交、保険)の要素を含み、かつ、これらの要素が1.6に規定する全ての重量に係る場合には、当該同様の内国業務における相当する追加の内国料金、当該追加の業務に係る料金又は連合の文書においてガイドラインの対象として定められている料金のうち最も低い料金を内国料金から控除する。追加の業務の全ての要素に係る控除の合計は、内国料金の二十五パーセントを超えてはならない。	料率を1.6及び3の規定に適合する水準に引き下げることを選択することができる。 1.6.2 包装物の厚さに基づいて複数の内国料金が適用される場合には、重量二百五十グラムまでの郵便物については最も低い内国料金を、重量二百五十グラムを超える郵便物については最も高い内国料金を用いる。 1.6.3 同様の内国業務において地帯別料金が適用される場合には、この条約の施行規則に定める中間の地点の料金を用いるものとし、隣接しない地帯についての内国料金は中間の地点の料金の計算から除外する。これに代えて、用いるべき地帯別料金の決定に当たっては、自国宛ての小形包装物(E)が実際に移動した加重平均距離(直近の暦年のもの)に基づいて計算することができる。 1.6.4 同様の内国業務及びその料金が基礎業務の一部を成さない追加の業務(例えば、追跡、署名を伴う手交、保険)の要素を含み、かつ、これらの要素が1.6に規定する全ての重量に係る場合には、当該同様の内国業務における相当する追加の内国料金、当該追加の業務に係る料金又は連合の文書においてガイドラインの対象として定められている料金のうち最も低い料金を内国料金から控除する。追加の業務の全ての要素に係る控除の合計は、内国料金の二十五パーセントを超えてはならない。

令和八年五月二十九日 参議院會議録第十七号

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件

五八

2

1.6 の規定に従って得られる国別の料率の上限を用いて計算された重量二百七十三グラムの小形包装物(E)についての収入が次に定める料率を用いて計算された同等の重量の同様の郵便物についての収入よりも低くなる場合には、自己申告料率は、次の料率を超えてはならない。

2.1 二千二十六年については、一通常あたり

○・八一九SDR及び重量一キログラムにつき一・八四二SDR

2.2 二千二十七年については、一通常あたり

○・八五六SDR及び重量一キログラムにつき一・九二五SDR

2.3 二千二十八年については、一通常あたり

○・八九五SDR及び重量一キログラムにつき二・〇一二SDR

2.4 二千二十九年については、一通常あたり

○・九三五SDR及び重量一キログラムにつき二・一〇三SDR

2.5 二千三十年については、一通常あたり○・九七七SDR及び重量一キログラムにつき二・一九八SDR

3

1.6 に定める料率の上限を考慮に入れることに加え、いずれの年における料率も、重量二百七十三グラムの小形包装物(E)に関し、前年と比較して十パーセントを超える収入の増加をもたらすものであってはならない。

3.1 二千二十七年以降に適用する料率については、前年以前のいかなる未使用の増加分についても繰り越すことができるものとし、3 に定める増加分に加えて適用することができる。未使用の増加分の百分率の値が十を超えない分をその翌年に繰り越すこ

4

B 集団の国の間の通常郵便物の流れ及びB 集団の国からA 集団の国への通常郵便物の流れの年間総重量が、二千二十六年については二十五トンを下回る場合及び二千二十七年以降については十五トンを下回る場合には、小形包装物(E)の料率は、次のとおり決定する。

4.1 二千二十六年については、1.2 の規定に従う。

4.2 二千二十七年以降については、1.4 に定める自己申告料率を適用する。ただし、重量二百七十三グラムの小形包装物(E)の自己申告料率を基礎として計算される収入が次に定める料率を基礎として計算される同等の重量の同様の郵便物についての収入よりも高くなる場合には、次の料率を適用する。

4.2.1 二千二十七年については、一通常あたり一・三二二SDR及び重量一キログラムにつき二・九七二SDR

4.2.2 二千二十八年については、一通常あたり一・三八一SDR及び重量一キログラムにつき三・一〇六SDR

4.2.3 二千二十九年については、一通常あたり一・四四三SDR及び重量一キログラムにつき三・二四六SDR

4.2.4 二千三十年については、一通常あたり一・五〇八SDR及び重量一キログラムにつき三・三九二SDR

5 二千二十六年に適用する料率については、郵便物一通常あたりの自己申告料率と重量一キログラムごとの自己申告料率との間の比率

5

は、当該比率の百分率の値の増減が前年の比率と比較して五を超えないものとする。二千二十七年に適用する料率については、このような比率についての制約はない。二千二十八年以降に適用する料率については、郵便物一通常あたりの自己申告料率と重量一キログラムごとの自己申告料率との間の比率は、当該比率の百分率の値の増減が前年の比率と比較して二十を超えないものとする。

5.1 5 の規定の適用において、郵便物一通常あたりの自己申告料率と重量一キログラムごとの自己申告料率との間の比率が負の数値になつてはならない。

5.2 その他の仕様については、この条約の施行規則に定める。

6 ある暦年について小形包装物(E)に適用する料率を自己申告することを選択した指定された事業体がその翌暦年について異なる自己申告料率を通報しない場合には、この条に定める条件を満たさない場合を除くほか、現行の自己申告料率が引き続き適用される。当該指定された事業体は、2 に定める最低の料率を徴収することができる。

6.1 ある暦年について小形包装物(E)に適用する料率を自己申告しないことを選択した指定された事業体がその翌暦年について自己申告料率を通報しない場合には、小形包装物(E)に適用する補償金の料率は、重量二百七十三グラムの小形包装物(E)に関し、1.6 に定める料率の上限から算出される収入と、前年における郵便物一通常あたりの自己申告料率と重量一キログラムごとの自己申告料率との間の比率と同一の比率を適用して3 に定める最大の増加率から算出される収入のうち、いずれか低い方の料率を基礎とする。

6

6.2 料率が効力を生ずる年の前年の五月一日までに、1.6 に定める同様の内国業務において適用される優先郵便物一通常あたりの料金を通報しない指定された事業体については、当該指定された事業体が前年の計算に用いた当該料金を適用する。当該指定された事業体がそれまでのいずれの年にも当該料金を国際事務局に通報しなかった場合には、2 に定める最低の料率を適用する。

6.2.1 料率が効力を生ずる年の前年の五月一日までに、優先郵便物一通常あたりの料金が前年に通報された当該料金と比較して減額されている場合には、国際事務局は、この条に規定する内国料金の減額に関して関係する指定された事業体から通報を受けるものとする。

7 二千十八年における自国宛ての通常郵便物の年間総重量が七万五千トン(国際事務局に提供される関連する公式の情報その他公に利用可能な情報であつて同事務局が評価するものによる。)を超える加盟国の指定された事業体は、小形包装物(E)に適用する料率を自己申告することができる。ただし、当該料率が適用される暦年において、B 集団の国からの郵便物の流れであつて、二千二十六年については年間総重量が二十五トンを超えないもの及び二千二十七年以降については年間総重量が十五トンを超えないもの並びにC 集団の国からの郵便物の流れであつて年間総重量が七十五トンを超えないものを除く。当該指定さ

用して3 に定める最大の増加率から算出される収入のうち、いずれか低い方の料率を基礎とする。

6.2 料率が効力を生ずる年の前年の五月一日までに、1.6 に定める同様の内国業務において適用される優先郵便物一通常あたりの料金を通報しない指定された事業体については、当該指定された事業体が前年の計算に用いた当該料金を適用する。当該指定された事業体がそれまでのいずれの年にも当該料金を国際事務局に通報しなかった場合には、2 に定める最低の料率を適用する。

6.2.1 料率が効力を生ずる年の前年の五月一日までに、優先郵便物一通常あたりの料金が前年に通報された当該料金と比較して減額されている場合には、国際事務局は、この条に規定する内国料金の減額に関して関係する指定された事業体から通報を受けるものとする。

7 二千十八年における自国宛ての通常郵便物の年間総重量が七万五千トン(国際事務局に提供される関連する公式の情報その他公に利用可能な情報であつて同事務局が評価するものによる。)を超える加盟国の指定された事業体は、小形包装物(E)に適用する料率を自己申告することができる。ただし、当該料率が適用される暦年において、B 集団の国からの郵便物の流れであつて、二千二十六年については年間総重量が二十五トンを超えないもの及び二千二十七年以降については年間総重量が十五トンを超えないもの並びにC 集団の国からの郵便物の流れであつて年間総重量が七十五トンを超えないものを除く。当該指定さ

用して3 に定める最大の増加率から算出される収入のうち、いずれか低い方の料率を基礎とする。

7

用して3 に定める最大の増加率から算出される収入のうち、いずれか低い方の料率を基礎とする。

6.2 料率が効力を生ずる年の前年の五月一日までに、1.6 に定める同様の内国業務において適用される優先郵便物一通常あたりの料金を通報しない指定された事業体については、当該指定された事業体が前年の計算に用いた当該料金を適用する。当該指定された事業体がそれまでのいずれの年にも当該料金を国際事務局に通報しなかった場合には、2 に定める最低の料率を適用する。

6.2.1 料率が効力を生ずる年の前年の五月一日までに、優先郵便物一通常あたりの料金が前年に通報された当該料金と比較して減額されている場合には、国際事務局は、この条に規定する内国料金の減額に関して関係する指定された事業体から通報を受けるものとする。

7 二千十八年における自国宛ての通常郵便物の年間総重量が七万五千トン(国際事務局に提供される関連する公式の情報その他公に利用可能な情報であつて同事務局が評価するものによる。)を超える加盟国の指定された事業体は、小形包装物(E)に適用する料率を自己申告することができる。ただし、当該料率が適用される暦年において、B 集団の国からの郵便物の流れであつて、二千二十六年については年間総重量が二十五トンを超えないもの及び二千二十七年以降については年間総重量が十五トンを超えないもの並びにC 集団の国からの郵便物の流れであつて年間総重量が七十五トンを超えないものを除く。当該指定さ

用して3 に定める最大の増加率から算出される収入のうち、いずれか低い方の料率を基礎とする。

れた事業体は、また、当該加盟国への、当該加盟国からの及び当該加盟国と他の国との間における郵便物の流れについて、3に定める収入の増加に係る制限を適用しない権利を有する。

7.1 一の加盟国の指定された事業体が7の規定を援用する場合には、関連する他の全ての指定された事業体(7に規定するB集団又はC集団の国からの郵便物の流れに係る指定された事業体を含む。)も、同様に、3に定める収入の増加に係る制限を受けることなく、当該一の加盟国の指定された事業体に対し、小形包装物(E)の料率を自己申告することができる。

7.2 7.1の規定に基づいて自己申告料率を適用することを選択する関連する指定された事業体(7に規定するB集団又はC集団の国からの郵便物の流れに係る指定された事業体を含む。)は、7の規定を援用した指定された事業体との間で自己申告料率について同一の条件を相互に適用する。8.1及び8.2の規定は、関連する他の全ての指定された事業体にも適用される。

7.3 二千二十七年以降について、指定された事業体が1.4及び7.1の規定に基づいて自己申告料率を適用する場合には、一通当たりの料率と重量一キログラムごとの料率との間の比率は、同一でなければならない(百分率の値で〇・一の偏差は可能とする。)

8 費用と料金との比率の変更

8.1 7の規定に基づく選択をする指定された事業体を監督する権限のある当局が、小形

包装物(E)の取扱い及び配達の費用の全部を賄うため、当該指定された事業体の自己申告料率は一通当たりの費用と料金との比率であって内国料金の七十パーセントを超えるものを基礎としなければならないことを決定する場合には、当該指定された事業体の費用と料金との比率は、七十パーセントを超えることができる。ただし、当該比

率は、七十パーセント又は現在有効な自己申告料率の計算に用いている費用と料金との比率のいずれか高い方の百分率の値に一を加えた値を超えてはならず、かつ、八十パーセントを超えてはならない。また、当該指定された事業体が1.4の規定に従って国際事務局に対して行う通報とともに全ての補足的な情報を提供すること(当該当局が当該情報を書面により認証することを含む。)を条件とする。当該指定された事業体は、自国の権限のある当局の決定に基づいてその費用と料金との比率を引き上げる場合には、遅くとも引き上げた比率を適用する年の前年の五月一日までに、当該比率を国際事務局に通報する。具体的な比率の計算に用いる仕様については、この条約の施行規則に定める。

8.2 C集団に分類された国の指定された事業体を監督する権限のある当局が、小形包装物(E)の取扱い及び配達の費用の全部を賄うため、当該指定された事業体の料率の上限は一通当たりの費用と料金との比率であって内国料金の七十パーセントを超える

ものを基礎としなければならないことを決定する場合には、当該指定された事業体の費用と料金との比率は、七十パーセントを超えることができる。ただし、当該指定された事業体が1の規定に従って国際事務局に対して行う通報とともに全ての補足的な情報を提供すること(当該当局が当該情報を書面により認証することを含む。)を条件とする。当該指定された事業体は、自国の権限のある当局の決定に基づいてその費用と料金との比率を引き上げる場合には、遅くとも引き上げた比率を適用する年の前年の五月一日までに、当該比率を国際事務局に通報する。具体的な比率の計算に用いる費用及び収入に関するその他の仕様については、この条約の施行規則に定める。

9 7の規定に基づいて料率を自己申告することを選択する指定された事業体は、これらの料率の導入の際に、無差別の原則に基づき、自国の規制当局の定める規則に従って作成する相互に受入れ可能な二者間の商業上の取決めを通じて、かつ、実行可能な範囲内で、差出側の連合加盟国の指定された事業体が、名宛側の指定された事業体により既に公表されている内国業務における同様の業務についての料金であって分量及び距離に応じて調整されたものを利用することができるようにすることを検討すべきである。

10 小形包装物(E)に適用する料率の自己申告に関する全ての追加の条件及び手続については、この条約の施行規則に定める。

11 この条の規定については、いかなる留保も付することができない。

第十六条
条約第三十条を次のように改める。

第三十条 到着料(書類を包有する通常郵便物(小型郵便物(P)及び大型郵便物(G))の補償金の料率の決定についての規定)

1 書類を包有する小型郵便物(P)及び大型郵便物(G)の一通通当たりの補償金の料率及び重量一キログラムごとの補償金の料率は、それぞれ、重量二十グラムの小型郵便物(P)の料金及び重量百七十五グラムの大型郵便物(G)の料金(付加価値税及び他の税金を控除したもの)の七十パーセントを基礎として計算する。

2 郵便業務理事会は、型ごとに区分された郵袋の交換のため、料率の計算のために適用する条件並びに業務、統計及び決済に必要な手続を定める。

3 いずれの年における料率も、重量四十二・三グラムの小型郵便物(P)及び大型郵便物(G)に関し、前年と比較して十三パーセントを超える到着料に係る収入の増加をもたらすものであってはならない。

4 小型郵便物(P)及び大型郵便物(G)に適用する料率は、次の料率を超えてはならない。

4.1 二千二十六年については、一通当たり
〇・四七三SDR及び重量一キログラムにつき三・六九二SDR

4.2 二千二十七年については、一通当たり
〇・五〇八SDR及び重量一キログラムにつき三・九六九SDR

4.3 二千二十八年については、一通常あたり〇・五四六SDR及び重量一キログラムにつき四・二六七SDR 4.4 二千二十九年については、一通常あたり〇・五八七SDR及び重量一キログラムにつき四・五八七SDR 4.5 二千三十年については、一通常あたり〇・六三一SDR及び重量一キログラムにつき四・九三一SDR 5 小型郵便物(P)及び大型郵便物(G)に適用する料率は、次の料率を下回るものであってはならない。 5.1 二千二十六年については、一通常あたり〇・三四五SDR及び重量一キログラムにつき二・六九〇SDR 5.2 二千二十七年については、一通常あたり〇・三六一SDR及び重量一キログラムにつき二・八一SDR 5.3 二千二十八年については、一通常あたり〇・三七七SDR及び重量一キログラムにつき二・九三七SDR 5.4 二千二十九年については、一通常あたり〇・三九四SDR及び重量一キログラムにつき三・〇六九SDR 5.5 二千三十年については、一通常あたり〇・四一二SDR及び重量一キログラムにつき三・二〇七SDR 6 この条の規定については、いかなる留保も付することができない。 第十七条 条約第三十一条を次のように改める。	第三十一条 移行制度に参加している国の指定された事業体への、このような国の指定された事業体からの及びこのような国の指定された事業体の間における郵便物の流れに適用される到着料についての規定 削除 第十八条 条約第三十二条を次のように改める。 第三十二条 業務の質を改善するための基金 1 到着料及び業務の質を改善するための基金(以下「基金」という。)の目的に関連し、C集団の国のうち後発開発途上国に分類された国に対して全ての国が支払う到着料(M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。)は、C集団の国のうち後発開発途上国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、第二十八条から第三十条までに定める料率の十パーセント分増額される。C集団の国の間においては、その増額分の支払は、行わない。 2 C集団の国に分類された国(1に規定する後発開発途上国を除く。)に対してA集団の国に分類された国が支払う到着料(M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。)は、C集団の国に分類された国(1に規定する後発開発途上国を除く。)における業務の質を改善するための基金への支払のため、第二十八条から第三十条までに定める料率の十パーセント分増額される。	3 C集団の国に分類された国(1に規定する後発開発途上国を除く。)に対してB集団の国に分類された国(二千十六年以降に目標制度に参加した国を除く。)が支払う到着料(M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。)は、C集団の国に分類された国(1に規定する後発開発途上国を除く。)における業務の質を改善するための基金への支払のため、第二十八条から第三十条までに定める料率の十パーセント分増額される。 4 C集団の国に分類された国(1に規定する後発開発途上国を除く。)に対してB集団の国に分類された国(二千十六年以降に目標制度に参加した国が支払う到着料(M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。)は、C集団の国に分類された国(1に規定する後発開発途上国を除く。)における業務の質を改善するための基金への支払のため、第二十八条から第三十条までに定める料率の五パーセント分増額される。 5 B集団の国に分類された国(二千十六年以降に目標制度に参加した国に対してA集団及びB集団の国に分類された国が支払う到着料(M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。)は、一パーセント分増額される。その増額分は、B集団及びC集団の国に分類された国の業務の質を改善するために設立され、郵便業務理事會が定める手続に従って管理される共通基金に拠出される。 6 B集団の国に分類された国(二千十六年以降に目標制度に参加した国に対してA集団及びB集団の国に分類された国が支払う到	着料(M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。)は、〇・五パーセント分増額される。その増額分は、特にC集団の国のうち国際連合によって後発開発途上国に分類された国の業務の質を改善するため、5に規定する共通基金の一部として設立され、郵便業務理事會が定める手続に従って管理される特別口座に拠出される。 7 1から4までの規定に基づいて拠出され、二千十八年に始まる四年の基金の基準年を通じて累積された資金であつて未使用のものは、5に規定する共通基金に移管される。ただし、郵便業務理事會が定める手続に従うものとする。この7の規定の適用上、当該四年の間に拠出された金額の最後の支払分を基金が受領してから二年の間に、基金が承認した業務の質を改善するための計画に使用されなかった資金のみが、当該共通基金に移管される。 8 C集団の国における業務の質を改善するための基金への支払に充てる到着料の合計は、各受益国について少なくとも年額二万SDRとする。この最低額に達するために必要な追加の資金は、A集団及びB集団の国に対し、交換する分量に応じて請求される。 9 郵便業務理事會は、基金の計画の資金調達のための手続を採択し、又は改定する。 第十九条 条約第三十三条を次のように改める。 第三十三条 小包の補償金の料率の決定についての規定 1 総則 1.1 二千二十六年において二の指定された事業体の間で交換される小包については、こ
--	--	--	---

の条約の施行規則に定める小包一個当たりの基本料金率及び重量一キログラムごとの基本料金率を適用して計算した到着の陸路割当料金を課する。

1.1.1 二千二十六年については、全世界的な最低の基本料金率は、重量五キログラムの小包一個当たり四・二五SDRに相当するものとする。当該全世界的な最低の基本料金率は、小包一個当たり二・八五SDRに重量一キログラム当たり〇・二八SDRを加える計算式の適用により得られる。指定された事業体は、少なくとも当該全世界的な最低の基本料金率を徴収する。

1.1.2 指定された事業体は、この条約の施行規則に従い、提供されたサービスの特性に基づいて、小包一個当たりの基本料金率及び重量一キログラムごとの基本料金率を四十パーセントまで引き上げることができる。

1.1.3 1.1に規定する陸路割当料金並びに1.1.1及び1.1.2に規定する基本料金率については、この条約の施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の指定された事業体が負担する。

1.1.4 到着の陸路割当料金は、各国の全領域について均一とする。

1.2 二千二十七年以降の年に適用する料率に関し、指定された事業体は、小包の料率の上限を決定するため、同様の業務に適用される内国料金を国際事務局に通報する。

1.2.1 小包郵便物に適用する国別の料率の上限は、七点(同様の内国業務において、重量二百五十グラム、五百グラム、一キログラム、二キログラム、五キログラム、十キログラム及び二十キログラムの追跡を伴う小包郵便物にそれぞれ適用される優先小包一個当たりの料金(税金を控除したもの)の百パーセントに相当する点の線形回帰によって決定される。

1.2.2 指定された事業体が内国制度において小包に相当するものとして取り扱う郵便物の一個当たりの内国料金は、小包の補償金の料率が適用される年の前年の五月一日に有効なものであつて、小包郵便物について定められた大きさ及び形状の最大寸法に応じたものとする。

1.2.3 同様の内国業務において地帯別料金が適用される場合には、この条約の施行規則に定める中間の地点の料金を用いるものとし、隣接しない地帯についての内国料金は中間の地点の料金の計算から除外する。これに代えて、用いるべき地帯別料金の決定に当たっては、自国宛ての小包が実際に移動した加重平均距離(直近の暦年のもの)に基づいて計算することができる。

1.2.4 内国制度における優先小包一個当たりの料金がその重量ではなく、その大きさ又は寸法のみに基づいて決定される場合には、この条約の施行規則に定める条件に従つて、当該料金は、1.2.1に定める値を決定するために用いられる。

1.2.5 C集団の国の指定された事業体は、4に定める適用可能な規定に基づき、内国料金を通報しないことを選択することができる。

1.2.6 料率が効力を生ずる年の前年の五月一日までに、1.2に定める同様の内国業務において適用される優先小包一個当たりの料金を通報しない指定された事業体については、当該指定された事業体が前年に用いた当該料金を適用する。当該指定された事業体がそれまでのいずれの年にも、関連する優先小包一個当たりの料金を国際事務局に通報しなかつた場合には、5に定める最低の料率を適用する。

1.2.6.1 料率が効力を生ずる年の前年の五月一日までに、優先小包一個当たりの料金が前年に通報された当該料金と比較して減額されている場合には、国際事務局は、この条に規定する内国料金の減額に関して関係する指定された事業体から通報を受けるものとする。

1.3 さらに、指定された事業体は、翌暦年に小包に適用する一個当たりの自己申告料率及び重量一キログラムごとの自己申告料率であつて現地通貨又はSDRで表示されるものを、補償金の料率が適用される暦年の前年の五月一日を期限として国際事務局に通報することができる。同事務局は、毎年、現地通貨で通報された自己申告料率をSDRに換算する。同事務局は、SDRによる料率を計算するため、自己申告料率が適用される年の前年の二月末日までの五箇

月の期間に収集されたデータに基づく為替相場の月ごとの平均を用いる。算出された料率は、遅くとも自己申告料率が適用される年の前年の七月一日までに同事務局の回章によつて通報される。

2 自己申告料率は、小包の平均重量を四・六五キログラムとした上で、次のとおり決定される各年についての収入の上限を超えてはならない。

2.1 二千二十七年については、重量を四・六五キログラムとした上で、1.2に定める料率の上限を基礎として計算される収入の二十五パーセントと二千二十六年に有効な到着の陸路割当料金を基礎として計算される収入の七十五パーセントとの合計

2.2 二千二十八年については、重量を四・六五キログラムとした上で、1.2に定める料率の上限を基礎として計算される収入の五十パーセントと二千二十六年に有効な到着の陸路割当料金を基礎として計算される収入の五十パーセントとの合計

2.3 二千二十九年については、重量を四・六五キログラムとした上で、1.2に定める料率の上限を基礎として計算される収入の七十五パーセントと二千二十六年に有効な到着の陸路割当料金を基礎として計算される収入の二十五パーセントとの合計

2.4 二千三十年については、重量を四・六五キログラムとした上で、1.2に定める料率の上限を基礎として計算される収入の百パーセント

2.5 2.1から2.4までの規定については、到着の陸路割当料金は、二千二十六年における1.1に定める小包一個当たりの基本料金率及び重量一キログラムごとの基本料金率を四十パーセント分増額し、及び小包一個当たり一・二〇〇SDR減額したものとす。この一・二〇〇SDRの控除は、1.2.1の規定に基づく通報された内国制度の料金に配達についての証明を含む指定された事業体に対しては行わない。	度の料金に配達についての証明を含む指定された事業体に対しては行わない。 3.4 二千二十八年以降に適用する料率については、前年の収入は、重量を四・六五二キログラムとした上で、小包一個当たりの自己申告料率及び重量一キログラムごとの自己申告料率を基礎として計算されるものとす。 4 二千二十七年以降に適用する料率については、C集団に分類された国の指定された事業体を監督する権限のある当局が1.2.1に定める内国料金が費用に応じて設定されていないと判断する場合には、当該指定された事業体は、1.1に定める二千二十六年の小包一個当たりの基本料金率及び重量一キログラムごとの基本料金率を、四十パーセント分増額し、次いで小包一個当たり一・二〇〇SDR減額したものを2及び3に定める収入の上限に代えて用いることができる。二千二十八年以降に適用する料率については、この4の規定を援用する指定された事業体は、これらの料率を毎年四・五パーセント分ずつ引き上げることができる。	礎として計算される収入は、次の額を超えてはならない。 4.2.1 二千二十七年については、一〇・六九七SDR 4.2.2 二千二十八年については、一一・一七七SDR 4.2.3 二千二十九年については、一一・六七九SDR 4.2.4 二千三十年については、一二・二〇四SDR 5 2から4までの規定に従って得られる収入の上限を用いて計算された重量四・六五二キログラムの小包についての収入が次に定める全世界的な最低の料率を基礎として計算された同等の重量の同様の郵便物についての収入よりも低くなる場合には、自己申告料率は、次の料率を超えてはならない。 5.1 二千二十七年については、一個当たり四・五六〇SDR及び重量一キログラムにつき〇・四四八SDR 5.2 二千二十八年については、一個当たり四・七六五SDR及び重量一キログラムにつき〇・四六八SDR 5.3 二千二十九年については、一個当たり四・九七九SDR及び重量一キログラムにつき〇・四八九SDR 5.4 二千三十年については、一個当たり五・二〇三SDR及び重量一キログラムにつき〇・五一一SDR 6 自己申告料率が2から4までに定める収入の上限を超えているか否かを判断するため、	小包の平均重量を四・六五二キログラムとした上で、収入を計算することによって確認を行う。通報された自己申告料率が2から4までに定める収入の上限を超える場合には、7.1の規定を適用する。これに代えて、対象となる指定された事業体は、自己申告料率をこの条の規定に適合する水準に引き下げることができる。 6.1 6に定める小包一個当たりの自己申告料率は、この条約の施行規則に定める達成度に応じた報奨金の上限額を下回ることとはできない。この額は、遅くとも当該自己申告料率が適用される年の前年の七月一日までに国際事務局の同章によって公表される小包一個当たりの自己申告料率から控除される。 6.2 指定された事業体は、この条約の施行規則に従い、個々の特性を有するサービスを提供することによって6.1に定める額の全部又は一部を回収することができる。 7 ある暦年について小包に適用する料率を自己申告することを選択した指定された事業体がある場合には、この条に定める条件を満たさない場合を除くほか、現行の自己申告料率を引き続き適用される。当該指定された事業体は、5に定める最低の料率を適用することができる。 7.1 ある暦年について小包に適用する料率を自己申告しないことを選択した指定された事業体がある場合には、補償金の料率は、
3 年間の増減の最大値 3.1 2に定める各年についての収入の上限が前年の収入を二十パーセント分増額したもののよりも高い場合には、前年の収入を二十パーセント分増額した収入を2に定める収入の上限に代えて用いる。 3.2 2に定める各年についての収入の上限が前年の収入を十パーセント分減額したもののよりも低い場合には、前年の収入を十パーセント分減額した収入を2に定める収入の上限に代えて用いる。 3.3 二千二十七年に適用する料率については、前年の収入は、重量を四・六五二キログラムとした上で、二千二十六年における1.1に定める小包一個当たりの基本料金率及び重量一キログラムごとの基本料金率を基礎として計算されたものを、四十パーセント分増額し、及び小包一個当たり一・二〇〇SDR減額したものとす。 3.3.1 3.3に定める一・二〇〇SDRの控除は、1.2.1の規定に基づく通報された内国制	度	6	7

2及び3に定める収入の上限を基礎とし、前年における小包一個当たりの自己申告料率と重量一キログラムごとの自己申告料率との間の比率と同一の比率を適用するか、又は適当な場合には4の規定に従って決定される。

8 二千二十七年以降の年に適用する料率に關し、配達についての証明を伴う小包の追加の補償金は、一個当たり一・二〇〇SDR又は内国制度において配達についての証明に適用される料金とする。当該補償金は、^{1.2.1}の規定に基づく通報された内国制度の料金に配達についての証明を含む指定された事業体に対しては支払われない。

8.1 内国制度における料金と同等の料金を適用する指定された事業体は、その時点において有効な当該料金(税金を控除したもの)を、当該料金を用いる料率が効力を生ずる年の前年の五月一日までに、国際事務局に通報する。同事務局は、SDRによる料率を計算するため、補償金が適用される年の前年の二月末日までの五箇月の期間に収集されたデータに基づく為替相場の月ごとの平均を用いる。適用される値は、^{1.3}に規定する回章と同一のものにおいてSDRで公表される。

9 名宛側の指定された事業体は、隣接しない地帯に配達される重量四・六五二キログラムの小包についての内国料金が^{1.2}に定める料率の上限の計算から除外された場合には、当該地帯に配達される郵便物について、この条約の施行規則に定める条件に従い、これらの料

金の差に相当する額又はこの差額よりも低い額の自己申告料率に対する補足的な料率を適用することができる。

10 小包の海路運送に参加する指定された事業体は、海路割当料金を請求することができる。この海路割当料金については、この条約の施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の指定された事業体が負担する。

10.1 海路割当料金は、利用される各海運業務につき、距離段階に依じて、この条約の施行規則に定める。

10.2 指定された事業体は、^{10.1}の規定に従って計算される海路割当料金をその五十パーセントを限度として引き上げることができる。指定された事業体は、自己の裁量により、海路割当料金を引き下げることができる。

第二十条

条約第三十五条を次のように改める。

第三十五条 国際郵便物の交換のための勘定の決済及び支払に

關する特別規定

1 この条約に従って実施された業務に係る勘定の決済及び支払(郵便物の運送(配達を含む。))のための決済及び支払、名宛国又は継越国における郵便物の取扱いのための決済及び支払並びに郵便物の亡失、盗取及び損傷を補償するための決済及び支払を含む。は、この条約及び連合の他の文書の規定に基づき、また、これらの規定に従って行われる。これらの決済及び支払については、連合の文書に定

める場合を除くほか、指定された事業体による書類の作成を要しない。

2 指定された事業体は、第三条に規定する普遍的な郵便業務の提供及び国際的な郵便ネットワークの健全性を確保するため、連合の文書に従って実施される業務について支払を行う。決済した後、指定された事業体が、関連する連合の文書の規定に従い他のいずれかの指定された事業体に対して当該業務から生じた係争中でない債務を適時に支払うことができない場合には、債権者である指定された事業体は、基本的な政策及び原則に関する管理理事会の指針の範囲内で、この条約の施行規則に定める関連する手続に従って郵便業務の提供を停止することができる。

第二十一条

条約第三十六条を次のように改める。

第三十六条 継越料、航空運送料及び

割当料金の額を定めることについての郵便業務理事会の権限

1 郵便業務理事会は、この条約の施行規則に定める条件に従い、指定された事業体が支払う次の継越料、航空運送料、割当料金その他^{1.3}に規定する事項を定める権限を有する。

1.1 一又は二以上の仲介国による通常郵便の郵袋の取扱い及び運送のための継越料

1.2 航空郵便物に適用する基本料金率及び航空運送料

1.3 小包についての業務の達成度に関連した報奨金に関する事項

1.4 仲介国による小包の取扱い及び運送のための継越しの陸路割当料金

1.5 小包の海路運送のための海路割当料金

1.6 小包郵便による物品の返送業務の提供のための発送の陸路割当料金

2 改正は、業務を実施する指定された事業体に公平な報酬を確保する方法により、信頼し得るかつ代表的な経済上及び財務上のデータに基づくものとする。決定された改正は、郵便業務理事会が定める日に効力を生ずる。

第二十二条 この追加議定書の効力発生及び有効期間

この追加議定書は、二千二十七年一月一日に効力を生じ(例外として、第四条、第五条、第十条、第十二条から第十九条まで及び前条の規定並びに第八条によつて改正される条約第十八条^{2.1}、^{2.4}及び^{3.3}並びに第九条によつて改正される条約第十九条^{4.2}、^{6.1.1.1}及び^{6.1.1}の二の規定は、二千二十六年一月一日に効力を生ずる。)、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が条約中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、国際事務局局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各加盟国に送付する。

二千二十五年九月十九日にドバイで作成した。

審査報告書

健康保険法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

令和八年五月二十八日

厚生労働委員長 小川 克巳

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、持続可能な医療保険制度の実現に向け、必要な保険給付等の適切な実施並びに世代間及び世代内での負担の公平性の確保を図るため、出産に係る給付体系の見直し、一部保険外療養の創設、国民健康保険における子どもに係る均等割保険料等の軽減の拡充、後期高齢者医療における金融所得の保険料等への勘案等の措置を講ずるほか、医療機関の業務効率化と勤務環境改善の取組に係る措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、令和八年度一般会計予算に、医療介護提供体制改革推進交付金の内数として約三十四億円が計上されている。また、本法施行により減少する全国健康保険協会に対する国庫補助の額は、令和八年度から令和十年度までの間において、各年度約五百億円である。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。
一、医療保険制度の見直しに当たっては、給付と負担の在り方を見直しに加えて、医療機能の維持や医療従事者の確保といった医療提供体制の在り方、医療の質の向上への対応を含め、医療

全体をどのように維持し、国民皆保険制度を堅持していくかとの観点から、議論を行うこと。

二、出産の標準的な費用に係る給付体系の見直しに当たっては、妊産婦の経済的負担の軽減や妊産婦が納得感を持つてサービスを選択できる環境整備が重要であり、その前提となるサービス内容と費用の見える化、それに基づく標準化を確実に実施し、安全・安心な出産ができる環境整備に向け、周産期医療提供体制の確保に最大限努めること。また、当分の間、出産育児一時金の適用を受けることを可能とする経過措置については、できる限り多くの分娩施設が新たな給付体系を選択するよう促すとともに、妊産婦の選択に不利益・不公平が生じたり、保険者に過度な事務負担が生じたりすることのないようにしつつ、厳しい労働・経営環境に置かれた分娩施設の状況と意向を十分に踏まえること。さらに、新たな制度の下で地域の周産期医療体制を維持・確保できるよう、国から分娩施設への支援や丁寧な説明など、所要の措置を講ずること。

三、分娩施設の体制維持・確保、産科医の確保や地域偏在の解消など、周産期医療提供体制の整備は、国のインフラ整備に関わる問題であり、公費による支援を含む必要な対応策を検討すること。

四、分娩費、出産時一時金等の金額の設定に当たっては、医療保険財政及び保険料負担への影響を十分に考慮するとともに、分娩施設を始めとする関係者の意見を十分に踏まえること。とりわけ、分娩経過が多様であることや、地域における分娩施設の経営実態を踏まえた標準的費用の設定、加算措置その他必要な措置を講ずること。また、物価動向や人件費その他の経済状況の変化に適切に対応する観点から、関係者の意見も踏まえつつ、不断に見直すこと。
五、妊婦の希望に応じて安全・安心な出産ができ

る環境整備に向け、麻酔を実施する医師の確保や安全管理体制の標準化など、安全で質の高い無痛分娩や痛みの緩和を目的とした処置の提供体制確保のための方策を講ずること。

六、医療機関における業務効率化・勤務環境改善への責務明確化に当たっては、医療機関における業務効率化・勤務環境改善への取組推進に向けて適切に支援するとともに、現場の実態を幅広く把握・検証し、医療の安全性や質の担保、患者のプライバシー・個人情報保護に留意し、幅広い医療機関において適切に業務効率化・勤務環境改善が推進され、現場労働者の負担軽減に資する取組となるよう留意すること。

七、一部保険外療養の施行に当たっては、薬剤の支給において、要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性の高いものであつても、適正な医療の提供を確保するために必要なものについては、将来にわたつて保険給付の対象とするとともに、配慮が必要な者への措置は将来にわたつて維持すること。さらに、国民の受診機会の確保、重症化の防止及び医療費への影響等を総合的に勘案し、患者に過度な負担を生じさせ、又は必要かつ適切な受診が抑制されることのないようにするとともに、制度導入後の影響について実態を把握・検証し、適時、ホームページ等で広く公表しつつ可逆的な見直しを含む必要に応じた見直しを行うこと。

八、一部保険外療養の対象範囲については、薬剤以外の診療行為を含めるべきではないという指摘もあつたこと等を踏まえ、十分に検討すること。

九、一部保険外療養の導入に当たっては、医療用医薬品の給付を受ける患者とOTC医薬品で対応している患者との公平性の確保の観点から、イトブリドの妊婦に対する使用上の注意等を精査、検討すべきとの指摘があつたことを踏まえ、イトブリドを妊婦に使用する際に別途の負担を求めない方向で整理すること。

十、一部保険外療養の導入に当たっては、対象薬剤や要配慮者の範囲、患者負担割合を有効成分、効能効果、最大用量等を踏まえ精査、検討するとともに、患者・国民及び関係者に対して丁寧な説明を行い、その意見を十分に踏まえること。また、検討過程の透明性を確保する観点から、検討のための資料及びデータ、前提条件等について出来る限り詳細に関係審議会等に提出し、議論の内容を明らかにすること。

十一、高額療養費等の制度は、重い疾病等に直面した場合であっても、日本国憲法第十三条が保障する個人の尊厳及び同第二十五条が保障する生存権が著しく毀損されることのないよう、国民皆保険制度において国民の生命及び生活を守る上で欠くことのできない中核的な役割を果たしていることに鑑み、将来の見直しに際しても、高額療養費等の支給を受ける者が療養等に必要な費用の負担により生活に困窮することのないよう、高額療養費等の支給要件、支給額その他高額療養費等の支給に関する事項は、高額療養費等の支給を受ける者の「療養等に必要な費用の負担が家計に与える影響」及び「必要かつ適切な受診に与える影響」を考慮して定めることとし、長期療養者をはじめ療養等に必要な費用の負担が家計の負担能力に応じたものとなるよう配慮すること。また、その際には、高額療養費等の支給を受ける者の「給与等の収入の状況及び当該収入の変動状況」、「子等の扶養に係る支出、とりわけ教育費に係る支出等の状況」及び「療養等の状況等の生活の実態など、可能な限り受給者の多様性を把握しこれを踏まえた検討を行うこと。さらに、高額療養費等の支給を受ける者の収入の状況等に応じ、きめ細かく、かつ、できる限り利便性に配慮した支給要件、支給方法等とすること。加えて、高額療養費等の支給要件、支給額その他高額療養費等の

支給に関する事項を定めるに当たっては、引き続き、その手続に当たり、高額療養費等の支給額の算定に関する資料その他の必要な資料を提示して、高額療養費等の支給を受ける者、高額療養費等の支給を受ける者に対する医療に従事する者、高額療養費等に関して学識経験を有する者、保険者や保険料納付者である労使等を社会保障審議会に参画させ、その意見を聴くための措置を講ずること。

十二、高額療養費制度の支給要件等の見直しに当たっては、多数回該当や年間上限に該当しない患者であっても必要な医療へのアクセスが阻害されないように留意すること。また、制度の見直しによって、国民の健康状態の悪化や医療費の増大につながるのではないよう、所得区分別、年齢別、疾病別など詳細な影響を継続的に検証し、必要に応じて速やかに見直しを行うこと。さらに、制度の一層の機能強化に向け、保険者間の情報連携などの方策について検討を進めること。個人事業主の長期の療養の保障に向け、被用者保険との格差は正に向けて検討を進めること。

十三、高額療養費制度において、現役世代の負担軽減に向け、保険者変更に関わる多数回該当の初期化、合算可能レセプトに係る金額要件や歴月単位判定、償還払いによる一時的負担など制度運用の改善に向けて継続的に検討を進めること。

十四、高額療養費制度は、患者の医療費負担を軽減する政策であるとともに、家計消費への影響を緩和する効果のある政策であり、自己負担引上げは、医療費を公的保険で支えるのか、患者負担や民間保険の比重を増やすのか等という問題であることを踏まえ、将来の見直しに際しては、医療保障の観点に基づき、財政・経済全体の中における高額療養費制度の在り方という視点も踏まえた議論を進めること。

令和八年五月二十九日 参議院会議録第十七号

十五、高額な医療費や、疾病・治療の影響による収入減少・就業困難によって生活困窮や経済的に不安な状況に陥ること、治療の継続、家族を含めた生活の維持、子の養育等に大きく影響が出る事態に直面した患者やその家族を支援する観点から、相談支援窓口の整備及びアクセスの確保等に取り組むとともに、支援制度の十分な周知を図ること。

十六、後期高齢者医療制度における金融所得の勘案に当たっては、公平な負担及び支払い能力に応じた負担の実現という観点から、持続可能な医療保険制度の在り方を検討するとともに、把握されていない所得を正確に捕捉する方策についても検討すること。制度導入後の後期高齢者の受診などへの影響について実態を把握・検証し、必要な見直しを行うこと。また、同制度においては、現在、現役並み所得の被保険者の給付費が公費負担の対象とならないことも踏まえ、高齢者の窓口負担割合の検討の中で現役世代の保険料負担への配慮も含めた制度の在り方を検討し、所要の措置を講ずること。

十七、全国健康保険協会への国庫補助の在り方については、国庫補助が財政基盤の安定につながってきたことや、保険者機能の十分な発揮の観点、その財政運営の実態等も勘案しつつ検討するとともに、今回の改正による時限措置終了後における保険財政運営の在り方については、中長期的な視点で検討すること。その際、きめ細かく有効な疾病予防・健康づくりの推進を可能とする体制を確立するよう努めること。

十八、子育て世帯の保険料負担の更なる軽減について、軽減措置の更なる拡充を含めた検討を進めること。

十九、社会保障制度を将来にわたって持続可能なものにするため、近年の急激な社会・経済状況の変化に応じた、あるべき社会保障の理念とグランドデザインに基づく、社会保障と税が一体

健康保険法等の一部を改正する法律案

となつた改革の実現に向けて検討を進めること。
右決議する。

健康保険法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

令和八年四月二十八日

衆議院議長 森 英介
参議院議長 関口 昌一殿

健康保険法等の一部を改正する法律案
健康保険法等の一部を改正する法律
(健康保険法の一部改正)
第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「の承認を受けた」を「に対し、健康保険の被保険者とならないことにより国民健康保険の被保険者となる旨の申出をした」に改める。

第七条の二の次に次の一条を加える。

(協会の実施する保健事業)

第七条の二の二 協会は、前条第二項第二号に掲げる業務(第六章の規定による保健事業に関するものに限る。第七条の二十九の二において「保健事業業務」という。)を行うに当たっては、被保険者及びその被扶養者の年齢、性別、健康状態その他の事情を考慮し、適切かつ有効に行わなければならない。

第七条の二十九の次に次の一条を加える。

(保健事業業務の実施状況に係る報告)

第七条の二十九の二 協会は、保健事業業務の実施状況について、毎事業年度、厚生労働大臣に報告しなければならない。
第五十八条第三項中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改める。

定療養又は一部保険外療養」に改め、同条第二項中「保険外併用療養費」を「評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受けた場合を除く。」における保険外併用療養費」に改め、同条第五項中「第二項の下に」又は第三項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び選定療養」を「選定療養及び一部保険外療養」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第一号」を「第二項第一号又は前項第一号イ若しくはロ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 一部保険外療養を受けた場合(当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。)における保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額(当該療養に食事療養が含まれるときは当該控除した額及び前項第二号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該控除した額及び同項第三号に掲げる額の合算額)とする。

一 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき第七十六条第二項の定めを勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)

ロ 医療費の動向及び医療保険の財政状況並びに療養を受ける者の事情その他の事項を考慮して保険給付の対象としない費用として厚生労働大臣が定めるところにより算定した額

二 前号に掲げる額に第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定

める割合を乗じて得た額(療養の給付に係る同項の一部負担金について第七十五条の二第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額)

第八十七条第二項中「」について算定した費用の額の下に「(一部保険外療養を受けた場合)当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。」にあつては、当該費用の額から前条第三項第一号の規定による厚生労働大臣の定めにより算定した額を控除した額」を加え、同条第三項中「前条第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第一百十条第二項第一号中「額」を「額。以下この号において同じ。」(保険医療機関等から一部保険外療養を受けた場合)当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。」にあつては、当該費用の額から第八十六条第三項第一号の規定による厚生労働大臣の定めにより算定した額を控除した額」に改め、同条第三項中「及び選定療養」を「選定療養及び一部保険外療養」に改め、「選定療養を受ける場合」の下に「当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受ける場合を除く。」を加え、「前項第二号」を「保険医療機関等から一部保険外療養を受ける場合(当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合を含む。)」にあつては同条第三項第一号の費用の額の算定、前項第二号」に改める。

第一百五十五条第二項中「家計」の下に「、とりわけ長期にわたつて継続的に療養を受ける者の家計」を加える。

第三十一条第一項中「又は選定療養」を「選定療養又は一部保険外療養」に改める。
第一百四十九条の表第八十六条第二項及び第五項の項中「及び第五項」を「第三項及び第六項」に改める。

第一百五十四条第一項中「承認を受けた」を「申出をした」に改める。

第一百六十条第三項第三号中「第一百六十条の三」を「第一百六十条の三第一項」に改め、同条第五項中「二年」とを「毎事業年度」に改める。

第一百六十条の三に次の一項を加える。

2 協会は、第一百六十条第五項に規定する健康保険事業の収支の見通しを踏まえ、少なくとも、当該収支の見通しを公表したときから二年以内に前項の規定による準備金の積立ての状況から健康保険事業の運営に支障が生ずると見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を報告するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

第一百七十九条中「承認を受けた」を「申出をした」に改める。

第二百四条第一項第一号中「承認」を「申出の受理」に改める。

第二百五条の四第一項中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改める。

附則第五条の三(令和二年度以降の一の事業年度)を「令和八年度」に、「第三号に掲げる額」を「第三号に掲げる累計額」に、「第三号に掲げる額」を「当該累計額を」に改め、「乗じて得た額」の下に「に五百億八百五十九万七千円を加えて得た額」を加え、同条第一号中「平成二十七年」から当該一の事業年度の前事業年度までの間において毎年度継続して協会の一般保険料率を千分の百とし、かつ、」を削り、「次号ロにおいて」を「以下」に、「当該一の事業年度の前事業年度末を」令和七年度末」に改め、同条第二号ロ中「平成二十七年」から当該一の事業年度の前々事業年度までの間において毎年度継続して協会の一般保険料率を千分の百とし、かつ、」を削り、「当該一の事業年度の前々事業年度までの間の」を「令和六年度までの間の」に、「次号一」の事業年度の前事業年度を「令和七年度」に

改める。

附則第五条の四を第五条の九とし、第五条の三の次に次の五条を加える。

第五条の四 令和九年度においては、第一百五十三条及び第一百五十四条並びに附則第四条の二、第五条及び第五条の二の規定にかかわらず、国庫は、附則第五条の規定により読み替えて適用される第一百五十三条及び第一百五十四条第一項、附則第四条の二の規定により読み替えて適用される附則第五条の規定により読み替えられた第一百五十四条第二項並びに附則第五条の規定により読み替えて適用される附則第五条の二の規定により算定される額から、第一号に掲げる額(第三号に掲げる累計額がある場合には、第一号に掲げる額から当該累計額を控除して得た額)から第二号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)に千分の百六十四を乗じて得た額に五百億八百五十九万七千円を加えて得た額を控除して得た額を補助する。

一 平成二十七年から令和七年度までの間において国保法等一部改正法第六六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用せず、かつ、前条の規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる令和八年度末における協会の準備金の額

二 次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ 前条第二号イに掲げる額

ロ 国保法等一部改正法第六六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる平成二十七年から令和七年度までの間の各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額(平成二十七年から当該各事業年度までの間において納付額を原資として、協会に対して交付された額がある場合に

は、当該各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額から、平成二十七年
度から当該各事業年度までの間における
当該交付された額の累計額を控除して得
た額のうち最も高い額

三 平成二十七年から令和八年度までの間
における納付額を原資として、協会に対し
て交付された額の累計額

第五条の五 令和十年度においては、第五百五
三条及び第五百五十四条並びに附則第四条の
二、第五条及び第五条の二の規定にかかわら
ず、国庫は、附則第五条の規定により読み替
えて適用される第五百五十三條及び第五百五十四
条第一項、附則第四条の二の規定により読み
替えて適用される附則第五条の規定により読み
替えられた第五百五十四条第二項並びに附則
第五条の規定により読み替えて適用される附
則第五条の二の規定により算定される額から、
第一号に掲げる額(第三号に掲げる累計
額がある場合には、第一号に掲げる額から当
該累計額を控除して得た額)から第二号に掲
げる額を控除して得た額(当該額が零を下回
る場合には、零とする。)に千分の百六十四を
乗じて得た額に五百億八百五十九万七千円を
加えて得た額を控除して得た額を補助する。

一 平成二十七年から令和七年度までの間
において国保法等一部改正法第六條の規定
による改正前の附則第五条の四から第五條
の六までの規定を適用せず、かつ、前二條
の規定を適用しないとしたらば積み立て
られることとなる令和九年度末における協
会の準備金の額

二 次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ 附則第五条の三第二号イに掲げる額

ロ 平成二十七年から令和七年度までの
間において国保法等一部改正法第六條の
規定による改正前の附則第五条の四から
第五條の六までの規定を適用せず、か

つ、附則第五条の三の規定を適用しない
としたらば積み立てられることとなる
平成二十七年から令和八年度までの間
の各事業年度の事業年度末における協会
の準備金の額(平成二十七年から当該
各事業年度までの間において納付額を原
資として、協会に対して交付された額が
ある場合には、当該各事業年度の事業年
度末における協会の準備金の額から、平
成二十七年から当該各事業年度までの
間における当該交付された額の累計額を
控除して得た額)のうち最も高い額

三 平成二十七年から令和九年度までの間
における納付額を原資として、協会に対し
て交付された額の累計額

第五条の六 令和十一年度においては、第五百
十三條及び第五百五十四条並びに附則第四条の
二、第五条及び第五条の二の規定にかかわら
ず、国庫は、附則第五条の規定により読み替
えて適用される第五百五十三條及び第五百五十四
条第一項、附則第四条の二の規定により読み
替えて適用される附則第五条の規定により読み
替えられた第五百五十四条第二項並びに附則
第五条の規定により読み替えて適用される附
則第五条の二の規定により算定される額か
ら、第一号に掲げる額(第三号に掲げる累計
額がある場合には、第一号に掲げる額から当
該累計額を控除して得た額)から第二号に掲
げる額を控除して得た額(当該額が零を下回
る場合には、零とする。)に千分の百六十四を
乗じて得た額を控除して得た額を補助する。

一 平成二十七年から令和七年度までの間
において国保法等一部改正法第六條の規定
による改正前の附則第五条の四から第五條
の六までの規定を適用せず、かつ、前三條
の規定を適用しないとしたらば積み立て
られることとなる令和十年度末における協
会の準備金の額

二 次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ 附則第五条の三第二号イに掲げる額

ロ 平成二十七年から令和七年度までの
間において国保法等一部改正法第六條の
規定による改正前の附則第五条の四から
第五條の六までの規定を適用せず、か
つ、附則第五条の三及び第五条の四の規
定を適用しないとしたらば積み立てら
れることとなる平成二十七年から令和
九年度までの間の各事業年度の事業年
度末における協会の準備金の額(平成二
十七年度から当該各事業年度までの間にお
いて納付額を原資として、協会に対し
て交付された額がある場合には、当該各事
業年度の事業年度末における協会の準備
金の額から、平成二十七年から当該各
事業年度までの間における当該交付され
た額の累計額を控除して得た額)のうち
最も高い額

三 平成二十七年から令和十年度までの間
における納付額を原資として、協会に対し
て交付された額の累計額

第五条の七 令和十二年度においては、第五百
十三條及び第五百五十四条並びに附則第四条の
二、第五条及び第五条の二の規定にかかわら
ず、国庫は、附則第五条の規定により読み替
えて適用される第五百五十三條及び第五百五十四
条第一項、附則第四条の二の規定により読み
替えて適用される附則第五条の規定により読み
替えられた第五百五十四条第二項並びに附則
第五条の規定により読み替えて適用される附
則第五条の二の規定により算定される額か
ら、第一号に掲げる額(第三号に掲げる累計
額がある場合には、第一号に掲げる額から当
該累計額を控除して得た額)から第二号に掲
げる額を控除して得た額(当該額が零を下回
る場合には、零とする。)に千分の百六十四を
乗じて得た額を控除して得た額を補助する。

一 平成二十七年から令和七年度までの間
において国保法等一部改正法第六條の規定
による改正前の附則第五条の四から第五條
の六までの規定を適用せず、かつ、附則第
五條の三から前条までの規定を適用しない
としたらば積み立てられることとなる令
和十一年度末における協会の準備金の額

二 次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ 附則第五条の三第二号イに掲げる額

ロ 平成二十七年から令和七年度までの
間において国保法等一部改正法第六條の
規定による改正前の附則第五条の四から
第五條の六までの規定を適用せず、か
つ、附則第五条の三から第五條の五まで
の規定を適用しないとしたらば積み立
てられることとなる平成二十七年から
令和十年度までの間の各事業年度の事業
年度末における協会の準備金の額(平成
二十七年から当該各事業年度までの間
において納付額を原資として、協会に対
して交付された額がある場合には、当該
各事業年度の事業年度末における協会の
準備金の額から、平成二十七年から当
該各事業年度までの間における当該交付
された額の累計額を控除して得た額)の
うち最も高い額

三 平成二十七年から令和十一年度までの
間における納付額を原資として、協会に対
して交付された額の累計額

第五条の八 令和十三年以降の一の事業年度
においては、第五百五十三條及び第五百五十四
条並びに附則第四条の二、第五條及び第五條
の規定にかかわらず、国庫は、附則第五條
の規定により読み替えて適用される第五百五
十三條及び第五百五十四条第一項、附則第四條
の二の規定により読み替えて適用される附則第
五條の規定により読み替えられた第五百五十四
条第二項並びに附則第五條の規定により読み

替えて適用される附則第五条の二の規定により算定される額から、第一号に掲げる額(第三号に掲げる累計額がある場合には、第一号に掲げる額から当該累計額を控除して得た額から第二号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))に千分の百六十四を乗じて得た額を控除して得た額を補助する。

一 平成二十七年（令和七年）度までの間において国保法等一部改正法第六條の規定による改正前の附則第五條の四から第五條の六までの規定を適用せず、かつ、附則第五條の三からこの条までの規定を適用しないとしたらば積み立てられることとなる当該一の事業年度の前事業年度末における協会の準備金の額

二 次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ 附則第五条の三第二号イに掲げる額
ロ 平成二十七年から令和七年度までの

間において国保法等一部改正法第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用せず、かつ、附則第五条の三からこの条までの規定を適用しないとしたならば積み立てら

れることとなる平成二十一年度から当該一の事業年度の前々事業年度までの間の各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額（平成二十七年から当該各事業年度までの間において納付額を原資として、協会に対して交付された額がある場合には、当該各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額から、平成二十七年から当該各事業年度までの間における当該交付された額の累計額を控除して得た額のうち最も高い額

三 平成二十七年 度から当該一の事業年度の
前事業年度までの間における納付額を原資

として、協会に対して交付された額の累計額

第二条 健康保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金及び出産手当金の支給（第九十九条―第一百九条）」を「第二節の二分岐費の支給第三節 傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金及び出産手当金の支給（第九十九条―第九十八条の二）第九十八条の二十四」（第九十八条の二）第九十八条の二十四

十九条―第百九条」に改め、「家族移送費」の下に「家族分娩費」を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金」に改める。

第三條第十三項中「又は第八十八條第一項」を「第八十八條第一項」に改め、「指定訪問看護を受けようとする者」の下に「又は第六十三條第三項各号に掲げる病院若しくは診療所分娩を受けようとする者」に限る。以下「分娩取扱保険医療機関等」という。若しくは第九十八條の第二一項に規定する指定助産所等から分娩の手当を受けようとする者」を加え、「又は指定訪問看護事業者」を、「指定訪問看護事業者又は分娩取扱保険医療機関等若しくは指定助産所等」に改める。

第五條第一項中「第六十三條第三項第二号」の下に、「第九十八條の二第二項第二号」を加える。

第七条の二第三項中「出産育児関係事務費拠出金」を「出産関係事務費拠出金」に改める。

第五十二條の第三第二項中「又は第八十八條第三項」を、「第八十八條第三項」に、「の確認」を「第九十八條の第二項又は第百十二條の第二項の確認」に改める。

第五十二条中第九号を第十一号とし、同条第八号中「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同

号の次に次の一号を加える。

八 家族分婉費の支給

第五十二条中第五号を第六号とし、同条第四号中「出産育児一時金」を「出産時一時金」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次の一号を加える。

二分娩費の支給

第五十四条中「家族移送費」の下に、「家族分娩費(第百十二条の二第三項において準用する第九十八条の二第十項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。次条第四項及び第六十条第二項において同じ。)」を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産一時金(第百十四条第二項において準用する第百一条第三項の規定により支給される差額を含む。第五十六条第一項において同じ。)」に改め、「移送費」の下に、「分娩費(第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。)」を加え、「若しくは出産育児一時金」を「若しくは出産一時金(第百四十九条において準用する第百一条第三項の規定により支給される差額を含む。)」に改める。

第五十五条第四項中、「移送費」の下に、「分娩費(第九十八条の第二十項(第九十八条の二十四第二項において準用する場合を含む。))の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。第六十条第二項において同じ。」を加え、「若しくは家族移送費を」、「家族移送費若しくは家族分娩費」に、「又は負債」を「若しくは負債又は出産に」、「又は療養費の支給」を「若しくは療養費の支給又は分娩の手当」に改める。

第五十六条第一項中、「移送費」の下に「、分娩費を加え」、「出産育児一時金を」、「出産時一時金(第百一条第三項(第百六条第二項におい

て準用する場合を含む。）の規定により支給される差額を含む。）に改め、「家族移送費」の下に「家族分娩費」を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金」に、「第百条第二項」を「第九十八条の二十第十項（第九十八条の二十四第二項及び第百十二条の第三項において準用する場合を含む。）の規定による分娩の hand に要した費用に相当する金額及び第百条第二項」に改める。

第五十八條第三項中又は第八十八條第一項を、「第八十八條第一項」に改め、「規定する指定訪問看護事業者」の下に「又は同号に規定する保険医療機関 分娩を取り扱うものに限る。以下「分娩取扱保険医療機関」という。若しくは第九十八條の二第一項第一号に規定する指定助産所を加え、「又は第八十五條第五項」を「若しくは第八十五條第五項」に、「〇」を「〽」若しくは第九十條第四項の規定による支払」に、「若しくは第九十條第四項」を「の規定による支払又は第九十八條の二第三項第九十八條の二十四第二項及び第九十二條の二第三項において準用する場合を含む。若しくは第百一条第二項(第百六条第二項及び第百十四條第二項において準用する場合を含む。)」に、「又は指定訪問看護事業者を」、「当該指定訪問看護事業者又は当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所」に改める。

第六十條第一項中「薬剤師」の下に、「助産師」を加え、「又は手当」を「若しくは手当又は分娩の手当」に改め、「診療録」の下に、「助産録」を加え、同条第二項中、「訪問看護療養費」の下に、「分娩費」を加え、「若しくは家族訪問看護療養費」を「家族訪問看護療養費若しくは家族分娩費」に、「又は第八十八條第一項」を「第八十八條第一項」に改め、「指定訪問看護」の下に「又は分娩の手当」を加える。

第六十五條第三項中第六号を第七号とし、同

項第五号中「第八十九条第四項第七号」の下に「及び第九十八条の六第二項第五号」を加え、「以下この号、第八十九条第四項第七号及び第九十九条第二項において」を「以下」に改め、「第八十九条第四項第七号」の下に「及び第九十八条の六第二項第五号」を加え、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 当該申請に係る病院又は診療所（分娩を取り扱うものに限る。）が、保険給付に関し分娩の手段の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第九十八条の十九第一項（第九十八条の二十四第二項、第一百十二条の二第三項及び第四百九十九条において準用する場合を含む。）の規定による指導を受けたものであるとき。

第八十条第一号中「従事する保険医」の下に「（分娩の手段に従事する保険医を含む。）」を加え、「第一百十条第七項」を「第九十八条の五、第九十八条の二十四第二項、第一百十条第七項、第一百十二条の二第三項」に改め、同条第二号中「第七十条の二第二項」の下に「（第九十八条の五において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三号中「第一百十条第七項」を「第九十八条の五、第九十八条の二十四第二項、第一百十条第七項、第一百十二条の二第三項」に改め、同条中第十号を第十六号とし、第九号を第十五号とし、第八号を第十四号とし、第七号の次に次の六号を加える。

八 分娩取扱保険医療機関において分娩の手段に従事する第九十八条の四に規定する登録助産師が、第九十八条の十三第一項（第九十八条の二十四第二項、第一百十二条の二第三項及び第四百九十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき（当該違反を防止するため、当該分娩取扱保険医

療機関が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

九 分娩取扱保険医療機関について、第九十八条の二第三項（第九十八条の二十四第二項、第一百十二条の二第三項及び第四百九十九条において準用する場合を含む。）又は第一百一条第二項（第六十六条第二項、第一百十四条第二項及び第四百九十九条において準用する場合を含む。）の規定による支払に関する請求について不正があったとき。

十 分娩取扱保険医療機関が第九十八条の二十第一項（第九十八条の二十四第二項、第一百十二条の二第三項及び第四百九十九条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により報告若しくは診療録、助産録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

十一 分娩取扱保険医療機関の開設者又は従業者が、第九十八条の二十第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（当該分娩取扱保険医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該分娩取扱保険医療機関が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

十二 分娩取扱保険医療機関の開設者が第九十八条の二十三第三項（第九十八条の二十四第二項、第六十六条第二項、第一百十二条の二第三項、第一百十四条第二項及び第四百九十九条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

十三 この法律以外の医療保険各法による被保険者又は被扶養者の分娩の手段に関し、

第一号から第三号まで又は第八号から前号までのいずれかに相当する事由があったとき。

第八十一条第一号中「第一百十条第七項」を「第九十八条の五、第九十八条の二十四第二項、第一百十条第七項、第一百十二条の二第三項」に改め、同条第二号中「第七十条の二第二項」の下に「（第九十八条の五において準用する場合を含む。）」を加え、同条中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 保険医（分娩の手段に従事する医師に限る。次号において同じ。）が、第九十八条の二十第一項（第九十八条の二十四第二項、第一百十二条の二第三項及び第四百九十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、第九十八条の二十第一項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六 保険医について、この法律以外の医療保険各法による分娩の手段に関し、第一号、第二号又は前号のいずれかに相当する事由があったとき。

第八十二条第一項中「第一百十条第七項」を「第九十八条の五、第九十八条の二十四第二項、第一百十条第七項、第一百十二条の二第三項」に改め、「第七十条の二の下に」（第九十八条の五において準用する場合を含む。）を加える。

第四章第二節の次に次の一節を加える。

第二節の二 分娩費の支給

（分娩費）

第九十八条の二 被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、分娩取扱保険医療機関等又は次に掲げる助産所（以下「指定助産所

等」という。）のうち、自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、分娩の手段を受けたときは、その分娩の手段に要した費用について、分娩費を支給する。

一 厚生労働大臣の指定を受けた助産所（以下「指定助産所」という。）

二 特定の保険者が管掌する被保険者に対して分娩の手段を行う助産所であつて、当該保険者が指定したものの

三 健康保険組合である保険者が開設する助産所

2 分娩費の額は、当該分娩の手段につき分娩の手段に要する標準的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額とする。

3 被保険者が第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所（分娩を取り扱うものに限る。）又は第一項第一号若しくは第二号に掲げる助産所から分娩の手段を受けたときは、保険者は、その被保険者が当該病院若しくは診療所又は当該助産所に支払うべき分娩の手段に要した費用について、分娩費として被保険者に対し支給すべき額の限度において、被保険者に代わり、当該病院若しくは診療所又は当該助産所に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、被保険者に対し分娩費の支給があつたものとみなす。

5 被保険者が第六十三条第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所（分娩を取り扱うものに限る。）又は第一項第三号に掲げる助産所から分娩の手段を受けた場合において、保険者がその被保険者の支払うべき分娩の手段に要した費用のうち分娩費として被保険者に支給すべき額に相当する額の支払を免除したときは、分娩費の支給があつたものとみなす。

6 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、分娩の手当に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

7 保険者は、分娩取扱保険医療機関又は指定助産所から分娩の手当に要した費用(分娩費として被保険者に対し支給すべき額を限度とする。第九項において同じ。)の請求があつたときは、第二項の定め並びに第九十八条の五において準用する第七十条第一項及び第七十二条第一項の厚生労働省令並びに第九十八条の十第一項及び第九十八条の十三第一項の厚生労働省令に照らして審査の上、支払うものとする。

8 保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を基盤機構又は国保連合会に委託することができる。

9 前各項に定めるもののほか、分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の分娩の手当に要した費用の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

10 保険者は、被保険者が分娩の手当を受ける場合において第一項の規定による分娩費の支給を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が分娩取扱保険医療機関等若しくは指定助産所等以外の者から分娩の手当を受けた場合において保険者がやむを得ないものと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、第二項の定めの場合により算定した費用の額を基準として保険者が定める当該分娩の手当に要した費用に相当する金額を支給することができる。ただし、その額は、現に当該分娩の手当に要した費用の額を超えることができない。

(分娩費の額の定めに関する厚生労働大臣の調査)

第九十八条の三 厚生労働大臣は、前条第二項

の定めを適正なものとするため、必要な調査を行うものとする。

2 分娩取扱保険医療機関又は指定助産所は、前項の調査に資するため、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所において提供する分娩の手当の内容その他の厚生労働大臣が定める情報を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(保険医又は登録助産師)

第九十八条の四 分娩取扱保険医療機関又は指定助産所において健康保険の分娩の手に従事する医師又は助産師は、保険医(医師であるものに限る。)又は厚生労働大臣の登録を受けた助産師(以下「登録助産師」という。)でなければならない。

(準用)

第九十八条の五 第七十条第一項及び第二項の規定は分娩取扱保険医療機関について、第七十条の二第二項の規定は分娩取扱保険医療機関の管理者について、第七十二条の規定は分娩取扱保険医療機関において分娩の手に従事する保険医(医師であるものに限る。)について、それぞれ準用する。

(指定助産所の指定)

第九十八条の六 第九十八条の二第一項第一号の指定は、政令で定めるところにより、助産所の開設者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第九十八条の二第一項第一号の指定をしないことができる。

一 当該申請に係る助産所が、この法律の規定により指定助産所に係る第九十八条の二第一項第一号の指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないものであるとき。

二 当該申請に係る助産所が、保険給付に関

し分娩の手当の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第九十八条の十九第一項(第九十八条の二十四第二項、第二百十二条の第三項及び第四百四十九条において準用する場合を含む。)の規定による指導を受けたものであるとき。

三 当該申請に係る助産所の開設者又は管理者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 当該申請に係る助産所の開設者又は管理者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 当該申請に係る助産所の開設者又は管理者が、社会保険料について、当該申請をした日の前日までに、社会保険各法の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料の全てを引き続き滞納している者であるとき。

六 前各号のほか、当該申請に係る助産所が、指定助産所として著しく不適当と認められるものであるとき。

(地方社会保険医療協議会への諮問)

第九十八条の七 厚生労働大臣は、指定助産所に係る第九十八条の二第一項第一号の指定をしないこととするときは、地方社会保険医療協議会の議を経なければならない。

(指定助産所の指定の更新)

第九十八条の八 第九十八条の二第一項第一号の指定は、指定の日から起算して六年を経過したときは、その効力を失う。

2 指定助産所であつて厚生労働省令で定める

ものについては、前項の規定によりその指定の効力を失う日前六月から同日前三月までの間に、別段の申出がないときは、第九十八条の六第一項の申請があつたものとみなす。

(指定助産所のみなし指定)

第九十八条の九 助産所が助産師の開設したものであり、かつ、当該開設者である助産師のみが分娩の手に従事している場合において、当該助産師について第九十八条の四の登録があつたときは、当該助産所について、第九十八条の二第一項第一号の指定があつたものとみなす。ただし、当該助産所が、第九十八条の六第二項に規定する要件に該当する場合であつて厚生労働大臣が同号の指定があつたものとみなすことが不適当と認められるときは、この限りでない。

(指定助産所の責務)

第九十八条の十 指定助産所は、当該指定助産所において分娩の手に従事する登録助産師に、第九十八条の十三第一項の厚生労働省令で定めるところにより、分娩の手に当たらせるほか、厚生労働省令で定めるところにより、分娩費に係る分娩の手当を担当しなければならない。

2 指定助産所は、前項(第九十八条の二十四第二項、第二百十二条の第三項及び第四百四十九条において準用する場合を含む。)の規定によるほか、この法律以外の医療保険各法による分娩費に係る分娩の手当を担当するものとする。

(指定助産所の管理者の責務)

第九十八条の十一 指定助産所の管理者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一 登録助産師であること。

二 分娩取扱保険医療機関又は指定助産所において登録助産師として三年以上分娩の手

当に従事した経験その他の厚生労働省令で定める要件を備える者であること。 2 指定助産所の管理者は、適正な分娩の手当の効率的な提供を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定助産所に勤務する助産師その他の従業者を監督するとともに、当該指定助産所の管理及び運営につき、必要な注意をしなければならない。 (登録助産師の登録) 第九十八条の十二 第九十八条の四の登録は、助産師の申請により行う。 2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第九十八条の四の登録をしないことができる。 一 申請者が、この法律の規定により第九十八条の四の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者であるとき。 二 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 三 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 四 前三号のほか、申請者が、登録助産師として著しく不適当と認められる者であるとき。 3 厚生労働大臣は、第九十八条の四の登録をしないこととするときは、地方社会保険医療協議会の議を経なければならない。 4 第一項又は第二項に規定するもののほか、第九十八条の四の登録に関して必要な事項は、政令で定める。 (登録助産師の責務) 第九十八条の十三 分娩取扱保険医療機関又は	指定助産所において分娩の手段に従事する登録助産師は、厚生労働省令で定めるところにより、健康保険の分娩の手段に当たらなければならない。 2 分娩取扱保険医療機関又は指定助産所において分娩の手段に従事する登録助産師は、前項(第九十八条の二十四第二項、第二百十二条の第二項及び第四百九条において準用する場合を含む。)の規定によるほか、この法律以外の医療保険各法による分娩の手段に当たるとする。 (指定助産所の指定の辞退又は登録助産師の登録の抹消) 第九十八条の十四 指定助産所は、一月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。 2 登録助産師は、一月以上の予告期間を設けて、その登録の抹消を要求することができる。 (指定助産所の指定の取消) 第九十八条の十五 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定助産所に係る第九十八条の二第一項第一号の指定を取り消すことができる。 一 指定助産所において分娩の手段に従事する登録助産師が、第九十八条の十三第一項(第九十八条の二十四第二項、第二百十二条の第二項及び第四百九条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき(当該違反を防止するため、当該指定助産所が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く)。 二 指定助産所の管理者が、第九十八条の十一第二項の規定に違反したとき(当該違反を防止するため、当該指定助産所の管理者として、相当の注意及び監督を尽くしたときを除く)。 三 前二号のほか、指定助産所が、第九十八
条の十第一項(第九十八条の二十四第二項、第二百十二条の二第三項及び第四百九条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。 四 第九十八条の二第三項(第九十八条の二十四第二項、第二百十二条の二第三項及び第四百九条において準用する場合を含む。)又は第四百九条第二項(第四百九条第二項、第二百十四条第二項及び第四百九条において準用する場合を含む。)の規定による支払に関する請求について不正があつたとき。 五 指定助産所が、第九十八条の二十第一項(第九十八条の二十四第二項、第二百十二条の二第三項及び第四百九条において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定により報告若しくは診療録、助産録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 六 指定助産所の開設者又は従業者が、第九十八条の二十第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(当該指定助産所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定助産所が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く)。 七 指定助産所の開設者が第九十八条の二十三第三項(第九十八条の二十四第二項、第二百六条第二項、第二百十二条の二第三項、第二百十四条第二項及び第四百九条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。 八 この法律以外の医療保険各法による分娩に係る分娩の手段に関し、前各号のい	れかに相当する事由があつたとき。 九 指定助産所の開設者又は管理者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。 十 指定助産所の開設者又は管理者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。 十一 前各号に掲げる場合のほか、指定助産所の開設者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 (登録助産師の登録の取消) 第九十八条の十六 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該登録助産師に係る第九十八条の四の登録(第二号に掲げる場合にあつては、当該指定助産所の管理者の登録助産師に係る同条の登録)を取り消すことができる。 一 登録助産師が、第九十八条の十三第一項(第九十八条の二十四第二項、第二百十二条の二第三項及び第四百九条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。 二 指定助産所の管理者が、第九十八条の十一第二項の規定に違反したとき(当該違反を防止するため、当該指定助産所の管理者として、相当の注意及び監督を尽くしたときを除く)。 三 登録助産師が、第九十八条の二十第一項(第九十八条の二十四第二項、第二百十二条の二第三項及び第四百九条において準用

応ぜず、第九十八条の二十第一項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四 この法律以外の医療保険各法による分娩の手当に関し、前三号のいずれかに相当する事由があつたとき。

五 登録助産師が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至つたとき。

六 登録助産師が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至つたとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、登録助産師が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

(社会保険医療協議会への諮問)

第九十八条の十七 厚生労働大臣は、第九十八条の十第一項(第九十八条の二十四第二項、第一百二十二条の第三項及び第一百四十九条において準用する場合を含む)、第九十八条の十一若しくは第九十八条の十三第一項(第九十八条の二十四第二項、第一百二十二条の第三項及び第一百四十九条において準用する場合を含む)の厚生労働省令を定めようとするとき、又は第九十八条の二第二項(第一百四十九条において準用する場合を含む)の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

2 厚生労働大臣は、第九十八条の二第一項第一号の指定を行おうとするとき、若しくはその指定を取り消そうとするとき、又は第九十

八条の四の登録を取り消そうとするときは、政令で定めるところにより、地方社会保険医療協議会に諮問するものとする。

(処分に對する弁明の機會の付与)

第九十八条の十八 厚生労働大臣は、第九十八条の二第一項第一号の指定をしないこととするとき、又は第九十八条の四の登録をしないこととするときは、当該指定を受けようとする助産所の開設者又は当該登録を受けようとする助産師に対し、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明をすべき日時、場所及びその事由を通知しなければならない。

(厚生労働大臣の指導)

第九十八条の十九 分娩取扱保険医療機関及び指定助産所並びにこれらにおいて分娩の手当に従事する保険医(分娩の手当に従事する医師に限る。次条第一項において同じ。)及び登録助産師は、健康保険の分娩の手当に関し、厚生労働大臣の指導を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の指導をする場合において、必要があると認めるときは、分娩の手当に関する学識経験者をその関係団体の指定により指導に立ち会わせるものとする。ただし、関係団体が指定を行わない場合又は指定された者が立ち会わない場合は、この限りでない。

(分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の報告等)

第九十八条の二十 厚生労働大臣は、分娩費に係る分娩の手当に関して必要があると認めるときは、分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所若しくは分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医、登録助産師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」

という。)に対し報告若しくは診療録、助産録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医、登録助産師その他の従業者(開設者であつた者等を含む)に対し出頭を求め、又は当該職員に係者に対して質問させ、若しくは分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所について設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第七条の三十八第二項及び前条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、第七条の三十八第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。(保険者が指定する病院等における分娩の手当)

第九十八条の二十一 第六十三条第三項第二号及び第三号に掲げる病院又は診療所(分娩を取り扱うものに限る。)において行われる健康保険の分娩の手当に関する準則については、第九十八条の五において準用する第七十条第一項及び第七十二条第一項の厚生労働省令の例による。

2 第九十八条の二第一項第二号及び第三号に掲げる助産所において行われる健康保険の分娩の手当に関する準則については、第九十八条の十第一項及び第九十八条の十三第一項の厚生労働省令の例による。

(分娩の手当の内容等に関する情報の提供)

第九十八条の二十二 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受けようとする被保険者に対し、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等において行われる分娩費及び出産一時金の支給に係る分娩の手当の内容、費用そ

その他の厚生労働大臣が定める情報を提供するものとする。

(分娩の手当の内容等に関する情報の報告及び公表)

第九十八条の二十三 分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所において行われる分娩費及び出産一時金の支給並びにこれらに相当するこの法律以外の医療保険各法による給付に係る分娩の手当の内容、費用その他の厚生労働大臣が定める情報を厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者に分かりやすい形で公表するとともに、その周知に努めなければならない。

3 厚生労働大臣は、分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の管理者が第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

(資格喪失後の分娩費の支給)

第九十八条の二十四 被保険者の資格を喪失した日(任意継続被保険者の資格を喪失した者にあつては、その資格を取得した日)の前日まで引き続き一年以上被保険者(任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く)であつた者(以下この条、第一百四条及び第一百六条第一項において「一年以上被保険者であつた者」という。)が、被保険者の資格を喪失した日(後六月以内に、分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等のうち自己の選定するものから当該資格を喪失したことを証

する書類の提示その他の厚生労働省令で定める方法により一年以上被保険者であった者であることの確認を受け、かつ、分娩の手当を受けたときは、被保険者として受けることができるはずであった分娩費として、当該分娩の-handlingにつき第九十八条の二第二項の定め例により算定した費用の額の支給を最後の被保険者から受けることができる。ただし、被保険者であった者が船員保険の被保険者となつたときは、この限りでない。

2 第九十八条の二第三項から第九項までの規定は前項の資格喪失後の分娩費の支給について、同条第十項の規定は一年以上被保険者であった者に係る分娩の-handlingに要した費用に相当する金額の支給について、第九十八条の三、第九十八条の四、第九十八条の十第一項、第九十八条の十三及び第九十八条の十九から前条までの規定並びに第九十八条の五において準用する第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定は前項の資格喪失後の分娩費に係る分娩の-handlingについて、それぞれ準用する。

第四章第三節の節名中「出産育児一時金」を「出産時一時金」に改める。
第百一条の見出しを「(出産時一時金)」に改め、同条中「被保険者が」の下に「分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から健康保険の分娩の-handlingを受け、」を加え、「(出産育児一時金)」を「(出産時一時金)」に改め、同条に次の六項を加える。

2 被保険者が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から、第九十八条の二第一項の規定による分娩費に係る分娩の-handlingを受けたときは、被保険者は、被保険者に代わり、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に対し、前項の出産時一時金(その被保険者が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき出産に要した費用(同条第三項の規定により支払われる額に相当する額を除く。以下この項及び第四項において同じ。)に相当する額に限る。次項及び第五項において同じ。)を支払うことができる。この場合において、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、その被保険者が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき出産に要した費用に係る債権の弁済に充てるものとする。

3 被保険者は、前項の規定による支払をした出産時一時金の額が第一項の政令で定める金額に満たないときは、厚生労働省令で定めるところにより、その差額を被保険者に支給するものとする。

4 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、出産に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

5 被保険者は、第二項の規定による出産時一時金の支払をするときは、当該支払に関する事務を基盤機構又は国保連合会に委託することができる。

6 被保険者は、被保険者が出産したにもかかわらず、第一項の規定による出産時一時金の支給を受けることができない場合において、被保険者がやむを得ない事情があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、出産時一時金として、政令で定める金額を支給することができる。

7 前各項に定めるもののほか、出産時一時金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第百四条中「被保険者の資格を喪失した日(任意継続被保険者の資格を喪失した者にあつては、その資格を取得した日)の前日まで引き続

き一年以上被保険者(任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。)であつた者(第百六条において「一年以上被保険者であつた者」という。)を「一年以上被保険者であつた者」に改める。

第百六条の見出し中「(出産育児一時金の給付)」を「(出産時一時金の支給)」に改め、同条中「(以下この下に)」を「(分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の-handlingを受け、)」を加え、「(出産育児一時金)」を「(出産時一時金)」として、第百一条第一項の政令で定める金額に改め、同条に次の一項を加える。

2 第九十八条の二十二及び第九十八条の二十三の規定は前項の資格喪失後の出産時一時金に係る分娩の-handlingについて、第百一条第二項から第七項までの規定は前項の資格喪失後の出産時一時金の支給について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「第九十八条の二第一項」とあるのは「第九十八条の二十四第一項本文」と、「同条第三項」とあるのは「第九十八条の二十四第二項において準用する第九十八条の二第三項」と、同条第六項中「第一項」とあるのは「第百六条第一項」と読み替えるものとする。

第四章第四節の節名中「家族移送費」の下に「(家族分娩費)」を加え、「(家族出産育児一時金)」を「(家族出産時一時金)」に改める。
第百十二条の次に次の一項を加える。
(家族分娩費)

第百十二条の二 被保険者の被扶養者が、厚生労働省令で定めるところにより、分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被扶養者であることの確認を受け、分娩の-handlingを受けたときは、被保険者に対し、その分娩の-handlingに要した費用について、家族分娩費を支給する。

2 家族分娩費の額は、当該分娩の-handlingにつき第九十八条の二第二項の定め例により算定した費用の額とする。

3 第九十八条の二第三項から第九項までの規定は家族分娩費の支給について、同条第十項の規定は被扶養者に係る分娩の-handlingに要した費用に相当する金額の支給について、第九十八条の三、第九十八条の四、第九十八条の十第一項、第九十八条の十三及び第九十八条の十九から第九十八条の二十三までの規定並びに第九十八条の五において準用する第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定は家族分娩費に係る分娩の-handlingについて、それぞれ準用する。

第百十四条の見出しを「(家族出産時一時金)」に改め、同条中「被扶養者が」の下に「分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から健康保険の分娩の-handlingを受け、」を加え、「(家族出産育児一時金)」を「(家族出産時一時金)」に、「第百一条」を「第百一条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第九十八条の二十二及び第九十八条の二十三の規定は家族出産時一時金に係る分娩の-handlingについて、第百一条第二項から第七項までの規定は家族出産時一時金の支給について、それぞれ準用する。
第百二十七条中第十号を第十三号とし、第九号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 特別分娩費の支給
第百二十七条第八号中「(家族出産育児一時金)」を「(家族出産時一時金)」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。
八 家族分娩費の支給
第百二十七条中第五号を第六号とし、同条第四号中「(出産育児一時金)」を「(出産時一時金)」に改

め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 分娩費の支給

第二百二十八条第一項中「移送費」の下に、「分娩費」(第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。以下この条において同じ。)を加え、「出産育児一時金」を「出産時一時金」(第百四十九条において準用する第百一条第三項の規定により支給される差額を含む。第三項及び第四項において同じ。)に改め、同条第三項中「移送費」の下に、「分娩費」を加え、「若しくは出産育児一時金」を「若しくは出産時一時金」に改め、「家族移送費」の下に、「家族分娩費」(第百四十二条の二第三項において準用する第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。次項、第六項及び第七項において同じ。)を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金」(第百四十九条において準用する第百一条第三項の規定により支給される差額を含む。次項において同じ。)に改め、同条第四項中「家族移送費」の下に、「家族分娩費」を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金」に改め、「移送費」を「若しくは出産時一時金」に改め、同条第六項中「移送費」の下に「分娩費」を加え、「若しくは特別療養費」を「家族分娩費、特別療養費若しくは特別分娩費」に、「又は負傷を若しくは負傷又は出産に、「又は療養費の支給」を「若しくは療養費の支給又は分娩の手当」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 特別分娩費(第百四十五条の二第四項において準用する第百三十四条の二第六項又は第

七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。次項において同じ。)の支給は、同一の出産について、前章の規定又はこの法律以外の医療保険各法の規定によりこの章の規定による分娩費又は家族分娩費の支給に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。
第百三十四条の次に次の一条を加える。
(分娩費)
第百三十四条の二 日雇特例被保険者が、受給資格者票を第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所(分娩を取り扱うものに限る。第六項及び第七項、第百三十七条第一項、第百四十二条の二第一項、第百四十四条第一項並びに第百四十五条の二第一項において同じ。)又は第九十八条の二第二項第一号若しくは第二号に掲げる助産所のうち自己の選定するものに提出して、そのものから分娩の手当を受けたときは、その分娩の手当に要した費用について、分娩費を支給する。

2 日雇特例被保険者が分娩費の支給を受けるには、出産の日(出産の日が産の予定日後であるときは、産の予定日)の属する月の前四箇月に通算して二十六日分以上の保険料がその者について納付されていなければならない。

3 保険者は、日雇特例被保険者が、前項に該当することを、日雇特例被保険者手帳によつて証明して申請したときは、これを確認したことを表示した受給資格者票を発行し、又は既に発行した受給資格者票にこれを確認したことを表示しなければならない。

4 第一項の受給資格者票は、前項の規定による確認を受けたものでなければならない。
5 受給資格者票の様式、第三項の規定による確認その他受給資格者票に關して必要な事項

は、厚生労働省令で定める。

6 保険者は、日雇特例被保険者が分娩の手当を受ける場合において第一項の規定による分娩費の支給を受けることが困難であると認めるとき、又は日雇特例被保険者が第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは第九十八条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる助産所以外の者から分娩の手当を受けた場合において保険者がやむを得ないものと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、同条第二項の定めの場合により算定した費用の額を基準として保険者が定める当該分娩の手当に要した費用に相当する金額を支給することができる。ただし、その額は、現に当該分娩の手当に要した費用の額を超えることができない。

7 日雇特例被保険者が、第三項の規定による確認を受けないで、第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所又は第九十八条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる助産所から分娩の手当を受けた場合には、保険者が、その確認を受けた場合において、緊急やむを得ない理由によるものと認めるときも、前項と同様とする。
第百三十七条の見出しを「(出産時一時金)」に改め、同条中「出産した場合において、その産の日の属する月の前四箇月に通算して二十六日分以上の保険料がその者について納付されている」を「第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所又は第九十八条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる助産所又は第九十八条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる助産所から分娩の手当を受け、出産した」に、「(出産育児一時金)」を「(出産時一時金)」に、「(第百一条)」を「(第百一条第一項)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第百三十四条の二第二項の規定は、出産時一時金の支給について準用する。

第百三十八条第一項中「出産育児一時金の支給を受けることができる日雇特例被保険者には、出産の日(出産の日が産の予定日後であるときは、産の予定日)を「日雇特例被保険者が出産した場合において、その出産の日(出産の日が産の予定日後であるときは、産の予定日)の属する月の前四箇月に通算して二十六日分以上の保険料がその者について納付されているときは、当該出産の日」に改める。
第百四十二条の次に次の一条を加える。
(家族分娩費)
第百四十二条の二 日雇特例被保険者の被扶養者が、受給資格者票を第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所又は第九十八条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる助産所のうち自己の選定するものに提出して、そのものから分娩の手当を受けたときは、日雇特例被保険者に対し、その分娩の手当に要した費用について、家族分娩費を支給する。

2 日雇特例被保険者が家族分娩費の支給を受けるには、出産の日(出産の日が産の予定日後であるときは、産の予定日)の属する月の前二箇月に通算して二十六日分以上又は当該月の前六箇月に通算して七十八日分以上の保険料が、その日雇特例被保険者について、納付されていなければならない。

3 第百三十四条の二第三項から第五項までの規定は家族分娩費の支給について、同条第六項及び第七項の規定は日雇特例被保険者の被扶養者に係る分娩の手当に要した費用に相当する金額の支給について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第百四十二条の二第二項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第百四十二条の二第一項」と読み替えるものとする。

第百四十四条の見出しを「家族出産時一時金」に改め、同条第一項中「被扶養者が」の下に「第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所又は第九十八条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる助産所から健康保険の分娩の手当を受け、」を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金として、第百一条第一項の政令で定める金額」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第百四十二条の二第二項の規定は、家族出産時一時金の支給について準用する。

第百四十四条第三項を削る。

第百四十五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「特別療養費」を付し、同条第一項第二号中「二月間」を「二月間に」、三月ないし六月間を三月から六月までの間に、「はり付け」を「貼り付ける」に改め、同条第三号中「はり付け」を「貼り付ける」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(特別分娩費)

第百四十五条の二 次の各号のいずれかに該当する日雇特例被保険者でその該当するに至った日の属する月の初日から起算して五月(月の初日に該当するに至った者については、四月。次項において同じ。)を経過しないもの又はその被扶養者が、特別分娩費受給票を第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所又は第九十八条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる助産所のうち自己の選定するものに提出して、そのものから分娩の手当を受けたときは、日雇特例被保険者に対し、その分娩の手に要した費用について、特別分娩費を支給する。ただし、当該分娩の手につき、分娩費(第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手に要した費用に相当する金額を含む。)又は家族分娩費(第百四十二条の二

第三項において準用する第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手に要した費用に相当する金額を含む。)の支給を受けることができるときは、この限りでない。

一 初めて日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者

二 継続する四月間に通算して二十六日分以上(被扶養者の出産に係るものであるときは一月間に若しくは継続する二月間に通算して二十六日分以上又は継続する三月から六月までの間に通算して七十八日分以上)の保険料が納付されるに至った月において日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなり、又はその月の翌月中に第百二十六条第三項の規定により日雇特例被保険者手帳を返納した後、初めて日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者

三 前に交付を受けた日雇特例被保険者手帳(前に二回以上にわたり日雇特例被保険者手帳の交付を受けたことがある場合においては、最後に交付を受けた日雇特例被保険者手帳)に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなった日又は第百二十六条第三項の規定によりその日雇特例被保険者手帳を返納した日から起算して一年以上を経過した後日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者

2 特別分娩費受給票は、前項各号のいずれかに該当する日雇特例被保険者でその該当するに至った日の属する月の初日から起算して五月を経過していないものの申請により、保険者が交付する。

3 特別分娩費受給票の様式及び交付その他特別分娩費受給票に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

4 第百三十四条の二第六項及び第七項の規定は、第一項の日雇特例被保険者又はその被扶養者に係る分娩の手に要した費用に相当する金額の支給について準用する。この場合において、同条第七項中「第三項の規定による確認」とあり、及び「その確認」とあるのは、「特別分娩費受給票の交付」と読み替えるものとする。

第百四十六条に見出しとして「日雇特例被保険者とならないこととなった場合」を付し、同条中「特別療養費」の下に「又は特別分娩費(前条第四項において準用する第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手に要した費用に相当する金額を含む。第百四十八条において同じ。)」を加える。

(第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手に要した費用に相当する金額を含む。)」を加え、「出産育児一時金」を「出産時一時金(次条において準用する第百一条第三項の規定により支給される差額を含む。)」に改め、「家族移送費」の下に「家族分娩費(第百四十二条の二第三項において準用する第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手に要した費用に相当する金額を含む。)」を加え、「家族出産育児一時金又は特別療養費」を「家族出産時一時金(次条において準用する第百一条第三項の規定により支給される差額を含む。)、特別療養費又は特別分娩費」に改める。

第百四十九条の表第九十七条第二項の項の次に次のように加える。

第九十八条の二第二項	分娩費及び特別分娩費の支給
第九十八条の二第三項、第四項及び第六項から第九項まで	分娩費、家族分娩費及び特別分娩費の支給
第九十八条の三、第九十八条の四、第九十八条の十第一項、第九十八条の十三、第九十八条の十九から第九十八条の二十一まで並びに第九十八条の五において準用する第七十條第一項及び第七十二条第一項	分娩費、家族分娩費及び特別分娩費に係る分娩の手当
第九十八条の二十二及び第九十八條の二十三	分娩費、出産時一時金、家族分娩費及び家族出産時一時金に係る分娩の手当
第百一条第二項から第七項まで	出産時一時金及び家族出産時一時金の支給
第百四十九条の表第百十一条第二項の項の次に次のように加える。	
第百四十二条の二第二項	家族分娩費の支給

第百五十二条の二の見出しを「出産交付金」に改め、同条中「出産育児一時金及び家族出産育児一時金」を「分娩費(第九十八条の二十項(第九十八条の二十四第二項において準用する場合を含む。及び第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要

した費用に相当する金額を含む。）、出産時一時金（第一百一条第三項（第一百六条第二項及び第一百九十九条において準用する場合を含む。）の規定により支給される差額を含む。以下この条及び第一百五十二条の五において同じ。）、家族分娩費

(第百十二條の二第三項において準用する第九十八條の二第十項及び第百四十二條の二第三項において準用する第百三十四條の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む)、家族出産時一時金(第百十四條第二項及び第百四十九條において準用する第百一條第三項の規定により支給される差額を含む。以下この条及び第百五十二條の五において同じ。)及び特別分娩費(第百四十五條の二第四項において準用する第百三十

四條の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。」に、「出産育児一時金等」を「分娩費等」

に、「第百一条」を「出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に要する費用については、第百一条第一項及び第六項、第百六条第二項、第百十四条第二項及び第百四十九条において準用する場合を含む。第百五十二条の五において同じ。」に、「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める。

第百五十二条の三の見出しを「出産交付金の額」に改め、同条第一項中「規定する出産育児交付金」を「規定する出産交付金」に、「概算出産育児交付金の額と」を「概算出産交付金の額と」に改め、同項ただし書中「概算出産育児交付金」を「概算出産交付金」に、「確定出産育児交付金」

を「確定出產交付金」に、「出產育児交付調整金額」を「出產交付調整金額」に改め、同条第二項中「出產育児交付調整金額」を「出產交付調整金額」に、「概算出產育児交付金」を「概算出產交付金」に、「確定出產育児交付金」を「確定出產交付金」に改める。

「第百五十二条の四の見出しを「概算出産交付金」に改め、同条中「概算出産育児交付金」を「概算出産交付金」に、「出産育児一時金等」を「分娩費等」に、「出産育児支援金率」を「出産支援金率」に改める。

「第百五十二条の五の見出しを「確定出產交付金」に改め、同条中「確定出產育児交付金」を「確定出產交付金」に、「出產育児一時金等」を「分娩費等」に、「第百一条」を「出產時一時金及び家族出產時一時金の支給に要した費用について」は、第百一条第一項及び第六項」に、「出產育児支援金率」を「出產支援金率」に改める。

第百五十二条の六及び第百六十条第三項第二号中「出產育児交付金」を「出產交付金」に改める。

第百九十四条の二第一項中「指定訪問看護事業業者」の下に、「指定助産所等」を加える。

第百九十九条第三項中「又は第八十八条第一

項」を、第八十八条第一項又は第九十八条の第二項第一号に改める。

第二百五条の四第一項中「及び第八十八条第十一項」を「、第八十八条第十一項」に改め、「同号において同じ。」の下に、「第九十八条の二第八項(第九十八条の二十四第二項、第一百二条の二第三項及び第一百四十九条において準用

する場合を含む。同号において同じ。）及び第百一条第五項、第百六条第二項、第百四十四条第二項及び第百四十九条において準用する場合を含む。同号において同じ。」を加え、同項第一号中「及び第八十八条第十一項」を「、第八十八条第十一項、第九十八条の二第八項及び第百一条

第五項」に改める。

第二百十五条中「薬剤師」の下に、「助産師」を、「診療録」の下に、「助産録」を加える。

附則第四条の二中「附則第五条」を「次条」に改める。

附則第四条の三を削る。

附則第十條中「又は指定訪問看護事業者」を「指定訪問看護事業者又は指定助産所」に改め、同条の表第六十五條第三項第五号の項中「第六十五條第三項第五号」を「第六十五條第三項第六号」に改める。

(船員保険法の一部改正)

第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第三項中「第六十三條第四項」を「第六十三條第五項」に改める。

第五十三條第二項に次の一号を加える。

六 一部保険外療養（健康保険法第六十三条第二項第六号に規定する一部保険外療養をいう。以下同じ。）

第六十三條第一項中「又は選定療養」を、「選

定療養又は一部保険外療養」に改め、同条第二項中「保険外併用療養費の」を「評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合(当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受けた場合を除く。）」における「保険外併用療養費の」に改め、同項第一号中「次項

において「保険外併用療養費算定額」という。」を
削り、同条第五項中「算定費用額」を「保険外併

用療養費算定額(当該療養に食事療養が含まれるときは当該保険外併用療養費算定額及び入院時食事療養費算定額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該保険外併用療養費算定額及び入院時生活療養費算定額の合算額、第六十六条第四号において「算定費用額」という。)に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項「及び選定療養」を、「選定療養及び一部

「保険外療養」に改め、同項を同条第五項とし、

同条第三項中「前項」を「前二項」に、「保険外併用療養費算定額」(当該療養に食事療養が含まれるときは当該保険外併用療養費算定額及び入院時食事療養費算定額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該保険外併用療養費算

定額及び入院時生活療養費算定額の合算額。以下「算定費用額」という。」を「健康保険法第八十六條第二項第一号又は第三項第一号イの規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の

額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額。以下この項及び第六項において「保険外併用療養費算定額」という。）（保険医療機関等から一部保険外療養を受ける場合当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合を含む。）にあつては、保険外併用療養費算定額から同号口の規定による厚生労働大臣の定めの場合により算定した額を控除した額に改め、同項に次のただし書を加へる。

ただし、当該療養に食事療養が含まれるときは当該保険外併用療養費算定額及び入院時食事療養費算定額の合算額とし、当該療養に生活療養が含まれるときは当該保険外併用療養費算定額及び入院時生活療養費算定額の合算額とする。

第六十三条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 一部保険外療養を受けた場合(当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。)における保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額(当該療養に食事療養が含まれるときは当該控除した額及び前項第二号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該控除した

額及び同項第三号に掲げる額の合算額」とする。

一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき健康保険法第八十六条第三項第一号イの規定による厚生労働大臣の定め例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から同号ロの規定による厚生労働大臣の定め例により算定した額を控除した額

二 前号に掲げる額に第五十五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十七条第一項各号に掲げる措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）

第六十四条第二項中「について算定した費用の額」の下に、「（一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）にあつては、当該費用の額から健康保険法第八十六条第三項第一号ロの規定による厚生労働大臣の定め例により算定した額を控除した額）」を加え、同条第四項中「前条第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第七十六条第二項第一号中「額」を「額。以下この号において同じ。」（保険医療機関等から一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）にあつては、当該費用の額から健康保険法第八十六条第三項第一号ロの規定による厚生労働大臣の定め例により算定した額を控除した額）」に改め、同条第三項中「及び選定療養」を「選定療養及び一部保険外療養」に改め、「選定療養を受ける場合」の下に「（当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と

併せて一部保険外療養を受ける場合を除く。）」を加え、「前項第二号」を「保険医療機関等から一部保険外療養を受ける場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合を含む。）にあつては同条第三項第一号の費用の額の算定、前項第二号」に改め、同条第六項中「第六項及び第八項」を「及び第六項」に改める。

第八十三条第二項中「家計」の下に「とりわけ長期にわたつて継続的に療養を受ける者の家計」を加える。

第百五十三条の十第一項中「第六十三条第四項」を「第六十三条第五項」に改める。

第四条 船員保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第一款 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給（第五十三条―第六十八条）」を「第一款 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費の支給（第六十八条の二―第六十八条の四）」費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給（第五十三条―第六十八条）」に、「（出産育児一時金及び）」を「（出産育児一時金及び）」に改め、「家族移送費」の下に「（家族分

娩費）を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金」に改める。

第二条第十二項中「又は指定訪問看護事業者（を）」を「指定訪問看護事業者（を）」に改め、「を」を受けようとする者」の下に「又は分娩取扱保険医療機関（同法第五十八条第三項に規定する分娩取扱保険医療機関をいう。以下同じ。）若しくは指定助産所（同法第九十八条の二第一項第一号に規定する指定助産所をいう。以下同じ。）から

分娩の手当を受けようとする者」を加え、「保険薬局又は指定訪問看護事業者を」を「保険薬局、指定訪問看護事業者又は分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所」に改める。

第二十八条の二第二項中「又は第六十五条第三項」を「第六十五条第三項」に、「の確認」を「第六十八条の二第二項又は第七十九条の二第一項の確認」に改める。

第二十九条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 分娩費の支給

第二十九条第一項第四号中「出産育児一時金」を「出産時一時金」に改め、同項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 家族分娩費の支給

第二十九条第一項第八号中「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金」に改める。

第三十三条第一項中「移送費」の下に「（分娩費（第六十八条の二第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。第五項、第四十九条第二項、第六十六条第一項、第六十二条の二第一項及び第六十四条第二項において同じ。）」を加え、「（出産育児一時金）」を「（出産時一時金（第七十三条第三項の規定により支給される差額を含む。第六十六条第一項、第六十二条の二第一項及び第六十四条第二項において同じ。）」に改め、同条第五項中「（移送費）」の下に「（分娩費）」を加え、「若しくは家族移送費」を「家族移送費若しくは家族分娩費（第七十九条の二第三項において準用する第六十八条の二第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。次項、第四十九条第二項、第六十二条の二第一項及び第六十四条第二項第一項において同じ。）」に、「又は負傷」を「若しくは負傷又は出産」に、「又は療養費の支給」を「若しくは療養費の支給又は分娩の手当」に改め、同条第六項中

「家族移送費」の下に「（家族分娩費）」を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金」に改め、同条第六項中「家族移送費」を「家族分娩費若しくは家族分娩費（第七十九条の二第三項において準用する第六十八条の二第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。次項、第四十九条第二項、第六十二条の二第一項及び第六十四条第二項第一項において同じ。）」に、「又は負傷」を「若しくは負傷又は出産」に、「又は療養費の支給」を「若しくは療養費の支給又は分娩の手当」に改め、同条第六項中

「家族移送費」の下に「（家族分娩費）」を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金（第八十一条第二項において準用する第七十三条第三項の規定により支給される差額を含む。第十二条の二第一項及び第六十四条第二項第一項において同じ。）」に改め、「（移送費）」の下に「（分娩費（同法第三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。）」を加え、「若しくは出産育児一時金」を「若しくは出産時一時金（同法第百四十九条において準用する同法第一条第三項の規定により支給される差額を含む。）」に改める。

第四十七条第三項中「又は指定訪問看護事業者（を）」を「指定訪問看護事業者又は分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所」に、「又は第六十一条第四項」を「若しくは第六十一条第四項」に、「（を）」を「若しくは第七十六条第四項の規定による支払」に、「若しくは第七十六条第四項」を「（の規定による支払又は第六十八条の二第三項（第七十九条の二第三項において準用する場合を含む。若しくは第七十三条第二項（第八十一条第二項において準用する場合を含む。）」に、「又は指定訪問看護事業者（を）」を「当該指定訪問看護事業者又は当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所に」に改める。

第四十九条第一項中「薬剤師」の下に「助産師」を加え、「又は手当」を「若しくは手当又は分娩の手当」に改め、「診療録」の下に「助産録」を加え、同条第二項中「訪問看護療養費」の下に「（分娩費）」を加え、「若しくは家族訪問看護療養費」を「家族訪問看護療養費若しくは家族分娩費」に、「又は指定訪問看護」を「指定訪問看護又は分娩の手当」に改める。

第一款の二 分娩費の支給

(分娩費)

第六十八条の二 被保険者又は被保険者であつた者(後期高齢者医療の被保険者等である者を除く。以下この条、第六十八条の四、第七十三条及び第七十四条において同じ。)が、厚生労働省令で定めるところにより、第五十三条第六項各号に掲げる病院若しくは診療所(分娩を取り扱うものに限る。以下「分娩取扱保険医療機関等」という。)又は次に掲げる助産所(以下「指定助産所等」という。)のうち、自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者又は被保険者であつた者であることの確認を受け、分娩の手当を受けたときは、その分娩の手当に要した費用について、分娩費を支給する。

一 指定助産所

二 船員保険の被保険者に対して分娩の手当を行う助産所であつて、協会が指定したものの

2 分娩費の額は、当該分娩の手当につき健康保険法第九十八条の二第二項の規定による厚生労働大臣の定め例により算定した費用の額とする。

3 被保険者又は被保険者であつた者が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受けたときは、協会は、その被保険者又は被保険者であつた者が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき分娩の手当に要した費用について、分娩費として被保険者又は被保険者であつた者に対し支給すべき額の限度において、被保険者又は被保険者であつた者に代わり、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、被保険者又は被保険者であつた者に対し分娩費

の支給があつたものとみなす。

5 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、分娩の手当に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者又は被保険者であつた者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

6 健康保険法第九十八条の二第七項から第九項まで、第九十八条の四、第九十八条の十九及び第九十八条の二十の規定は、分娩取扱保険医療機関又は指定助産所から受けた分娩の手当及びこれに伴う分娩費の支給について準用する。

7 協会は、被保険者若しくは被保険者であつた者が分娩の手当を受ける場合において第一項の規定による分娩費の支給を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者若しくは被保険者であつた者が分娩取扱保険医療機関等若しくは指定助産所等以外の者から分娩の手当を受けた場合において協会がやむを得ないものと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、第二項の算定の例により算定した費用の額を基準として協会が定める当該分娩の手当に要した費用に相当する金額を支給することができる。ただし、その額は、現に当該分娩の手当に要した費用の額を超えることができない。

8 被保険者であつた者がその資格を喪失した日後に出産したことにより第一項の規定による分娩費の支給(前項の規定による分娩の手当に要した費用に相当する金額の支給を含む。)を受けるには、被保険者であつた者がその資格を喪失した日から六月以内に出産したこと及び被保険者の資格を喪失した日(疾病任意継続被保険者の資格を喪失した者にあつては、その資格を取得した日。以下この項において同じ。)前における被保険者(疾病任意

継続被保険者を除く。)であつた期間(第六十九条第六項、第七十三条第七項及び第七十四条第二項において「被保険者であつた期間」という。)が、その資格を喪失した日前一年間において三月以上又はその日前三年間にいて一年以上(第六十九条第六項、第七十三条第七項及び第七十四条第二項において「支給要件期間」という。)であることを要する。

(分娩取扱保険医療機関等及び指定助産所等の責務)

第六十八条の三 指定助産所又は健康保険法第九十八条の四に規定する登録助産師が船員保険の分娩の手当を担当し、又は当該分娩の手当に当たる場合の準則については、同法第九十八条の十第一項及び第九十八条の十三第一項の規定による厚生労働省令の例による。

2 前項の場合において、同項に規定する厚生労働省令の例により難いとき、又はよることが適當と認められないときの準則については、厚生労働省令で定める。

3 第六十八条の二第一項第二号に掲げる助産所において行われる船員保険の分娩の手当に関する準則については、健康保険法第九十八条の十第一項及び第九十八条の十三第一項の規定による厚生労働省令の例によるものとし、これにより難いとき、又はよることが適當と認められないときの準則については、前項の規定による厚生労働省令の例による。

4 第五十四条の規定は、分娩取扱保険医療機関及び保険医(医師であるものに限る。)が行う船員保険の分娩の手当について準用する。この場合において、同条第一項中「同法」とあるのは、「健康保険法第九十八条の五において準用する同法」と読み替えるものとする。

5 第五十三条第六項第二号に掲げる病院又は診療所(分娩を取り扱うものに限る。)において行われる船員保険の分娩の手当に関する準

則については、健康保険法第九十八条の五において準用する同法第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定による厚生労働省令の例によるものとし、これにより難いとき、又はよることが適當と認められないときの準則については、前項において準用する第五十四条第二項の規定による厚生労働省令の例による。

(分娩の手当の内容及び情報の提供)

第六十八条の四 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受けようとする被保険者又は被保険者であつた者に対し、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等において行われる分娩費及び出産時一時金の支給に係る分娩の手当の内容及び費用その他の厚生労働大臣が定める情報を提供するものとする。

第六十九条第六項中「被保険者の資格を喪失した日(疾病任意継続被保険者の資格を喪失した者にあつては、その資格を取得した日)前における被保険者(疾病任意継続被保険者を除く。)であつた期間が、その日前一年間において三月以上又はその日前三年間にいて一年以上(第七十三条第二項及び第七十四条第二項において「支給要件期間」という。)」を「被保険者であつた期間が支給要件期間」に改める。

第四章第二節第三款の款名中「出産育児一時金」を「出産時一時金」に改める。

第七十三条の見出しを「(出産時一時金)」に改め、同条第一項中「(後期高齢者医療の被保険者等である者を除く。以下この条及び次条において同じ。)」が「分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から船員保険の分娩の手当を受け、」に、「(出産育児一時金)」を「(出産時一時金)」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項又は前項」

に、「出産育児一時金」を「出産時一時金」に、「日より」を「日から」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2 被保険者又は被保険者であった者が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から、第六十八条の二第一項の規定による分娩費に係る分娩の手当を受けたときは、協会は、被保険者又は被保険者であった者に代わり、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に對し、前項の出産時一時金(その被保険者又は被保険者であった者が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき出産に要した費用(同条第三項の規定により支払われる額に相当する額を除く。以下この項及び第四項において同じ。)に相当する額に限る。次項及び第五項において同じ。)を支払うことができる。この場合において、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、その被保険者又は被保険者であった者が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき出産に要した費用に係る債権の弁済に充てるものとする。

3 協会は、前項の規定による支払をした出産時一時金の額が第一項の政令で定める金額に満たないときは、厚生労働省令で定めるところにより、その差額を被保険者又は被保険者であった者に支給するものとする。

4 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、出産に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者又は被保険者であった者に對し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければなら

ない。

5 協会は、第二項の規定による出産時一時金の支払をするときは、当該支払に関する事務を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法(昭和二十三年法律第百二十九号)による医療

情報基盤・診療報酬審査支払機構(第百十二条の二第一項及び第百五十三条の十第一項において「基盤機構」という。)又は国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会(第百五十三条の十第一項において「国保連合会」という。)に委託することができる。

6 協会は、被保険者又は被保険者であった者が出産したにもかかわらず、第一項の規定による出産時一時金の支給を受けることができな

ない場合において、協会がやむを得ない事情がある

と認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、出産時一時金として、政令で定める金額を支給することができる。

8 前各項に定めるもののほか、出産時一時金の支給に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章第二節第四款の款名中「家族移送費」の下に、「家族分娩費」を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金」に改める。

第七十九条の次に次の一条を加える。

〔家族分娩費〕

第七十九条の二 被扶養者が、厚生労働省令で定めるところにより、分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被扶養者であることの確認を受け、分娩の手当を受けたときは、被保険者に對し、その分娩の手当に要した費用について、家族分娩費を支給する。

2 家族分娩費の額は、当該分娩の手当につき第六十八条の二第二項の算定の例により算定した費用の額とする。

3 第六十八条の二第三項から第六項までの規定は家族分娩費の支給について、同条第七項の規定は被扶養者に係る分娩の手当に要した

費用に相当する金額の支給について、第六十八条の三及び第六十八条の四の規定は家族分娩費に係る分娩の手当について、それぞれ準用する。

第八十一条の見出しを「家族出産時一時金」に改め、同条中「被扶養者が」の下に「分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から船員保険の分娩の手当を受け、」を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第六十八条の四の規定は家族出産時一時金に係る分娩の手当について、第七十三条第二項から第六項まで及び第八項の規定は家族出産時一時金の支給について、それぞれ準用する。

第六十六条第一項中「移送費」の下に「分娩費を加え、「出産育児一時金」を「出産時一時金」に改める。

第百十二条第二項中「出産育児関係事務費拠出金」を「出産関係事務費拠出金」に改める。

第百十二条の二の見出しを「(出産交付金)」に改め、同条第一項中「(出産育児一時金及び家族出産育児一時金)」を「(分娩費、出産時一時金、家族分娩費及び家族出産時一時金)」に、「第七十三条第一項を「(出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に要する費用については、第七十三条第一項及び第六項(第八十一条第二項において準用する場合を含む。))」に、「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法(昭和二十三年法律第百二十九号)による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構(第百五十三条の十第一項において「基盤機構」という。))」を「基盤機構」に、「(出産育児交付金)」を「(出産交付金)」に改め、同条第二項中「(出産育児交付金)」を「(出産交付金)」に改める。

第百二十一条第二項第一号中「(出産育児交付金)」を「(出産交付金)」に改める。

第百四十二条第一項中「移送費」の下に

「分娩費」を加え、「(出産育児一時金)」を「(出産時一時金)」に改め、「(家族移送費)」の下に「家族分娩費を加え、「家族出産育児一時金」を「家族出産時一時金」に改める。

第百四十三条の二第一項中「指定訪問看護事業者」の下に「指定助産所等」を加える。

第百五十三条の十第一項中「並びに第六十五条第十二項及び第七十八条第三項において準用する同法第八十八条第十一項に規定する事務の」を「第六十五条第十二項及び第七十八条第三項において準用する同法第八十八条第十一項、第六十八条の二第六項(第七十九条の二第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。))において準用する同法第九十八条の二第八項並びに第七十三条第五項(第八十一条第二項において準用する場合を含む。同号において同じ。))に規定する事務の」に、「国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会」を「国保連合会」に改め、同項第一号中「並びに第六十五条第十二項を「第六十五条第十二項」に改め、「第八十八条第十一項」の下に「第六十八条の二第六項において準用する同法第九十八条の二第八項並びに第七十三

条第五項(第八十一条第二項において準用する場合を含む。同号において同じ。))に規定する事務の」に、「国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会」を「国保連合会」に改め、同項第一号中「並びに第六十五

条第十二項を「第六十五

条第十二項」に改め、「第八十八条第十一項」の下に「第六十八条の二第六項において準用する同法第九十八条の二第八項並びに第七十三

条第五項(第八十一条第二項において準用する場合を含む。同号において同じ。))に規定する事務の」に、「国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五

条第五項に規定する国民健康保険団体連合会」を「国保連合会」に改め、同項第一号中「並びに第六十五

条第十二項を「第六十五

条第十二項」に改め、「第八十八条第十一項」の下に「第六十八条の二第六項において準用する同法第九十八条の二第八項並びに第七十三

条第五項(第八十一条第二項において準用する場合を含む。同号において同じ。))に規定する事務の」に、「国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五

条第五項に規定する国民健康保険団体連合会」を「国保連合会」に改め、同項第一号中「並びに第六十五

改め、同条第二項中「第六条第九号又は第十号」を「第六条第一号から第十号までのいずれか」に改める。

第九条第三項中「第五十三条第三項」を「第五十三条第四項」に、「第五十四条の三第六項」を「第五十四条の三第七項」に改める。

第二十一条第一項中「第六条各号第九号及び第十号を除く。」のいずれかを「第六条第十一号」に改め、同条第二項中「第六条第九号」を「第六条第一号から第九号までのいずれか」に改める。

第三十六条第二項に次の一号を加える。

六 一部保険外療養（健康保険法第六十三条第二項第六号に規定する一部保険外療養をいう。以下同じ。）

第五十三条第一項中「又は選定療養」を「選定療養又は一部保険外療養」に改め、同条第二項中「保険外併用療養費」を「評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受けた場合を除く。」における保険外併用療養費に改め、同条第四項中「第二項の下に」又は第三項を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「健康保険法第六十四条並びに本法」を削り、「第五項まで」の下に「並びに健康保険法第六十四条」を加え、「及び選定療養」を「選定療養及び一部保険外療養に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

三 一部保険外療養を受けた場合当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。における保険外併用療養費の額は、第一号に規定する額から第二号に規定する額を控除した額当該療養に食事療養が含まれるときは、当該控除した額及び前項第二号に規定する額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは、

当該控除した額及び同項第三号に規定する額の合算額とする。

一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき健康保険法第八十六条第三項第一号イの規定による厚生労働大臣の定めの場合により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）から同号ロの規定による厚生労働大臣の定めの場合により算定した額を控除した額の区分に応じ、同項各号に掲げる割合（第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、当該減ぜられた割合とする。）を乗じて得た額（療養の給付に係る第四十二条第一項の一部負担金について第四十四条第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額とする。）

第五十四条第三項中「について算定した費用の額の下に」(一)部保険外療養を受けた場合当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。にあつては、当該費用の額から健康保険法第八十六条第三項第一号ロの規定による厚生労働大臣の定めの場合により算定した額を控除した額を加え、同条第四項中「前条第二項の下に」又は第三項を加える。

第五十四条の三第一項中「第四項」を「第五項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「健康保険法第六十四条並びに本法」を削り、「第五十二条第五項、第五十三条第二項」を「第五十二条第五項、第五十三条第二項」の下に「並びに健康保険法第六十四条」を加え、「第五十三条第二項中「保険外併用療養費の額」とあるのは「特別療養費の額」と、

「健康保険法第八十六条第二項第一号」とあるのは「療養の給付を受けることができる場合は健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定めの場合により、保険外併用療養費の支給を受けることができる場合は同法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定めの場合により、訪問看護療養費の支給を受けることができる場合は同法第八十八条第四項」と読み替えるほか、その他を「これら」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

四 特別療養費の額は、第一号に規定する額（当該療養に食事療養が含まれるときは、当該額及び第二号に規定する額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは、当該額及び第三号に規定する額の合算額）とする。

一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める額から、その額に第四十二条第一項各号の区分に応じ、同項各号に掲げる割合（第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、当該減ぜられた割合とする。）を乗じて得た額（療養の給付に係る第四十二条第一項の一部負担金について第四十四条第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額とする。）を控除した額

イ 療養の給付を受けることができる場合
合 健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定めの場合により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）

ロ 第五十三条第二項に規定する場合であつて、保険外併用療養費の支給を受ける

ことができる場合 健康保険法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定めの場合により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）

ハ 第五十三条第三項に規定する場合であつて、保険外併用療養費の支給を受けることができる場合 健康保険法第八十六条第三項第一号イの規定による厚生労働大臣の定めの場合により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）から同号ロの規定による厚生労働大臣の定めの場合により算定した額を控除した額

ニ 訪問看護療養費の支給を受けることができる場合 健康保険法第八十四条第四項の規定による厚生労働大臣の定めの場合により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）から、食事療養標準負担額を控除した額

二 当該食事療養につき健康保険法第八十五条第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする。）から、食事療養標準負担額を控除した額

三 当該生活療養につき健康保険法第八十五条第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額とする。）から、生活療養標準負担額を控除した額

第五十七条の第二項中「家計」の下に、「とりわけ長期にわたつて継続的に療養を受ける者の家計」を加える。

第六十五条第三項中「第五十三条第三項」を「第五十三条第四項」に改める。

第六十六条の第二項中「第四項、第七項及び第八項」を「第五項、第八項及び第九項」に改め、同条第二項中「第五十三条第三項」を「第五十三条第四項」に、「第五十四条の三第六項」を「第五十四条の三第七項」に改める。

第七十二条の三の二第一項中「六歳」を「十八歳」に改める。

第七十三条第一項中「納付に要する費用」を「納付に要する費用(第六項において「療養の給付等に要する費用等」という。)」に改め、同項第一号イ中「第三条第一項第八号」の下に「の申出をして」を加え、同条に次の二項を加える。

6 国は、組合が次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該組合に対し、療養の給付等に要する費用等について、同項第一号イに掲げる額及び同号ロに掲げる額の合算額に当該組合の財政力を勘案して百分の十以上百分の十三未満の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額並びに特定給付額及び特定納付費用額のそれぞれに特定割合を乗じて得た額の合算額の合算額を補助することができる。

一 組合の財政力が政令で定める基準に該当すること。

二 組合の財政運営の状況が政令で定める基準に該当すること。

三 組合の被保険者の健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進その他医療費適正化等の取組の状況が政令で定める基準に該当すること。

令和八年五月二十九日 参議院会議録第十七号

7 第二項から第五項までの規定は、前項の規定による補助をする場合について準用する。この場合において、第二項中「前項第二号」とあるのは「第六項」と、「百分の三十二」とあるのは「百分の十三」と、第三項中「対する第一項」とあるのは「対する第六項」と、「同項第一号イ」とあるのは「第一項第一号イ」と、第四項中「第一項」とあるのは「第六項」と、第五項中「前項」とあるのは「第七項において読み替えて準用する前項」と、「第三項」とあるのは「第七項において読み替えて準用する第三項」と読み替えるものとする。

第七十五条の三中「第五十三条第三項」を「第五十三条第四項」に改める。

第八十一条の二第十項第四号中「第三項」を「第四項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項第五号中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「に規定する」を「又は第三項の規定による取崩し及び繰入れを行う」に改め、「国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制その他の」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県は、前項の規定による取崩し及び繰入れに支障のない範囲内において、国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通しを勘案して国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制その他の都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために特に必要があると認められる場合に、政令で定めるところにより、これに要する額として

政令で定めるところにより算定した額の範囲内で財政安定化基金を取り崩し、当該額を当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れるものとする。

第八十二条第十四項第一号、第八十五条の三第一項及び第百十三条の三第一項中「第五十三条第三項」を「第五十三条第四項」に改める。

第百九条及び第百九条の二中「第五十三条第三項」を「第五十三条第四項」に、「第五十四条の三第六項」を「第五十四条の三第七項」に改める。

第百二十一条第二項中「第五十三条第三項」を「第五十三条第四項」に改める。

附則第七条中「及び第二項」を「及び同条第二項(同条第七項において読み替えて準用する場合を含む。)」に、「第八十一条の二第十項第四号」を「第八十一条の二第十一項第四号」に改める。

第六条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「又は第五十四条の二第三項」を「第五十四条の二第三項」に、「の確認」を「又は第五十四条の五第二項の確認」に改める。

第三十六条第三項中「保険医療機関等(の下に「保険医療機関」を、「規定する保険医療機関の下に」をいう。以下同じ。))」を加え、「保険薬局」を「同号に規定する保険薬局」に、「又は第五十四条の二第二項」を「第五十四条の二第二項に改め、「指定訪問看護を受けようとする者」の下に「又は分娩取扱保険医療機関(同法第五十八条第三項に規定する分娩取扱保険医療機関をいう。以下同じ。))若しくは指定助産所(同法第九十八条の二第二項第一号に規定する指定助産所をいう。以下同じ。))から分娩の手当を受けようとする者」を加え、「又は指定訪問看護事業者」を「指定訪問看護事業者又は分娩取扱保

険医療機関若しくは指定助産所」に改める。第五十四条の四の次に次の七条を加える。(分娩費)

第五十四条の五 市町村及び組合は、被保険者が、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、自己の選定する分娩取扱保険医療機関又は指定助産所について分娩の手当を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、その分娩の手当に要した費用について、分娩費を支給する。

2 分娩費の額は、当該分娩の手当につき健康保険法第九十八条の二第二項の規定による厚生労働大臣の定め例により算定した費用の額とする。

3 被保険者が分娩取扱保険医療機関又は指定助産所について分娩の手当を受けたときは、市町村及び組合は、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所に支払うべき分娩の手当に要した費用について、分娩費として当該世帯主又は組合員に対し支給すべき額の限度において、当該世帯主又は組合員に代わり、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、世帯主又は組合員に対し分娩費の支給があつたものとみなす。

5 分娩取扱保険医療機関又は指定助産所は、分娩の手当に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした世帯主又は組合員に対し、厚生労働省令の定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

6 市町村及び組合は、分娩取扱保険医療機関又は指定助産所から分娩の手当に要した費用(分娩費として世帯主又は組合員に対し支給

健康保険法等の一部を改正する法律案

すべき額を限度とする。第八項において同じ。の請求があつたときは、第二項に規定する額の算定方法並びに次条第一項及び第二項に規定する準則並びに同条第三項において準用する第四十条に規定する準則に照らして審査した上、支払うものとする。

7 第四十五条第五項から第七項までの規定は、前項の規定による審査及び支払について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

8 前各項に規定するもののほか、分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の分娩の手に要した費用の請求に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

9 市町村及び組合は、被保険者が分娩の手に受ける場合において第一項の規定による分娩費の支給を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所以外の者について分娩の手に受けた場合において市町村又は組合がやむを得ないものと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、第二項の算定の例により算定した費用の額を基準として市町村又は組合が定めるその分娩の手に要した費用に相当する金額を支給することができる。ただし、その額は、現にその分娩の手に要した費用の額を超えることができない。

10 被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けないで分娩取扱保険医療機関又は指定助産所について分娩の手に受けた場合において、市町村及び組合が、当該確認を受けなかつたことを、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときも、前項と同様とする。

(分娩取扱保険医療機関等及び指定助産所等の責務)

第五十四条の六 指定助産所又は登録助産師(健康保険法第九十八条の四に規定する登録助産師をいう。以下同じ。)が、国民健康保険の分娩の手を担当し、又は当該分娩の手に当たる場合の準則については、同法第九十八条の十第一項及び第九十八条の十三第一項の規定による厚生労働省令の例による。

2 前項の場合において、同項に規定する厚生労働省令の例により難いとき又はよることが適当と認められないときの準則については、厚生労働省令で定める。

3 第四十条の規定は、分娩取扱保険医療機関又は分娩取扱保険医療機関において分娩の手に従事する保険医(分娩の手に従事する医師であるものに限る。次条及び第五十四条の八において同じ。)が、国民健康保険の分娩の手を担当し、又は当該分娩の手に当たる場合の準則について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(厚生労働大臣又は都道府県知事の指導)

第五十四条の七 分娩取扱保険医療機関及び指定助産所並びにこれらにおいて分娩の手に従事する保険医及び登録助産師は、国民健康保険の分娩の手に關し、厚生労働大臣又は都道府県知事の指導を受けなければならない。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の指導をする場合において、必要があると認めるときは、分娩の手に關する学識経験者とその関係団体の指定により指導に立ち会わせるものとする。ただし、関係団体が指定を行わない場合又は指定された者が立ち会わない場合は、この限りでない。

(分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の報告等)

第五十四条の八 厚生労働大臣又は都道府県知事は、分娩費に係る分娩の手に關して必要があると認めるときは、分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所若しくは分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医、登録助産師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)に対し報告若しくは診療録、助産録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医、登録助産師その他の従業者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所について設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第四十五条の二第二項及び前条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、第四十五条の二第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

3 都道府県知事は、分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所につきこの法律による分娩の手に關し健康保険法第八十条若しくは第九十八条の十五の規定による処分が行われる必要があると認めるとき、又は保険医若しくは登録助産師につきこの法律による分娩の手に關し健康保険法第八十一条若しくは第九十八条の十六の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

(分娩の手の内容等に関する情報の提供)

第五十四条の九 分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所について分娩の手に受けようとする被保険者に對し、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所において行われる分娩費及び出産時一時金の支給に係る分娩の手の内容、費用その他の厚生労働大臣が定める情報を提供するものとする。

(健康保険法の準用)

第五十四条の十 健康保険法第九十八条の四及び第九十八条の十七第一項の規定は、国民健康保険の分娩の手に關して準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(出産時一時金)

第五十四条の十一 市町村及び組合は、被保険者が分娩取扱保険医療機関又は指定助産所について国民健康保険の分娩の手に受け、出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に對し、出産時一時金として、政令で定める基準に従つて条例又は規約で定める金額を支給する。

2 被保険者が分娩取扱保険医療機関又は指定助産所について第五十四条の五第一項の規定による分娩費に係る分娩の手に受けたときは、市町村及び組合は、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に代わり、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所に對し、前項の出産時一時金(当該世帯主又は組合員が当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所に支払うべき出産に要した費用(同条第三項の規定により支払われる額に相当する額を除く。以下この項及び第四項において同じ。)に相当する額に限る。次項及び第六項において同じ。)を支払うことができる。この場合において、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助

産所は、当該世帯の世帯主又は組合員が当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所に支払うべき出産に要した費用に係る債権の弁済に充てるものとする。 3 市町村及び組合は、前項の規定による支払をした出産時一時金の額が第一項の政令で定める基準に従つて条例又は規約で定める金額に満たないときは、厚生労働省令で定めるところにより、その差額を被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に支給するものとする。 4 分娩取扱保険医療機関又は指定助産所は、出産に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした世帯主又は組合員に対し、厚生労働省令の定めるところにより、領収証を交付しなければならない。 5 市町村及び組合は、被保険者が出産したにもかかわらず、第一項の規定による出産時一時金の支給を受けることができない場合において、市町村及び組合がやむを得ない事情があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、出産時一時金として、政令で定める基準に従つて条例又は規約で定める金額を支給することができる。 6 第四十五条第五項の規定は、第二項の規定による出産時一時金の支払について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定による審査及び支払」とあるのは、「第五十四条の十一第二項の規定による支払」と読み替えるものとする。 7 前各項に規定するもののほか、出産時一時金の支給に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。 第五十六条の見出し中「給付」の下に「等」を加え、同条第一項中「による場合を含む。」の下に「第五項において同じ。」を加え、同条に次の四項を加える。	5 分娩費(第五十四条の五第九項又は第十項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。第七十五条の五第一項、第八十五条の三第一項、第八十七条、第八十九条及び第二百一十一条第二項を除き、以下同じ。)又は出産時一時金(第五十四条の十一第三項の規定により支給される差額を含む。第八十五条の三第一項を除き、以下同じ。)の支給は、被保険者の当該出産につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定によつて、それぞれの給付に相当する給付を受けることができる場合(健康保険法第九十八条の二十四第一項に規定する分娩費又は同法第六十一条に規定する出産時一時金については、これらの給付を受けた場合に限る。)には、行わない。これらの法令以外の法令により国又は地方公共団体の負担においてそれぞれの給付に相当する給付が行われたときも、同様とする。 6 市町村及び組合は、前項に規定する法令による給付が分娩費又は出産時一時金に相当する額の支給である場合において、これらの支給額が、当該出産につきこの法律による分娩費又は出産時一時金の支給をすべきものとした場合における分娩費又は出産時一時金の額に満たないときは、その差額を当該被保険者に支給しなければならない。 7 前項の場合において、被保険者が分娩取扱保険医療機関又は指定助産所について当該分娩の手当を受けたときは、市町村及び組合は、同項の規定により被保険者に支給すべき額の限度において、当該被保険者が分娩取扱保険医療機関又は指定助産所に支払うべき当該出産に要した費用を、当該被保険者に代わつて分娩取扱保険医療機関又は指定助産所に	支払うことができる。 8 前項の規定により分娩取扱保険医療機関又は指定助産所に対して費用が支払われたときは、その限度において、被保険者に対し第六項の規定による支給が行われたものとみなす。 第五十七条中「前条第二項」の下に「若しくは第六項」を加え、「及び療養費の支給を」、「療養費の支給、第五十四条の五第九項又は第十項の規定による分娩の手当に要した費用に相当する金額の支給及び第五十四条の十一第五項の規定による出産時一時金の支給に」、「又は負傷を」、「負傷又は出産に」、「又は療養費を」、「療養費又は第五十四条の五第九項若しくは第十項の規定による分娩の手当に要した費用に相当する金額」に改める。 第五十八条第一項中「出産及び」及び「出産育児一時金の支給又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。 第五十九条中「又は入院時食事療養費を」(若しくは入院時食事療養費)に改め、「」の下に「又は分娩費若しくは出産時一時金の支給」を加える。 第六十三条の二第二項中「第五十六条第二項」の下に「若しくは第六項」を加える。 第六十五条第三項中「又は指定訪問看護事業者を」、「指定訪問看護事業者又は分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所が」、「又は第五十二条第三項」を「若しくは第五十二条第三項」に、「若しくは第五十四条の二第五項」を「の規定による支払、第五十四条の二第五項の規定による支払又は第五十四条の五第三項若しくは第五十四条の十一第二項」に、「又は指定訪問看護事業者に」を、「当該指定訪問看護事業者又は当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所に」に改め、同条第四項中「又は指定訪問看護事	業者」を、「指定訪問看護事業者又は分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所に改める。 第六十六条の二第一項中「第五十四条の四第一項」の下に「第五十四条の五第一項、第九項及び第十項、第五十四条の十一第一項、第三項及び第五項を」、「第五十六条第二項」の下に「及び第六項」を加える。 第六十九条中「出産育児関係事務費抛入金」を「出産関係事務費抛入金」に改める。 第七十三条の二の見出しを「(出産交付金)」に改め、同条第一項中「出産育児一時金」を「分娩費及び出産時一時金」に改め、「費用」の下に「(出産時一時金の支給に要する費用について、」を加え、「第一百一条を」第一百一条」に、「第五十八条第一項」を「第五十四条の十一第一項」に改め、「する。」の下に「及び同条第六項の政令で定める金額(第五十四条の十一第五項の規定に基づく条例又は規約で定める金額が、同法第一百一条第六項の政令で定める金額に満たないときは、当該条例又は規約で定める金額とする。)」を加え、「(出産育児交付金)を」(出産交付金)に改め、同条第二項中「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める。 第七十五条の二第二項中「等に要する費用」の下に「並びに分娩費及び出産時一時金の支給に要する費用」を加える。 第七十五条の三中「及び指定訪問看護事業者」を「指定訪問看護事業者に」、「その他を」及び分娩取扱保険医療機関又は指定助産所が第五十四条の五第六項の規定により行つた請求その他」に改める。 第七十五条の五第一項中「第四十五条第六項」の下に「又は第五十四条の五第七項において準用する第四十五条第六項」を、「の審査」の下に「又は分娩費に係る請求書の審査」を加え、「同項」を「第四十五条第六項」に改める。
--	--	--	--

令和八年五月二十九日 参議院會議録第十七号

健康保険法等の一部を改正する法律案

第七十六条第二項中「等に要する費用」の下に「並びに分娩費及び出産時一時金の支給に要する費用」を加える。

第八十一条の第二十一項第四号中「移送費」の下に「分娩費、出産時一時金」を加える。

第八十二条第十四項第一号中「及び指定訪問看護事業者が第五十四条の二第九項の規定により行つた請求」を、「指定訪問看護事業者が第五十四条の二第九項の規定により行つた請求及び分娩取扱保険医療機関又は指定助産所が第五十四条の五第六項の規定により行つた請求」に改める。

第八十五条の三第一項中「及び第五十四条の第十二項を」、「第五十四条の二第十二項、第五十四条の五第七項及び第五十四条の十一第六項」に、「及び訪問看護療養費を」、「訪問看護療養費及び分娩費」に、「支払の」を「支払並びに出産時一時金の支払に関する」に改める。

第八十七条第一項中「審査を」の下に「行い、又は第五十四条の五第七項において準用する第四十五条第五項の規定による委託を受けて分娩費に係る請求書の審査を」を加え、同条第二項中「の審査」の下に「又は同法第九十八条の二第八項の規定による委託を受けて行つた分娩費に係る請求書の審査」を加える。

第八十九条第一項中「の審査」の下に「又は分娩費に係る請求書の審査」を加え、「若しくは指定訪問看護を」、「指定訪問看護に改め、「事業所」の下に「若しくは指定助産所」を、「診療録」の下に「助産録」を加え、「若しくは当該保険医療機関等を」、「当該指定助産所の開設者若しくは管理者、当該保険医療機関等」に改め、「保険薬剤師の下に「若しくは当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所において分娩の担当を担当する保険医(医師であるものに限る。))若しくは登録助産師」を加え、同条第二項ただし

書中「又は指定訪問看護を」、「指定訪問看護」に改め、「事業所」の下に「又は指定助産所」を、「診療報酬請求書」の下に「若しくは分娩費に係る請求書」を、「診療録」の下に「助産録」を加える。

第一百十一条の二第一項中「指定訪問看護事業者」の下に「指定助産所」を加える。

第一百三十三の三第一項中「及び第五十四条の二第十二項を」、「第五十四条の二第十二項、第五十四条の五第七項及び第五十四条の十一第六項」に改める。

第一百四十四条第一項中「薬剤師」の下に「助産師」を加え、「又は手当」を「若しくは手当又は分娩の手当」に改め、「診療録」の下に「助産録」を加え、同条第二項中「若しくは特別療養費を」、「特別療養費若しくは分娩費」に、「又は指定訪問看護」を、「指定訪問看護又は分娩の手当」に改める。

第一百九条中「並びに」を、「第五十四条の七第一項、同条第二項(第五十四条の八第二項において準用する場合を含む。)、第五十四条の八第一項並びに」に改める。

第一百九条の二中「第八十条第一項」を「第五十四条の七第一項、同条第二項(第五十四条の八第二項において準用する場合を含む。)、第五十四条の八第一項及び第三項、第八十条第一項」に改める。

第二百一十一条第二項中「行う者」の下に「若しくは第五十四条の五第七項において準用する第四十五条第七項の規定により厚生労働大臣の定める分娩費に係る請求書の審査を行う者」を加え、「これを」を「これらを」に改める。

第二百二十四条中「薬剤師」の下に「助産師」を、「診療録」の下に「助産録」を加え、「同条同項」を「同項」に改める。

「出産関係事務費拠出金」に改める。

附則第十条を削る。

(地方税法の一部改正)
第七條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七百三条の四第一項第一号中「出産育児関係事務費拠出金」を「出産関係事務費拠出金」に改め、同条第三項第一号イ中「移送費」の下に「分娩費(同法第五十四条の五第九項又は第十項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する額を含む。)、出産時一時金(同法第五十四条の十一第三項の規定により支給される差額を含む。)」を加え、同号二中「第八十一条の二第十項第二号」を「第八十一条の二第十項第二号」に改め、同項第二号二中「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める。

第七百三条の五第二項中「六歳を十八歳に改める。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)
第八條 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「出産育児支援金等」を「出産支援金等」に改める。

第七條第三項中「又は健康保険法」を「又は同法に、「規定による承認を受けて」を「申出をして」に改める。

第二十條ただし書中「相当する健康診査」を「相当する診査」に改め、「受け、」の下に「厚生労働省令で定めるところにより」を加え、「を証明する書面の提出」を「の記録の写しの提供」に改める。

第二十二條中の「結果を証明する書面の提出」を「に相当する診査の結果の記録の写しの提供」に改める。

第三十八條第三項及び第三十九條第三項中

「合計額」の下に「を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した額」を加える。

第五十四條第四項中「第七十六条第六項を「第七十六条第七項」に、「第八十二条第六項を「第八十二条第七項」に改める。

第五十九條第三項中「第七十六条第六項」を「第七十六条第七項」に改める。

第六十四條第二項に次の一号を加える。

六 要指導医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品をいう。又は一般用医薬品(同項第四号に規定する一般用医薬品をいう。との代替性が特に高い薬剤を用いた療養その他の適正な医療の提供を確保しつつ、公平かつ効率的な後期高齢者医療給付を行う必要性に鑑みその要する費用のうち一部を後期高齢者医療給付の対象としないものとする療養として厚生労働大臣が定めるもの(以下「一部保険外療養」という。))

第六十四條に次の一項を加える。

八 厚生労働大臣は、第二項第六号の定めをするに当たつては、所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の療養を受ける者の事情を踏まえた療養となるよう配慮するものとする。

第七十六条第一項中「又は選定療養」を、「選定療養又は一部保険外療養」に改め、同条第二項中「保険外併用療養費を」を「評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合(当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受けた場合を除く。))における保険外併用療養費」に改め、同条第七項中「第二項」の下に又は第三項」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「健康保険法第六十四条並び

に本法」を削り、「の規定は」を並びに健康保険法第六十四条の規定は」に、「及び選定療養」を「選定療養及び一部保険外療養」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、同条第四項中「選定療養」の下に、「一部保険外療養」を、「第二項第一号」の下に並びに第三項第一号イ及びロを加え、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。 3 一部保険外療養を受けた場合(当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。)における保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額(当該療養に食事療養が含まれるときは当該控除した額及び前項第二号に掲げる額の合計額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該控除した額及び同項第三号に掲げる額の合計額)とする。 一 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額 イ 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額) ロ 医療費の動向及び後期高齢者医療の財政状況並びに療養を受ける者の事情その他の事項を考慮して後期高齢者医療給付の対象としない費用として厚生労働大臣が定める基準により算定した額 二 前号に掲げる額に第六十七条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定	める割合を乗じて得た額(療養の給付に係る同項の一部負担金について第六十九条第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額) 第七十七条第三項中「について算定した費用の額」の下に「(一部保険外療養を受けた場合(当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。)にあつては、当該費用の額から前条第三項第一号ロの規定による基準により算定した額を控除した額)を加え、同条第四項中「前条第二項」の下に「又は第三項」を加える。 第八十二条第一項中「第四項」を「第五項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「健康保険法第六十四条並びに本法」及び「第七十六条第二項」を削り、「前条」の下に「並びに健康保険法第六十四条」を加え、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。 4 特別療養費の額は、第一号に掲げる額(当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合計額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合計額)とする。 一 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める額から、その額に第六十七条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額(療養の給付に係る同項の一部負担金について第六十九条第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額)を控除した額	療養の給付を受けることができる場合 第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額) 第七十六条第二項に規定する場合であつて、保険外併用療養費の支給を受けることができる場合 同項第一号の規定による基準により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額) ハ 第七十六条第三項に規定する場合であつて、保険外併用療養費の支給を受けることができる場合 同項第一号イの規定による基準により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額から、同号ロの規定による基準により算定した額を控除した額)	療養の給付を受けることができる場合 第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額) 第七十六条第二項に規定する場合であつて、保険外併用療養費の支給を受けることができる場合 同項第一号の規定による基準により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額) ハ 第七十六条第三項に規定する場合であつて、保険外併用療養費の支給を受けることができる場合 同項第一号イの規定による基準により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額から、同号ロの規定による基準により算定した額を控除した額) ニ 訪問看護療養費の支給を受けることができる場合 第七十八条第四項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額) 二 当該食事療養につき第七十四条第二項の規定による基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)から食事療養標準負担額を控除した額 三 当該生活療養につき第七十五条第二項の規定による基準により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)
--	--	---	--

した費用に相当する金額の支給を含む。」に、「出産育児一時金等」を「分娩費等」に、「出産育児支援金率」を「出産支援金率」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項を「前項」に、「出産育児支援金率」を「出産支援金率」に改め、同項を同条第二項とする。

第二百二十四条の四の見出しを「「出産交付金」」に改め、同条第一項中「「出産育児一時金等」」を「「分娩費等」」に、「「出産育児交付金」」を「「出産交付金」」に改め、同条第二項中「「出産育児交付金」」を「「出産交付金」」に、「「出産育児支援金」」を「「出産支援金」」に改め、同条第三項中「「出産育児交付金」」を「「出産交付金」」に改める。

第二百二十四条の五（見出しを含む。）及び第二百二十四条の六（見出しを含む。）中「「出産育児関係事務費拠出金」」を「「出産関係事務費拠出金」」に改める。

第二百二十四条の七第一項中「「出産育児一時金等」」を「「分娩費等」」に改める。

第二百二十四条の八中「「出産育児支援金」」を「「出産支援金」」に、「「出産育児関係事務費拠出金」」を「「出産関係事務費拠出金」」に改める。

第二百二十四条の九第一項中「「出産育児支援金」」を「「出産支援金」」に改め、同条第二項中「「出産育児関係事務費拠出金」」を「「出産関係事務費拠出金」」に、「「出産育児交付金」」を「「出産交付金」」に改める。

第二百三十四条第二項中「「出産育児関係事務費拠出金」」を「「出産関係事務費拠出金」」に改める。

第二百三十九条第一項第三号中「「出産育児支援金」」を「「出産支援金」」に、「「出産育児関係事務費拠出金」」を「「出産関係事務費拠出金」」に、「「出産育児交付金」」を「「出産交付金」」に改める。

第四百四十二条第一項中「「出産育児関係事務費拠出金」」を「「出産関係事務費拠出金」」に改め、同条第二項中「「出産育児支援金」」を「「出産支援金」」に

改める。

第四百四十六条第三項及び第四百四十八条中「「出産育児交付金」」を「「出産交付金」」に改める。

第四百五十五条第一項中「「第七十六条第六項」」を「「第七十六条第七項」」に改める。

第四百六十五条中「「第七十六条第六項」」を「「第七十六条第七項」」に、「「第八十二条第六項」」を「「第八十二条第七項」」に改める。

第四百六十五条の二第二項並びに第四百六十七条第二項第三号及び第四号中「「第七十六条第六項」」を「「第七十六条第七項」」に改める。

附則第十五条を削る。

第九条 高齢者の医療の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「「第三百三十八条」」を「「第三百三十八条の六」」に改める。

第四章第九節中第三百三十八条の次に次の五条を加える。

（報告書等に関する事項の報告）

第三百三十八条の二 前条第一項の規定によるもののほか、次の表の上欄に掲げる者（他の法令の規定により当該者とみなされた者がある場合にあつては、当該みなされた者。次項において「「提出義務者」という。）は、同表の中欄に掲げる規定に基づき同表の下欄に掲げる書類（以下この条において「「報告書等」という。）を税務署長に提出するときは、当該報告書等に記載すべきものとされる事項（被保険者その他の厚生労働省令で定める者に係る厚生労働省令で定める事項に限る。以下この条及び次条第一項において「「報告事項」という。）を、同表の中欄に掲げる規定に規定する期日まで、厚生労働省令で定める電子情報処理組織を使用する方法その他厚生労働省令で定める方法により、厚生労働省令で定める後期高齢者医療広域連合に報告しなければならない。

金融商品取引業者等（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十七条の十一の第三項第一号に規定する金融商品取引業者等を含む。）

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五条第一項第一号及び第二号に規定する者

租税特別措置法第三十七条の十一の三第七項

租税特別措置法第三十七条の十一の三第七項に規定する報告書

信託の受託者（所得税法第二百二十七条に規定する信託の受託者をいう。）

所得税法第二百二十七条

所得税法第二百二十七条に規定する計算書（上場株式等の配当等に係るものに限る。）

業務に関連して他人のために名義人として所得税法第二十三條第一項に規定する利子等又は同法第二十四条第一項に規定する配当等の支払を受ける者

所得税法第二百二十八条第一項

所得税法第二百二十八条第一項に規定する調書（上場株式等の配当等に係るものに限る。）

2 提出義務者（提出すべき報告書等の枚数が少ないと見込まれる者として厚生労働省令で定める者に限る。）が、前項の表の中欄に掲げる規定に基づき税務署長に対し報告書等の提出（租税特別措置法第四十二条の二の第二項第一号に掲げる方法であつて厚生労働省令で定めるものをもつて行われたものに限る。）をしたときは、当該提出を受けた税務署長は、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告書等に係る報告事項を前項の後期高齢者医療広域連合に提供するものとする。この場合においては、その提出の日に

3 おいて、同項の規定による報告がされたものとみなす。
前二項に定めるもののほか、後期高齢者医療広域連合に対する報告事項の報告に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
（指定法人への委託）
第三百三十八条の三 後期高齢者医療広域連合は、前条第一項の規定による報告及び同条第二項の規定による提供の受理に関する事務並びに報告事項に係る情報の収集又は整理に関する事務を指定法人に委託することができる。

2 前項の規定により後期高齢者医療広域連合

から事務の委託を受けた指定法人の役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その実施に関して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

(関係者の協力)

第百三十八条の四 後期高齢者医療広域連合及び指定法人並びに税務署長は、第百三十八条の二の規定により行われる事務及び前条第一項の規定による委託により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(報告の徴取等)

第百三十八条の五 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定法人について、第百三十八条の三第一項の規定による委託を受けて行う事務に關する報告を徴し、又は当該職員に実地による状況を検査させることができる。

2 第百六十六條の十第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により報告を徴し、又は検査した場合において、指定法人の第百三十八条の三第一項の規定による委託を受けて行う事務が法令に違反していると認めるとき又は当該事務が著しく適正な執行を欠くと認めるときは、期間を定めて、指定法人又はその役員に対し、当該事務について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができ

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

令和八年五月二十九日 参議院會議録第十七号

(厚生労働省令への委任)

第百三十八条の六 前三条に定めるもののほか、指定法人の第百三十八条の三第一項の規定による委託を受けて行う事務の実施に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第百六十五条中「(附則第十条において準用する場合を含む。)」の下に、「第百三十八条の五第一項、第三項及び第四項」を加える。

第百六十七條第一項中「又は第百二十五条の四第三項」を、「第百二十五条の四第三項又は第百三十八条の三第二項」に改める。

第百六十七條の三を次のように改める。
第百六十七條の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第百三十八条の二第一項の規定による報告(同条第二項の規定により当該報告がされたとみなされる税務署長への提出を含む。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第百六十一條の二第六項の規定による命令に違反したとき。

第百七十條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定法人が、第百三十八条の五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき、又は同条第三項の規定による命令に違反したときは、その役員を二十万円以下の過料に処する。

附則第十三条の二中「(昭和三十二年法律第二十六号)」を削る。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正す

健康保険法等の一部を改正する法律案

る。

第三条第四項中「出産育児関係事務費拠出金」を出産関係事務費拠出金に改める。

第四十六條第三項中「又は第五十六條の二第二項」を、「第五十六條の二第二項」に改め、「規定する指定訪問看護事業者」の下に「又は同号に掲げる保険医療機関(分娩を取り扱うものに限る。以下「分娩取扱保険医療機関」という。若しくは第六十一條第一項第三号に掲げる指定助産所を加え、「又は被扶養者」を「若しくは被扶養者」に改め、「療養」の下に「若しくは分娩の手当を」、「費用の支払」の下に「又は第六十二條第二項(第六十二條の二第二項において準用する場合を含む。)」の規定による支払を加え、「又は当該指定訪問看護事業者」を、「当該指定訪問看護事業者又は当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所」に改める。

第五十條第一項第三号から第五号までを次のように改める。

三 分娩費

四 家族分娩費

五 出産時一時金

第五十條第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 家族出産時一時金

第五十三條の二第二項中「又は第五十六條の二第一項を」、「第五十六條の二第一項」に、「の確認」を「又は第六十一條第一項(第六十一條の二第三項において準用する場合を含む。)」の確認に改める。

第五十四條第二項に次の一号を加える。

六 健康保険法第六十三條第二項第六号に掲げる療養(以下「部保険外療養」という。)

第五十五條第一項中「者又は」を「者、」に改め、「指定訪問看護を受けようとする者」の下に「又は次に掲げる医療機関(分娩を取り扱うもの

に限る。以下「分娩取扱保険医療機関等」という。若しくは第六十一條第一項に規定する指定助産所等から分娩の手当を受けようとする者」を加え、「又は当該指定訪問看護事業者」を「当該指定訪問看護事業者又は当該分娩取扱保険医療機関等若しくは指定助産所等」に改める。

第五十五條の五第一項中「又は選定療養」を「選定療養又は一部保険外療養」に改め、同条第二項中「保険外併用療養費」を「評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合(当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受けた場合を除く。)」における保険外併用療養費に、「金額と」を「金額」に改め、同条第四項中「第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 一部保険外療養を受けた場合(当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。における保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(当該療養に食事療養が含まれるときは当該控除した金額及び前項第二号に掲げる金額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該控除した金額及び同項第三号に掲げる金額の合算額)とする。

一 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。について健康保険法第八十六條第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から同号ロに規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる

算定の例により算定した額を控除した金額
二 前号に掲げる金額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た金額療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十五条の二第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の金額)

第五十六条第三項中「現に療養(食事療養又は生活療養を除く。)」を「現に当該療養」に改め、「現に療養に要した費用の額」の下に「(一部保険外療養を受けた場合(当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。))にあつては、当該費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)」から健康保険法第八十六条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した額を控除した額」を加え、「その額が現に食事療養を」その額が現に当該食事療養に改め、同条第四項中「前条第二項の下に」又は第三項を加える。

第五十七条第二項第一号中「額」の下に「(保険医療機関等から一部保険外療養を受けた場合(当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。))にあつては、当該費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)」から健康保険法第八十六条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した額を控除した額」を加え、同条第三項中「及び選定療養」を「選定療養及び一部保険外療養」に改め、「選定療養を受ける場合」の下に「当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受ける場合を除く。」

を加え、「前項第二号」を「一部保険医療機関等から一部保険外療養を受ける場合(当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合を含む。))にあつては同条第三項の療養についての費用の額の算定、前項第二号」に改める。

第五十八条第一項中「従事する保険医」の下に「健康保険法第六十四条に規定する保険医をいう。第六十一条の三第二項及び第百七十七条において同じ。」を加え、「健康保険法第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう」を「同法第六十四条に規定する保険薬剤師をいう。第百七十七条第一項において同じ」に改める。

第五十九条第三項第二号中「第六十一条第二項ただし書」を「第六十一条第八項ただし書、第六十二条第六項ただし書」に改める。

第六十条の二第二項中「家計」の下に「、とりわけ長期にわたつて継続的に療養を受ける者の家計」を加える。

第六十一条を次のように改める。

(分娩費)

第六十一条 組合員が、財務省令で定めるところにより、分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等(次に掲げる助産所をいう。以下同じ。)から、電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、分娩の手当を受けたときは、その分娩の手当に要した費用について分娩費を支給する。
一 組合又は連合会の経営する助産所
二 組合員(地方の組合の組合員及び私学共済制度の加入者を含む。)に対し分娩の手当を行う助産所で組合員の分娩の手当について組合が契約しているもの
三 指定助産所(健康保険法第九十八条の二第一項第一号に規定する指定助産所をいう。以下同じ。)

2 分娩費の額は、当該分娩の手当について健康保険法第九十八条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額とする。

3 組合員が第五十五条第一項第一号に掲げる医療機関(分娩を取り扱うものに限る。又は第一項第一号に掲げる助産所から分娩の手当を受けた場合において、組合がその組合員の支払うべき分娩の手当に要した費用のうち分娩費として組合員に支給すべき金額に相当する金額の支払を免除したときは、組合員に対し分娩費を支給したものとみなす。

4 組合員が第五十五条第一項第二号若しくは第三号に掲げる医療機関(分娩を取り扱うものに限る。又は第一項第二号若しくは第三号に掲げる助産所から分娩の手当を受けた場合)には、組合は、その組合員が当該医療機関又は助産所に支払うべき分娩の手当に要した費用について分娩費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、当該医療機関又は助産所に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し分娩費を支給したものとみなす。

6 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、分娩の手当に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。

7 組合は、組合員が分娩の手当を受ける場合において第一項の規定による分娩費の支給をすることが困難であると認めるとき、又は組合員が分娩取扱保険医療機関等若しくは指定助産所等以外の者から分娩の手当を受けた場合において組合がやむを得ないと認めるときは、財務省令で定めるところにより、第二項の算定の例により算定した費用の額を基準と

して組合が定めるその分娩の手当に要した費用に相当する金額を支給することができる。ただし、その額は、現にその分娩の手当に要した費用の額を超えることができない。

8 前各項の規定は、組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者(以下「一年以上組合員であつた者」という。)が退職後六月以内に分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受けた場合について準用する。ただし、退職後分娩の手当を受けるまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

第六十一条の次に次の四条を加える。

(家族分娩費)

第六十一条の二 被扶養者(前条第八項本文の規定の適用を受ける者を除く。)が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受けたときは、その分娩の手当に要した費用について組合員に対し家族分娩費を支給する。

2 家族分娩費の額は、当該分娩の手当について健康保険法第九十八条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額とする。

3 前条第一項及び第三項から第六項までの規定は家族分娩費の支給について、同条第七項の規定は被扶養者に係る分娩の手当に要した費用に相当する金額の支給について、それぞれ準用する。

(指定助産所の分娩の手当担当等)

第六十一条の三 指定助産所又は分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所において分娩の手当に従事する登録助産師(健康保険法第九十八条の四に規定する登録助産師をいう。第百七十七条第三項において同じ。)は、同法及び

これに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の分娩の手当並びにこれに係る事務を担当し、又は分娩の手当に当たらなければならない。

2 分娩取扱保険医療機関又は分娩取扱保険医療機関において分娩の手当に従事する保険医（医師であるものに限る。）は、健康保険法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の分娩の手当並びにこれに係る事務を担当し、又は分娩の手当に当たらなければならない。

（分娩の手当の内容等に関する情報の提供）

第六十一条の四 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等の管理者は、財務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受けようとする組合員又は被扶養者に対し、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等において行われる分娩費及び出産時一時金又は家族分娩費及び家族出産時一時金の支給に係る分娩の手当の内容、費用その他の健康保険法第九十八条の二十二に規定する厚生労働大臣が定める情報を提供するものとする。

（他の法令による分娩の手当との調整）

第六十一条の五 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において分娩の手当を受けたときは、その受けた限度において、分娩費（第六十一条第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により支給される分娩の手に要した費用に相当する金額を含む。第九十九条の二第一項において同じ。）又は家族分娩費（第六十一条の二第三項において準用する第六十一条第七項の規定により支給される分娩の手に要した費用に相当する金額を含む。第六十五条及び第九十九条の二

第一項において同じ。）の支給は、行わない。第六十二条を次のように改める。

（出産時一時金）

第六十二条 組合員が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受け、出産したときは、出産時一時金として、政令で定める金額を支給する。

2 組合員が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から、第六十一条第一項の規定による分娩費に係る分娩の手当を受けたときは、組合員は、組合員に代わり、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に対し、前項の出産時一時金（その組合員が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき出産に要した費用（同条第四項の規定により支払われる金額に相当する金額を除く。以下この項及び第四項において同じ。）に相当する金額に限る。次項において同じ。）を支払うことができる。この場合において、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、その組合員が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき出産に要した費用に係る債権の弁済に充てるものとする。

3 組合員は、前項の規定による支払をした出産時一時金の額が第一項の政令で定める金額に満たないときは、財務省令で定めるところにより、その差額を組合員に支給するものとする。

4 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、出産に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。

5 組合員は、組合員が出産したにもかかわらず、第一項の規定による出産時一時金の支給を受けることができない場合において、組合員がやむを得ない事情があると認めるときは、

財務省令で定めるところにより、出産時一時金として、政令で定める金額を支給することができる。

6 前各項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職後六月以内に、分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受け、出産した場合について準用する。ただし、退職後出産するまでの間に他の組合員の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

第六十二条の次に次の一条を加える。

（家族出産時一時金）

第六十二条の二 被扶養者（前条第六項本文の規定の適用を受ける者を除く。）が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受け、出産したときは、家族出産時一時金として、組合員に対し同条第一項の政令で定める金額を支給する。

2 前条第二項から第五項までの規定は、家族出産時一時金の支給について準用する。

第六十五条中「家族出産費」を「家族分娩費、家族出産時一時金（第六十二条の二第二項において準用する第六十二条第三項の規定により支給される差額を含む。）に、「出産育児一時金」を「分娩費（同法第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手に要した費用に相当する金額を含む。）」に改め、同法第百四十九条において準用する同法第百一条第三項の規定により支給される差額を含む。」に改める。

第九十九条第一項第一号中「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める。

第九十九条の二の見出しを「（出産交付金）」に改め、同条第一項中「出産費及び家族出産費」を「分娩費、家族分娩費、出産時一時金（第六十二条第三項（同条第六項において準用する場合を

含む。）の規定により支給される差額を含む。以下この項において同じ。）及び家族出産時一時金（第六十二条の二第二項において準用する第六十二条第三項の規定により支給される差額を含む。以下この項において同じ。）に、「第六十一条第一項（同条第二項）を「出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に要する費用については、第六十二条第一項（同条第六項）に、「第三項」を「第五項（同条第六項及び第六十二条の二第二項において準用する場合を含む。）」に、「（出産育児交付金）」を「（出産交付金）」に改め、同条第二項中「（出産育児交付金）」を「（出産交付金）」に改める。

第百十二条の二第一項中「指定訪問看護事業者」の下に、「指定助産所等」を加える。

第百十七条第一項中「当該給付」を「当該短期給付」に改め、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 財務大臣は、組合の分娩の手に関する短期給付についての費用の支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、医師若しくは助産師若しくはこれらの者を使用する者に対し、その行つた分娩の手に関し、報告若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員をして質問させ、又は当該短期給付に係る分娩の手当を行つた分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所若しくは当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医（医師であるものに限る。）、登録助産師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）から報告若しくは資料の提出を求め、当該分娩取扱

保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医(医師であるものに限る。)、登録助産師その他の従業者(開設者であつた者を含む。)に対し出頭を求め、若しくは当該職員をして関係者に対し質問し、若しくは当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所につき設備若しくは診療録、助産録その他その業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

第二百二十八条第二号中「第一百七十七条第三項」を「第一百七十七条第四項」に改める。

第三百三十一条中「薬剤師」の下に「助産師」を、「第一百七十七条第一項」の下に「若しくは第三項」を、「診療録」の下に「助産録」を加え、「同項」を「同条第一項若しくは第三項」に改める。

附則第十一条の三を削る。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第十一条 地方公務員等共済組合法 昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第三項中「又は第五十八条の二第二項」を、「第五十八条の二第一項」に改め、「規定する指定訪問看護事業者」の下に「又は同号に掲げる保険医療機関(分娩を取り扱うものに限る。以下「分娩取扱保険医療機関」という。若しくは第六十三条第一項第三号に掲げる指定助産所)を加え、「又は被扶養者」を「若しくは被扶養者」に改め、「療養」の下に「若しくは分娩の手当」を、「費用の支払」の下に「又は第六十四条第二項(第六十四条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による支払」を加え、「又は当該指定訪問看護事業者」を、「当該指定訪問看護事業者又は当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所」に改める。

第五十三条第一項第三号から第五号までを次のように改める。

三 分娩費

四 家族分娩費

五 出産時一時金

第五十三条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 家族出産時一時金

第五十五条の二第二項中「又は第五十八条の二第二項」を、「第五十八条の二第一項」に、「一」を確認を「又は第六十三条第一項(第六十三条の二第三項において準用する場合を含む。)の確認」に改める。

第五十六条第二項に次の一号を加える。

六 健康保険法第六十三条第二項第六号に掲げる療養(以下「一部保険外療養」という。)

第五十七条第一項中「者又は」を「者、」に改め、「指定訪問看護を受けようとする者」の下に「又は次に掲げる医療機関(分娩を取り扱うものに限る。以下「分娩取扱保険医療機関等」という。若しくは第六十三条第一項に規定する指定助産所等から分娩の手当を受けようとする者)を加え、「又は当該指定訪問看護事業者」を「、当該指定訪問看護事業者又は当該分娩取扱保険医療機関等若しくは指定助産所等」に改める。

第五十七条の五第一項中「又は選定療養」を「選定療養又は一部保険外療養」に改め、同条第二項中「保険外併用療養費」を「評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合(当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受けた場合を除く。）」における保険外併用療養費」に改め、同条第四項中「第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 一部保険外療養を受けた場合(当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。)

は選定療養を受けた場合を含む。における保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(当該療養に食事療養が含まれるときは当該控除した金額及び前項第二号に掲げる金額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該控除した金額及び同項第三号に掲げる金額の合算額)とする。

一 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。))について健康保険法第八十六条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から同号ロに規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した金額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から同号ロに規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した金額)を乗じて得た金額(療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十七条の二第二項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の金額)

第五十八条第三項中「現に療養に要した費用の額」の下に「(一部保険外療養を受けた場合(当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。))にあつては、当該費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から健康保険法第八十六条第三項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した額を控除した額」を加え、同条第四項中「前条第二項の下に「又は第三項」を加える。

第五十九条第二項第一号中「額」の下に「(一部保険外療養を受けた場合を含む。)

険医療機関等から一部保険外療養を受けた場合(当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。))にあつては、当該費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から健康保険法第八十六条第三項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した額を控除した額」を加え、同条第三項中「及び選定療養」を「選定療養及び一部保険外療養」に改め、「選定療養を受ける場合」の下に「当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受ける場合を除く。)」を加え、「前項第二号」を「保険医療機関等から一部保険外療養を受ける場合(当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合を含む。))にあつては同条第三項の療養についての費用の額の算定、前項第二号」に改める。

第六十条第一項中「従事する保険医」の下に「(健康保険法第六十四条に規定する保険医をいう。第六十三条の三第二項及び第百四十四条の二十八において同じ。)」を加え、「健康保険法第六十四条に規定する保険医又は」を「同法第六十四条に規定する」に改める。

第六十一条第三項第二号中「第六十三条第二項ただし書を「第六十三条第八項ただし書、第六十四条第六項ただし書」に改める。

第六十二条の二第二項中「家計」の下に「、とりわけ長期にわたつて継続的に療養を受ける者の家計」を加える。

第六十三条を次のように改める。

(分娩費)

第六十三条 組合員が、主務省令で定めるところにより、分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等(次に掲げる助産所をいう。以下同

じ。から、電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、分娩の手当を受けたときは、その分娩の手当に要した費用について分娩費を支給する。

一 組合の経営する助産所

二 組合員(国の組合の組合員及び私学共済制度の加入者を含む。)に対し分娩の手当を行う助産所で組合員の分娩の手当について組合が契約しているもの

三 指定助産所(健康保険法第九十八条の二第一項第一号に規定する指定助産所をいう。以下同じ。)

2 分娩費の額は、当該分娩の手当について健康保険法第九十八条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額とする。

3 組合員が第五十七条第一項第一号に掲げる医療機関(分娩を取り扱うものに限る。)又は第一項第一号に掲げる助産所から分娩の手当を受けた場合において、組合がその組合員の支払うべき分娩の手当に要した費用のうち分娩費として組合員に支給すべき金額に相当する金額の支払を免除したときは、組合員に対し分娩費を支給したものとみなす。

4 組合員が第五十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる医療機関(分娩を取り扱うものに限る。)又は第一項第二号若しくは第三号に掲げる助産所から分娩の手当を受けた場合は、組合は、その組合員が当該医療機関又は助産所に支払うべき分娩の手当に要した費用について分娩費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、当該医療機関又は助産所に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し分娩費を支給したものとみなす。

6 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、分娩の手当に要した費用について支払を

受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。

7 組合は、組合員が分娩の手当を受ける場合において第一項の規定による分娩費の支給をすることが困難であると認めるとき、又は組合員が分娩取扱保険医療機関等若しくは指定助産所等以外の者から分娩の手当を受けた場合において組合がやむを得ないと認めるときは、主務省令で定めるところにより、第二項の算定の例により算定した費用の額を基準として組合が定めるその分娩の手当に要した費用に相当する金額を支給することができる。ただし、その額は、現にその分娩の手当に要した費用の額を超えることができない。

8 前各項の規定は、組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者(以下「一年以上組合員であつた者」という。)が退職後六月以内に分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受けた場合について準用する。ただし、退職後分娩の手当を受けるまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

第六十三条の次に次の四条を加える。

(家族分娩費)

第六十三条の二 被扶養者(前条第八項本文の規定の適用を受ける者を除く。)が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受けたときは、その分娩の手当に要した費用について組合員に家族分娩費を支給する。

2 家族分娩費の額は、当該分娩の手当について健康保険法第九十八条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額とする。

3 前条第一項及び第三項から第六項までの規

定は家族分娩費の支給について、同条第七項の規定は被扶養者に係る分娩の手当に要した費用に相当する金額の支給について、それぞれ準用する。

(指定助産所の分娩の手当担当等)

第六十三条の三 指定助産所又は分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所において分娩の手当に従事する登録助産師(健康保険法第九十八条の四に規定する登録助産師をいう。第百四十四条の二十八第三項において同じ。)は、同法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の分娩の手当並びにこれに係る事務を担当し、又は分娩の手当に当たらない。

2 分娩取扱保険医療機関又は分娩取扱保険医療機関において分娩の手当に従事する保険医(医師であるものに限る。)は、健康保険法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の分娩の手当並びにこれに係る事務を担当し、又は分娩の手当に当たらない。

(分娩の手当の内容等に関する情報の提供)

第六十三条の四 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等の管理者は、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受けようとする組合員又は被扶養者に対し、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等において行われる分娩費及び出産一時金又は家族分娩費及び家族出産一時金の支給に係る分娩の手当の内容、費用その他の健康保険法第九十八条の二十二に規定する厚生労働大臣が定める情報を提供するものとする。

(他の法令による分娩の手当との調整)

第六十三条の五 他の法令の規定により国又は

地方公共団体の負担において分娩の手当を受けたときは、その受けた限度において、分娩費(第六十三条第七項(同条第八項において準用する場合を含む。))の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。第百十三条の二第一項において同じ。)又は家族分娩費(第六十三条の二第三項において準用する第六十三条第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。第六十七条及び第百十三条の二第一項において同じ。)の支給は、行わない。

第六十四条を次のように改める。

(出産時一時金)

第六十四条 組合員が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受け、出産したときは、出産時一時金として、政令で定める金額を支給する。

2 組合員が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から、第六十三条第一項の規定による分娩費に係る分娩の手当を受けたときは、組合は、組合員に代わり、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に対し、前項の出産時一時金(その組合員が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき出産に要した費用(同条第四項の規定により支払われる金額に相当する金額を除く。以下この項及び第四項において同じ。)に相当する金額に限る。次項において同じ。)を支払うことができる。この場合において、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、その組合員が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき出産に要した費用に係る債権の弁済に充てるものとする。

3 組合は、前項の規定による支払をした出産時一時金の額が第一項の政令で定める金額に満たないときは、主務省令で定めるところに

より、その差額を組合員に支給するものとする。

4 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、出産に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。

5 組合は、組合員が出産したにもかかわらず、第一項の規定による出産時一時金の支給を受けることができない場合において、組合がやむを得ない事情があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、出産時一時金として、政令で定める金額を支給することができる。

6 前各項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職後六月以内に、分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受け、出産した場合について準用する。ただし、退職後出産するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

第六十四条の次に次の一条を加える。

(家族出産時一時金)

第六十四条の二 被扶養者(前条第六項本文の規定の適用を受ける者を除く。)が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受け、出産したときは、家族出産時一時金として、組合員に同条第一項の政令で定める金額を支給する。

2 前条第二項から第五項までの規定は、家族出産時一時金の支給について準用する。

第六十七条中「家族出産費」を「家族分娩費、家族出産時一時金(第六十四条の二第二項において準用する第六十四条第三項の規定により支給される差額を含む。)」に、「出産育児一時金」を「分娩費(同法第三百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要し

た費用に相当する金額を含む。)、出産時一時金(同法第四百九条において準用する同法第四百一条第三項の規定により支給される差額を含む。)」に改める。

第百三十三条第一項中「出産育児関係事務費拠出金」を「出産関係事務費拠出金」に、「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める。

第百三十三条の二の見出しを「(出産交付金)」に改め、同条第一項中「出産費及び家族出産費を」「分娩費、家族分娩費、出産時一時金第六十四条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)」の規定により支給される差額を含む。以下この項において同じ。及び家族出産時一時金(第六十四条の二第二項において準用する第六十四条第三項の規定により支給される差額を含む。以下この項において同じ。)」に、「第六十三条第一項(同条第二項を「出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に要する費用については、第六十四条第一項(同条第六項)に、「第三項」を「第五項(同条第六項及び第六十四条の二第二項において準用する場合を含む。)」に、「出産育児交付金」を「出産交付金」に改め、同条第二項中「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める。

第百四十四条の二十四の二第一項中「指定訪問看護事業者」の下に、「指定助産所等」を加える。

第百四十四条の二十八第一項及び第二項中「当該給付」を「当該短期給付」に改め、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
3 主務大臣は、組合の分娩の適正化を図るため必要があると認めるときは、医師若しく

は助産師若しくはこれらの者を使用する者に對し、その行つた分娩の手段に關し、報告若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員に質問させ、又は当該短期給付に係る分娩の手段を行つた分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所若しくは当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医(医師であるものに限る。)、登録助産師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。))から報告若しくは資料の提出を求め、当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医(医師であるものに限る。)、登録助産師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。))に對し出頭を求め、若しくは当該職員に關係者に對し質問させ、若しくは当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所につき設備若しくは診療録、助産録その他の業務に關する帳簿書類を検査させることができる。

第百四十七条第二号中「第百四十四条の二十八第三項」を「第百四十四条の二十八第四項」に改める。

第百五十条中「薬剤師」の下に、「助産師」を、「第百四十四条の二十八第一項」の下に「若しくは第三項」を、「診療録の下に」、助産録を加え、「同項」を「同条第一項若しくは第三項」に改める。

附則第十七条の三を削る。

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第十二条 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項第四号及び第五号を次のように改める。

四 分娩費

五 家族分娩費

五の二 出産時一時金

五の三 家族出産時一時金

第二十二條第二項中「出産育児関係事務費拠出金」を「出産関係事務費拠出金」に改める。

第二十五條中「第六十一条第二項」を、「第六十一条第一項第一号及び第二号並びに第八項、第六十二条第六項」に改め、同条の表第六十條第二項の次に次のように加える。

第六十一条第一項 第一号		組合又は連合会		事業団	
第六十一条第一項 第二号		組合員(地方の組合の組合員及び私学共済制度の加入者)		加入者(他の法律に基づく共済組合の組合員)	
組合が		組合員の加入者の事業団が		加入者の加入者の事業団が	
第二十五条の表第六十一条第二項の項中「第六十一条第八項」に改め、同項の次に次のように加える。		第六十二条第六項		組合員で加入者で	

第三十四条の二の見出しを「(出産交付金)」に改め、同条第一項中「(出産費及び家族出産費)」を「(分娩費第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第七項(第二十五条において準用する同法第六十一条第八項において準用する場合を含む。))の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。)、家族分娩費(第二十五条において準用する同法第六十一条の二第三項において準用する同法第六十一条第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。))、出産時一時金(第二十五条において準用する同法第六十二条第三項(第二十五条において準用する場合を含む。))の規定により支給される差額を含む。以下この項において同じ。及び家族出産時一時金(第二十五条において準用する同法第六十二条第三項の規定により支給される差額を含む。以下この項において同じ。))に改め、「費用」の下に「(出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に要する費用については)」を加え、「国家公務員共済組合法第六十一条第一項」を「同法第六十二条第一項」に、「第六十一条第二項」を「第六十二条第六項」に、「第三項」を「第五項(第二十五条において準用する同法第六十二条第六項及び第六十二条の二第二項において準用する場合を含む。))」に、「(出産育児交付金)」を「(出産交付金)」に改め、同条第二項中「(出産育児交付金)」を「(出産交付金)」に改める。

第四十五条第一項中「第三項において同じ」を「第四項において同じ。」、指定助産所等(第二十五条において準用する同法第六十一条第一項に規定する指定助産所等という)に改める。

第四十六条第一項中「(当該給付)」を「(当該短期給付)」に、「(保険医、保険薬剤師)」を「(保険医(第二十五条において準用する同法第五十八条第一項に規定する保険薬剤師をいう。))」に改め、同条第六項中「(第四項を第五項に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「若しくは保険薬局)」を「(保険薬局、分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所)」に、「そのを」これらのに、「前二項を」前三項に、「又は指定訪問看護事業者に)」を「分娩取扱保険医療機関、指定助産所又は指定訪問看護事業者に)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 文部科学大臣は、事業団の分娩の妥当に関する短期給付についての費用の支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、当該短期給付に係る分娩の手当を行った分娩取扱保険医療機関(第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第四十六条第三項に規定する分娩取扱保険医療機関をいう。以下この項及び次項において同じ。若しくは指定助産所(第二十五条において準用する同法第六十一条第一項第三号に規定する指定助産所をいう。以下この項及び次項において同じ。若しくは当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医(医師であるものに限り。)、登録助産師(第二十五条において準用する同法第六十一条の三第一項に規定する登録助産師をいう。))その他の従業者であつた者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所について、その管理者の同意を得て、実地に診療録、助産録その他の帳簿書類を検査させることができる。

第五十二条中「(第四十六条第四項を」第四十六条第五項)」に改める。

附則第二十五項中「(出産育児関係事務費拠出金)」を「(出産関係事務費拠出金)」に改める。

附則第二十九項を削る。

第三十三条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中第三章の四 再編計画の認定(第十三条―第十三条の九)を「第三章の四 再編計画の認定(第十三条の九)を」第三章の五 病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に関する認定等(第十三条の十一―第十三条の十三)」に、「第十三条の十」を「第十三条の十四」に改める。

第三条第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 地域における医療機関の業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に関する基本的な方向に関する事項

第四条第二項第二号中トをチとし、への次に次のように加える。

ト 医療介護総合確保区域における医療機関の業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善の支援に関する事業

第十三条の十を第十三条の十四とし、第三章の四の次に次の一章を加える。

第三章の五 病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に関する認定等(業務効率化及び勤務環境改善に関する認定等)

第十三条の十 病院の管理者は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院が次に掲げる要件に適合するものである旨の認定を申請することができる。

一 当該病院の管理者が、総合確保方針(第三条第二項第六号に掲げる事項に係る部分に限る。)に即して、当該病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組に関する計画(以下「業務効率化・勤務環境改善計画」という。)を作成していること。

二 厚生労働省令で定めるところにより、業務効率化・勤務環境改善計画に基づく取組の進捗及び実施の効果に関する評価を行う委員会を設置し、その評価の結果を勘案し、当該業務効率化・勤務環境改善計画に検討を加え、又は変更し、これを踏まえ、業務効率化・勤務環境改善計画に基づく取組を円滑に実施するための体制を確保しているものであること。

三 その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

2 業務効率化・勤務環境改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 計画期間

二 当該病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組により達成しようとする目標

三 当該病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組の内容及びその実施時期

四 その他厚生労働省令で定める事項

3 第一項の認定の申請は、当該申請に係る病院の所在地を管轄する都道府県知事を経由してするものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る病院が同項各号に掲げる要件に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

5 厚生労働大臣は、第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨を第三項の都道府県知事に通知しなければならない。

6 第一項の認定を受けた病院の管理者は、業務効率化・勤務環境改善計画を変更したときは、速やかに、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 第一項の認定を受けた病院の管理者は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

8 第三項から第五項までの規定は、第六項の変更の認定について準用する。

9 第一項の認定(第六項の規定による変更の認定を含む。第十三条の十二において同じ。)を受けた病院(次条、第十三条の十二第一項及び第十三条の十三において「認定病院」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、当該病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組の実施状況を公表しなければならない。

(報告の徴収)

第十三条の十一 厚生労働大臣は、認定病院の開設者又は管理者に対し、当該病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組の実施状況に関し報告をさせることができる。

(認定の取消し)

第十三条の十二 厚生労働大臣は、認定病院が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

一 第十三条の十第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき。

二 認定病院の管理者が当該認定に係る業務

効率化・勤務環境改善計画に従つて当該病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組を実施しないとき。

三 第十三条の十第九項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

2 第十三条の十第五項の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

(認定病院の表示等)

第十三条の十三 認定病院は、第十三条の十第一項の認定から六年に限り、同項の認定を受けた者として厚生労働省令で定める表示をすることが出来る。

2 認定病院でないものは、前項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

第四十一条の次に次の一条を加える。

第四十一条の二 第十三条の十三第二項の規定に違反して同条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示をしたときは、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十二条第一項中「第十三条の六」の下に「第十三条の十二」を加え、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第四十二条の二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

(医療法の一部改正)

第十四条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三十条の十九中「当該病院又は診療所に勤務するを」良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、当該病院又は診療所における業務の効率化及びその」に改める。

第三十条の二十一第一項中「都道府県は、」の下に「病院又は診療所における業務の効率化及

びその」を加え、同項第一号及び第二号中「勤務するを」を「における業務の効率化及びその」に改め、同項第三号中「ほか、」の下に「病院又は診療所における業務の効率化及びその」を加え、同条第三項中「よる委託」の下に「(第一項各号に掲げる事務であつて医療従事者の勤務環境の改善に係るもの(以下「勤務環境改善関連事務」という。))に係る委託に限る。」を加え、「第一項各号に掲げる事務」を「勤務環境改善関連事務」に、「係る事務」を「係る勤務環境改善関連事務」に改め、同条第四項中「第二項の規定による委託」の下に「(勤務環境改善関連事務に係る委託に限る。)」を加え、「第一項各号に掲げる事務」を「勤務環境改善関連事務」に、「当該委託に係る事務」を「当該委託に係る勤務環境改善関連事務」に改める。

第三十条の二十五第五項中「第三十条の二十一第一項各号に掲げる事務」を「勤務環境改善関連事務」に、「同条第二項」を「第三十条の二十一第二項」に、「事務を実施する者」を「勤務環境改善関連事務を実施する者」に改める。

附則第三百三十四条第三項中「よる委託」の下に「(勤務環境改善関連事務に係る委託に限る。)」を加え、「同条第一項各号に掲げる事務」を「勤務環境改善関連事務」に、「係る事務」を「係る勤務環境改善関連事務」に改める。

(母子保健法の一部改正)

第十五条 母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第八条の三第一項第一号中「若しくは第十三条第一項」を「第十三条第一項若しくは第十三条の二」に改める。

第十三条第一項中「妊産婦又は乳児若しくは幼児」を「妊婦」に改め、同条第二項中「による妊婦に対する健康診査」を「により市町村が行い、及び勧奨する健康診査(第四項及び第五項並びに第十三条の三において「市町村妊婦健診」とい

う。)」に改め、「基準」の下に「並びに当該基準に基づく健康診査の実施に係る標準的な費用の額(次項及び第四項において「標準額」という。)」を加え、同条に次の三項を加える。

3 標準額は、健康保険の診療報酬その他内閣府令で定める事項を勘案して定めるものとする。

4 市町村並びに病院、診療所及び助産所は、市町村妊婦健診の実施に当たつては、第二項の基準及び標準額を勘案するよう努めるものとする。

5 市町村は、妊婦が市町村妊婦健診を受けるために、市町村妊婦健診に関する情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

第十三条の次に次の二条を加える。

第十三条の二 前二条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

第十三条の三 内閣総理大臣は、妊婦による市町村妊婦健診の適切な選択に資するよう、市町村妊婦健診の内容、費用その他内閣府令で定める情報を収集し、及び健康保険法(大正十一年法律第七十号)第九十八条の二十三第三

二項の規定により厚生労働大臣が行う公表と一体として、内閣府令で定めるところにより、これを妊婦に分かりやすい形で公表するとともに、その周知に努めるものとする。

2 市町村妊婦健診を行う病院、診療所及び助産所(第八条の二の規定により市町村妊婦健診の実施の委託を受けた者を含む。)の管理者は、前項の情報について内閣総理大臣から求めがあつた場合には、これを提供するよう努めなければならない。

第十七条第一項中「第十三条第一項」の下に「又は第十三条の二」を加える。

第十九条の二第一項中「若しくは第十三条第

一項を、「第十三条第一項若しくは第十三条の二」に改める。

第二十一条中「第十二条第一項」の下に「及び第十三条第一項を加え、」及び「を」並びに「に改める。

(医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法の一部改正)

第十六条 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法昭和二十三年法律第二百十九号の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「第十二号」を「第十三号」に改める。

第十八条第一項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 第九号及び第十号に準じ、分娩費又は家族分娩費の支払及び審査を行うこと。

第十八条第六項中「第一項第十四号」を「第一項第十五号」に改める。

第十九条第一項中「及び第十一号」を「から第十二号まで」に改め、「診療報酬請求書」の下に「又は分娩費若しくは家族分娩費に係る請求書」を加える。

第二十一条第一項中「診療報酬請求書」の下に「又は分娩費若しくは家族分娩費に係る請求書」を、「診療担当者」の下に「又は分娩費若しくは家族分娩費に係る分娩の担当を担する者(以下この条及び次条において「分娩の担当担当者」という。)」を、「診療録」の下に「助産録を加え、同条第二項中「診療担当者」の下に「又は分娩の担当担当者」を、「診療報酬請求書」の下に「又は分娩費若しくは家族分娩費に係る請求書」を、「診療録」の下に「助産録」を加え、同条第三項中「診療担当者」の下に「又は分娩の担当担当者」を加える。

第二十二条中「診療担当者」の下に「又は分娩の担当担当者」を、「診療録」の下に「助産録」

を、「診療報酬」の下に「又は分娩費若しくは家族分娩費」を加える。

第二十四条第一項中「診療報酬請求書」の下に「又は分娩費若しくは家族分娩費に係る請求書」を加え、「及び第十一号」を「から第十二号まで」に改める。

第二十八条第一項中「第十三号」を「第十四号」に、「第十四号」を「第十五号」に改める。

第三十五条中「第十一号」を「第十二号」に改め、「診療報酬請求書」の下に「又は分娩費若しくは家族分娩費に係る請求書」を加える。

(社会保険医療協議会法の一部改正)

第十七条 社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第八十六条第二項第一号」の下に「並びに第三項第一号イ及びロ」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同項第三号中「及び第五号」を「第五号及び第六号」に改める。

第十八条 社会保険医療協議会法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「(限る。)」の下に「、同法第九十八条の十第一項、第九十八条の十一及び第九十八条の十三第一項の規定による厚生労働省令」を、「第六十五条第十項の規定による厚生労働省令」の下に「、同法第六十八条の三第二項の規定による厚生労働省令」を加え、「並びに同法第五十四条の二第十項を」、「同法第五十四条の二第十項」に、「に関する事項を」並びに同法第五十四条の六第二項の規定による厚生労働省令に関する事項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 健康保険法第九十八条の二第二項の規定による定めに関する事項

第二条第二項中「及び保険薬局」を、「保険薬局及び指定助産所」に、「及び保険薬剤師」を

「、保険薬剤師及び登録助産師」に改める。

第八条第二項中「又は第二号」を「から第三号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中健康保険法第七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第七条の二十九の次に一条を加える改正規定並びに同法第六十条の三の改正規定並びに同法附則第五条の三の改正規定及び同法附則第五条の四を附則第五条の九とし、附則第五条の三の次に五条を加える改正規定、第三条中船員保険法第七十六条第六項の改正規定並びに第八条中高齢者の医療の確保に関する法律第二十條ただし書及び第二十二条の改正規定並びに次条から附則第十号まで並びに附則第十六条及び第三十八条の規定 公布の日

二 第一条中健康保険法第十五条第二項の改正規定、第三条中船員保険法第八十三条第二項の改正規定、第五条中国民健康保険法第五十七条の二第二項の改正規定、第八条中高齢者の医療の確保に関する法律第八十四条第二項の改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第六十条の二第二項の改正規定及び第十一條中地方公務員等共済組合法第六十二条の二第二項の改正規定 令和八年八月一日

三 第十三条中地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第四条第二項第二号の改正規定 令和九年一月一日

四 第一条中健康保険法第五十八条第三項、第六十三条、第六十五条第三項第二号、第七十条第二項、第七十二条第二項、第八十条第一号及び第三号から第五号まで、第八十一条第

一号及び第三号、第八十二条第一項、第八十六条、第八十七条第二項及び第三項、第一百六条第二項第一号及び第三項、第一百三十一条第一項、第一百四十九条の表並びに第二百五条の四第一項の改正規定、第三条中船員保険法第四十七條第三項、第五十三條第二項、第六十三條、第六十四条第二項及び第四項、第七十六條第二項第一号及び第三項並びに第一百五十三條の十第一項の改正規定、第五条中国民健康保険法第四条第三項の改正規定(「第四項」を「第五項」に改める部分に限る。並びに同法

第九条第三項、第三十六条第二項、第五十三条、第五十四条第三項及び第四項、第五十四条の三、第六十五条第三項、第六十六条の二、第七十五条の三、第八十二条第十四項第一号、第八十五条の三第一項、第一百十三條の三第一項、第一百十九條、第一百十九條の二並びに第二百一十一條第二項の改正規定、第八条中高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第四項、第五十九條第三項、第六十四條、第七十六條、第七十七條第三項及び第四項、第八十二条、第一百五十五條第一項、第一百六十五條第二項第三号及び第四号の改正規定、第十條中国家公務員共済組合法第五十四條第二項、第五十五條の五、第五十六條第三項及び第四項並びに第五十七條第二項第一号及び第三項の改正規定、第十一條中地方公務員等共済組合法第五十六條第二項、第五十七條の五、第五十八條第三項及び第四項並びに第五十九條第二項第一号及び第三項の改正規定並びに第十七條の規定並びに附則第十一条、第十七條、第二十條、第二十五條、第二十八條及び第三十一條の規定、附則第三十九條中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の項の改正規定(第五十三條第三

項」を「第五十三條第四項」に、「第五十四條の三第六項」を「第五十四條の三第七項」に改める部分に限る。）及び同表高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の項の改正規定（第七十六條第六項）を「第七十六條第七項」に、「第八十二条第六項」を「第八十二条第七項」に改める部分に限る。）並びに附則第四十七條の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第五条中国民健康保険法第八条及び第二十条の改正規定並びに附則第二十一条の規定
令和十年四月一日

第二条、第四条及び第六条の規定、第七條中地方税法第七百三條の四第一項第一号並びに第三項第一号イ及び第二号ニの改正規定、第八條中高齡者の医療の確保に関する法律の目次の改正規定、同法第一百四條第一項及び第三項、第一百六條第二項第一号から第四号まで、第四章第四節第五款の款名、第二百二十四條の二（見出しを含む）、第二百二十四條の三

(見出しを含む)。第二百二十四条の四(見出しを含む)。、第二百二十四条の五(見出しを含む)。、第二百二十四条の六(見出しを含む)。、第二百二十四条の七第一項、第二百二十四条の八、第二百二十四条の九、第二百三十四条第二項、第二百三十九条第一項第三号、第二百四十二条、第四百四十六条第三項並びに第四百四十八条の改正規定並びに同法附則第十五条を削る改正規定、第十条の規定(第二号及び第四号に掲げる改正規定を除く。)、第十一条の規定(第二号及び第四号に掲げる改正規定を除く。))並びに第十二条、第十五条、第十六条及び第十八条の規定並びに附則第十三条から第十五条まで、第十八条、第十九条、第二十二條、第二十三条、第二十六条、第二十九条、第三十条、第三十二条から第三十五条まで及

び第三十七条の規定、附則第三十九条中地方自治法別表第一国民健康保険法、昭和三十三年法律第百九十二号）の項の改正規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）、附則第四十一条中住民基本台帳法、昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十二の三の項の改正規定並びに同法別表第二及び別表第四の改正規定、附則第四十二条、第四十三条及び第四十五条の規定、附則第四十八条中医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）第六条の改正規定（「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める部分に限る。）並びに同法第十条及び第十一条の改正規定並びに附則第四十九条の規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

七 第九条の規定並びに附則第二十七条の規定、附則第三十九条の規定（第四号及び前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第四十一条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後において、持続可能な医療保険制度を実現する観点から、社会経済情勢の変化及び社会の要請に対応し、必要な保険給付等の適切な実施並びに世代間及び世代内の負担の公平性の確保を図るための更なる改革について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政府は、第一条の規定（前条第四号に掲げる改正規定に限る。次条第一項及び附則第十一条において同じ。）による改正後の健康保険法第六十三条第二項第六号及び第八十六条第三項第一号の規定並びに第八条の規定（前条第四号に掲げる改正規定に限る。次条第二項及び附則第二十五条において同じ。）による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第六

号及び第七十六条第三項第一号の規定について、軽度の疾病等に係る要指導医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品をいう。以下この項において同じ。）及び一般用医薬品（同項第四号に規定する一般用医薬品をいう。）（以下この項において「要指導医薬品等」という。）の服用に関する国民の理解並びに（要指導医薬品等に関する医師、歯科医師及び薬剤師の理解を深めるための取組の状況、医師若しくは歯科医師によって使用され又はこれらの者の処方箋の交付を受けて使用すべき医薬品に係る要指導医薬品への転用に係る状況等を勘案し、これらの規定に係る厚生労働大臣の定めの中に在り方等について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 前項に定める事項のほか、政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(中央社会保険医療協議会への諮問等に係る準備行為)

第三條 厚生労働大臣は、第一条の規定による改正後の健康保険法第六十三條第二項第六号又は第八十六條第三項第一号イ若しくはロの定めをしようとするときは、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）前においても、第一条の規定による改正後の同法第八十二条第一項及び第八十六條第四項の規定の例により、中央社会保険医療協議会に諮問することができる。

2 厚生労働大臣は、第八条の規定による改正後
の高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条

第二項第六号の定めをしようとするとき、又は第八條の規定による改正後の同法第七十六條第三項第一号イ若しくはロの規定による基準を定めようとするときは、第四号施行日前においても、同条第五項の規定の例により、中央社会保険医療協議会の意見を聴くことができる。

3 厚生労働大臣は、第二条の規定による改正後の健康保険法（以下「第六号新健康保険法」という。）第九十八条の十第一項（第六号新健康保険法第九十八条の二十四第二項、第一百二十二条の二第三項及び第四百九十九条において準用する場合を含む。）、第九十八条の十一若しくは第九十八

条の十三第一項(第六号新健康保険法第九十八
条の二十四第二項、第六百十二條の二三項及び
第四百九十九條において準用する場合を含む。)の
厚生労働省令を定めようとするとき、又は第六
号新健康保険法第九十八條の二第二項(第六号
新健康保険法第四百九十九條において準用する場
合を含む。)の定めをしようとするときは、附則
第一条第六号に掲げる規定の施行の日(以下「第
六号施行日」という。)前においても、第六号新
健康保険法第九十八條の十七第一項の規定の例
により、中央社会保険医療協議会に諮問するこ
とができる。第四条の規定による改正後の船員
保険法(以下「第六号新船員保険法」という。)第
六十八條の三第二項(第六号新船員保険法第七
十九條の二第三項において準用する場合を含む。
。)の厚生労働省令及び第六條の規定による改
正後の国民健康保険法(以下「第六号新国民健康
保険法」という。)第五十四條の六第二項の厚生
労働省令を定めようとするときも、同様とす
る。

4 厚生労働大臣は、第六号新健康保険法第九十八条の五において準用する第六号新健康保険法第七十条第一項、第七十条の二第二項又は第七十二条第一項の厚生労働省令（分娩の手当に係る事項に限る。）を定めようとするときは、第六

号施行日前においても、第六号新健康保険法第八十二条第一項の規定の例により、中央社会保険医療協議会に諮問することができる。第六号新船員保険法第六十八条の三第四項において準用する第六号新船員保険法第五十四条第二項の厚生労働省令(分娩の手段に係る事項に限る。)及び第六号新国民健康保険法第五十四条の六第三項において準用する第六号新国民健康保険法第四十条第二項の厚生労働省令(分娩の手段に係る事項に限る。)を定めようとするときも、同様とする。

(指定助産所の指定に係る準備行為)

第四条 第六号新健康保険法第九十八条の二第一項第一号の指定を受けようとする助産所は、第六号施行日前においても、第六号新健康保険法第九十八条の六第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により申請があつた場合には、第六号施行日前においても、第六号新健康保険法第九十八条の二第一項第一号、第九十八条の六第二項、第九十八条の七、第九十八条の十七第二項及び第九十八条の十八の規定の例により、指定をすることができる。この場合において、当該指定は、第六号施行日において同号の規定によりされたものとみなす。

3 前項の規定による厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

4 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(登録助産師の登録に係る準備行為)

第五条 第六号新健康保険法第九十八条の四の登録を受けようとする助産師は、第六号施行日前においても、第六号新健康保険法第九十八条の十二第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

令和八年五月二十九日 参議院会議録第十七号

ことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により申請があつた場合には、第六号施行日前においても、第六号新健康保険法第九十八条の四、第九十八条の十二第二項及び第三項並びに第九十八条の十八の規定の例により、登録をすることができる。この場合において、当該登録は、第六号施行日において第六号新健康保険法第九十八条の四の規定によりされたものとみなす。

3 前項の規定による厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

4 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(国民健康保険法の一部改正に伴う準備行為)

第六条 国民健康保険団体連合会は、第六号施行日前においても、第六号新国民健康保険法第八十五条の三第一項に規定する分娩費の請求に関する審査及び支払並びに出産時一時金の支払に関する業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

第七条 市町村(特別区を含む。附則第二十一条において同じ。)又は国民健康保険組合は、第六号新国民健康保険法(これに基づく命令を含む。)の施行のために必要な条例又は規約の制定又は改正その他の行為については、第六号施行日前においても行うことができる。

(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正に伴う準備行為)

第八条 病院の管理者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第十三条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(次項及び附則第三十六条において「新総確法」という。)第十三条の十の規定の例により、同条第一

健康保険法等の一部を改正する法律案

項の認定の申請を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により認定の申請があつた場合には、施行日前においても、新総確法第十三条の十の規定の例により、当該認定を行うことができる。この場合において、当該認定を受けた病院は、施行日において同条第四項の規定により厚生労働大臣の認定を受けたものとみなす。

(医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法の一部改正に伴う準備行為)

第九条 社会保険診療報酬支払基金は、第六号施行日前においても、第十六条の規定による改正後の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十八条第一項第十二号に掲げる業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 第一条の規定(附則第一条第一号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の健康保険法附則第五条の三から第五条の七までの規定は、令和八年度以後の各年度における全国健康保険協会に対する国庫補助の額について適用し、令和七年度以前の各年度における全国健康保険協会に対する国庫補助の額については、なお従前の例による。

第十一条 第四号施行日に行われた療養(薬剤の支給については、第四号施行日前に医師又は歯科医師から処方箋の交付を受けたものを含む。)に係る第一条の規定による改正前の健康保険法の規定による保険給付については、なお従前の例による。

第十二条 第一条の規定(附則第一条第一号、第二号及び第四号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。)による改正後の健康保険法第三条第一項(第八号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)及び第二百四条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に申出をする場合について適用し、施行日

前に第一条の規定による改正前の健康保険法第三条第一項の承認に係る申請を行う場合については、なお従前の例による。

第十三条 第六号施行日から起算して三年が経過する日までの間に指定助産所(第六号新健康保険法第九十八条の二第一項第一号に規定する指定助産所をいう。以下この条において同じ。)の管理者となる登録助産師(第六号新健康保険法第九十八条の四に規定する登録助産師をいう。以下この条において同じ。)については、第六号新健康保険法第九十八条の十一第一項第二号の規定は、当該登録助産師が当該指定助産所の管理者となる日から三年が経過する日までの間(当該者が引き続き当該指定助産所の管理者である間に限る。)は、適用しない。

第十四条 健康保険の被保険者若しくは被保険者の資格を喪失した日(任意継続被保険者の資格を喪失した者にあつては、その資格を取得した日)の前日まで引き続き一年以上被保険者(任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。)であつた者(次条第一項において「一年以上被保険者であつた者」という。)又は被扶養者が第六号施行日前にした出産については、第六号新健康保険法の規定(分娩費、出産一時金、家族分娩費、家族出産時一時金及び特別分娩費の支給に関するものに限る。)は適用せず、第二条の規定による改正前の健康保険法の規定(出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給に関するものに限る。)の例による。

第十五条 健康保険の被保険者若しくは一年以上被保険者であつた者又は被扶養者が特別分娩取扱施設(第二条の規定の施行の際現に存する病院若しくは診療所(分娩を取り扱うものに限る。第二条の規定の施行の際現に存する健康保険法第六十三条第三項第二号又は第三号に掲げる病院又は診療所を除く。))又は現に存する助産所であつて、当該病院若しくは診療所の開設者

又は当該助産所の開設者が、第六号施行日以後に、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、この法律による改正前の医療保険各法(高齢者の医療の確保に関する法律第七十七条第一項に規定する医療保険各法をいう。)に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給(これらに相当する給付を含む。)に關し厚生労働省令で定める事項の届出をしたものをいう。以下同じ。)又は第二条の規定の施行の際現に存する健康保険法第六十三条第三項第二号若しくは第三号に掲げる病院若しくは診療所(分娩を取り扱うものであつて、第二条の規定による改正前の同法第一条、第六十六条、第一百四十四条、第三百三十七条及び第三百四十四条に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金(第四項において「旧出産育児一時金等」という。))に係る分娩の分娩の手術を行うものとして健康保険組合の規約の分娩の手術に係る事項において定めるものに限る。)においてした出産については、当分の間、第六号新健康保険法の規定(分娩費、出産時一時金、家族分娩費、家族出産時一時金及び特別分娩費の支給に関するものに限る。)は適用せず、第二条の規定による改正前の健康保険法第一条、第六十六条、第一百四十四条、第三百三十七条及び第三百四十四条の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた第二条の規定による改正前の健康保険法第一条、第六十六条、第一百四十四条、第三百三十七条及び第三百四十四条に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金は、第六号新健康保険法による保険給付とみなす。この場合において、第六号新健康保険法第五十二条の二及び第六号新健康保険法第五十二条の五の規定の適用については、第六号新健康保険法第五十二条の二(「特別分娩費(第四百四十五条の二第四項において準用する第三百四十五条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手術に要した費用に相当する金額を含む。))並びに健康保険法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の第一条、第六十六条、第一百四十四条、第三百三十七条及び家族出産育児一時金(以下この条及び第五百二十二条の五において「出産育児一時金等」という。))と、「に限る」とあるのは「に限り、出産育児一時金等の支給に要する費用については、同法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の第一条の政令で定める金額に係る部分に限る」と、第六号新健康保険法第五百十二条の五中「に限る」とあるのは「に限り、出産育児一時金等の支給に要した費用については、健康保険法等の一部を改正する法律附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の第一条の政令で定める金額に係る部分に限る」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 特例分娩取扱施設が特例分娩取扱施設でなくなることを希望するときは、当該特例分娩取扱施設の開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨の届出をするものとする。ただし、特例分娩取扱施設である助産所が第六号新健康保険法第九十八条の二第一項第一号の指定を受けたときは、当該届出をしたものとみなす。

4 第一項に規定する健康保険法第六十三条第三項第二号又は第三号に掲げる病院又は診療所に

おいて、これらが行う旧出産育児一時金等に係る分娩の手術に關し、健康保険組合の規約の分娩の手術に係る事項の変更によりこれらが当該旧出産育児一時金等に係る分娩の手術を行うものでなくなったときは、当該変更の日以後にその病院又は診療所においてした出産については、第六号新健康保険法の規定を適用する。

第十六条 前条第一項の届出は、第六号施行日前においても、同項の規定の例により、行うことができる。この場合において、当該届出は、第六号施行日においてされたものとみなす。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 第四号施行日前に行われた療養(薬剤の支給については、第四号施行日前に医師又は歯科医師から処方箋の交付を受けたものを含む。))に係る第三条の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の船員保険法の規定による保険給付については、なお従前の例による。

第十八条 船員保険の被保険者若しくは被保険者であった者又は被扶養者が第六号施行日前にした出産については、第六号新船員保険法の規定(分娩費、出産時一時金、家族分娩費及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。)は適用せず、第四条の規定による改正前の船員保険法の規定(出産育児一時金及び家族出産育児一時金に関するものに限る。)の例による。

第十九条 船員保険の被保険者若しくは被保険者であった者又は被扶養者が特例分娩取扱施設においてした出産については、当分の間、第六号新船員保険法の規定(分娩費、出産時一時金、家族分娩費及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。)は適用せず、第四条の規定による改正前の船員保険法第七十三条及び第八十一条の規定は、なおその効力を有する。

法第七十三条及び第八十一条に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金は、第六号新船員保険法による保険給付とみなす。この場合において、第六号新船員保険法第一百二十二条の二第一項の規定の適用については、同項中「家族分娩費及び家族出産時一時金」とあるのは「家族分娩費及び家族出産時一時金並びに健康保険法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)附則第十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四条の規定による改正前の第七十三条及び第八十一条に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金」と、「に限る」とあるのは「に限り、同法附則第十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四条の規定による改正前の第七十三条及び第八十一条に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給に要する費用については、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四条の規定による改正前の第七十三条第一項の政令で定める金額に係る部分に限る」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二十條 第四号施行日前に行われた療養(薬剤の支給については、第四号施行日前に医師又は歯科医師から処方箋の交付を受けたものを含む。))に係る第五条の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の国民健康保険法の規定による保険給付については、なお従前の例による。

第二十一条 第五条の規定(附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の国民健康保険法第八号及び第二十一条の規定は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険又は国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者が国民健康保険法第六号第一号から第八号までのいずれかに該当するに至つ

た日(以下この条において「資格喪失に係る事由が生じた日」という。)が附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第五号施行日」という。)以後である場合について適用し、資格喪失に係る事由が生じた日が第五号施行日前である場合については、なお従前の例による。	の効力を有するものとされた同法第六条の規定による改正前の第五十八条第一項に規定する出産育児一時金の支給に要する費用については、同法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の健康保険法第百一条の政令で定める金額(健康保険法等の一部を改正する法律附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第六条の規定による改正前の第五十八条第一項の規定に基づく条例又は規約で定める金額が、同法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の健康保険法第百一条の政令で定める金額とする。)とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
第二十二條 国民健康保険の被保険者が第六号施行日前にした出産については、第六号新国民健康保険法の規定(分娩費及び出産時一時金の支給に関するものに限る。)は適用せず、第六条の規定による改正前の国民健康保険法の規定(出産育児一時金の支給に関するものに限る。)の例による。	用がある場合における第八条の規定(附則第一条第六号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第百二十四条の三第一項の規定の適用については、同項中「支給を含む。」とあるのは、「支給を含む。」並びに健康保険法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号 附則第十五条第一項、第十九条第一項、第二十三条第一項、第三十条第一項、第三十三条第一項及び第三十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた出産育児一時金、家族出産育児一時金、出産費及び家族出産費の支給とする。
第二十三條 国民健康保険の被保険者が特例分娩取扱施設においてした出産については、当分の間、第六号新国民健康保険法の規定(分娩費及び出産時一時金の支給に関するものに限る。)は適用せず、第六条の規定による改正前の国民健康保険法第五十八条第一項の規定は、なおその効力を有する。	第二十七條 第九条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第百三十八条の二の規定は、附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日以後に第九条の規定による改正後の同法第百三十八条の二第二項の表の中欄に掲げる規定により同表の下欄に掲げる書類を提出すべき場合に該当することとなる場合について適用する。
2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた第六条の規定による改正前の国民健康保険法第五十八条第一項に規定する出産育児一時金は、第六号新国民健康保険法による保険給付とみなす。この場合において、第六号新国民健康保険法第七十三条の二第一項の規定の適用については、同項中「分娩費及び出産時一時金」とあるのは「分娩費及び出産時一時金並びに健康保険法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号 附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第六条の規定による改正前の第五十八条第一項に規定する出産育児一時金」と、	第二十八條 第四号施行日前に行われた療養(薬剤の支給については、第四号施行日前に医師又は歯科医師から処方箋の交付を受けたものを含む。)に係る第十条の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の国家公務員共済組合法の規定による短期給付については、なお従前の例による。
第六条の規定による改正前の第五十八条第一項に規定する出産育児一時金」と、「に限る」とあるのは「に限る、健康保険法等の一部を改正する法律附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第六条の規定による改正前の第五十八条第一項に規定する出産育児一時金」とあるのは「並びに健康保険法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号 附則第三十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第十条の規定(同法附則第一条第六号に掲げる改正規定に限る。以下この項にお	第三十條 国家公務員共済組合の組合員若しくは一年以上組合員であった者又は被扶養者が特例分娩取扱施設又は第十条の規定の施行の現際に存する国家公務員共済組合法第五十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる医療機関(分娩を取り扱うものであって、旧国共済法第六十一条に規定する出産費及び家族出産費(第三項において「旧出産費等」という。)に係る分娩の担当を行うものとして国家公務員共済組合の定款の分娩の担当に係る事項において定めるものに限る。)においてした出産については、当分の間、第六号新国共済法の規定(分娩費、家族分娩費、出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。)は適用せず、旧国共済法第六十一条の規定は、なおその効力を有する。
よりなおその効力を有するものとされた同法第六条の規定による改正前の第五十八条第一項に規定する出産育児一時金」と、「に限る」とあるのは「に限る、健康保険法等の一部を改正する法律附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第六条の規定による改正前の第五十八条第一項に規定する出産育児一時金」とあるのは「並びに健康保険法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号 附則第三十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第十条の規定(同法附則第一条第六号に掲げる改正規定に限る。以下この項にお	第三十條 国家公務員共済組合の組合員若しくは一年以上組合員であった者(次条第一項において「一年以上組合員であった者」という。)又は被扶養者が第六号施行日前にした出産については、第十条の規定(附則第一条第六号に掲げる改正規定に限る。以下この条及び次条第一項に

いて同じ。)による改正前の第六十一条に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用(と、)に限定とあるのは)に限り、同法附則第三十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第十條の規定による改正前の第六十一条に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用については、同条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び第三項に規定する政令で定める金額に係る部分に限る)とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項に規定する国家公務員共済組合法第五十五條第一項第一号又は第二号に掲げる医療機関において、これらが行う旧出産費等に係る分娩の担当に関し、国家公務員共済組合の定款の分娩の担当に係る事項の変更にによりこれらが当該旧出産費等に係る分娩の担当を行うものとなつたときは、当該変更の日以後にその医療機関においてした出産については、第六号新国共済法の規定を適用する。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 第四号施行日前に行われた療養(薬剤の支給については、第四号施行日前に医師又は歯科医師から処方箋の交付を受けたものを含む。)に係る第十一條の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の地方公務員等共済組合法の規定による短期給付については、なお従前の例による。

第三十二条 地方公務員共済組合の組合員若しくは組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者(次条第一項において二年以上組合員であつた者という。)又は被扶養者が第六号施行日前にした出産については、第十一條の規定(附則第一条第六号に掲げる改正規定に限る。以下この条及び次条第一項

において同じ。)による改正後の地方公務員等共済組合法(次条において「第六号新地共済法」という。)の規定(分娩費、家族分娩費、出産一時金及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。)は適用せず、第十一條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(次条第一項及び第二項において「旧地共済法」という。)の規定(出産費及び家族出産費の支給に関するものに限る。)の例による。

第三十三条 地方公務員共済組合の組合員若しくは一年以上組合員であつた者又は被扶養者が特例分娩取扱施設又は第十一條の規定の施行の際現に存する地方公務員等共済組合法第五十七條第一項第一号若しくは第二号に掲げる医療機関(分娩を取り扱うものであつて、旧地共済法第六十三條に規定する出産費及び家族出産費(第三項において「旧出産費等」という。)に係る分娩の担当を行うものとして地方公務員共済組合の定款の分娩の担当に係る事項において定めるものに限る。)においてした出産については、当分の間、第六号新地共済法の規定(分娩費、家族分娩費、出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。)は適用せず、旧地共済法第六十三條の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧地共済法第六十三條に規定する出産費及び家族出産費は、第六号新地共済法による短期給付とみなす。この場合において、第六号新地共済法第百十三條の二第一項の規定の適用については、同項中「の支給に要する費用(とあるのは)並びに健康保険法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)附則第三十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第十一條の規定(同法附則第一條第六号に掲げる改正規定に限る。以下この項

において同じ。)による改正前の第六十三條に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用(と、)に限定とあるのは)に限り、同法附則第三十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第十一條の規定による改正前の第六十三條に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用については、同条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び第三項に規定する政令で定める金額に係る部分に限る)とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項に規定する地方公務員等共済組合法第五十七條第一項第一号又は第二号に掲げる医療機関において、これらが行う旧出産費等に係る分娩の担当に関し、地方公務員共済組合の定款の分娩の担当に係る事項の変更にによりこれらが当該旧出産費等に係る分娩の担当を行うものとなつたときは、当該変更の日以後にその医療機関においてした出産については、第六号新地共済法の規定を適用する。

(私立学校教職員共済法の一部改正に伴う経過措置)

第三十四条 私立学校教職員共済制度の加入者若しくは加入者の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上加入者であつた者(次条第一項において二年以上加入者であつた者という。)又は被扶養者が第六号施行日前にした出産については、第十二條の規定による改正後の私立学校教職員共済法(次条において「新私学共済法」という。)第二十五条において準用する第六号新国共済法の規定(分娩費、家族分娩費、出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。)は適用せず、第十二條の規定による改正前の私立学校教職員共済法(次条第一項及び第二項において「旧私学共済法」という。)第二十五条において準用する旧国共済法の規定(出

産費及び家族出産費の支給に関するものに限る。)の例による。

第三十五条 私立学校教職員共済制度の加入者若しくは一年以上加入者であつた者又は被扶養者が特例分娩取扱施設又は第十二條の規定の施行の際現に存する私立学校教職員共済法第二十五条において読み替へて準用する国家公務員共済組合法第五十五條第一項第一号若しくは第二号に掲げる医療機関(分娩を取り扱うものであつて、旧私学共済法第二十五条において読み替へて準用する旧国共済法第六十一条に規定する出産費及び家族出産費(第三項において「旧出産費等」という。)に係る分娩の担当を行うものとして共済運営規則(日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)第二十五条第二項に規定する共済運営規則をいう。第三項において同じ。)の分娩の担当に係る事項において定めるものに限る。)においてした出産については、当分の間、新私学共済法の規定(分娩費、家族分娩費、出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。)は適用せず、旧私学共済法第二十五条において読み替へて準用する旧国共済法第六十一条の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧私学共済法第二十五条において読み替へて準用する旧国共済法第六十一条に規定する出産費及び家族出産費は、新私学共済法による短期給付とみなす。この場合において、新私学共済法第三十四条の二第一項の規定の適用については、同項中「の支給に要する費用(とあるのは)並びに健康保険法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)附則第三十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第十二條の規定による改正前の第二十五条(以下この項において「なお効力を有する第二十五条」という。)において読み替へて準

用する同法第十条の規定(同法附則第一条第六号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の国家公務員共済組合法(以下この項において「旧国共済法」という。)第六十一条に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用(一)と、「同法第六十二条第一項」とあるのは「国家公務員共済組合法第六十二条第一項」と、「に限る」とあるのは「に限り、なお効力を有する第二十五条において読み替えて準用する旧国共済法第六十一条に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用について準用する場合を含む。」及び第三項に規定する政令で定める金額に係る部分に限る」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	る場合における第六号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任) 第三十八条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 (地方自治法の一部改正) 第三十九条 地方自治法の一部を次のように改正する。 別表第一国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の項中「第五十三条第三項を第五十三条第四項」に、「第五十四条の三第六項」を「第五十四条の三第七項」に、「第八十条第一項」を「第五十四条の七第一項、同条第二項第五十四条の八第二項において準用する場合を含む。」、第五十四条の八第一項及び第三項、第八十条第一項」に改め、同表高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の項中「第七十六条第六項」を「第七十六条第七項」に、「第八十二条第六項」を「第八十二条第七項」に改め、「附則第十条において準用する場合を含む。」の下に、「第百三十八条の五第一項、第三項及び第四項」を加える。 (地方財政法の一部改正) 第四十条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。 第十一条の二ただし書中「六歳」を「十八歳」に改める。 (住民基本台帳法の一部改正) 第四十一条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。 別表第一の七十二の三の項中「第六十四条の下に」又は第九十八条の四を加え、同表中七十二の七の項を七十三の八の項とし、七十三の六の項の次に次のように加える。	七十三の七 高齢者の医療の確保に関する法律第七十条 第五項に規定する指定法人 別表第二の五の十二の項及び別表第四の四の十二の項中「若しくは第十三条を」から第十三条の二まで」に改める。 (日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正) 第四十二条 日本私立学校振興・共済事業団法の一部を次のように改正する。 第二十三条第二項及び第三十三条第一項第二号並びに附則第十三条の二中「出産育児関係事務費拠出金」を「出産関係事務費拠出金」に改める。 (発達障害者支援法の一部改正) 第四十三条 発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。 第五条第一項中「第十三条」を「第十三条の二」に改める。 (子ども・子育て支援法の一部改正) 第四十四条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。 第七十一条の二第三項中「承認を受けて」を「申出をして」に改める。 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正) 第四十五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。 別表一の項中「若しくは保険薬剤師」を「、保険薬剤師若しくは登録助産師」に改める。	高齢者の医療の確保に関する法律第百三十八条の二第一項の報告、同条第二項の提供又は同法第百三十八条の三第一項の情報の収集若しくは整理に関する事務であつて総務省令で定めるもの (子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部改正) 第四十六条 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。 附則第四十七条第四項第三号中「第八条の規定による改正後の」及び「(以下この号において「新国民健康保険法」という。)」を削り、「、新国民健康保険法」を「及び同法」に、「並びに新国民健康保険法」を「並びに同法」に改め、「第七十三条第一項」の下に「及び第六項」を加える。 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正) 第四十七条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和七年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。 附則第一条第三号中「第十項」の下に「、第六条の二を、」(第十七条)の下に「、第二十一条の二を加える。 附則第十六条の次に次の一条を加える。 (健康保険法の一部改正) 第十六条の二 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。 第六十三条第二項第六号中「第四条第五項第三号」を「第四条第九項第三号」に改める。 附則第二十一条の次に次の一条を加える。
---	---	---	---

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)
第二十一条の二 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第六十四条第二項第六号中「第四条第五項第三号」を「第四条第九項第三号」に改める。
(医療法等の一部を改正する法律の一部改正)
第四十八条 医療法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第六号のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三条第二項の改正規定中「第六号を第七号」を「第七号を第八号」に、「第五号を第六号とし」を「第六号を第七号とし、第五号を第六号とし」に改め、同法第十条の次に十三条を加える改正規定中「出産育児交付金」を「出産交付金」に改め、同法第四十二条第二項を削り、同条の次に二条を加える改正規定を次のように改める。

第四十二条の二を次のように改める。
第四十二条の二 第四十条の二の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。
第四十二条の二の次に次の一条を加える。
第四十二条の三 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という。)を含む。以下この項において同じ。)の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第四十条の二、第四十条の三、第四十一条の二又は第四十二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、

その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
第九条のうち国民健康保険法第七十五条の七第一項、第七十六条第一項及び第二項並びに第八十一条の二第十項第四号及び第五号の改正規定中「第八十一条の二第十項第四号」を「第八十一条の二第十一項第四号」に改める。
第十条のうち地方税法附則第三十八条の表第一項第一号の項の改正規定中「出産育児関係事務費拠出金」を「出産関係事務費拠出金」に改める。
第十一条のうち高齢者の医療の確保に関する法律百四条第一項及び第三項並びに第十六条第二項第一号から第四号までの改正規定中「出産育児支援金」を「出産支援金」に改める。
附則第一条第九号中「第八十一条の二第十項」を「第八十一条の二第十一項」に改める。
(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律等の一部改正に伴う調整規定)
第四十九条 医療法等の一部を改正する法律附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日が第六号施行日前である場合には、前条(同法第六条の改正規定(「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める部分に限る。))並びに同法第十条及び第十一条の改正規定に限る。)の規定は適用しない。
2 前項の場合においては、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条中地方税法第七百三条の五第二項の改正規定	第七百三条の五第二項中「六歳」を「十八歳」に改める。	第七百三条の五第二項中「六歳」を「十八歳」に改める。 附則第三十八条の表第一項第一号の項中「出産育児関係事務費拠出金」を「出産関係事務費拠出金」に改める。
第十三条中地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第四十二条の改正規定	第四条第二項第二号中トをチとし、 への次に次のように加える。 ト 医療介護総合確保区域における医療機関の業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善の支援に関する事業	第四条第二項第二号中トをチとし、 への次に次のように加える。 ト 医療介護総合確保区域における医療機関の業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善の支援に関する事業 第十条の十四第二項中「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める。
附則第一条第六号	第二号二 並びに第十二条、	第二号二の改正規定並びに同法附則第三十八条の表第一項第一号の項 、第十二条の規定、第十三条中地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十条の十四第二項の改正規定並びに

審査報告書

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
令和八年五月二十八日
財政金融委員長 宮本 周司
参議院議長 関口 昌一殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、我が国経済の健全な発展に寄与

する対内直接投資を一層促進しつつ、国の安全等を損なうおそれがある対内直接投資に適切に対応する観点から、対内直接投資に係る事前届出の届出事項に国の安全等を損なうおそれに対応するための措置を追加するとともに、本邦企業の株式等を一定以上所有している海外法人等の議決権の取得等を対内直接投資等として規制対象に加えるほか、対内直接投資等の審査等において、必要な場合に財務大臣及び事業所管大臣から関係行政機関の長への意見照会を義務付ける等の措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に伴い、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 世界の安全保障環境が厳しさを増していることから、我が国の安全等に関わる技術の流出や事業の喪失を防止するため、国の安全等を損なうおそれがある対内直接投資について内外の情報収集に鋭意努めるとともに、我が国が魅力的な投資先であるための投資の自由の確保ともバランスを取りつつ、本法の規定についても不断に検討を加え、国益を踏まえた必要な措置を講じること。

二 本法改正の必要性を含めた趣旨について、市場関係者にわかりやすいものとなるよう、引き続き丁寧な説明と対話に努めること。

三 対内直接投資審査制度における審査の基準や考慮要素については、自由で公正な投資環境を担保し予見可能性を高める観点から、可能な限りの透明化の努力を続けること。

四 対内直接投資審査制度の実効性を高めるため、情報部局を含めた安全保障関連部局との連携を一層強化するとともに、科学技術担当部局を含め省庁横断的な審査体制を強化すること。

また、対日外国投資委員会の事務局体制についても、必要な人員の確保を含め、実効性ある体制づくりを行うこと。

五 我が国の安全等に関わる技術を有する中小企業に対し、対内直接投資審査制度の理解を深めるため、制度の周知・相談対応の充実を図ること。

六 本法の趣旨に則り、重要な社会インフラに対する外国投資家による対内直接投資が、国益に

直結しない保守作業の後回しやサービスの質の低下、有事におけるサービス途絶等につながらないよう、地方自治体と十分に連携し、リスク管理に努めること。

七 業務効率化等の観点から届出書類等のオンライン提出促進に向けた取組を進めるとともに、他省庁等における事例も踏まえてデジタル技術の更なる活用について検討し、蓄積された情報を活用して効率的な分析や事後モニタリングを実施すること。

右決議する。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和八年五月十四日

衆議院議長 森 英介

参議院議長 関口 昌一殿

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律

法律

外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十九条の五」を「第六十九条の六」に、「第六十九条の六」を「第六十九条の七」に改める。

第十七条中「を確認した」を「の確認をした」に改め、同条第一号中「支払等」の下に「(同項の規定により許可を受ける義務が課された支払等にあつては、同条第一項若しくは第二項若しくは第二十一条第一項若しくは第二項の規定又はこれらの規定に基づく命令の規定の確実な実施を図るために許

可を受ける義務が課されたもの以外のものとして政令で定める支払等を除く。」を加え、同条第二号中「資本取引」の下に「(以下この号において「資本取引」という。)を、「支払等」の下に「(銀行等が当該確認をしなくても当該義務の履行が確保されるような必要な態勢が整備されている者が行う資本取引に係るものとして政令で定める支払等を除く。)」を加える。

第二十条中「該当する行為」の下に「(同項第九号及び第十号に掲げる行為並びに同項第十一号に掲げる行為のうち同項第九号及び第十号に掲げる行為に準ずるものとして政令で定める行為を除く。)」を加える。

第二十六条第一項第四号中「この号及び次条第十三項において」を削り、同項第五号中「この号」の下に「及び次項第十号」を加え、同条第二項第一号中「この条において」を削り、同項第三号中「株式の数」を「所有等株式(自己が所有する株式及び投資一任契約その他の契約に基づき他のものから委任を受けて政令で定める要件を満たす株式の運用又はその指図をする場合におけるその対象となる株式をいう。以下この条及び第二十九条第九項において同じ。の数及び」に「株式の数並びに当該株式取得者及び当該株式取得者の密接関係者が投資一任契約その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用(その指図をすることを含む、政令で定める要件を満たすものに限る。)」をする場合におけるその対象となる当該上場会社等の株式の数を合計した株式の数(これらの株式に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計によるもの」を所有等株式の数を合計した純株式数(その数を合計する株式に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による株式の合計の数をいう。第九号口及び第十号口において同じ。に改め、同項第四号中「この号及び次号」を「この条及び第二十九条第九

項」に、「議決権のうち」を「その数を合計する議決権」に、「もの。同号」を「議決権の合計の数をいう。以下この項」に改め、同項第九号を同項第十一号とし、同項第八号の次に次の二号を加える。

九 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の議決権(外国の法令に基づく権利であつて前項第三号に規定する議決権に相当するものをいう。以下この号及び次号において同じ。の取得であつて、当該取得をしたものが直接に保有する次のいずれかに該当する直接保有法人等の議決権(当該取得をしたものが当該直接保有法人等の事業活動を支配する目的を有する場合にあつては、投資一任契約その他の契約に基づき当該取得をしたものが行使することができる議決権として政令で定めるものを含む。の数と、当該取得をしたものに相当する議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の当該取得をしたものと株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係を有するものとして政令で定めるものが直接に保有する当該直接保有法人等の議決権(当該取得をしたものが当該直接保有法人等の事業活動を支配する目的を有する場合にあつては、投資一任契約その他の契約に基づき当該政令で定めるものが行使することができる議決権として政令で定めるものを含む。の数を合計した議決権の数(その数を合計する議決権に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による議決権の合計の数)の当該直接保有法人等の議決権の総数に占める割合が、新たに百分の五十以上となるものイ 会社(上場会社等を除く。の株式又は持分を所有している直接保有法人等
ロ 当該取得をしたもの及びその密接関係者が所有する上場会社等の所有等株式の数並

びに当該上場会社等の所有等株式を所有している直接保有法人等及びその密接関係者が所有する当該上場会社等の所有等株式の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の一を下らない率で政令で定める率以上となる場合における当該直接保有法人等 ハ 当該取得をしたもの及びその密接関係者が保有する上場会社等の保有等議決権の数並びに当該上場会社等の保有等議決権を保有している直接保有法人等及びその密接関係者が保有する当該上場会社等の保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の一を下らない率で政令で定める率以上となる場合における当該直接保有法人等 十 次のいずれかに該当する直接保有法人等又は当該直接保有法人等の議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の直接保有法人等と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係を有するものとして政令で定める外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の役員を選任に係る議決権の行使であつて、当該選任により、当該行使をしたもの及び当該行使をしたものの役員その他の関係者として政令で定める者が新たに当該選任に係る法人その他の団体の役員又は役員で代表する権限を有するものの過半数を占めることとなるもの イ 会社(上場会社等を除く。)の株式又は持分を所有している直接保有法人等 ロ 当該行使をしたもの及びその密接関係者が所有する上場会社等の所有等株式の数並びに当該上場会社等の所有等株式を所有している直接保有法人等及びその密接関係者が所有する当該上場会社等の所有等株式の	数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の一を下らない率で政令で定める率以上となる場合における当該直接保有法人等 ハ 当該行使をしたもの及びその密接関係者が保有する上場会社等の保有等議決権の数並びに当該上場会社等の保有等議決権を保有している直接保有法人等及びその密接関係者が保有する当該上場会社等の保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の一を下らない率で政令で定める率以上となる場合における当該直接保有法人等 第二十六條第四項中「まで」を「まで、第九号ロ及びハ並びに第十号ロ及びハ」に、「又は同意者」を「同意者、第二項第九号に規定する取得をしたもの、同項第十号に規定する行使をしたもの又は直接保有法人等」に改め、同条に次の一項を加える。 5 第二項第九号及び第十号並びに前項に規定する直接保有法人等とは、会社(上場会社等を除く。)の株式若しくは持分又は上場会社等の所有等株式若しくは保有等議決権を所有し、又は保有する外国法令に基づいて設立された法人その他の団体(特定組合類似団体の構成員が当該特定組合類似団体の財産として当該株式若しくは持分又は当該所有等株式若しくは保有等議決権を所有し、又は保有する場合は、当該特定組合類似団体)をいう。 第二十七條第一項中「以下この条、第二十八條、第二十九條第一項から第四項まで及び第五十五條の五において」を「次条、第二十八條の二及び第二十九條第七項を除き、以下」に、「以下この条、第二十九條第一項から第四項まで、第五十五條の五、第六十九條の二第二項及び第七十條第一項において」を「次条、第二十九條第七項、第二十	九條の二及び第六十九條の四を除き、以下」に、「事業目的、金額、実行の時期その他の政令で定める事項」を「次に掲げる事項(第二号に掲げる事項にあつては当該外国投資家が行おうとする対内直接投資等が前条第二項各号に掲げる行為のうち当該行為に係る金額を算定することができるものとして政令で定める行為に該当する場合に、第四号に掲げる事項にあつては当該外国投資家が同号に規定する国の安全等に係る措置を講ずる場合に限る。)」に改め、同項に次の各号を加える。 一次のイからホまでに掲げる対内直接投資等の区分に応じ、当該イからホまでに定める事業の目的 イ 前条第二項第一号から第五号までに掲げる行為及び同項第十一号に掲げる行為(同項第一号から第五号までに掲げる行為に準ずるものとして政令で定める行為に限る。以下このイにおいて同じ。) 同項第一号から第五号までに規定する会社(上場会社等を除く。) 又は上場会社等(同項第十一号に掲げる行為にあつては、これらに相当するもの)の事業 ロ 前条第二項第六号に掲げる行為及び同項第十一号に掲げる行為(同項第六号に掲げる行為に準ずるものとして政令で定める行為に限る。以下このロにおいて同じ。) 同項第六号に規定する支店等(同項第十一号に掲げる行為にあつては、これに相当するもの)の事業 ハ 前条第二項第七号に掲げる行為及び同項第十一号に掲げる行為(同項第七号に掲げる行為に準ずるものとして政令で定める行為に限る。以下このハにおいて同じ。) 同項第七号に規定する本邦に主たる事務所を有する法人(同項第十一号に掲げる行為にあつては、これに相当するもの)の事業	二 前条第二項第八号に掲げる行為及び同項第十一号に掲げる行為(同項第八号に掲げる行為に準ずるものとして政令で定める行為に限る。以下この二において同じ。) 同項第八号に規定する事業の承継(同項第十一号に掲げる行為にあつては、これに相当するもの)により承継する事業 ホ 前条第二項第九号及び第十号に掲げる行為並びに同項第十一号に掲げる行為(同項第九号及び第十号に掲げる行為に準ずるものとして政令で定める行為に限る。以下このホにおいて同じ。) 同項第九号からハまでに規定する会社(上場会社等を除く。) 又は上場会社等(同項第十一号に掲げる行為にあつては、これらに相当するもの)の事業 二 当該対内直接投資等の金額 三 当該対内直接投資等の実行の時期 四 当該外国投資家による当該対内直接投資等に係る会社の経営への関与の制限その他の当該対内直接投資等が第三項第一号イ又はロに掲げるいずれかの事態を生ずるおそれなくするための措置(以下「国の安全等に係る措置」という。) 五 その他政令で定める事項 第二十七條第二項中「まで」を「までの期間」に改め、同項ただし書中「その事業目的」を「同項第一号に規定する事業の目的」に改め、同条第三項中「ときは」を「ときは、政令で定めるところにより」に、「対内直接投資等を行つてはならない期間」を「前項本文に規定する期間(以下この条及び第二十七條の三において「禁止期間」という。)」に、「四月間」を「四月を経過する日までの間」に改め、同条第四項中「対内直接投資等を行つてはならない期間」を「禁止期間」に、「延長された期間」を「延長された禁止期間」に改め、同条第五項本文中「対内直
---	--	---	--

接投資等を行つてはならない期間」を「禁止期間」に改め、「政令で定めるところにより」を削り、「又は」を、「国の安全等に係る措置に関する修正（当該届出に係る同項第四号に掲げる事項に係る修正の届出を財務大臣及び事業所管大臣にすることをいう。以下同じ。）又は当該対内直接投資等の」に改め、同項ただし書中「又は中止」を、「国の安全等に係る措置に関する修正又は当該中止に、「当該届出を受理した日から起算して第三項又は第六項の規定により延長された期間」を「第三項若しくは次項又は第二十七条の三第二項の規定により延長された禁止期間」に改め、同条第六項中「第三項に規定する四月の期間」を「第一項の規定による届出が受理された日から起算して四月を経過する日までの期間（第二十七条の三第二項の規定により当該期間を超えて禁止期間が延長された場合には、当該延長された禁止期間の満了する日までの期間）」に、「同項に規定する対内直接投資等を行つてはならない期間は、同項の規定にかかわらず、五月を禁止期間は、第三項又は同条第二項の規定にかかわらず、第一項の規定による届出が受理された日から起算して五月を経過する日までの期間（同条第二項の規定により第一項の規定による届出が受理された日から起算して四月を経過する日までの期間を超えて禁止期間が延長された場合には、当該延長された禁止期間の満了する日の翌日から起算して一月を経過する日までの期間）」に改め、同条第八項中「対内直接投資等」の下に「又は国の安全等に係る措置に関する修正」を加え、同条第九項中「又は第六項」を「若しくは第六項又は第二十七条の三第二項」に、「当該対内直接投資等に係る届出を行つた日から起算して四月（同項の規定により延長された場合にあっては、五月）を経過しなくても」を「これらの規定により延長された禁止期間の満了前であつても」に改め、同条第十項本文中「又は中止」を、「国の安全	等に係る措置に関する修正又は当該対内直接投資等の中止」に改め、同項ただし書中「又は中止」を「国の安全等に係る措置に関する修正又は当該中止に、「当該届出を受理した日から起算して第三項又は第六項の規定により延長された期間」を「第三項若しくは第六項又は第二十七条の三第二項の規定により延長された禁止期間」に改め、同条第十一項中「変更」を「変更若しくは国の安全等に係る措置に関する修正」に改め、同条第十二項中「ほか、」の下に「これらの規定による」を加え、「又は中止の勧告を」、「国の安全等に係る措置に関する修正又は対内直接投資等の中止の勧告及び命令」に、「に關し」を「及び命令に關し」に改め、同条第十三項中「及び第二十九条第一項から第四項まで」を、「第二十七条の三、第二十七条の四並びに第二十九条第一項から第六項まで及び第九項に改め、同条第十四項中「外国投資家のために当該外国投資家を」前条第一項各号に掲げるもの（以下「非居住者等」という。）のために当該非居住者等に」、「もの」を「もののうち次に掲げるもの」に、「及び第二十九条第一項から第四項まで」を「第二十七条の三、第二十七条の四並びに第二十九条第一項から第六項まで及び第九項に改め、同項に次の各号を加える。 一 当該非居住者等の計算において行われるもの 二 契約又は外国の法令その他これに類するものに基つき行われるもの（政令で定めるものに限る、前号に掲げるものを除く。） 三 当該非居住者等と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係、親族関係、雇用関係その他の政令で定める特別の関係にある者により行われるもの（政令で定めるものに限る、前二号に掲げるものを除く。） 第二十七条の二 第二十一項中「及び第九号（第一号）」を「に掲げる行為及び同項第十一号に掲げる行為	（同項第一号）に、「に限る。」に掲げる行為を」として政令で定める行為に限る。」に、「第二十九条第五項」を「第二十九条第七項」に改め、同条第五項中「第三項」を「これら」に、「の手続その他当該勧告を」及び命令の手続その他これらの勧告及び命令」に改め、同条第六項中「第二十九条第五項」を「第二十九条第七項」に改め、同条第七項中「外国投資家のために当該外国投資家を」を「非居住者等のために当該非居住者等に」、「もの」を「もののうち次に掲げるもの」に、「第二十九条第五項」を「第二十九条第七項」に改め、同項に次の各号を加える。 一 当該非居住者等の計算において行われるもの 二 契約又は外国の法令その他これに類するものに基つき行われるもの（政令で定めるものに限る、前号に掲げるものを除く。） 三 当該非居住者等と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係、親族関係、雇用関係その他の政令で定める特別の関係にある者により行われるもの（政令で定めるものに限る、前二号に掲げるものを除く。） 第二十七条の二 第二十九条第一項の規定による届出をした外国投資家は、禁止期間（禁止期間が同条第三項の規定により延長され、又は同条第二項ただし書若しくは第四号に掲げる事項に係る修正をしようとするときは、政令で定めるところにより、当該修正を財務大臣及び事業所管大臣に届けることができる。 2 前項の規定による届出があつた場合において	て、禁止期間（禁止期間が第二十七条第三項の規定により延長され、又は同条第二項ただし書若しくは第四項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮された禁止期間）の満了する日が前項の規定による届出が受理された日から起算して十四日を経過する日より前であるときは、同条第二項から第四項までの規定にかかわらず、禁止期間は、当該十四日を経過する日までの期間とする。 （禁止期間満了後の国の安全等に係る措置に関する変更の届出） 第二十七条の四 第二十七条第一項の規定による届出をした外国投資家は、第二十九条第八項に規定する禁止期間の満了後に当該届出に係る第二十七条第一項第四号に掲げる事項（同条第五項（次項において準用する場合を含む。）の勧告に従い、若しくは同条第十項（次項において準用する場合を含む。）の命令に基づき、若しくは前条第一項（次項において準用する場合を含む。）の規定により、又はこの項の規定により、修正又は変更の届出がされた場合には、これらの修正又は変更後のもの）に係る変更をしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該変更を財務大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。 2 第二十七条第二項から第十四項まで及び前条の規定は、前項の規定による変更の届出について準用する。この場合において、第二十七条第二項中「対内直接投資等」とあるのは「前項第三号に掲げる事項に係る変更」と、同条第三項中「次に」とあるのは「第二十七条の四第一項の規定による届出に係る第一項第四号に掲げる事項に係る変更によつて、次に」と、同条第五項中「対し、当該対内直接投資等に係る内容の変更」とあるのは「対し」と、「当該届出に係る同項第四号に掲げる事項に係る」とあるのは「第
--	---	---	---

第二十七条の四第一項の規定による届出に係る第一項第四号に掲げる事項に係る変更の」と、「当該対内直接投資等の中止」とあるのは「同条第一項の規定による届出に係る同号に掲げる事項に係る変更の中止」と、同項ただし書中「ただし、当該変更」とあるのは「ただし」と、同条第八項中「係る対内直接投資等又は」とあるのは「係る」と、「行わなければ」とあるのは「行い、又は第一項第四号に掲げる事項に係る変更を中止しなければ」と、同条第九項中「対内直接投資等」とあるのは「第一項第四号に掲げる事項に係る変更」と、同条第十項中「対し、当該対内直接投資等に係る内容の変更」とあるのは「対し」と、「当該対内直接投資等の」とあるのは「第二十七条の四第一項の規定による届出に係る第一項第四号に掲げる事項に係る変更の」と、同項ただし書中「ただし、当該変更」とあるのは「ただし」と、同条第十一項中「対内直接投資等に係る内容の変更若しくは国の安全等に係る措置に関する修正」とあるのは「国の安全等に係る措置に関する修正」と、同条第十二項中「よる対内直接投資等に係る内容の変更」とあるのは「よる」と、「対内直接投資等の」とあるのは「第二十七条の四第一項の規定による届出に係る第一項第四号に掲げる事項に係る変更の」と、前条第一項中「当該届出に係る同条第一項第四号に掲げる事項に係る」とあるのは「次条第一項の規定による変更の届出に係る第二十七条第一項第四号に掲げる事項に係る変更について」と、「当該修正」とあるのは「当該変更の修正」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十八条第二項中「以下」を「第二十九条の二及び第六十九条の四を除き、以下」に、「事業目的、金額、実行の時期その他の政令で定める事項」を「次に掲げる事項(第四号に掲げる事項にあつては、当該外国投資家が同号に規定する国の安

全に係る措置を講ずる場合に限る。」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二十六条第三項に規定する会社の事業の目的

二 当該特定取得の金額

三 当該特定取得の実行の時期

四 当該外国投資家による当該特定取得に係る会社の経営への関与の制限その他の当該特定取得が国の安全を損なう事態を生ずるおそれをなくするための措置(以下「国の安全に係る措置」という。)

五 その他政令で定める事項

第二十八条第二項中「まで」を「までの期間」に改め、同項ただし書中「その事業目的」を「同項第一号に規定する事業の目的」に改め、同条第三項中「ときは」ときは、政令で定めるところにより「に」、「特定取得を行つてはならない期間」を「前項本文に規定する期間(以下この条及び第二十八条の三において「禁止期間」という。)」に、「四月間」を「四月を経過する日までの間」に改め、同条第四項中「特定取得を行つてはならない期間」を「禁止期間」に、「延長された期間」を「延長された禁止期間」に改め、同条第五項本文中「特定取得を行つてはならない期間」を「禁止期間」に改め、「政令で定めるところにより」を削り、「又はを」、国の安全に係る措置に関する修正当該届出に係る同項第四号に掲げる事項に係る修正の届出を財務大臣及び事業所管大臣にすることをいう。以下同じ。又は当該特定取得の」に改め、同項ただし書中「又は中止を」、「国の安全に係る措置に関する修正又は当該中止に」、「当該届出を受理した日から起算して第三項又は次項の規定により延長された期間を第三項若しくは次項又は第二十八条の三第二項の規定により延長された禁止期間」に改め、同条第六項中「第三項に規定する四月の期間」を「第一項の規定による届出が受理された日から起

算して四月を経過する日までの期間(第二十八条の三第二項の規定により当該期間を超えて禁止期間が延長された場合には、当該延長された禁止期間の満了する日までの期間)」に、「同項に規定する特定取得を行つてはならない期間は、同項の規定にかかわらず、五月」を「禁止期間は、第三項又は同条第二項の規定にかかわらず、第一項の規定による届出が受理された日から起算して五月を経過する日までの期間(同条第二項の規定により第一項の規定による届出が受理された日から起算して四月を経過する日までの期間を超えて禁止期間が延長された場合には、当該延長された禁止期間の満了する日の翌日から起算して一月を経過する日までの期間)」に改め、同条第七項中「において」の下に、「同条第八項中「国の安全等に係る措置に関する修正」とあるのは「第二十八条第五項に規定する国の安全に係る措置に関する修正(以下この条において「国の安全に係る措置に関する修正」という。)」と、同条第十項から第十二項までの規定中「国の安全等に係る措置に関する修正」とあるのは「国の安全に係る措置に関する修正」と読み替えるものとするほかを加え、同条第八項中「及び第二十九条第一項から第四項を」、「第二十八条の三、第二十八条の四及び第六項に改め、同条第九項中「外国投資家のために当該外国投資家を「非居住者等のために当該非居住者等」に、「もの」を「もののうち次に掲げるもの」に、「及び第二十九条第一項から第四項を」を「第二十八条の三、第二十八条の四及び第二十九条第一項から第六項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該非居住者等の計算において行われるもの
二 契約又は外国の法令その他これに類するものに基づき行われるもの(政令で定めるものに限る、前号に掲げるものを除く。)

三 当該非居住者等と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係、親族関係、雇用関係その他の政令で定める特別の関係にある者により行われるもの(政令で定めるものに限る、前二号に掲げるものを除く。)

第二十八条の二第五項中「第三項」を「これら」に、「の手続その他当該勧告を」及び命令の手続その他これらの勧告及び命令」に改め、同条第六項中「次条第五項を」第二十九条第七項」に改め、同条第七項中「外国投資家のために当該外国投資家を「非居住者等のために当該非居住者等」に、「もの」を「もののうち次に掲げるもの」に、「次条第五項」を「第二十九条第七項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該非居住者等の計算において行われるもの

二 契約又は外国の法令その他これに類するものに基づき行われるもの(政令で定めるものに限る、前号に掲げるものを除く。)

三 当該非居住者等と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係、親族関係、雇用関係その他の政令で定める特別の関係にある者により行われるもの(政令で定めるものに限る、前二号に掲げるものを除く。)

第二十八条の二の次に次の二条を加える。

第二十八条の三 第二十八条第一項の規定による届出をした外国投資家は、禁止期間禁止期間が同条第三項の規定により延長され、又は同条第二項ただし書若しくは第四項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮された禁止期間において、当該届出に係る同条第一項第四号に掲げる事項に係る修正をしようとするときは、政令で定めるところにより、当該修正を財務大臣及び事業所管大臣に届け出ることができる。

第二十八条の三 第二十八条第一項の規定による届出をした外国投資家は、禁止期間禁止期間が同条第三項の規定により延長され、又は同条第二項ただし書若しくは第四項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮された禁止期間において、当該届出に係る同条第一項第四号に掲げる事項に係る修正をしようとするときは、政令で定めるところにより、当該修正を財務大臣及び事業所管大臣に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出があつた場合において、禁止期間(禁止期間が第二十八条第三項の規定により延長され、又は同条第二項ただし書若しくは第四項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮された禁止期間)の満了する日が前項の規定による届出が受理された日から起算して十四日を経過する日より前であるときは、同条第二項から第四項までの規定にかかわらず、禁止期間は、当該十四日を経過する日までの期間とする。

(禁止期間満了後の国の安全に係る措置に関する変更の届出)

第二十八条の四 第二十八条第一項の規定による届出をした外国投資家は、次条第八項に規定する禁止期間の満了後に当該届出に係る第二十八条第一項第四号に掲げる事項(同条第五項(次項において準用する場合を含む。))の勧告に従い、若しくは同条第七項(次項において準用する場合を含む。))において準用する第二十七条第十項の命令に基づき、若しくは前条第一項(次項において準用する場合を含む。))の規定により、又はこの項の規定により、修正又は変更の届出がされた場合には、これらの修正又は変更後のもの(に)に係る変更をしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該変更を財務大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。

2 第二十八条第二項から第九項まで及び前条の規定は、前項の規定による変更の届出について準用する。この場合において、第二十八条第二項中「特定取得を」とあるのは「前項第四号に掲げる事項に係る変更を」と、同条第三項中「国の安全を」とあるのは、「第二十八条の四第一項の規定による届出に係る第一項第四号に掲げる事項に係る変更によつて、国の安全を」と、同条第五項中「対し、当該特定取得に係る内容の変

更」とあるのは「対し」と、「当該届出に係る同項第四号に掲げる事項に係る」とあるのは「第二十八条の四第一項の規定による届出に係る第一項第四号に掲げる事項に係る変更の」と、「当該特定取得の中止」とあるのは「同条第一項の規定による届出に係る同号に掲げる事項に係る変更の中止」と、同項ただし書中「ただし、当該変更」とあるのは「ただし」と、同条第七項中「第二十七条第七項」とあるのは「前条第二項において準用する第二十七条第七項」と、前条第一項中「当該届出に係る同条第一項第四号に掲げる事項に係る」とあるのは「次条第一項の規定による変更の届出に係る第二十八条第一項第四号に掲げる事項に係る変更について」と、「当該修正」とあるのは「当該変更の修正」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十九条第一項に次の一号を加える。

三 第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出をした外国投資家が、第二十七条第一項の規定による届出に係る同項第四号に掲げる事項(同条第五項(第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。))の勧告に従い、若しくは第二十七条第十項(第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。))の命令に基づき、若しくは第二十七条の三第一項(第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。))の規定により、又は第二十七条の四第一項の規定により、当該事項に係る修正又は変更の届出がされた場合には、これらの修正又は変更後のもの(に)に係る国の安全等に係る措置又は第二十八条第一項の規定による届出に係る同項第四号に掲げる事項(同条第五項(前条第二項において準用する場合を含む。))の勧告に従い、若しくは第二十八条第七項(前条第二項において準用する場合

を含む。))において準用する第二十七条第十項の命令に基づき、若しくは第二十八条の三第一項(前条第二項において準用する場合を含む。))の規定により、又は前条第一項の規定により、当該事項に係る修正又は変更の届出がされた場合には、これらの修正又は変更後のもの(に)に係る国の安全に係る措置を講じていない場合

第二十九条第六項中「第二十七条第二項本文に規定する期間(同条第三項若しくは第六項の規定により延長され、又は同条第二項ただし書を「第二十七条第三項に規定する禁止期間(同項若しくは同条第六項若しくは第二十七条の三第二項の規定により延長され、又は第二十八条第二項ただし書を「第二十八条第三項若しくは第六項の規定により延長され、又は同条第二項ただし書を「第二十八条第三項に規定する禁止期間(同項若しくは同条第六項若しくは第二十八条の三第二項の規定により延長され、又は第二十八条第二項ただし書」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「前条第一項」を「第二十八条の二第一項」に、「前条第四項」を「第二十八条の二第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 財務大臣及び事業所管大臣は、第二十七条第一項、第二十七条の四第一項、第二十八条第一項又は前条第一項の規定による届出をした外国投資家が、第二十七条第七項(第二十七条の四第二項又は第二十八条第七項(前条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))の規定により応諾する旨の通知をした国の安全等に係る措置に関する修正若しくは国の安全に係る措置に関する修正の勧告に従わず、又は第二十七条第十項(第二十七条の四第二項又は第二十八条第七項(前条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合

を含む。))の規定による国の安全等に係る措置に関する修正若しくは国の安全に係る措置に関する修正の命令に違反した場合には、当該外国投資家に対し、政令で定めるところにより、当該届出に係る対内直接投資等又は特定取得により取得した株式又は持分の全部又は一部の処分その他必要な措置を命ずることができる。

6 財務大臣及び事業所管大臣は、第二十七条の四第一項又は前条第一項の規定による届出をした外国投資家が、第二十七条の四第二項において準用する第二十七条第七項(前条第二項において準用する第二十八条第七項)において準用する場合を含む。))の規定により応諾する旨の通知をしたこれらの届出に係る変更の中止の勧告に従わず、又は第二十七条の四第二項において準用する第二十七条第十項(前条第二項において準用する第二十八条第七項)において準用する場合を含む。))の規定によるこれらの届出に係る変更の中止の命令に違反した場合には、当該外国投資家に対し、政令で定めるところにより、当該届出に係る対内直接投資等又は特定取得により取得した株式又は持分の全部又は一部の処分その他必要な措置を命ずることができる。

9 財務大臣及び事業所管大臣は、第一項及び第三項から第六項までに規定する場合において、対内直接投資等(第二十六条第二項第九号若しくは第十号に掲げる行為又は同項第十一号に掲げる行為(同項第九号及び第十号に掲げる行為に準ずるものとして政令で定める行為に限る。))に限る。))に係る同条第五項に規定する直接保有法人等による会社(上場会社等を除く。以下この項において同じ。))の株式若しくは持分又は上場会社等の所有等株式若しくは保有等議決権の所有又は保有により、第二十七条第三項第一号イ又はロに掲げるいずれかの事態を生ずるおそ

れが現に生じており、当該対内直接投資等を行つた外国投資家に対する命令によつては、当該おそれをなくすることが著しく困難であるときは、当該直接保有法人等に対し、政令で定めるところにより、当該直接保有法人等が所有し、又は保有する会社の株式若しくは持分又は上場会社等の所有等株式若しくは保有等議決権の全部又は一部の処分その他必要な措置を命ずることができる。この場合において、当該直接保有法人等が特定組合類似団体であるときは、当該特定組合類似団体の構成員が当該特定組合類似団体の財産として所有し、又は保有する財産又は権利については、当該特定組合類似団体が所有し、又は保有するものとみなす。

第二十九条の次に次の一条を加える。

(報告の徴収等)

第二十九条の二 財務大臣及び事業所管大臣は、外国投資家が行つた対内直接投資等(第二十七条第一項に規定する対内直接投資等)をいい、第二十六条第二項第一号から第四号まで若しくは第八号に掲げる行為又は同項第十一号に掲げる行為(同項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる行為に準ずるものとして政令で定める行為に限る。)に該当するものに限り、当該対内直接投資等を行うに当たつて第二十七条第一項の規定により届け出た、若しくは届け出るべきであつたもの又は第二十七条の二第一項の規定により届出をすることを要しなかつたものを除く。以下この条において同じ。又は特定取得(第二十八条第一項に規定する特定取得をいい、当該特定取得を行うに当たつて同項の規定により届け出た、若しくは届け出るべきであつたもの又は第二十八条の二第一項の規定により届出をすることを要しなかつたものを除く。以下この条において同じ。)であつて、将来において国際情勢の変化その他の事由により国の安全

に係る対内直接投資等(国の安全等に係る対内直接投資等のうち第二十七条第三項第一号に掲げる事態(国の安全を損なう事態に限る。)を生ずるおそれが大きいものをいう。以下この条及び第六十九条の四第三号において同じ。)又は国の安全に係る特定取得に該当することとなるおそれが大きいものとして政令で定める対内直接投資等又は特定取得に該当するものについて、特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該外国投資家に対し、当該対内直接投資等又は特定取得について、第二十七条第一項第一号又は第二十八条第一項第一号に規定する事業の目的、その所有する当該対内直接投資等又は特定取得に係る株式の数その他の政令で定める事項の報告を求めることができる。

2 財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定による報告に係る対内直接投資等又は特定取得が、国の安全に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当すると認めるときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該報告をしたものに対し、当該報告に係る対内直接投資等又は特定取得により取得した株式又は持分の全部又は一部の処分その他必要な措置を勧告することができる。

3 財務大臣及び事業所管大臣は、第一項の規定による報告の求めに対し、外国投資家が正当な理由なく当該求めに応じない場合又は虚偽の報告をした場合には、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該外国投資家に対し、当該求めに係る対内直接投資等又は特定取得により取得した株式又は持分の全部又は一部の処分その他必要な措置を勧告することができる。

4 前二項の勧告を受けたものは、当該勧告を受けた日から起算して十日以内に、財務大臣及び事業所管大臣に対し、当該勧告を応諾するかし

ないかを通知しなければならない。

5 前項の規定により勧告を応諾する旨の通知をしたものは、当該勧告をされたところに従い、当該勧告に係る措置をとらなければならない。

6 第二項又は第三項の規定による勧告を受けたものが、第四項の規定による通知をしなかつた場合又は当該勧告を応諾しない旨の通知をした場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該勧告を受けたものに対し、当該勧告に係る対内直接投資等又は特定取得により取得した株式又は持分の全部又は一部の処分その他必要な措置を命ずることができる。

7 財務大臣及び事業所管大臣は、国際情勢の変化その他の事由により、第一項の規定による報告の求めに係る対内直接投資等又は特定取得が国の安全に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当しなくなつたと認めるとき、又は該当しないことが明らかになつたと認めるときは、第四項の規定により勧告を応諾する旨の通知をしたもの又は前項の規定による命令を受けたものに対し、当該勧告又は命令の全部又は一部を取り消すことができる。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、これらの規定による対内直接投資等又は特定取得により取得した株式又は持分の全部又は一部の処分その他必要な措置の勧告及び命令の手続その他これらの勧告及び命令に関し必要な事項は、政令で定める。

9 財務大臣及び事業所管大臣は、第一項の規定により外国投資家に報告を求めた場合において、その求めに係る対内直接投資等又は特定取得が国の安全を損なう事態を生ずるおそれが著しく大きい場合緊急に措置をとる必要があると認めるときは、第二項から前項までの規定にかかわらず、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、当該外国投

資家に対し、新たに対内直接投資等又は特定取得を行わないことその他の国の安全を損なう事態の発生を防止するために必要な措置として政令で定める措置をとるべきことを命ずることができる。

10 財務大臣及び事業所管大臣は、国際情勢の変化その他の事由により、前項の規定により命じた措置をとる必要がなくなつたと認めるときは、政令で定めるところにより、同項の規定による命令を受けたものに対し、当該命令の全部又は一部を取り消すことができる。

11 第一項の規定により対内直接投資等又は特定取得について報告を求めることができる期間は、当該対内直接投資等又は特定取得が行われた日から起算して五年を経過する日までとする。

12 特定組合等が行う対内直接投資等又は特定取得に相当するものにより当該特定組合等の組合員が取得する財産又は権利については、当該特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなして、前各項の規定を適用する。

13 外国投資家以外の者(法人その他の団体を含む。)が非居住者等のために当該非居住者等の名義によらないで行う対内直接投資等又は特定取得に相当するものうち次に掲げるものについては、当該外国投資家以外の者を外国投資家とみなして、第一項から第十一項までの規定を適用する。

一 当該非居住者等の計算において行われるもの
二 契約又は外国の法令その他これに類するものに基づき行われるもの(政令で定めるものに限る。前号に掲げるものを除く。)
三 当該非居住者等と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係、親族関係、雇用関係そ

の他の政令で定める特別の関係にある者により行われるもの(政令で定めるもの)に限り、前二号に掲げるものを除く。)

第五十五条の五第三項中「外国投資家のために当該外国投資家」を「非居住者等のために当該非居住者等」に、「もの」を「もののうち次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該非居住者等の計算において行われるもの

二 契約又は外国の法令その他これに類するものにに基づき行われるもの(政令で定めるもの)に限り、前号に掲げるものを除く。)

三 当該非居住者等と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係、親族関係、雇用関係その他の政令で定める特別の関係にある者により行われるもの(政令で定めるもの)に限り、前二号に掲げるものを除く。)

第六十九条の三第一項第四号中「第二十七条第三項」の下に「(第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加え、「又は第二十八条の二第三項」を「(第二十八条の四第二項において準用する場合を含む。)、第二十八条の二第三項又は第二十九条の二第一項、第二項若しくは第九項」に改め、同条第二項中「第六号」の下に「及び第七号」を加え、「同号に定める大臣に、意見を」それぞれ第六号及び第七号に定める大臣に、意見」に改め、同項第五号中「第二十七条第三項」の下に「(第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第六号中「第二十八条第三項」の下に「(第二十八条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項に次の一号を加える。

七 第二十九条の二第一項、第二項又は第九項 財務大臣及び事業所管大臣

第六十九条の七を第六十九条の八とし、第六十九条の六を第六十九条の七とし、第八章中第六十

九条の五を第六十九条の六とし、第六十九条の四を第六十九条の五とし、第六十九条の三の次に次の一条を加える。

第六十九条の四 財務大臣及び事業所管大臣は、次の各号に掲げる対内直接投資等又は特定取得の区分に応じ、当該対内直接投資等又は特定取得が当該各号に定めるものに該当するかどうかを確認するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣、外務大臣その他の関係行政機関の長の意見を求めなければならない。

一 第二十七条第三項(第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。))の規定による審査をする第二十七条第一項に規定する対内直接投資等 国の安全等に係る対内直接投資等

二 第二十八条第三項(第二十八条の四第二項において準用する場合を含む。))の規定による審査をする第二十八条第一項に規定する特定取得 国の安全に係る特定取得

三 第二十九条の二第一項の規定による報告の求めに係る同項に規定する対内直接投資等又は同項に規定する特定取得 国の安全に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得 第七十条第一項第二十三号中「第二十九条第六項」を「第二十九条第八項」に改め、同項第二十五号中「又は中止」を「、国の安全等に係る措置に関する修正(第二十八条第七項において準用する第二十七条第十項の規定による場合にあっては、国の安全に係る措置に関する修正 又は中止)」に改め、同項第三十六号を同項第四十二号とし、同項第二十七号から第三十五号までを六号ずつ繰り下げ、同項第二十六号中「第四項」を「第六項」に、「又は第二十九条第五項」を「、第二十九条第七項」に、「とき」を「とき、又は第二十九条第九項第二十七條第十三項又は第十四項の規定によりみなして適用する場合を含む。))の規定による命令に違

反したとき。」に改め、同号を同項第二十八号とし、同号の次に次の四号を加える。

二十九 第二十九条の二第一項(同条第十二項又は第十三項の規定によりみなして適用する場合を含む。))の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三十 第二十九条の二第五項(同条第十二項又は第十三項の規定によりみなして適用する場合を含む。))の規定に違反したとき。

三十一 第二十九条の二第六項(同条第十二項又は第十三項の規定によりみなして適用する場合を含む。))の規定による命令に違反したとき。

三十二 第二十九条の二第九項(同条第十二項又は第十三項の規定によりみなして適用する場合を含む。))の規定による命令に違反したとき。

第七十条第一項第二十五号の次に次の二号を加える。

二十六 第二十七条の四第二項において準用する第二十七条第八項(第二十七条の四第二項において準用する第二十七条第十三項又は第十四項の規定によりみなして適用する場合を含む。))又は第二十八条の四第二項において読み替えて準用する第二十八条第七項(第二十八条の四第二項において準用する第二十八条第八項又は第九項の規定によりみなして適用する場合を含む。 次号において同じ。))において準用する第二十七条の四第二項において準用する第二十七條第八項の規定に違反したとき。

二十七 第二十七条の四第二項において準用する第二十七條第十項(第二十七條の四第二項において準用する第二十七條第十三項又は第十四項の規定によりみなして適用する場合を含む。))又は第二十八條の四第二項において読

み替えて準用する第二十八條第七項において準用する第二十七條の四第二項において準用する第二十七條第十項の規定による国の安全等に係る措置に関する修正若しくは国の安全に係る措置に関する修正又は変更の中止の命令に違反したとき。

第七十二条第一項中「並びに」を「、第二十九条の二第十三項並びに」に改め、同項第一号中「第六十九条の六第二項」を「第六十九条の七第二項」に改め、同項第二号中「第六十九条の六第一項」を「第六十九条の七第一項」に改め、同項第三号中「第六十九条の七」を「第六十九条の八」に改め、同条第二項中「第六十九条の六又は第六十九条の七」を「第六十九条の七又は第六十九条の八」に改め、同条第三項中「並びに」を「、第二十九条の二第十三項並びに」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定、第六十九条の七を第六十九条の八とし、第六十九条の六を第六十九条の七とし、第八章中第六十九条の五を第六十九条の六とし、第六十九条の四を第六十九条の五とし、第六十九条の三の次に一条を加える改正規定(第六十九条の四第三号に係る部分を除く。及び第七十二条の改正規定(同条第一項第一号から第三号まで及び第二項に係る部分に限る。))並びに附則第四条の規定、附則第五条中動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)第十二条第一項第六号の改正規定(第七十条第一項第三十六号)を「第七十条第一項第四十二号」に改める部分を除く。並びに附則第六条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。

(銀行等の確認義務等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にされたこの法律による改正前の外国為替及び外国貿易法(次条第八項において「旧法」という。)第十七条(外国為替及び外国貿易法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反する為替取引(同項において準用する場合にあつては、外国為替及び外国貿易法第十六条の二に規定する電子決済手段等の移転等)に係る外国為替及び外国貿易法第十七条の二第一項(同法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づく命令又は同法第十七条の二第二項(同法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づく業務の停止又は業務の内容の制限の処分については、なお従前の例による。

2 外国為替及び外国貿易法第十七条の二第二項

(同法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に基づく業務の停止又は業務の内容の制限の処分違反して施行日前にした行為並びに施行日前に行われた同法第十七条の二第二項の規定に基づく業務の停止又は業務の内容の制限の処分及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる業務の停止又は業務の内容の制限の処分違反して施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(対内直接投資等に関する経過措置)

第三条 この法律による改正後の外国為替及び外国貿易法(以下「新法」という。)第二十六条第二項第九号及び第十号の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日(次項から第五項までにおいて「適用日」という。)以後に行う新法第二

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案
五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案

十七条第一項に規定する対内直接投資等(次項、第三項及び第五項において「対内直接投資等」という。)について適用する。

2 新法第二十七条第十三項及び第十四項を除く。及び第二十八条第八項及び第九項を除く。並びに第二十九条の規定は、適用日以後に行う対内直接投資等又は新法第二十八条第一項に規定する特定取得(以下第五項までにおいて「特定取得」という。)について適用し、適用日前に行つた対内直接投資等又は特定取得については、なお従前の例による。

3 新法第二十七条第十三項及び第十四項並びに第二十八条第八項及び第九項の規定は、適用日以後に行う対内直接投資等に相当するもの又は特定取得に相当するものについて適用し、適用日前に行つた対内直接投資等に相当するもの又は特定取得に相当するものについては、なお従前の例による。

4 新法第二十七条の二第七項及び第二十八条の二第七項の規定は、適用日以後に行う新法第二十七条の二第一項に規定する対内直接投資等に相当するもの又は特定取得に相当するものについて適用し、適用日前に行つた同項に規定する対内直接投資等に相当するもの又は特定取得に相当するものについては、なお従前の例による。

5 新法第二十七条の三、第二十七条の四、第二十八条の三及び第二十八条の四の規定は、適用日以後に行う対内直接投資等に係る新法第二十七条第一項の規定による届出又は適用日以後に行う特定取得に係る新法第二十八条第一項の規定による届出について適用する。

6 新法第二十九条の二(第十二項及び第十三項を除く。)の規定は、施行日以後に行う同条第一項に規定する対内直接投資等又は同項に規定す

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第
七項、第三項及び第五項において「対内直接投資等」という。)について適用する。

7 新法第二十九条の二第十二項及び第十三項の規定は、施行日以後に行う同条第一項に規定する対内直接投資等に相当するもの又は同項に規定する特定取得に相当するものについて適用する。

8 新法第五十五条の五第三項の規定は、施行日以後に行う新法第二十七条第一項に規定する対内直接投資等に相当するもの又は新法第二十八条第一項に規定する特定取得に相当するものについて適用し、施行日前に行つた旧法第二十七条第一項に規定する対内直接投資等に相当するもの又は旧法第二十八条第一項に規定する特定取得に相当するものについては、なお従前の例による。

(関係行政機関の長の意見の求めに関する経過措置)

第四条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行日の前日までの間における新法第六十九条の四第一号及び第二号の規定の適用については、同条第一号中「(第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは「の」と、「第二十七条第一項」とあるのは「同条第一項と、同条第二号中「(第二十八条の四第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは「の」と、「第二十八条第一項」とあるのは「同条第一項」とする。

(動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正)
第五条 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条 第一項第六号中「第六十九条の七第一項第四号」を「第六十九条の八第一項第四号」に、「第七十条第一項第三十六号」を「第七十条第一項第四十二号」に改める。

関する法律の一部改正

第六条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第三第十六号中「第六十九条の六第一項」を「第六十九条の七第一項」に、「第六十九条の七第一項」を「第六十九条の八第一項」に改める。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から第四条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

審査報告書

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和八年五月二十八日

法務委員長 伊藤 孝江
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、我が国における出入国管理の現状等に鑑み、厳格な出入国管理を実現し、併せ

て上陸審査の手續の一層の円滑化を図るため、査証を必要としないこととされている外国人で本邦に短期間滞在して観光等の活動を行おうとするものについて、認証を受けたことを上陸のための条件とするともに、当該認証を受けた場合には上陸許可の証印に代わる措置を可能とする制度の創設等を行うほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を推進するため、在留資格の変更の許可等に係る手数料の額の上限額を引き上げる等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費については、令和八年度一般会計予算(デジタル庁所管)において、電子渡航認証制度(JESTA)の実施に必要なシステムの開発等に必要な経費の一部である四十四億円が情報通信技術調達等適正・効率化の推進に必要な経費の内数として計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 電子渡航認証制度(JESTA)の導入に当たっては、収集する情報の項目を適正な出入国在留管理及びテロ対策のために必要不可欠な範囲に限定すること。また、保有する情報の管理に当たり、サイバーセキュリティ対策に万全を期すとともに、通信障害や災害発生等のリスクを想定したバックアップ体制を含む堅牢な情報通信システムの構築等運用の継続を図るための措置を講じること。

二 JESTAの審査において不認証とした場合、日本国大使館等における査証申請手続に移行することができるような案内の方法を検討す

ること。

三 JESTAの審査における透明性及び公平性を確保するため、不認証とした件数を公表すること。また、JESTAの運用に係る継続的な検証を行い、統計資料の定期的な公表を通じて、その透明性の向上に努めること。

四 JESTAの導入により、庇護を目的に入国を希望する者や難民を含む真に保護を必要とする者の我が国への渡航及び入国が不当に妨げられることのないよう、制度そのものの運用に細心の注意を払い、国連難民高等弁務官事務所を含む関係国際機関と緊密に連携するとともに積極的に意見交換を行い、国際的な人道支援及び人権基準の観点から十分な配慮を行うこと。また、収集した情報が迫害を受けるおそれのある出身国等と共有されることのないよう、万全の体制を期すこと。

五 政令により在留資格の変更許可等に係る手数料の額を定めるに当たっては、在留外国人、難民支援団体、外国人労働者を雇用する企業等の関係者の意見を幅広く聴取し、その金額が変更許可等を要する在留外国人の生活水準に照らし過度な負担とならないよう配慮すること。さらに、実費及び外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額等、政令案における算定根拠を明確にすること。

六 在留資格の変更許可等に係る手数料の額を定めるに当たり、諸外国における同種の手数料の額を勘案するに際しては、我が国と比較可能かを精査するべく、事業者負担か本人負担かの違いや、専門的な就労資格か否かに加え、資格の更新頻度などについても明らかにするとともに、投資家向けの特殊な在留資格は比較対象から除くこと。

七 「経済的困難その他特別の理由」により手数料が減額又は免除される場合について、具体的な

要件や判断基準を定めたガイドラインを速やかに策定し、周知徹底を図ること。その際、人道上の観点から特段の配慮を要する者の要件が狭くならないように配慮すること。特に、人身取引等の被害者、難民又は補完的保護対象者の認定を受けた者等については、我が国が批准する難民条約や子どもの権利条約をはじめとする国際人権条約に鑑み、当該外国人の置かれている状況を踏まえ、個別の事情に応じて適切に減額又は免除の対象とすること。なお、手数料の改定が、「経済的困難その他特別の理由」に当たらない者においても、在留資格の変更許可等の申請に不当な影響を与えないよう、配慮すること。

八 JESTAに係る手数料及び改定後の在留資格の変更許可等に係る手数料の歳入額を明らかにするよう努めること。また、こうした歳入額の増加分を最大限活用しながら予算を確保し、出入国在留管理施策、日本語教育の支援や相談体制の拡充など多文化共生施策の実現強化等のための必要な措置を講じるとともに、適切に公表すること。

九 JESTAの導入による不法就労・不法残留への抑止効果や、在留資格の変更許可等に係る手数料額の引上げが在留手続の履行に及ぼす影響について継続的に調査・分析を行い、その結果に基づき、必要に応じて制度や運用の在り方の見直しを検討すること。

十 本法の施行に当たっては、国内外への十分な周知広報を行うとともに、適正かつ迅速な事務処理を担保するため、出入国在留管理に携わる人員の確保及び入管行政の更なるDX化に向けた予算措置を含め、必要な体制の整備を図ること。

右決議する。

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
令和八年四月二十八日

衆議院議長 森 英介
参議院議長 関口 昌一殿

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)
第一条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三条」の下に「第四条」を加え、「第四条」を「第五条」に、「第九条の二」を「第九条」に改める。

第二条の四第二項第四号中「第七条の二第三項」を「第七条の三第三項」に改める。

第三条の見出しを「(入国の禁止)」に改め、同条第一項に次の二号を加える。

三 本邦に上陸することなく本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとする者(乗員、第十七条第一項に規定する船舶等に乗っている者で同項に規定する外国人以外のもの、第十八条第一項に規定する外国人その他法務省令で定める者を除く。次条において

「直行通過者」という。であつて、次条の認証を受けていないもの

四 本邦に上陸しようとする者(乗員並びに第十七条第一項及び第十八条第一項に規定する外国人を除く。)であつて、次のイからハまでのいずれにも該当しないもの
イ その所持する旅券に日本国領事官等の査証(以下「査証」という。)を受けた者
ロ 第七条の二又は第十五条の二の認証を受けた者

ハ 第七条第一項第五号イからハまでに掲げる者、第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者(第二十六条の二第二項又は第二十六条の三第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下同じ。)、第六十一条の二の十五第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者その他これらに準ずるものとして法務省令で定める者

第二章第二節の節名を削る。
第四条を次のように改める。
(直行通過者の入国の認証)

第四条 出入国在留管理庁長官は、直行通過者から、法務省令で定めるところにより、次に掲げる条件に適合していることを証明するために必要な情報として法務省令で定める事項が電磁的方式によつて提供されたときは、当該条件に適合している旨の認証をすることができる。

一 有効な旅券を所持していること。
二 本邦に上陸することなく本邦を経由して本邦外の地域に赴く目的をもつて本邦に入ろうとするものであること。

第四条の次に次の節名を付する。

第二節 外国人の上陸

第六条第一項中「日本国領事官等の査証」を

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に
関する法律の一部を改正する法律案

「で査証」に改め、同項ただし書中「日本国領事官等の」を削り、「外国人」の下に「(次条第一項第五号及び第七条の二において「査証免除対象者」という。)」を加え、「(第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下同じ。)」を削る。
第七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(入国審査官の審査)」を付し、同条第一項第三号中「規定に基づく」を削り、「の規定に適合するもの」を「で定める在留期間を超えない範囲内」に改め、同項に次の一号を加える。

五 査証免除対象者であつて、本邦において別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとするもの(次に掲げる者を除く。)にあつては、次条の認証を受けたこと。ただし、同条の認証を受けることができなかった場合において、その所持する旅券に与えられた査証が有効であるときは、この限りでない。

イ 第九条第八項第一号ハに該当するものとして同項の登録を受けた者
ロ 国の行政機関の長が招へいする者
ハ イ又はロに掲げる者に準ずるものとして法務省令で定める者
第七條第二項中「次条第一項」を「第七条の三第一項」に改める。

第七條の二第二項中「前条第一項第二号」を「第七條第一項第二号」に改め、同条を第七条の三とし、第七条の次に次の一条を加える。
第七条の二 出入国在留管理庁長官は、査証免除対象者であつて、本邦において別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとするものから、法務省令で定めるところにより、次に掲げる条件に適合していることを証明するために必要な情報として法務省令で定める事項が電磁的方式によつて提供

されたときは、当該条件に適合している旨の認証をすることができる。

一 有効な旅券を所持していること。
二 本邦において行おうとする活動が虚偽のものでないこと。

三 在留しようとする期間が第二条の二第三項の法務省令で定める在留期間を超えない範囲内であること。

四 当該外国人が第五条第一項各号のいずれにも該当しないこと。

第九条第四項中「その他の」を「在留資格及び在留期間(次項の規定により短期滞在の在留資格及び在留期間が決定された場合に限る。)」その他」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次のイからハまでのいずれかに該当する者(イ又はハに該当する者にあつては、その者の写真、氏名、国籍の属する国又は第二条第五号ロの政令で定める地域、生年月日、性別その他の法務省令で定める事項が電磁的方式により記録された旅券を所持しているものに限る。)であること。
イ 第七条の二の認証を受けた者
ロ 第八項の登録を受けた者
ハ 第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者

第九條第五項中「次条第一項又は第八項の規定により交付を受けた特定登録者カードを所持する」を「第七条の二の認証を受けた外国人又は第八項第一号ハに該当するものとして同項の登録を受けた」に、「当該特定登録者カードにその旨を明示しなければ」を「法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、当該在留資格及び在留期間を通知しなければ」に改め、同条第六項中「第十条」を「次条」に改め、同条第七項及び第八項第一号ハ(2)中「第十条第八項」を「次条第八項」に改める。

第九条の二を削る。

第十条第一項中「第九条第六項」を「前条第六項」に改め、同条第九項中「第九条第三項」を「前条第三項」に改める。

第十四條第一項中「除く。」を「除き、第十五条の二の認証を受けた者に限る。」に、「を許可する」を「の許可をする」に改める。

第十四條の二第二項中「除く」を「除き、第十五条の二の認証を受けた者に限る」に、「を許可する」を「の許可をする」に改め、同条第二項中「除く」を「除き、第十五条の二の認証を受けた者に限る」に改める。

第十五條第一項中「除く」を「除き、次条の認証を受けた者に限る」に、「ある間」を「ある間法務省令で定める期間を超えない範囲内で」に、「を許可する」を「の許可をする」に改め、同条第二項中「除く」を「除き、次条の認証を受けた者に限る」に、「を許可する」を「の許可をする」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(上陸の特例の認証)

第十五條の二 出入国在留管理庁長官は、第十四條第一項、第十四條の二第二項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の許可を受けて上陸しようとする外国人から、法務省令で定めるところにより、次に掲げる条件に適合していることを証明するために必要な情報として法務省令で定める事項が電磁的方式によつて提供されたときは、当該条件に適合している旨の認証をすることができる。

一 有効な旅券を所持していること。
二 次のイからホまでに掲げる許可の区分に応じ、当該イからホまでに定める期間を経過して本邦に残留するおそれがないこと。

イ 第十四條第一項の許可 七十二時間
ロ 第十四條の二第二項の許可 三十日
(当該許可に係る指定旅客船が本邦内の

寄港地の数が一である航路に就航するものである場合にあっては、七日）
第十四条の二第二項の許可 三十日
二 前条第一項の許可 同項の法務省令で定める期間
ホ 前条第二項の許可 三日
三 当該外国人が第五条第一項各号のいずれにも該当しないこと。
第十八条の見出し中「遭難」を「遭難等」に改め、同条第一項中「遭難船舶等」を「遭難その他航行上の支障（以下「遭難等」という。）により航行することができなくなった船舶等（以下この項において「遭難等船舶等」という。）」に、「当該船舶等」及び「当該遭難船舶等」を「当該遭難等船舶等」に、「遭難」を「遭難等」に、「を許可する」を「の許可をする」に改め、同条第二項中「前項の」を「前項に規定する」に、「遭難」を「遭難等」に、「を許可する」を「の許可をする」に改め、同条第四項中「遭難」を「遭難等」に改める。
第十九条の四第一項第一号中「に規定する」を「の政令で定める」に改める。
第二十三条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同項第六号中「遭難」を「遭難等」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第七号を第六号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。
第二十四条第一号中「第三条」を「第三条第一項」に改め、同条第四号及び第六号中「遭難」を「遭難等」に改める。
第二十六条第一項中「から」を「から第十五条まで又は第十六条から」に改める。
第四十六条中「第三条第一項第二号」を「第三条第一項第一号」に、「を除く」を「に限る」に、「その号」を「これらの規定」に改める。

第五十六条の二中（運送業者がないときは、当該船舶等の長）を削り、同条を第五十六条の三とし、第五十六条の次に次の一条を加える。
（本邦に入る船舶等に係る予約者に関する報告の義務等）
第五十六条の二 本邦に入る船舶等を運航する運送業者（運送業者がないときは、当該船舶等の長。以下この条及び次条において同じ。）は、当該船舶等に係る予約者（乗船券又は航空券の予約をした者をいう。）に係る乗船券又は航空券を発行する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時まで、出入国在留管理庁長官に対し、当該予約者の氏名その他の法務省令で定める事項を報告しなければならない。
一 乗船券を発行する場合 本邦に入る船舶に係る乗客の数、当該事項の報告に必要な設備の整備の状況その他の事情を勘案して法務省令で定める時
二 航空券を発行する場合 当該航空券を発行する場合
出入国在留管理庁長官は、前項の規定により報告を受けたときは、遅滞なく、当該報告をした運送業者にに対し、当該報告に係る者を本邦に入らせることが相当であるかどうかを通知しなければならない。
3 出入国在留管理庁長官は、前項の規定により、第一項の規定による報告に係る者を本邦に入らせることが相当である旨の通知をした後において、当該通知に係る者を本邦に入らせることが相当でないことが判明したときは、当該通知を受けた運送業者にに対し、その旨を通知することができる。
4 運送業者は、前二項の規定により第一項の規定による報告に係る者を本邦に入らせることが相当でない旨の通知を受けたときは、当

該通知に係る者を当該船舶等に乗せて本邦に入らせてはならない。ただし、当該船舶等が本邦外の地域から本邦に向けて出発した後に当該運送業者が当該通知を受けたときは、この限りでない。
5 前項ただし書に規定する場合において、当該運送業者は、同項に規定する通知に係る者を当該船舶等に乗せて本邦に入るときは、出入国在留管理庁長官に対し、当該通知を受けた後速やかに、その旨、当該船舶等が本邦外の地域から本邦に向けて出発した年月日時その他法務省令で定める事項を報告しなければならない。
第五十七条の見出しを「本邦に入る船舶等に係る乗客等に関する報告の義務」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「規定による」を削り、同条第七項中「の規定による通過上陸」を削り、同条第八項中「出入国管理及び難民認定法」を「この法律」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、同条第九項後段を削る。
第五十九条第一項第三号中「とき」を「時」に改め、同条第三項中「有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持する」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。
一 有効な旅券で査証を受けたものを所持する者
二 前号に掲げる者のほか、有効な旅券を所持する者で第七条の二の認証を受けたもの
第五十九条の二第一項中「出入国在留管理庁長官は」の下に、「第四条、第七条の二若しくは第十五条の二の認証」を加える。
第六十一条の二の四第一項第二号中「遭難」を「遭難等」に改める。
第六十七条を次のように改める。
第六十七条 外国人は、次の各号に掲げる許可

を受ける場合には、当該許可に係る記載、交付又は証印の時に、当該各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において、政令で定める額の手数料を納付しなければならない。
一 第二十条第三項本文の規定による在留資格の変更の許可 十万円
二 第二十一条第三項の規定による在留期間の更新の許可 十万円
三 第二十二条第二項の規定による永住許可 三十万円
四 第二十六条第一項の規定による再入国の許可（同条第五項の規定による有効期間の延長の許可を含む。） 一万円
2 前項の政令で定める額は、実費並びに外国人の適正な在留の確保に関する事務に要する費用、本邦に適法に在留する外国人が安定的かつ円滑に在留することができるようにするための支援に関する事務に要する費用その他の外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額及び諸外国における同種の手数料の額を勘案して定めるものとする。
3 法務大臣は、第一項第一号から第三号までに掲げる許可を受ける者（同号に掲げる許可を受ける者にあつては、第二十二条第二項ただし書又は第六十一条の二の十四に規定する場合に該当する者に限る。）が経済的困難その他特別の理由により手数料を減額し、又は免除することが相当である者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。
第六十七条の二中「、第九条の二第一項若しくは第八項の規定により特定登録者カードの交付を受け」及び「別に」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第六十七条の三 外国人は、第四条、第七条の二又は第十五条の二の認証を受けようとする場合には、これらの規定により情報を提供する時に、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 外国人は、第七条の二若しくは第十五条の二の認証を受け、又は第九条第八項第一号ハに該当するものとして同項の登録を受けるときは、実費並びにこれらの認証又は登録を受ける外国人に係る出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額その他の事情を勘案して政令で定める額の手数を納付しなければならない。

第六十九条の二第一項中「出入国管理及び難民認定法」を「この法律」に改め、同項ただし書中「第七条の二第三項」を「第七条の三第三項」に改め、同条第二項中「出入国管理及び難民認定法」を「この法律」に改める。

第七十条第一項第一号中「第三条」を「第三条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」に改め、同項第七号中「遭難」を「遭難等」に改める。

第七十七条第一号の二中「第五十六条の二」を「第五十六条の三」に改め、同号を同条第一号の四とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

一の二 第五十六条の二第一項又は第五項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一の三 第五十六条の二第四項の規定に違反して当該通知に係る者を当該船舶等に乘せて本邦に入らせた者

第七十七条第二号中「第九項前段」を「第九項」に改める。

（出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部改正）

第二条 出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律（平成十七年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「昭和二十六年政令第三百十九号」の下に「以下「入管法」という。」を、「除く」の下に「以下同じ」を加え、「同法」を「入管法」に、「日本国領事官等（同法第二条第四号）を「入管法第三条第一項第四号イ」に、「日本国領事官等（同法第三条第一項第四号イ）」を「査証（以下「査証」という。）」に改め、本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2 前項の規定により査証を要しないとされる外国人は、入管法第七条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第七条の二の規定の適用については、入管法第六条第一項に規定する査証免除対象者とみなす。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和十一年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第一条中出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第六十七条の改正規定及び附則第五条の規定 令和九年三月三十一日までの間において政令で定める日

三 次条の規定 令和十年十月三十一日までの間において政令で定める日

（認証に関する準備行為）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に本邦に入ろうとし、又は上陸しようとする外国人であつて、第一条の規定（前条第二号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の入管法（以下「新入管法」という。）第四条、第七条の二（第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律（次条第二項第二号において「新特例法」という。）第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は第十五条の二の認証を受けようとするものは、施行日前においても、新入管法第四条、第七条の二又は第十五条の二の規定の例により情報の提供を行うことができる。

とする外国人であつて、第一条の規定（前条第二号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の入管法（以下「新入管法」という。）第四条、第七条の二（第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律（次条第二項第二号において「新特例法」という。）第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は第十五条の二の認証を受けようとするものは、施行日前においても、新入管法第四条、第七条の二又は第十五条の二の規定の例により情報の提供を行うことができる。

2 出入国在留管理庁長官は、前項の規定による情報の提供があつた場合には、施行日前においても、新入管法第四条、第七条の二又は第十五条の二及び第五十九条の二の規定の例により認証をすることができる。この場合において、当該認証は、施行日以後は、それぞれ新入管法第四条、第七条の二又は第十五条の二の認証とみなす。

3 第一項の規定により新入管法第四条、第七条の二又は第十五条の二の規定の例による情報の提供を行う外国人及び前項の規定により新入管法第七条の二又は第十五条の二の規定の例による認証を受ける外国人は、新入管法第六十七条の三の規定の例により手数料を納付しなければならない。

（認証等に関する経過措置）

第三条 新入管法第三条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、出入国及び在留の公正な管理を害するおそれがないと認められるものとして法務省令で定める外国人については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

2 新入管法第七条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、前項の法務省令で定める外国人であつて次の各号のいずれかに該当するものについては、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

一 新入管法第六条第一項に規定する査証免除対象者であつて、本邦において入管法別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行うとするもの

二 新特例法第一項の政令で定める者

3 第一項の法務省令で定める外国人に係る寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可及び通過上陸の許可については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、新入管法第十四条第一項、第十四条の二第一項及び第二項並びに第十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 第一項の法務省令を定めるに当たっては、本邦において在留し、又は在留していた外国人の国籍の属する国又は入管法第二条第五号口の政令で定める地域、当該国又は地域に属する国籍を有する外国人のうち入管法第十条第七項若しくは第十一項又は第十一条第六項の規定により退去を命ぜられた外国人で遅滞なく本邦から退去しないもの及び在留期間を経過して本邦に残留する外国人の数その他の事情を考慮するものとする。

第四条 新入管法第七条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にする入管法第六条第二項の上陸の申請について適用し、施行日前にした同項の上陸の申請に係る上陸のための条件については、なお従前の例による。

（手数料に関する経過措置）

第五条 次に掲げる許可に係る手数料の納付については、第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の入管法第六十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第二号施行日」という。）前にされた入管法第二十条第二項の規定による申請に対する在留資格の変更の許可 二 第二号施行日前にされた入管法第二十一条第二項の規定による申請に対する在留期間の更新の許可 三 第二号施行日前にされた入管法第二十二條第一項の規定による申請に対する永住許可 四 第二号施行日前にされた入管法第二十六條第一項の申請に対する再入国（数次再入国を含む。以下この号において同じ。）の許可及び同条第五項の申請に対する再入国の許可の有効期間の延長の許可 （罰則に関する経過措置） 第六条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 （政令への委任） 第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。 （住民基本台帳法等の一部改正） 第八条 次に掲げる法律の規定中「第七条の二第二項を「第七条の三第一項」に改める。 一 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の四十の項 二 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）第三条第二項第一号口及び第二十一条の三第二項第一号口 三 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第一百七号）第十六条の四第一項、第十六条の五第一項、第十六条の六第一項及び第十六条の七第一項	審査報告書 太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案 右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。 令和八年五月二十八日 環境委員長 猪口 邦子 参議院議長 関口 昌一殿 要領書 一、委員会の決定の理由 本法律案は、太陽電池廃棄物の排出量の著しい増加に対処する上で太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等による減量がより重要となることに鑑み、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進を図るため、事業用太陽電池廃棄物が事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施に向けて取り組むべき措置に関し判断の基準となるべき事項の策定、多量事業用太陽電池廃棄者による多量事業用太陽電池廃棄実施計画に係る届出並びに当該届出に係る勧告及び命令、太陽電池廃棄物再資源化等事業の実施のための措置等を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。 なお、別紙の附帯決議を行った。 一、費用 本法施行のため、別に費用を要しない。 附帯決議 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。 一、各地において、太陽光発電事業に対し、自然環境、安全、景観などの面から様々な懸念が生じていることを踏まえ、環境保全と地域住民の安心に資する実効性あるリサイクル制度を早急	に構築すること。また、太陽電池の廃棄量の抑制と廃棄の平準化を図るため、太陽電池の長期間の使用及び再使用を促進するための必要な措置を早急に講ずること。 二、太陽光発電設備の解体等及び太陽電池廃棄物の再資源化等の実施に要する費用の負担の在り方について、太陽電池の大量廃棄に可能な限り先立ち、電気料金への転嫁等の更なる国民負担が生じないよう配慮しつつ、拡大生産者責任を踏まえた製造業者等による負担等も含めて検討を加え、所要の措置を講ずること。 三、太陽電池廃棄物の再資源化等が持続可能に実施される体制を速やかに確立するため、再資源化等による環境への影響の可視化及び資源の循環利用の促進を図る態勢の整備等について所要の措置を講ずること。 四、太陽光発電設備の設置、運用及び撤去に当たっては、放置対策も含め生態系など環境への影響を回避・軽減し、また地域経済へ資するものとなるよう、地域との共生を基本とした施策の実施に努めること。 五、第七条の規定に基づく判断基準は、設置済みの太陽電池の耐用年数の確認とその結果を踏まえた長期使用又は再使用を事業者にとって廃棄量の抑制の徹底を図るものとするほか、太陽電池廃棄物の最大限のリサイクルを目指し、不断の見直しを行い、適切な時期に段階的に強化されるものとする。 六、不法投棄や不適正処理のほか、分割廃棄等による規制逃れが生じないよう、関係省庁が連携し、実態調査に努めるとともに、必要な場合には、罰則の見直し等所要の措置を講ずることにより本法律の実効性を確保すること。 七、附則第四条の規定に基づく太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に係る制度の在り方の検討については、施行後三年を目途に行うこととし、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。 右決議する。 太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。 よつて国会法第八十三条により送付する。 令和八年五月十二日 衆議院議長 森 英介 参議院議長 関口 昌一殿 太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案 太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律	目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 基本方針等（第三条―第六条） 第三章 事業用太陽電池廃棄者による事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施のための措置（第七条―第十条） 第四章 太陽電池廃棄物再資源化等事業の実施のための措置（第十一条―第十七条） 第五章 製造業者等及び販売業者による太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資する措置（第十八条・第十九条） 第六章 雑則（第二十条―第二十五条） 第七章 罰則（第二十六条―第二十九条） 附則 第一章 総則 （目的） 第一条 この法律は、太陽電池廃棄物の排出量の
---	---	--	---

著しい増加に対処する上で太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等による減量がより重要となることに鑑み、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進を図るため、事業用太陽電池廃棄者による事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施のための措置、太陽電池廃棄物再資源化等事業の実施のための措置等を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「太陽電池」とは、太陽光を電気に変換する機器(板状であり、かつ、ガラスを材料として使用した部品を含む機器であつて、その重量が政令で定める重量以上のものに限り)であつて、当該機器が廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。))第二条第一項に規定する廃棄物をいう。次項及び附則第四条において同じ。)となつた場合にその再資源化等を実施することが技術的及び経済的に可能であり、かつ、有効なものととして政令で定める種類のものをいい、「事業用太陽電池」とは、太陽電池であつて、収益事業において使用されているもの又は使用されていたものをいう。

3 この法律において「太陽電池の廃棄」とは、太陽電池を太陽電池廃棄物とともに、太陽電池廃棄物の処分(再生を含む。第十二条第三項第三号口及びハを除き、以下同じ。)の方法を

選択し、自ら当該太陽電池廃棄物を排出すること、又は他の者に工事若しくは作業を行わせて当該太陽電池廃棄物を排出させることをいい、「事業用太陽電池の廃棄」とは、事業用太陽電池について行う太陽電池の廃棄をいう。

4 この法律において「太陽電池廃棄者」とは、太陽電池の廃棄をし、又はしようとする者をいい、「事業用太陽電池廃棄者」とは、事業用太陽電池の廃棄をし、又はしようとする者をいう。

5 この法律において「再資源化」とは、太陽電池廃棄物の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部として利用することができる状態にすることをいい、「再資源化等」とは、再資源化及び太陽電池廃棄物の全部又は一部であつて燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することができる状態にすることをいう。

6 この法律において「太陽電池廃棄物再資源化等事業」とは、再資源化等のための太陽電池廃棄物の収集及び運搬並びに処分の事業をいう。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第三条 主務大臣は、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進を総合かつ計画的に図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進の意義及び目標に関する事項
- 二 太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する基本的な事項
- 三 太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進のための次に掲げる方策の実施に関する事項

イ 太陽電池廃棄物とする太陽電池の量を抑制するための方策

ロ 太陽電池の廃棄における太陽電池廃棄物の処分の方法として再資源化等の選択を促進するための方策

ハ 太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資する太陽電池の製造及び販売を促進するための方策

ニ 太陽電池廃棄物の再資源化により得られた物の利用を促進するための方策(当該利用の意義に関する知識を普及するための方策を含む。)

四 再資源化等のための太陽電池廃棄物の収集、運搬又は処分の事業及びその実施体制の整備を促進するための方策の実施に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する重要事項

3 基本方針は、循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第百十号。第十五条第一項に規定する循環型社会形成推進基本計画及び廃棄物処理法第五条の二第一項に規定する基本方針並びにエネルギー政策基本法(平成十四年法律第七十一号)第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画と整合性のとれたものでなければならぬ。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の実施に関する情報の収集、整理及び活用、研究開発の推進及びその成

果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進並びに太陽電池廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

3 国は、地方公共団体が太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に必要な措置を円滑に実施することができるよう、地方公共団体に対し、情報提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、国の施策と相まつて、当該地域の実情に応じ、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進を図るために必要な措置を講ずることに努めなければならない。

(太陽電池廃棄者の責務)

第六条 太陽電池廃棄者は、太陽電池の長期間の使用及び再使用その他の太陽電池廃棄物とする太陽電池の量の抑制のために必要な措置を講ずるとともに、太陽電池廃棄物の再資源化等を含む太陽電池廃棄物の処分の方法を適切に選択すること(当該処分が他の者によつて行われる場合には、当該処分に係る契約においてその選択した方法により当該処分が行われることを定めることを含む。)に努めなければならない。

2 太陽電池廃棄者(太陽電池廃棄者が他の者に工事又は作業を行わせて太陽電池廃棄物を排出させる場合には、当該他の者は、排出する太陽電池廃棄物の処分において再資源化等を行うこと等により太陽電池廃棄物の減量に努めるとともに、太陽電池廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該処理を適正に行うために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。)

第三章 事業用太陽電池廃棄者による事業

用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施のための措置

(事業用太陽電池廃棄者の判断の基準となるべき事項)

第七条 主務大臣は、事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施を図るため、主務省令で、事業用太陽電池廃棄者が事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施に向けて取り組むべき措置に関し、当該事業用太陽電池廃棄者の判断の基準となるべき事項として次に掲げる事項を定めるものとする。

一 事業用太陽電池の長期間の使用及び再使用その他の事業用太陽電池廃棄物とする事業用太陽電池の量の抑制のための措置に関する事項

二 排出される事業用太陽電池廃棄物の処分の方法の選択に関する次に掲げる事項

イ 事業用太陽電池廃棄物の処分の方法を適切に選択するための検討並びにこれに必要な情報の収集、整理、分析及び評価に関する事項

ロ 事業用太陽電池廃棄物の適切な処分の方法の選択に当たり考慮すべき事項

三 事業用太陽電池廃棄物の排出(当該事業用太陽電池廃棄物を排出する工事又は作業を含む。第九条第九項及び第二十一条第一項において同じ。)に関する事項

四 排出された事業用太陽電池廃棄物の処分の適切な実施の確保に関する事項

五 第九条第一項に規定する多量事業用太陽電池廃棄者にあつては、同項又は同条第二項の規定による届出に当たり特に考慮すべき事項

六 その他事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施に関

し必要な事項

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、基本方針に即し、かつ、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の状況、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等に関する技術水準、太陽電池廃棄物の再資源化等に要する費用の推移その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。(指導及び助言)

第八条 主務大臣は、事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施を図る必要があると認めるときは、事業用太陽電池廃棄者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施について必要な指導及び助言をすることができ。

(多量事業用太陽電池の廃棄の実施に関する計画)

第九条 事業用太陽電池廃棄者であつて、その事業用太陽電池の廃棄をしようとする事業用太陽電池の重量が政令で定める要件に該当するもの(以下「多量事業用太陽電池廃棄者」という。)は、当該事業用太陽電池の廃棄をしようとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の主務省令で定める場合を除き、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した当該事業用太陽電池の廃棄の実施に関する計画(以下「多量事業用太陽電池廃棄実施計画」という。)を主務大臣に届け出なければならない。

一 当該多量事業用太陽電池廃棄者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業用太陽電池廃棄物とする予定の事業用太陽電池の数量及び重量

三 事業用太陽電池廃棄物の排出を予定する時期及び場所

他の者に工事又は作業を行わせる当該事業用太陽電池廃棄物を排出させる場合には、その旨並びに当該工事又は作業の工程の概要並びに当該工事又は作業による当該事業用太陽電池廃棄物の排出を予定する時期及び場所

四 前号の他の者に工事又は作業を行わせて当該事業用太陽電池廃棄物を排出させる場合には、その者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

五 当該事業用太陽電池廃棄物の処分の方法

六 排出される事業用太陽電池廃棄物の全部又は一部の処分の方法が再資源化等のためのものでない場合には、その理由

七 当該事業用太陽電池廃棄物の処分を当該多量事業用太陽電池廃棄者(第四項に規定する者を含む。以下この号において同じ。)が行う場合にあつてはその旨、当該事業用太陽電池廃棄物の処分を他の者に委託する場合にあつては当該多量事業用太陽電池廃棄者からの委託により当該処分を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

八 その他主務省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者であつて、当該届出に係る多量事業用太陽電池廃棄実施計画の変更をしようとするものは、主務省令で定めるところにより、その変更後の多量事業用太陽電池廃棄実施計画を主務大臣に届け出なければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

3 第一項の規定による届出(前項の規定による届出をした場合には、同項の届出。以下この条において同じ。)をした者は、当該届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る多量事業用太陽電池廃棄実施計画

に記載された事業用太陽電池の廃棄に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 自ら事業用太陽電池廃棄物を排出すること。

二 他の者に工事又は作業を行わせて当該事業用太陽電池廃棄物を排出させること。

4 主務大臣は、第一項の規定による届出のあつた多量事業用太陽電池廃棄実施計画が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

一 第一項第二号に規定する事業用太陽電池の数量の全部について選択される処分の方法が再資源化等のためのものであること。

二 第一項第七号に規定する事業用太陽電池廃棄物の処分を行う者が、第十三条第一項に規定する認定事業者又は資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和六年法律第四十一号)第十七条第一項に規定する認定高度分離・回収事業者(当該認定高度分離・回収事業者がその同条第三項に規定する認定高度分離・回収事業計画に記載する同法第十六条第二項第四号に掲げる内容として太陽電池廃棄物の再資源化について同条第一項の認定を受けているものに限る。)であること。

三 災害その他の事由により当該届出に係る再資源化等の実施が困難であると認められる特定の事情がないこと。

5 主務大臣は、第一項の規定による届出のあつた多量事業用太陽電池廃棄実施計画が第七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項(同項第二号から第五号までに掲げる事項に限る。)に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出を受理した日から第三項に規定する期間(第七項の規定により当該期間が延長された場合には、その延長後の期間。次項において同じ。)内に限り、

当該多量事業用太陽電池廃棄実施計画の変更その他の必要な措置をとるべきことを勧告すること
ができる。

6 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該勧告を受けた者に
対し、その届出を受理した日から第三項に規定
する期間内に限り、相当の期限を定めて、当該
勧告に係る措置をとるべきことを命ずることが
できる。

7 主務大臣は、第一項の規定による届出(第四
項の規定により当該届出に係る第三項に規定す
る期間が短縮されたものを除く)をした者に対
して第五項の規定による勧告又は前項の規定に
よる命令をする必要があるかどうかについて審
査するため相当の期間を要し、その審査が第三
項に規定する期間内に終了しないと認める相当
の理由があるときは、当該期間を相当と認める
期間に延長することができる。この場合におい
て、主務大臣は、当該届出をした者又は当該勧
告を受けた者に対し、遅滞なく、その延長後の
期間及びその延長の理由を通知しなければなら
ない。

8 第一項の規定による届出をした者は、第二項
ただし書の主務省令で定める軽微な変更をする
場合は、その多量事業用太陽電池廃棄実施計画
を変更した後、遅滞なく、その変更後の多量事
業用太陽電池廃棄実施計画を主務大臣に届け出
なければならぬ。ただし、主務省令で定める
場合は、この限りでない。

9 第一項の規定による届出(同項第四号の記載
があるものに限る)又は当該届出に係る前項の
規定による届出をした者は、これらの届出後遅
滞なく、当該記載をされた同号に規定する者に
対し、当該届出がされた多量事業用太陽電池廃
棄実施計画(事業用太陽電池廃棄物の排出に係
る事項に限る)の内容を通知しなければならない

い。
(多量事業用太陽電池廃棄実施計画の届出に係
る情報提供)

第十条 多量事業用太陽電池廃棄者は、前条第一
項、第二項又は第八項の規定による届出をする
に当たつて、当該届出に係る多量事業用太陽電
池廃棄実施計画において同条第一項第七号に規
定する事業用太陽電池廃棄物の処分を行う者と
して記載しようとする者に対し、当該者が行う
ことができる太陽電池廃棄物の処分の方法に関
する情報その他の当該届出に必要な情報の提供
を求めることができる。

第四章 太陽電池廃棄物再資源化等事業の
実施のための措置

(太陽電池廃棄物再資源化等事業を行う者の講
ずる措置)

第十一条 太陽電池廃棄物再資源化等事業(再資
源化等のための太陽電池廃棄物の処分のみを行
う事業を含む。次項において同じ。)を行う者
は、当該太陽電池廃棄物再資源化等事業の円滑
な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければ
ならない。

2 太陽電池廃棄物再資源化等事業を行う者は、
当該者に太陽電池廃棄物の処分の委託をしよう
とする者に対し、その求めに応じ太陽電池廃棄
物の処分の方法として再資源化等のための処分
を含む太陽電池廃棄物の処分の方法を提示する
こと等により、太陽電池廃棄物の再資源化等の
ための処分の方法が適切に選択されるよう努め
なければならない。

(太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の認定)
第十二条 太陽電池廃棄物再資源化等事業を行
おうとする者(当該太陽電池廃棄物再資源化等事
業に係る太陽電池廃棄物の収集若しくは運搬又
は処分の全部又は一部を他人に委託して当該太
陽電池廃棄物再資源化等事業を行うものとする者
を含む)は、主務省令で定めるところにより、

太陽電池廃棄物再資源化等事業の実施に関する
計画(以下「太陽電池廃棄物再資源化等事業計
画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請
することができる。

2 太陽電池廃棄物再資源化等事業計画において
は、次に掲げる事項を記載しなければならない
い。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

二 申請者が法人である場合においては、その
役員(業務を執行する社員、取締役、執行役
又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問
その他いかなる名称を有する者であるかを問
わず、法人に対し業務を執行する社員、取締
役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上
の支配力を有するものと認められる者を含
む。次項第三号ハからホまでにおいて同じ。)の
氏名及び政令で定める使用人があるとき
は、その者の氏名

三 申請者が個人である場合において、政令で
定める使用人があるときは、その者の氏名

四 太陽電池廃棄物の収集を行うとする区域

五 太陽電池廃棄物再資源化等事業の内容

六 太陽電池廃棄物の収集若しくは運搬又は処
分の全部又は一部を他人に委託しようとする
場合には、その者の氏名又は名称及びその者
が行う収集若しくは運搬又は処分の別

七 太陽電池廃棄物の収集又は運搬の用に供す
る施設

八 太陽電池廃棄物の処分の用に供する施設の
所在地、構造及び設備

九 太陽電池廃棄物の再資源化等に関する研究
開発を行うものとする場合には、その内容

十 その他主務省令で定める事項

3 主務大臣は、第一項の規定による申請があつ
た場合において、その申請に係る太陽電池廃棄
物再資源化等事業計画が次の各号のいずれにも

適合するものであると認めるときは、その認定
をするものとする。

一 太陽電池廃棄物再資源化等事業の内容が、
基本方針に照らして適切なものであり、か
つ、太陽電池廃棄物の適正な処理及び太陽電
池に係る資源の有効な利用の確保に資するも
のとして主務省令で定める基準に適合するも
のであること。

二 申請者(前項第六号に規定する者がある場
合には、当該者を含む。次号において同じ。)の
能力並びに同項第七号に掲げる施設及び同
項第八号に規定する施設が、太陽電池廃棄物
再資源化等事業を適確に、かつ、継続して行
うに足りるものとして主務省令で定める基準
に適合すること。

三 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 廃棄物処理法第十四条第五項第二号イ又
はロのいずれかに該当する者

ロ この法律又はこの法律に基づく命令若し
くは処分違反、罰金の刑に処せられ、
その執行を終わり、又は執行を受けること
がなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 次条第四項の規定により認定を取り消さ
れ、その取消しの日から五年を経過しない
者(当該認定を取り消された者が法人であ
る場合には、当該取消しの処分に係る行政
手続法平成五年法律第八十八号第十五条
の規定による通知があつた日前六十日以内
に当該法人の役員であつた者で当該取消し
の日から五年を経過しないものを含む。)

ニ 営業に関し成年者となつた行為能力を有
しない未成年者であつて、その法定代理人
(法定代理人が法人である場合には、その
役員を含む)がイからハまでのいずれかに
該当するもの

ホ 法人であつて、その役員又は政令で定め

る使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの へ 個人であつて、政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの ト 廃棄物処理法第十四条第五項第二号へに該当する者 (太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の変更等) 第十三条 前条第三項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 2 認定事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。 3 認定事業者は、前条第二項第一号から第三号まで、第九号又は第十号に掲げる事項の変更をしたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。 4 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第三項の認定に係る太陽電池廃棄物再資源化等事業計画(第一項の規定による変更又は前二項の規定による届出に係る変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)の変更を指示し、又は同条第三項の認定を取り消すことができる。 一 認定事業者(認定計画に前条第二項第六号に規定する者が記載されている場合には、当該者を含む。次号及び次条を除き、以下同じ。)(が、認定計画に従つて太陽電池廃棄物再資源化等事業を実施していないとき。 二 認定事業者が、認定計画に記載された前条	第二項第六号に規定する者以外の者に対して、当該認定計画に係る太陽電池廃棄物の再資源化等に必要な行為を委託したとき。 三 認定事業者の能力又は前条第二項第七号に掲げる施設若しくは同項第八号に規定する施設が、同条第三項第二号の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。 四 認定事業者が前条第三項第三号イからトまでのいずれかに該当するに至つたとき。 5 前条第三項の規定は、第一項の認定について(廃棄物処理法の特例) 第十四条 認定事業者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定計画に従つて行う太陽電池廃棄物の再資源化等に必要な行為(一般廃棄物(廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。第八項において同じ。)(又は産業廃棄物(廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。))の収集若しくは運搬又は処分)に該当するものに限る。第三項において同じ。))を業として実施することができる。 2 認定事業者は、前項に規定する行為(産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分)に該当するものに限る。認定計画に記載された第十二条第二項第六号に規定する者に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。 3 認定事業者の委託を受けて太陽電池廃棄物の再資源化等に必要な行為を業として実施する者(認定計画に記載された第十二条第二項第六号に規定する者に限る。)(は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定計画に従つて行う太陽電池廃棄物の再資源化等に必要な行為を	業として実施することができる。 4 認定事業者又は前項に規定する者は、政令で定める基準に従ひ、認定計画に従つて行う太陽電池廃棄物(産業廃棄物であるものに限る。次条第一項第二号において同じ。)(の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。この場合において、廃棄物処理法第十二条第一項、第十六条の二第一号及び第十九条の五第一項の規定の適用については、廃棄物処理法第十二条第一項中「政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場合とすることができ産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という。)(とあるのは、太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律(令和八年法律第二十号)第十四条第四項の政令で定める基準」と、同号中「産業廃棄物処理基準又は」とあるのは「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律第十四条第四項の政令で定める基準又は」と、廃棄物処理法第十九条の五第一項中「産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準」とあるのは「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律第十四条第四項の政令で定める基準又は産業廃棄物保管基準」とする。 5 認定事業者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項、第十五項及び第十六項並びに第七条の五の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)(又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十三項から第十五項まで及び第十七項並びに第十四条の三の規定(これらの規定に係る罰則を含む。))の適用については、一般廃棄物収集運搬業者(廃棄物処理法第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。次項及び第七項において同じ。)(若しくは産業廃棄物処分業者(廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。次項及び第七項において同じ。))とみなす。 6 第三項に規定する者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項及び第十四項並びに第七条の五の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)(又は産業廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十三項から第十六項まで及び第十四条の三の三の規定(これらの規定に係る罰則を含む。))の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。 7 前二項に規定する者は、廃棄物処理法第十九条の三の規定(同条の規定に係る罰則を含む。))の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。この場合において、同条第二号中「産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準」とあるのは、「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律(令和八年法律第二十号)第十四条第四項の政令で定める基準又は産業廃棄物保管基準」とする。 8 一般廃棄物処理基準(廃棄物処理法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準をいう。)(に適合しない太陽電池廃棄物(一般廃棄物であるものに限る。)(の収集、運搬又は処分(保管を含む。以下この項において同じ。))が行われ
---	--	---

た場合において、認定事業者が当該収集、運搬若しくは処分を行った者に対して当該収集、運搬若しくは処分を行うことを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該収集、運搬若しくは処分を行うことを助けたときは、当該認定事業者は、廃棄物処理法第十九条の四（廃棄物処理法第十九条の十第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定（当該規定に係る罰則を含む。）の適用については、廃棄物処理法第十九条の四第一項に規定する処分者等に該当するものとみなす。（産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の特例） 第十五条 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）第十六条第一項の規定により指定された産業廃棄物処理事業振興財団（次項において「振興財団」という。）は、同法第十七条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。 一 認定事業者が認定計画に従って行う太陽電池廃棄物の再資源化等（産業廃棄物の処理に該当するものに限る。）の用に供する施設の整備の事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。 二 認定事業者が認定計画に従って行う研究開発（太陽電池廃棄物の処理に関する新たな技術の開発に資するものに限る。）に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 2 前項の規定により振興財団が同項各号に掲げる業務を行う場合には、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第十八条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する	る法律（令和八年法律第 号。以下「太陽電池廃棄物再資源化等推進法」という。）第十五条第一項第一号に掲げる業務」と、同法第十九条中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び太陽電池廃棄物再資源化等推進法第十五条第一項各号に掲げる業務」と、同法第二十一条第二号中「掲げる業務及び」とあるのは「掲げる業務及び太陽電池廃棄物再資源化等推進法第十五条第一項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「掲げる業務及びこれに」とあるのは「掲げる業務及び太陽電池廃棄物再資源化等推進法第十五条第一項第二号に掲げる業務並びにこれら」と、同法第二十二条第一項、第二十三条及び第二十四条第一項第一号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務又は太陽電池廃棄物再資源化等推進法第十五条第一項各号に掲げる業務」と、同法第二十三条中「この章」とあるのは「この章又は太陽電池廃棄物再資源化等推進法」と、同法第二十四条第一項第三号中「この章」とあるのは「この章若しくは太陽電池廃棄物再資源化等推進法」と、同法第三十条中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十二条第一項（太陽電池廃棄物再資源化等推進法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」と、「同項」とあるのは「第二十二条第一項」とする。 （認定事業者の責務） 第十六条 認定事業者は、太陽電池廃棄物の再資源化により得られる物の質の向上及び量の増加に資するため必要な設備の導入その他の措置を講ずるよう努めなければならない。 （指導及び助言） 第十七条 主務大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る太陽電池廃棄物再資源化等事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。	第五章 製造業者等及び販売業者による太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資する措置 （太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資する設計等の工夫等） 第十八条 太陽電池の製造又は輸入を業として行う者（次条第一項、第三項及び第四項において「製造業者等」という。）は、設計及び原材料等（太陽電池の製造又は加工に使用する原材料、部品その他の物品をいう。）の種類について工夫をした太陽電池を製造し、又は当該工夫がされた太陽電池を輸入することにより、当該工夫がされた太陽電池の長期間の使用等を通じて太陽電池の廃棄の抑制に寄与するとともに、太陽電池廃棄物の再資源化等の実施の容易化及びその実施に要する費用の低減に努めなければならない。 2 太陽電池の販売を業として行う者（次条第二項から第四項までにおいて「販売業者」という。）は、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資するため、前項に規定する工夫がされた太陽電池を販売するよう努めなければならない。 （太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資する情報の提供等） 第十九条 製造業者等は、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資するため、その製造し、又は輸入する太陽電池について、その部品の材質及び成分並びにその重量の表示等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 販売業者は、太陽電池廃棄物に対し、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化	等の円滑な実施に資するため、太陽電池の長期間の使用及び再使用並びに太陽電池廃棄物の再資源化等に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 3 主務大臣は、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施のため必要があると認めるときは、製造業者等又は販売業者に対し、その製造し、若しくは輸入し、又は販売する太陽電池に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。 4 製造業者等又は販売業者は、前項の規定により協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めなければならない。 第六章 雑則 （財政上の措置等） 第二十条 国は、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。 （報告徴収及び立入検査） 第二十一条 主務大臣は、第九条の規定の施行に必要な限度において、多量事業用太陽電池廃棄物に対し、事業用太陽電池廃棄物とする予定の事業用太陽電池の数量及び重量に関する事項、当該事業用太陽電池廃棄物の処分の方法の選択及び当該事業用太陽電池廃棄物の排出に関する事項その他の必要な事項を報告させ、又はその職員に、多量事業用太陽電池廃棄物の事務所若しくは事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2 主務大臣は、第九条の規定の施行に必要な限度において、多量事業用太陽電池廃棄物が他の者に工事又は作業を行わせて当該事業用太陽電池廃棄物を排出させる場合における当該他の者に対し、同条第一項、第二項又は第八項の規定による届出に係る排出される事業用太陽電池廃
--	--	---	--

棄物の数量及び重量、同条第一項第五号に掲げる処分の方法その他の必要な事項を報告させ、又はその職員に、当該者の事務所、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	2 この法律における主務省令は、環境大臣及び経済産業大臣の発する命令とする。 (権限の委任) 第二十四条 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。 (経過措置) 第二十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。	きは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。 第二十九条 第九条第八項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第五条から第七条までの規定は、公布の日から施行する。 (準備行為) 第二条 主務大臣は、基本方針を定めるために、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、関係行政機関の長に協議することができる。	ができる。この場合において、その届出をした者は、施行日においてこれらの規定による届出をしたものとみなす。 (経過措置) 第三条 第九条第一項の規定は、施行日から起算して三十日を経過する日以後に自ら事業用太陽電池廃棄物を排出する事業用太陽電池の廃棄(他の者に工事又は作業を行わせて当該事業用太陽電池廃棄物を排出させる場合には、同日以後に当該他の者に当該工事又は作業に着手させる事業用太陽電池の廃棄)について適用する。 (検討) 第四条 政府は、太陽電池廃棄物の排出量の見込み、太陽電池廃棄物の再資源化等の選択の状況、廃棄物の最終処分場における処理量の見込み、太陽電池廃棄物再資源化等事業を行う者における太陽電池廃棄物の再資源化等の実施の状況、太陽電池廃棄物の再資源化等に要する費用の推移その他の事情を勘案し、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、多量事業用太陽電池廃棄者に係る第九条第一項の政令で定める要件の見直し、太陽電池の廃棄に係る者における太陽電池廃棄物とする太陽電池の量の抑制及び太陽電池廃棄物の処分の方法としての再資源化等の選択に係る義務付け等所要の措置を講ずるものとする。 (政令への委任) 第五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 (登録免許税法の一部改正) 第六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。 別表第一第一百五十六号の五の次に次のように加える。
3 主務大臣は、第九条の規定の施行に必要な限度において、事業用太陽電池廃棄物の処分を行う者に対し、同条第一項、第二項又は第八項の規定による届出に係る処分を行うおとする事業用太陽電池廃棄物の数量及び重量、同条第一項第五号に掲げる処分の方法、当該処分に係る施設の処理能力その他の必要な事項を報告させ、又はその職員に、当該者の事務所、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 4 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者に対し、認定計画に従って行う太陽電池廃棄物再資源化等事業の業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、認定事業者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	第二十六條 第九條第六項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。 第二十七條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第九條第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第三項第一号又は第二号に掲げる行為をしたとき。 二 第九條第三項の規定に違反して同項に規定する期間(同条第四項の規定により短縮され、又は同条第七項の規定により延長された場合には、その短縮又は延長後の期間)中に同条第三項第一号又は第二号に掲げる行為をしたとき。	2 第十二条第三項の認定を受けようとする者は、施行日前においても、同条第一項及び第二項の規定の例により、その申請をすることができ 3 主務大臣は、前項の申請があつた場合には、施行日前においても、第十二条第三項の規定の例により、その認定をすることができ。この場合において、その認定を受けた者は、施行日において同項の認定を受けたものとみなす。 4 前項の認定を受けた者であつて、第十三条第一項の認定を受けようとするものは、施行日前においても、同項の規定の例により、その認定を受けることができる。この場合において、その認定を受けた者は、施行日において同項の認定を受けたものとみなす。 5 第三項の認定を受けた者であつて、第十三条第二項又は第三項の規定による変更に係る届出をしようとするものは、施行日前においても、これらの規定の例により、その届出をすること	第六條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。 別表第一第一百五十六号の五の次に次のように加える。
5 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 6 第一項から第四項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (関係行政機関への照会等) 第二十二條 主務大臣は、この法律の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。 (主務大臣等) 第二十三條 この法律における主務大臣は、環境大臣及び経済産業大臣とする。	第七章 罰則 第二十六條 第九條第六項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。 第二十七條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第九條第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第三項第一号又は第二号に掲げる行為をしたとき。 二 第九條第三項の規定に違反して同項に規定する期間(同条第四項の規定により短縮され、又は同条第七項の規定により延長された場合には、その短縮又は延長後の期間)中に同条第三項第一号又は第二号に掲げる行為をしたとき。 三 第二十一條第一項から第四項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 第二十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたと	き、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。 第二十九条 第九条第八項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第五条から第七条までの規定は、公布の日から施行する。 (準備行為) 第二条 主務大臣は、基本方針を定めるために、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、関係行政機関の長に協議することができる。 2 第十二条第三項の認定を受けようとする者は、施行日前においても、同条第一項及び第二項の規定の例により、その申請をすることができ 3 主務大臣は、前項の申請があつた場合には、施行日前においても、第十二条第三項の規定の例により、その認定をすることができ。この場合において、その認定を受けた者は、施行日において同項の認定を受けたものとみなす。 4 前項の認定を受けた者であつて、第十三条第一項の認定を受けようとするものは、施行日前においても、同項の規定の例により、その認定を受けることができる。この場合において、その認定を受けた者は、施行日において同項の認定を受けたものとみなす。 5 第三項の認定を受けた者であつて、第十三条第二項又は第三項の規定による変更に係る届出をしようとするものは、施行日前においても、これらの規定の例により、その届出をすること	第六條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。 別表第一第一百五十六号の五の次に次のように加える。
令和八年五月二十九日 参議院會議録第十七号	太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案		

百五十六の六 太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の認定	
(一) 太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律 (令和八年法律第 号)第十二条第三項(太陽電池 廃棄物再資源化等事業計画の認定)の太陽電池廃棄物 再資源化等事業計画の認定	認定件数 一件につき十五 万円
(二) 太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律第 十三条第一項(太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の 変更等)の太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の変更 の認定(同法第十二条第二項第四号の太陽電池廃棄物 の収集を行うとする区域の増加に係るものに限る。)	認定件数 一件につき三万 円

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の公布の日から施行日の前日まで
の間を受ける前条の規定による改正後の登録
免許税法別表第一 第一百五十六号の六に掲げる認
定に係る同法の規定の適用については、同号(一)
中「第十二条第三項(太陽電池廃棄物再資源化等
事業計画の認定)の太陽電池廃棄物再資源化等
事業計画の認定」とあるのは「附則第二条第三項
(準備行為)の認定」と、同号(二)中「第十三条第一
項(太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の変更
等)の太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の変
更の認定」とあるのは「附則第二条第四項の認
定」とする。

審査報告書

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活
動の持続的な発展を図るための産業競争力強
化法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よって要領書を添えて報告する。
令和八年五月二十八日
経済産業委員長 浜口 誠
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、国際情勢の複雑化、物価の変
動、人口の減少、少子高齢化の進展等の経済社
会情勢の変化に適切に対応して、我が国企業の
事業活動の持続的な発展を図るため、予見し難
い国際経済事情の急激な変化に対応する設備投
資等による事業変更を行うとする者、事業に
要する費用の上昇に対応する設備投資等による
事業変更を行うとする者及び生活の維持に係
る物品又は役務の需要の減少又は供給の不足に
対応する事業の効率化等の事業変更を行うとす
る者の当該事業変更に係る計画認定制度の創
設並びにこれらに係る支援措置等を講ずること
も、株式会社日本貿易保険が行う貿易保険等
の引受けのうち、海外の需要の開拓又は我が国
の経済活動が依拠している重要な物資の安定的
な供給の確保による本邦企業の供給網の強靱化
の対応のため特に必要な日本国政府と日本国以
外の国の政府との間の取決めとして経済産業大
臣が定める取決めに係る引受けについて、当該
引受けに係る業務に関する経済産業大臣による
指針の策定の措置等を講じようとするものであ
り、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法施行に要する経費は、令和八年度一般会
計予算算総則において、株式会社日本貿易保
険が特別勘定の健全性を確保し、特定引受業務
に係る保険金等を支払うために必要となる資金
の確保に用いるために発行することができると
債の金額の限度は一兆七千八百億円と定めら
れ、また、同予算(経済産業省所管)の歳出にお
いて、独立行政法人中小企業基盤整備機構出資
金として五億六千万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について
適切な措置を講ずべきである。
一 特定生産性向上設備等の基準については、事
業者の予見可能性を高める観点から、投資利益
率や投資下限額等の詳細を速やかに明示すると
ともに、当該設備等に係る特定生産性向上設備
等投資促進税制の執行状況を踏まえ、不断の見
直しを行うこと。投資利益率の確認は、基本的
に申請時の投資計画によってなされることか
ら、その計画が確実なものであるか、丁寧に手
続を進めること。また、計画の確認後において
も適時適切に事業の進捗状況を把握し、事業者
が税制の趣旨に反して利益を得ることがないよ
う万全を期すとともに、不適切な事例を確認し
た場合には厳正に対処すること。
二 特定生産性向上設備等投資促進税制によつて
事業者の大胆な投資を効果的に促すため、戦略
分野に関する政府の投資のロードマップの策定
を進めるなど、事業者の予見可能性を高めるよ
う最大限努めること。また、中小企業を含め、
業種や分野を超えた幅広い事業者が、制度の活
用を積極的に検討できる環境の整備を進めるこ
と。

さらに、同税制については、投資収益性等の
実績を把握することはもとより、業種や規模別
の国内投資の増加を含む政策効果の事後的な検
証や、事業者の稼ぐ力の強化と賃上げの状況に
関する調査を行い、国際社会の動向を踏まえ、
他の税制やその他の措置を含めた総合的な措置
を講じることにより、国内への円滑かつ一層の
投資を促進すること。
三 新たに創設される国際経済事情激変事業適応
及び事業費上昇事業適応の計画認定制度につい
ては、足元の中東情勢の影響及びそれに起因す
る原材料価格やエネルギーコストの動向も注視
しつつ、実施指針を可能な限り早期に策定する
こと。

四 生活維持物品役務需要減等事業適応に関する
指針については、事業の効率化による採算性向
上に資するものとなるよう考慮するとともに、
同事業適応計画の実施状況を勘案し、不断の見
直しを行うこと。また、同事業適応計画の認定
及び支援措置の実施に当たっては、関係省庁及
び地方公共団体において連携を強化するととも
に、同事業適応に取り組もうと意欲を持つ事業
者の申請が円滑に進められるよう、合理的な制
度設計を目指すこと。あわせて、生活維持物品
役務は、地域経済全体の持続的発展に不可欠で
あることなど、産業競争力強化法を改正する趣
旨を幅広く事業者等に周知・広報するとともに、
好事例の創出・普及等に取り組む、制度の活用
が広く行われるようにすること。

五 承認地域経済牽引事業用工場等の緑地面積率
等については、市町村において地域の実情を反
映した準則条例が制定されるよう、その基準を
速やかに策定及び公表すること。また、地方公
共団体間の財政力の差により、産業用地の整備
及び企業誘致への取組において格差が拡大する
ことがないよう、適時適切な措置を検討するこ
と。

と。同時に、現時点で未活用となつてゐる工業団地の用地の活用が更に図られるよう、必要な取組を進めること。

六 AI・デジタル市場の加速度的な拡大を見据え、住民との調和を前提に、国内におけるデータセンターの地域分散かつ集約的な設置を推進するため、本法の措置と併せ、関連インフラの整備等、適切な措置を講じること。

七 日米政府の戦略的投資イニシアティブにおいては、貿易保険法等の国内法令と矛盾せず、また、我が国の経済安全保障の確保に資することにも、投資案件に参画する国内企業にとつて利益が見込める案件が選定されるよう、日米政府で十分に協議を行うとともに、可能な限りの情報公開に努めること。また、案件に対し、中小企業も含めた国内企業の参画が円滑に進むよう、国によるマッチングの推進等、必要な取組を行うこと。さらに、案件の資金調達における株式会社国際協力銀行による出融資額と株式会社日本貿易保険が保証する民間金融機関の融資額の割合については、多額のアメリカ合衆国ドルを持続的に調達する必要があることに鑑み、民間金融機関の過度な負担となることがないよう、案件の規模や性質等に応じて柔軟に設定すること。

長期にわたるプロジェクトの遂行に当たり、米国の政治情勢にかかわらず、日米の協議委員会の実質的な機能が維持されるよう、適切な対応を図るとともに、不測の事態による計画の遅延や費用の増大等があつた場合は、事業の採算性や継続性などを改めて査定し、その結果に応じ、支援規模の縮小を含め、厳格な対応を行うこと。

八 株式会社日本貿易保険が新たに行うこととなる特定引受業務に関し、専門人材の確保等、同社の体制整備に十分留意すること。また、特定

令和八年五月二十九日 参議院会議録第十七号

引受業務に係る区分経理を適切に監督し、同社が適正な保険料の下でリスクを管理し、交付国債を超える追加的な財政負担が生じることがないよう万全を尽くすこと。
右決議する。

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和八年五月十四日 衆議院議長 森 英介

参議院議長 関口 昌一殿

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律

(産業競争力強化法の一部改正)

第一条 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二項に次の一号を加える。

三 予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応して行うもの

第二条第十七項第一号ウ中「第二十八項」を「第二十九項」に改め、同条第十九項中「プログラムをいう」の下に「第百四十五条の二において同じ」を加え、同条中第三十七項を第三十八項とし、第二十項から第三十六項までを一項ずつ繰り下げ、第十九項の次に次の一項を加える。

20 この法律において「特定生産性向上設備等」

とは、生産性向上設備等のうち、事業の将来における高い生産性の確保に特に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものをいう。

第二十一条の二十第一項中「及び第二号ハ」を「第二号ハ及び第三号ハ」に改め、同条第二項第一号ハ中「次号ハ」の下に「及び第三号ハ」を加え、「第二十一条の二十四第一項第一号及び第二号」を「第二十一条の二十四第一項各号」に改め、同項に次の一号を加える。

三 国際経済事情激変事業適応第二条第十二項第三号に該当する事業適応をいう。以下同じ。にあつては、次に掲げる事項

イ 国際経済事情激変事業適応の促進の意義及び目標その他の国際経済事情激変事業適応に関する基本的事項

ロ 国際経済事情激変事業適応の実施に必要な特定生産性向上設備等の導入その他の国際経済事情激変事業適応の内容に関する事項

ハ 国際経済事情激変事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関して公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

二 その他国際経済事情激変事業適応に関する重要事項

第二十一条の二十二中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

五 主務大臣は、第一項の認定をするに当たつてその事業適応計画(国際経済事情激変事業適応に関するものに限る。)が前項第三号に適合するかどうかを判断するために必要があると認めるときは、株式会社日本貿易保険の意見を聴くものとする。

第二十一条の二十三第五項中「及び第五項」を

「から第六項まで」に改め、同条の次に次の一項を加える。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う国際経済事情激変事業適応の円滑化業務)

第二十一条の二十三の二 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、国際経済事情激変事業適応を円滑化するため、認定事業適応事業者(国際経済事情激変事業適応を実施するものに限る。次条第一項第三号において同じ。)が認定事業適応計画に従つて行う国際経済事情激変事業適応のための措置のうち特定生産性向上設備等の導入を行うのに必要な資金を調達するために発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下この節、第三十四条及び第一百一条第一項第六号において同じ。)及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

第二十一条の二十四第一項第一号中「導入又は」を「導入」に改め、「販売」の下に「又は特定生産性向上設備等の導入」を、「次号及び」の下に「第三号並びに」を加え、同項に次の一号を加える。

三 指定金融機関に対し、認定事業適応事業者が認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金を調達するために発行する社債の引受けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務

第二十一条の二十五第一項中「及び第二号ハ」を「第二号ハ及び第三号ハ」に改める。

第二十一条の二十六第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「するもの」の下に「又は認定事業適応事業者が認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金を調達するために発行する社債を引き受ける業務のうち、当該社債の引受けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行おうとするもの」を加える。

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案 一一三

第三十四条中「社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第一百条第一項第六号において同じ。」を削る。

第七十六条中「第二条第二十六項」を「第二条第二十七項」に改める。

第七十八条中「第二条第二十六項第二号」を「第二条第二十七項第二号」に改める。

第一百十二條第一項中「第二條第二十九項」を「第二條第三十項」に改める。

第二百二十七条第三項第三号二中「第二条第三十二項第二号」を「第二条第三十三項第二号」に改める。

第二百二十九條第一項中「第二條第三十一項第一號」を「第二條第三十二項第一號」に改め、同條第二項中「第二條第三十一項第二號」を「第二條第三十二項第二號」に、「同條第三十一項第四號」を「同條第三十二項第四號」に改め、同條第三項中「第二條第三十一項第一號」を「第二條第三十二項第一號」に改め、同條第四項第一號イ中「第二條第三十一項第一號」を「第二條第三十二項第一號」に改め、同號ロ中「第二條第三十一項第四號」を「第二條第三十二項第四號」に改め

第百三十二条第一項及び第二項の表第三条第三項の項中「第二条第三十五項」を「第二条第三十六項」に改める。

第百四十五条の次に次の一条を加える。

(生産性の向上に資する施設等の導入の状況に関する調査)

第百四十五條の二 政府は、事業者による生産性向上設備等の導入その他の生産性の向上に資する施設、設備、機器、装置又はプログラムの導入の円滑化のために必要があると認めるときは、当該導入の状況に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の
 第二條 産業競争力強化法の一部を次のように改
 正する。

目次中の「再生」を「の再生等」に、「第二節 中小企業再生支援体制の整備(第百三十三条

「第二節 中小企業再生支援体
第三節 生活維持物品役務需
第四節 生活維持物品役務需
第一百四十條」を

制の整備(第百三十三条—第百四十条)
要減等事業適応の円滑化(第百四十条の二—第
要減等事業適応支援体制の整備(第百四十条の

百四十条の二十七)に改める。
二十八―第四百四十条の三十七)」

第一条中「再生」を「再生等」に改める。
第二条第十二項に次の一号を加える。

四 事業に要する費用の上昇による事業環境の変化に対応して行うもの

第二条に次の五項を加える。

39 この法律において「生活維持物品役務需要減等事業適応」とは、事業者が、人口の減少又は少子高齢化の進展その他の経済社会情勢の変化に伴う生活の維持に必要な物品又は物品の輸送、旅客輸送その他の役務の需要の減少又は供給の不足（第四百四十条の三十五第一項において「生活維持物品役務需要減等」という。）に対応して、その事業の合理化、多角化又は広域化その他の事業の効率化を旨指して行う事業の全部又は一部の変更をいう。

40 この法律において「特定事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 常時使用する従業員の数が五百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号及び第三号に掲げる業種並びに第四号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 常時使用する従業員の数が四百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第四号の

政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービ

ス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事

業を主たる事業として営むもの

六 協業組合
七 事業協同組合、事業協同小組合、商工組

合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

八 特定非営利活動法人特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。第百三十条において同じ。であつて、常時使用する従業員の数が五百人(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者についてでは三百人、卸売業を主たる事業とする事業者については四百人)以下のもの

41 この法律において「事業承継等」とは、次に掲げるいずれかの措置をいう。

一 吸収合併（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社及び同項第一号に規定する吸収合併消滅会社が特定事業者又は常時使用する従業員の数が政令で定める数以下の会社その他政令で定める法人若しくは個人（以下この条及び第四百十条の三第四項第二号において「特定事業者等」という。）である場合に限る。）により当該吸収合併存続会社となり、当該吸収合併消滅会社の権利義務

務の全部を承継すること。

一 新設合併（会社法第七百五十三条第一項）に規定する新設合併設立会社及び同項第一号に規定する新設合併消滅会社が特定事業者等である場合に限る。）により当該新設合併設立会社を設立し、当該新設合併消滅会社の権利義務の全部を承継すること。

三 吸収分割（会社法第七百五十七条に規定

八条第一号に規定する吸収分割会社が特定事業者等である場合に限る。）により当該吸収分割承継会社となり、当該吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継すること。

新設分割(会社法第七百六十三条第一項

号に規定する新設分割会社が特定事業者等である場合に限る。）により当該新設分割設立会社を設立し、当該新設分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継すること。

五 株式交換(会社法)

する株式交換完全親会社及び同法第七百六十八條第一項第一号に規定する株式交換完全子会社が特定事業者等である場合に限る。）により当該株式交換完全親会社となり、当該株式交換完全子会社の発行済株式の全部を取得すること。

株式移転(会社法第七百七十三条第一項)

第一号に規定する株式移転設立完全親会社及び同項第五号に規定する株式移転完全子会社が特定事業者等である場合に限り、）により当該株式移転完全子会社となり、その発行済株式の全部を当該株式移転設立完全親会社に取得させること。

七 株式交付(会社法第七百七十四条の第三項第一号に規定する株式交付親会社及び株式交付子会社が特定事業者等である場合に限る。)により当該株式交付親会社となり、当該株式交付子会社の株式を譲り受けること。

八 事業又は資産の譲受け(特定事業者等が他の特定事業者等から譲り受ける場合に限る。)

九 特定事業者等による他の特定事業者等の株式又は持分の取得(当該取得によって当該特定事業者等が当該他の特定事業者等の経営を実質的に支配していると認められているものとして主務省令で定める関係を有するものとなる場合に限る。)

十 事業協同組合、企業組合又は協業組合の設立

42 この法律において「承継等特定事業者等」とは、特定事業者等が事業承継等(前項第一号から第四号までに掲げる措置及び同項第八号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。次項、第四百十条の三第四項第二号ロ及びハ並びに第四百十条の十一において同じ。)を行う場合における当該特定事業者等という。

43 この法律において「被承継等特定事業者等」とは、承継等特定事業者等が他の特定事業者等から、事業承継等を行う場合における当該他の特定事業者等という。

第二十一条の十九第一項中「(平成十七年法律第八十六号)」を削る。

第二十一条の二十第一項中「及び第三号ハ」を「第三号ハ及び第四号ハ」に改め、同条第二項第一号ハ中「次号ハ及び第三号ハ並びに」を「以下この項及び」に改め、同項に次の一号を加える。

四 事業費上昇事業適応(第二条第十二項第四号に該当する事業適応をいう。以下同じ。)にあつては、次に掲げる事項

イ 事業費上昇事業適応の促進の意義及び目標その他の事業費上昇事業適応に関する基本的事項

ロ 事業費上昇事業適応の実施に必要な生産性向上設備等の導入、施設の運営その他の事業費上昇事業適応の内容に関する事項

ハ 事業費上昇事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関して公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

ニ その他事業費上昇事業適応に関する重要事項

第二十一条の二十一第一項中「この条及び」を「この条」、「において」を「及び第二十一条の二十三の二第五項第一号において」に改める。

第二十一条の二十二第一項中「事業適応」の下に「事業費上昇事業適応を除く。以下同じ。」を加える。

第二十一条の二十三の二を次のように改める。

(事業費上昇事業適応計画の認定)

第二十一条の二十三の二 事業者は、その実施しようとする事業費上昇事業適応当該事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含む。以下同じ。)に関する計画(以下「事業費上昇事業適応計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の事業者が事業費上昇事業適応を共同して行おうとする場合にあつては、当該二以上の事業者は共同して事業費上昇事業適応

計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 事業費上昇事業適応計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業費上昇事業適応の目標

二 事業費上昇事業適応の内容、実施時期及び実施場所

三 事業費上昇事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程

4 事業費上昇事業適応計画には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 事業費上昇事業適応の実施に当たつて事業者が第二十一条の二十三の四の規定の適用を受ける場合には、生産性向上設備等の導入を行うのに必要な資金を調達するため発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下この節、第三十四条、第一百一条第一項第六号及び第四百十条の九において同じ。)に係る社債権者の保護に関する事項

二 事業費上昇事業適応の実施に当たつて地域経済牽引事業用地整備(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号。以下この条及び第二十一条の二十三の五において「地域経済牽引事業促進法」という。))第四条第二項第七号に規定する地域経済牽引事業用地整備をいう。)の実施により整備された土地において当該事業費上昇事業適応のための措置を行おうとする場合には、その旨及び当該措置を行うことによる経済的効果

三 事業費上昇事業適応の実施に当たつて当該事業費上昇事業適応のための措置の用に

供する工場又は事業場(地域経済牽引事業促進法第十三条第三項第三号に規定する地域経済牽引事業用地等に相当するものに限る。以下この号、第七項第二号及び第二十一条の二十三の五第二項において同じ。))が同項の規定の適用を受ける場合には、その旨及び当該措置の用に供する工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮に関する事項

四 事業費上昇事業適応の実施に当たつて当該事業費上昇事業適応のための措置の用に供する情報処理施設(地域経済牽引事業促進法第四条第二項第九号に規定する地域経済牽引事業用地情報処理施設に相当するものに限る。以下この条及び第二十一条の二十三の五第三項において同じ。))が同項の規定の適用を受ける場合には、その旨及び当該措置の用に供する情報処理施設に対する工業用水道事業者(工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第五項に規定する工業用水道事業者をいう。第十一項及び第二十一条の二十三の五第三項において同じ。))による水の供給の見込みに関する事項

5 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業費上昇事業適応計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 実施指針(当該事業費上昇事業適応計画に係る事業が属する分野について第二十一条の二十一第一項の規定により事業分野別実施指針が定められている場合にあつては、実施指針及び当該事業分野別実施指針に照らし適切なものであること。

二 当該事業費上昇事業適応計画に係る事業費上昇事業適応が円滑かつ確実に実施されるの見込まれるものであること。 三 当該事業費上昇事業適応計画に係る事業費上昇事業適応による生産性の向上又は需要の開拓が、当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。	の協議があった場合において、当該事業費上昇事業適応計画(当該各号に掲げる事項に係る部分に限る。)が、同意基本計画のうちそれぞれ当該各号に定める事項に係る部分に適合すると認めるときは、その同意をするものとする。 一 第四項第二号に掲げる事項 地域経済率引事業促進法第四条第二項第三号及び第七号に掲げる事項 二 第四項第三号に掲げる事項 地域経済率引事業促進法第四条第二項第三号及び第八号に掲げる事項 三 第四項第四号に掲げる事項 地域経済率引事業促進法第四条第二項第三号及び第九号に掲げる事項	11 主務大臣は、第一項の認定をしたとき(当該認定に係る事業費上昇事業適応計画に第四項第四号に掲げる事項の記載がある場合に限る。)は、当該認定に係る事業費上昇事業適応計画における情報処理施設の所在地をその給水区域(工業用水道事業法第四条第一項第二号に規定する給水区域をいう。)に含む工業用水道事業者に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。 12 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る事業費上昇事業適応計画の内容を公表するものとする。 第二十一条の二十三の二の次に次の四条を加える。 (事業費上昇事業適応計画の変更等) 第二十一条の二十三の三 前条第一項の認定を受けた者(当該認定に係る事業費上昇事業適応計画に従って設立された法人を含む。以下「認定事業費上昇事業適応事業者」という。)は、当該認定に係る事業費上昇事業適応計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。	昇事業適応計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。 4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消をしたときは、その旨を公表するものとする。 5 前条第五項から第十二項までの規定は第一項の認定について、同条第十一項の規定は第二項又は第三項の規定による認定の取消について準用する。 (社債管理者の設置に関する特例) 第二十一条の二十三の四 認定事業費上昇事業適応事業者が、認定事業費上昇事業適応計画(第二十一条の二十三の二第四項第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。)に従って行う事業費上昇事業適応のための措置のうち生産性向上設備等の導入を行うのに必要な資金を調達するために社債を発行する場合においては、当該認定事業費上昇事業適応事業者については、会社法第七百二条本文の規定は、適用しない。この場合において、同法第七百十四条の二中「第七百二条ただし書」とあるのは、「第七百二条ただし書又は産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十一条の二十三の四」とする。 (地域経済率引事業促進法の特例) 第二十一条の二十三の五 認定事業費上昇事業適応事業者が第二十一条の二十三の二第十項の規定による通知があった土地において地域経済率引事業用地整備に係る認定事業費上昇事業適応措置を行おうとする場合における承認地域経済率引事業用地整備者(地域経済率引事業促進法第十二条の三第一項に規定する承認地域経済率引事業用地整備者をいう。)に対する地域経済率引事業促進法第十二条の二第二項第四号の規定の適用については、同号中「承認地域経済率引事業」とあるのは、「承認事業費上昇事業適応計画」として、当該認定事業費上昇事業適応事業者が当該認定に係る事業費上昇事業適応計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業費上昇事業適応計画」という。)に従って事業費上昇事業適応のための措置を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
6 主務大臣は、促進区域(地域経済率引事業促進法第四条第二項第一号に規定する促進区域をいう。以下この項において同じ。)において実施される事業費上昇事業適応に関する事業費上昇事業適応計画について第一項の認定をするため必要があると認めるときは、当該促進区域に係る同意基本計画(地域経済率引事業促進法第六条に規定する同意基本計画をいう。第八項において同じ。)を作成した市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県に対し、当該促進区域における工場用地の確保の状況その他の産業基盤の整備に関する情報の提供を求めることができる。	10 主務大臣は、第一項の認定をしたとき(当該認定に係る事業費上昇事業適応計画に第四項第二号に掲げる事項の記載がある場合に限る。)は、次条第一項に規定する認定事業費上昇事業適応事業者が当該認定に係る事業費上昇事業適応計画(同号に係る部分に限る。)に従って行う事業費上昇事業適応のための措置(第二十一条の二十三の五第一項において「地域経済率引事業用地整備に係る認定事業費上昇事業適応措置」という。)に係る土地の所在地の都道府県知事に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。	2 主務大臣は、認定事業費上昇事業適応事業者が当該認定に係る事業費上昇事業適応計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業費上昇事業適応計画」という。)に従って事業費上昇事業適応のための措置を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 3 主務大臣は、認定事業費上昇事業適応計画が前条第五項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定事業費上昇事業適応事業者に対して、当該認定事業費上	第二十一条の二十三の五 認定事業費上昇事業適応事業者が第二十一条の二十三の二第十項の規定による通知があった土地において地域経済率引事業用地整備に係る認定事業費上昇事業適応措置を行おうとする場合における承認地域経済率引事業用地整備者(地域経済率引事業促進法第十二条の三第一項に規定する承認地域経済率引事業用地整備者をいう。)に対する地域経済率引事業促進法第十二条の二第二項第四号の規定の適用については、同号中「承認地域経済率引事業」とあるのは、「承認事業費上昇事業適応計画」として、当該認定事業費上昇事業適応事業者が当該認定に係る事業費上昇事業適応計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業費上昇事業適応計画」という。)に従って事業費上昇事業適応のための措置を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
7 主務大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、事業費上昇事業適応計画に次の各号に掲げる事項の記載があるときは、当該事業費上昇事業適応計画(当該各号に掲げる事項に係る部分に限る。)について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。 一 第四項第二号に掲げる事項 同号の土地の所在地の都道府県知事 二 第四項第三号に掲げる事項 同号の工場又は事業場の所在地の都道府県知事 三 第四項第四号に掲げる事項 同号の情報処理施設の所在地の都道府県知事 8 都道府県知事は、次の各号に掲げる事項の記載がある事業費上昇事業適応計画について	9 都道府県知事は、前項の同意をしようとする場合において、事業費上昇事業適応計画に第四項第三号に掲げる事項の記載があるときは、当該事業費上昇事業適応計画(同号に係る部分に限る。)について、あらかじめ、当該事項に係る重点促進市町村(地域経済率引事業促進法第九条第一項に規定する重点促進市町村をいう。)の長に協議し、その同意を得なければならない。	3 主務大臣は、認定事業費上昇事業適応計画が前条第五項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定事業費上昇事業適応事業者に対して、当該認定事業費上	第二十一条の二十三の五 認定事業費上昇事業適応事業者が第二十一条の二十三の二第十項の規定による通知があった土地において地域経済率引事業用地整備に係る認定事業費上昇事業適応措置を行おうとする場合における承認地域経済率引事業用地整備者(地域経済率引事業促進法第十二条の三第一項に規定する承認地域経済率引事業用地整備者をいう。)に対する地域経済率引事業促進法第十二条の二第二項第四号の規定の適用については、同号中「承認地域経済率引事業」とあるのは、「承認事業費上昇事業適応計画」として、当該認定事業費上昇事業適応事業者が当該認定に係る事業費上昇事業適応計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業費上昇事業適応計画」という。)に従って事業費上昇事業適応のための措置を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

認定地域経済牽引事業又は産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の二十三の第二十項に規定する地域経済牽引事業用地整備に係る認定事業費上昇事業適応措置とする。

2 認定事業費上昇事業適応計画において第二十一条の二十三の第四項第三号に掲げる事項としてその周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮に関する事項が記載された工場又は事業場については、当該工場又は事業場を地域経済牽引事業促進法第十八条の二第一項に規定する承認地域経済牽引事業用工場等とみなして、同条及び地域経済牽引事業促進法第十八条の三の規定を適用する。

3 認定事業費上昇事業適応計画において第二十一条の二十三の第四項第四号に掲げる事項としてその情報処理施設に対する工業用水道事業者による水の供給の見込みに関する事項が記載された情報処理施設については、当該情報処理施設を地域経済牽引事業促進法第十八条の四に規定する承認地域経済牽引事業用情報処理施設とみなして、同条の規定を適用する。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う国際経済事情激変事業適応等の円滑化業務）第二十一条の二十三の六 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、国際経済事情激変事業適応又は事業費上昇事業適応を円滑化するため、次の各号に掲げる者が当該各号に定める資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

一 認定事業適応事業者（国際経済事情激変事業適応を実施するものに限る。次条第一項第三号において同じ。） 認定事業適応計画に従って行う国際経済事情激変事業適応

のための措置のうち特定生産性向上設備等の導入を行うのに必要な資金

二 認定事業費上昇事業適応事業者 認定事業費上昇事業適応計画に従って行う事業費上昇事業適応のための措置のうち生産性向上設備等の導入を行うのに必要な資金

第二十一条の二十四第一項中「次項及び第三十五条において」を「以下」に改め、同項に次の一号を加える。

四 指定金融機関に対し、認定事業費上昇事業適応事業者が認定事業費上昇事業適応計画に従って行う事業費上昇事業適応のための措置のうち生産性向上設備等の導入（第二十一条の二十六第一項において「認定事業費上昇事業適応関連措置」という。）を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及び当該導入を行うのに必要な資金を調達するために発行する社債の引受けに必要な資金を貸し付ける業務並びにこれらに附帯する業務

第二十一条の二十五第一項中「及び第三号」を「第三号ハ及び第四号ハ」に改める。

第二十一条の二十六第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「貸付けを受けて行おうとするもの」の下に「又は認定事業費上昇事業適応事業者が認定事業費上昇事業適応関連措置を行うのに必要な資金を貸し付ける業務若しくは認定事業費上昇事業適応事業者が認定事業費上昇事業適応関連措置を行うのに必要な資金を調達するに必要とするもの」を加える。

第三十三条第一項中「この項」の下に「及び第一百四十条の七第一項第二号」を加え、同条第二項中「適用」を規定の適用」に改める。

第五章の章名中「再生」を「再生等」に改める。 第二百二十六条第二項第三号中「（特別区を含む。以下同じ。）」を削る。

第二百三十条中「特定非営利活動促進法平成十年法律第七号」第二条第二項に規定するを削り、「中小企業信用保険法第三条第一項」を「同法第三条第一項」に改める。

第二百三十四条第二項第一号中「する中小企業者」の下に「第一百四十条の四第一項に規定する認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者（特定事業者に限る。）を含む。以下この項において同じ。」を加える。

第二百三十六条第二項に次の一号を加える。

四 生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会（第二百四十条の三十五第一項に規定する生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会をいう。以下この号において同じ。）が同条第二項の協議を円滑に行うために認定支援機関から情報の提供を受けることが必要な場合において、当該認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が、当該生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会に提供する当該協議に関する情報

第二百四十条第一号中「次条第二項」を「第二百四十一条第二項」に改める。

第五章に次の二節を加える。

第三節 生活維持物品役務需要減等事業適応の円滑化

（生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に関する指針）

第二百四十条の二 経済産業大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、特定事業者その他の事業者（以下この節及び第二百四十条の三十七において単に「事業者」という。）の生活維持物品役務需要減等事業適応を適切に支援し、生活

の維持に必要な物品又は物品の輸送、旅客輸送その他の役務の需給の安定を通じた地域の産業の担い手の確保その他の事業者の活力の再生に資するため、生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に関する指針（以下この節及び次節において「実施指針」という。）を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 生活維持物品役務需要減等事業適応の促進の意義及び目標その他の生活維持物品役務需要減等事業適応に関する基本的事項

二 生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に必要な事業の効率化その他の生活維持物品役務需要減等事業適応の内容に関する事項

三 生活維持物品役務需要減等事業適応の支援体制の整備に関する次に掲げる事項

イ 生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務（第二百四十条の二十八第一項に規定する生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務をいう。ロ及びハにおいて同じ。）の内容に関する事項

ロ 生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の実施体制に関する事項

ハ 生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の実施に当たって配慮すべき事項

四 その他生活維持物品役務需要減等事業適応に関する重要事項

3 経済産業大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。ただし、経済産業省令・農林水産省令・国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 経済産業大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。 (生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定) 第四百四十条の三 事業者は、その実施しようとする生活維持物品役務需要減等事業適応(当該事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含む。以下同じ。)に関する計画(以下「生活維持物品役務需要減等事業適応計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを行政庁(当該生活維持物品役務需要減等事業適応計画に第四項第二号に掲げる事項の記載がある場合にあつては、主務大臣。第五項、第六項(第一号を除く。)、第十二項及び第十三項、次条並びに第四百四十四条第四項において同じ。)に提出して、その認定を受けることができる。 2 二以上の事業者が生活維持物品役務需要減等事業適応を共同して行おうとする場合にあつては、当該二以上の事業者は共同して生活維持物品役務需要減等事業適応計画を作成し、前項の認定を受けることができる。 3 生活維持物品役務需要減等事業適応計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 生活維持物品役務需要減等事業適応を実施する事業場の所在地 三 生活維持物品役務需要減等事業適応の内容及び実施期間 四 生活維持物品役務需要減等事業適応に必要な資金の額及びその調達方法	五 生活維持物品役務需要減等事業適応の実施による事業の効率化により見込まれる効果 4 生活維持物品役務需要減等事業適応計画には、次に掲げる事項を記載することができる。 一 生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に当たつて、特定事業者が第四百四十条の六第三項又は第四百四十条の十二の規定の適用を受ける場合に掲げる事項 イ 当該特定事業者が事業承継等を行う場合における当該特定事業者の名称 ロ 当該特定事業者が他の特定事業者から、事業承継等を行う場合における当該他の特定事業者の名称 ハ 事業承継等の内容及び実施時期 ニ 第四百四十条の六第三項の規定の適用を受ける場合にあつては、純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める事項 二 生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に当たつて、特定事業者等が第四百四十条の十一の規定の適用を受ける場合に掲げる事項 イ 承継等特定事業者等及び被承継等特定事業者等の名称 ロ 事業承継等の内容及び実施時期 ハ 特定許可等(行政手続法平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する許可等であつて、それに基づく地位を被承継等特定事業者等が有する場合において当該地位が承継等特定事業者等に承継されることが生活維持物品役務需要減等事業適応に特に資するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)に基づ	く被承継等特定事業者等の地位であつて、当該生活維持物品役務需要減等事業適応のために事業承継等により当該承継等特定事業者等が承継しようとするものに関する事項 三 生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に当たつて、事業者が第四百四十条の十三の規定の適用を受ける事業の全部又は一部の譲渡をする場合に掲げる事項 イ 当該事業者及び当該事業者から事業の全部又は一部を譲り受ける事業者の名称 ロ 事業の全部又は一部の譲渡の内容及び実施時期 四 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十二条第四項第二号の許可を要する行為に関する事項 五 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第四条第一項に規定する職員が同法第三十八条第一項の許可を受け、生活維持物品役務需要減等事業適応に従事しようとする場合にあつては、その旨 六 生活維持物品役務需要減等事業適応(生活維持物品役務需要減等事業適応を実施しようとする者に地方公共団体を含むものに限る。)の実施に当たつての補助金等交付財産(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号。以下この号及び第四百四十条の二十六において「補助金等適正化法」という。第二十二条に規定する財産をいう。以下この号において同じ。)の活用(補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等(補助金等適正化法第二条第一項に規定する補助金等をいう。)の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付	け、又は担保に供することをいう。)に関する事項 5 行政庁は、第一項の認定の申請があつた場合において、その生活維持物品役務需要減等事業適応計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。 一 実施指針に照らし適切なものであること。 二 当該生活維持物品役務需要減等事業適応計画に係る生活維持物品役務需要減等事業適応が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 三 当該生活維持物品役務需要減等事業適応計画に係る生活維持物品役務需要減等事業適応の実施による事業の効率化が、当該生活維持物品役務需要減等事業適応計画に係る事業の属する事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。 6 行政庁は、第一項の認定をしようとする場合において、生活維持物品役務需要減等事業適応計画に次の各号に掲げる事項の記載があるときは、当該生活維持物品役務需要減等事業適応計画(当該各号に掲げる事項に係る部分に限る。)について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。 一 第四項第二号に掲げる事項 当該事項に係る特定許可等をした行政庁 二 第四項第四号に掲げる事項 厚生労働大臣(生活維持物品役務需要減等事業適応を実施しようとする消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会の地域又は職域が地方厚生局の管轄区域を超えない場合にあつ
---	---	--	--

ては、当該消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事。第十項において同じ。	三 第四項第五号に掲げる事項 当該事項に係る職員の任命権者	四 第四項第六号に掲げる事項 当該事項に係る関係行政機関の長	7 前項第一号に定める行政庁は、主務大臣及び第一項の認定の申請を行った者に対して、前項の同意に必要な情報の提供を求めることができる。	8 第六項第一号に定める行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、同項の同意をするかどうかを判断するものとする。	9 前二項に定めるもののほか、第六項第一号に掲げる事項に係る同項の同意に関し必要な事項は、政令で定める。	10 厚生労働大臣は、第六項第二号に掲げる事項に係る生活維持物品役務需要減等事業適応計画についての協議があった場合において、当該事項が、消費生活協同組合法第十二条第四項第二号の許可をすることができる場合に該当するものであると認めるときは、第六項の同意をするものとする。	11 第六項第三号の任命権者は、同号に掲げる事項に係る生活維持物品役務需要減等事業適応計画についての協議があった場合において、当該協議に係る生活維持物品役務需要減等事業適応計画に記載されている第四項第五号の職員に対し地方公務員法第三十八条第一項の許可をしたときは、第六項の同意をするものとする。	12 行政庁は、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる行政庁
の区分に応じ、当該各号に定める者の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。	一 第四百四十六条の二第一項第二号に定める行政庁 当該認定に係る生活維持物品役務需要減等事業適応がその区域内において実施されることとなる市町村	二 第四百四十六条の二第一項第三号に定める行政庁 当該認定に係る生活維持物品役務需要減等事業適応がその区域内において実施されることとなる都道府県及び市町村	13 行政庁は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る生活維持物品役務需要減等事業適応計画の内容を公表するものとする。	(生活維持物品役務需要減等事業適応計画の変更等)	第四百四十条の四 前条第一項の認定を受けた者(当該認定に係る生活維持物品役務需要減等事業適応計画に従って設立された法人を含む。以下「認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者」という。)は、当該認定に係る生活維持物品役務需要減等事業適応計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その認定をした行政庁の認定を受けなければならない。	2 行政庁は、認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者が前条第五項の認定に係る生活維持物品役務需要減等事業適応計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画」という。)に従って生活維持物品役務需要減等事業適応を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。	3 行政庁は、認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画が前条第五項各号のいずれかに	
適合しないものとなったと認めるときは、認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者に対して、当該認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。	4 行政庁は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。	5 前条第五項から第十三項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、同条第六項第一号中「行政庁」とあるのは、「行政庁(当該変更が特定許認可等に基づく被承継等特定事業者等の地位の全部又は一部の記載を削除しようとするものである場合においては、その削除される被承継等特定事業者等の地位に係る特定許認可等をした行政庁を除く。）」と読み替えるものとする。	(特定事業者であった認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者の特例)	第四百四十条の五 認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者(第四百四十条の三第一項の認定の申請(前条第一項の変更の認定の申請があったときは、当該変更の認定の申請の時に限る。)において特定事業者であった者に限る。)が当該認定の申請の時から当該認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画の実施期間の終了までの間に特定事業者でなくなった場合には、当該特定事業者でなくなった認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者は、当該認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画の実施期間内においては、引き続き特定事業者であるものとみなして、第三百三十四条第二項及びこの節(第四百四十条の十二を除く。)の規定を適用する。	(中小企業信用保険法の特例)	第四百四十条の六 認定生活維持物品役務需要減		
等事業適応事業者(特定事業者(第二条第四十項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる者に限る。))及び労働者協同組合(その行う事業に従事する者の数が五百人(小売業又はサービス業を主たる事業とする者については三百人、卸売業を主たる事業とする者については四百人)以下のものに限る。以下この条、第四百四十条の九及び第四百四十条の二十七第一項において同じ。)に限る。)のうち中小企業信用保険法第二条第一項第一号に規定する特定事業を行うものであって、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定生活維持物品役務需要減等事業適応(認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画に従って実施される生活維持物品役務需要減等事業適応をいう。以下同じ。)を実施するために必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けたもの(同法第二条第一項に規定する中小企業者に該当するものを除く。)については、当該認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者を同項に規定する中小企業者とみなして、同法第三条から第三条の三まで及び第四条から第八条までの規定を適用する。	2 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証を受けた特定事業者及び労働者協同組合に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定(前項の規定により適用される場合を含む。次項において同じ。)の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。							

第三条第一項		保険価額の合計額が二億円(その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円)	産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第百四十条の六第一項に規定する生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証(以下「生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ二億円(その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円)(その中小企業者が労働者協同組合(第二条第一項第五号に掲げる者を除く。)であるときは、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額のみで二億円)
第三条第二項	保険価額の合計額が八千万円	生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ八千万円(その中小企業者が労働者協同組合(第二条第一項第五号に掲げる者を除く。)であるときは、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額のみで八千万円)	生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち(その中小企業者が労働者協同組合(第二条第一項第五号に掲げる者を除く。)であるときは、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る当該借入金の額のうち)
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該借入金の額のうち	生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち(その中小企業者が労働者協同組合(第二条第一項第五号に掲げる者を除く。)であるときは、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る当該借入金の額のうち)	生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者(その中小企業者が労働者協同組合(第二条第一項第五号に掲げる者を除く。)であるときは、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る当該債務者)

3
前項の規定にかかわらず、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証のうち認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画(第百四十条の三第四項第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。)に従って行われる事業承継等に必要資金に係るもの(第百四十条の二十七第二項において「特例生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証」という。)を受けた特定事業者及び労働者協同組合に係る普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係についての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第三項	保険価額の合計額が二千万円	生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ二千万円(その中小企業者が労働者協同組合(第二条第一項第五号に掲げる者を除く。)であるときは、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額のみで二千万円)
第三条第一項	含む。	含む。であつてその保証について保証人の保証を提供させないもの

産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第百四十条の六第一項に規定する生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証(同条第三項に規定する特例生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証を含む。以下「生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ二億円(その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円)(その中小企業者が労働者協同組合(第二条第一項第五号に掲げる者を除く。)であるときは、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額のみで二億円)

第三條の二 第一項	当該中小企業者が貸借対照表、損益計算書その他の書類を金融機関に提出することその他の経済産業省令で定める要件を備えている者（法人に限る。）以外の者である場合にあっては、保証人の保証を除く。		保証人の保証を含む。
	保険価額の合計額が八千万円	生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ八千万円（その中小企業者が労働者協同組合（第二条第一項第五号に掲げる者を除く。）であるときは、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額のみで八千万円）	
第三條の二 第三項及び第三 條の第三第二項	当該借入金額のうちの	生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金額のうちの（その中小企業者が労働者協同組合（第二条第一項第五号に掲げる者を除く。）であるときは、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る当該借入金額のうちの）	4 普通保険の保険関係であつて、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定（第一項の規定により適用される場合を含む。）の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。
	当該債務者	生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者（その中小企業者が労働者協同組合（第二条第一項第五号に掲げる者を除く。）であるときは、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る当該債務者）	
第三條の三 第一項	保険価額の合計額が二千万円	生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ二千万円（その中小企業者が労働者協同組合（第二条第一項第五号に掲げる者を除く。）であるときは、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額のみで二千万円）	5 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。
		生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る当該借入金額のうちの	（中小企業投資育成株式会社の特例） 第四百十條の七 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。 一 特定事業者が認定生活維持物品役務需要減等事業適応を実施するために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有 二 特定事業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定生活維持物品役務需要減等事業適応を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引
			受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有 2 前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の規定の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。 （公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例） 第四百十條の八 公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、公庫法第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九條に規定する業務のほか、第四百十條の五の規定により特定事業者とみなされた認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者（公庫法第二条第三号イに規定する中小企業特定事業を営むものに限る。）に対し、当該認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者が認定生活維持物品役務需要減等事業適応を実施するために必要な長期の資金を貸し付ける業務を行うことができる。 2 公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、公庫法第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法第十九條に規定する業務のほか、認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者（第二条第四十項第一号から第四号までに掲げる者に限り、公庫法第二条第三号に規定する中小企業者に該当するものを除く。）のうち同号イに規定する中小企業特定事業を営むものに対し、当該認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者が認定生活維持物品役務需要減等事業適応を実施するために必要な長期の資金を貸し付ける業務を行うことができる。

3 前二項の規定により認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者に対して資金を貸し付ける業務は、公庫法又は沖縄振興開発金融公庫法の規定の適用については、それぞれ公庫法第十一条第一項第一号の規定による公庫法別表第一第十四号の中欄に掲げる者に対する同号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の業務とみなす。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う生活維持物品役務需要減等事業適応の円滑化業務)

第百四十条の九 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定生活維持物品役務需要減等事業適応を円滑化するため、認定生活維持物品役務需要減等事業適応を実施する特定事業者及び労働者協同組合が認定生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入に係る債務の保証の業務を行う。

(食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例)

第百四十条の十 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号)第二十二条第一項

の規定により指定された食品等持続的供給推進機構は、同法第二十三条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 食品等(食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第二条第一項に規定する食品等をいう。)の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者(地方公共団体を除く。次号において「食品等製造業者等」という。)が認定生活維持物品役務需要減等事業適応を実施するために必要な資金の借入に係る債務を保証すること。

二 認定生活維持物品役務需要減等事業適応を実施する食品等製造業者等に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により食品等持続的供給推進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十九条第一項、第三十条及び第三十一条第一項第一号	第二十三条各号に掲げる業務	第二十三条各号に掲げる業務又は産業競争力強化法第百四十条の十第一項各号に掲げる業務
----------------------------	---------------	---

第三十一条第一項第三号	この節	この節若しくは産業競争力強化法
-------------	-----	-----------------

第五十七条第二号	第二十九条第一項	産業競争力強化法第百四十条の十第二項の規定により読み替えて適用する第二十九条第一項
----------	----------	---

第五十七条第三号	第三十条	産業競争力強化法第百四十条の十第二項の規定により読み替えて適用する第三十条
----------	------	---------------------------------------

(特定許可等に基づく地位の承継等)
第百四十条の十一 認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画(第百四十条の三第四項第二号に掲げる事項の記載があるものに限り。)

に従って事業承継等が行われたときは、承継等特定事業者等は、当該事項に係る特定許可等の根拠となる法令の規定にかかわらず、当該特定許可等に基づく被承継等特定事業者等の地位を承継する。

2 承継等特定事業者等は、当該認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画に従って事業承継等を行ったときは、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定により承継等特定事業者等が特定許可等に基づく被承継等特定事業者等の地位を承継した場合において、前項の規定による報告を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その報告に係る事項を当該特定許可等に係る行政庁に通知するものとする。

4 この法律に定めるもののほか、特定許可

等に基づく地位の承継に関し必要な事項は、政令で定める。

(中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の特例)

第百四十条の十二 特定事業者が認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画(第百四十条の三第四項第一号に掲げる事項(第二条第四十一項第十号に掲げる措置に係るものに限る。))の記載があるものに限り。)

認定の日から二月を経過する日までに当該認定に係る事業協同組合、企業組合及び協業組合を設立する場合における中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第二十四条第一項及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第百八十五号)第五条の十五第一項の規定の適用については、これらの規定中「四人以上」とあるのは、「三人以上」とする。

(事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等)
第百四十条の十三 事業者であつて株式会社であるもの(以下この項及び第四項において単に「会社」という。)は、認定生活維持物品役務

第二十四条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第百四十条の十第一項第一号に掲げる業務
第二十五条第一項	第二十三条第一号に掲げる業務	第二十三条第一号に掲げる業務及び産業競争力強化法第百四十条の十第一項第一号に掲げる業務

需要減等事業適応計画(第四百十条の三第四項第三号に掲げる事項の記載があるものに限る。)に従って行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者(当該会社に対する債権を有する者のうち、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該会社に対して有しないこととなる者をいう。以下この条において同じ。)に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡の要領を通知し、かつ、当該事業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる。

2 前項の期間は、一月を下つてはならない。

3 第一項に規定する催告を受けた特定債権者が同項の期間内に異議を述べなかつたときは、当該特定債権者は、当該事業の全部又は一部の譲渡を承認したものとみなす。

4 特定債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該会社は弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは特定債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該事業の全部又は一部の譲渡をしても当該特定債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

組織を変更し、株式会社になることができる。(労働者協同組合の組織変更計画の承認等) 第四百十条の十五 認定労働者協同組合は、前条の組織変更(以下「組織変更」という。)をするには、組織変更計画を作成して、総会の議決により、その承認を受けなければならない。

2 前項の場合においては、労働者協同組合法(令和二年法律第七十八号)第六十五条に規定する議決によらなければならない。

3 総代会においては、労働者協同組合法第七十一条第六項の規定にかかわらず、組織変更について議決することができない。

4 第一項の総会の招集に対する労働者協同組合法第六十一条第一項の規定の適用については、同項中「十日」とあるのは「二週間」と、〔会議の目的である事項〕とあるのは「会議の目的である事項、組織変更計画の要領及び組織変更後の株式会社の定款」とする。

5 組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後の株式会社(以下「組織変更後株式会社」という。)の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後株式会社の定款で定める事項

三 組織変更後株式会社の取締役の氏名

四 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

イ 組織変更後株式会社が会計参与設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計参与の氏名又は名称

ロ 組織変更後株式会社が監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式

会社を含む。)である場合 組織変更後株式会社社の監査役の氏名

ハ 組織変更後株式会社が会計監査人設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計監査人の氏名又は名称

五 組織変更をする認定労働者協同組合の組合員が組織変更の際して取得する組織変更後株式会社の株式の数(組織変更後株式会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方法

六 組織変更をする認定労働者協同組合の組合員に対する前号の株式の割当てに関する事項

七 組織変更後株式会社が組織変更の際して組織変更をする認定労働者協同組合の組合員に対して金銭を交付するときは、その額又はその算定方法

八 前号に規定する場合には、組織変更をする認定労働者協同組合の組合員に対する同号の金銭の割当てに関する事項

九 組織変更後株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項

十 組織変更がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)

十一 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

6 組織変更後株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項第三号に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。(労働者協同組合の組織変更の議決の公告等) 第四百十条の十六 認定労働者協同組合が、組織変更の議決を行ったときは、当該議決の日から二週間以内に、議決の内容及び貸借対照

表を公告しなければならない。

2 組織変更をする認定労働者協同組合の債権者は、当該認定労働者協同組合に対し、組織変更について異議を述べることができる。

3 組織変更をする認定労働者協同組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一 組織変更をする旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

4 前項の規定にかかわらず、組織変更をする認定労働者協同組合が同項の規定による公告を、官報のほか、労働者協同組合法第二十九条第三項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

5 債権者が第三項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該組織変更について承認をしたものとみなす。

6 債権者が第三項第二号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする認定労働者協同組合は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(労働者協同組合の組織変更に反対する組合員の持分払戻請求権) 第四百十条の十七 組織変更をする認定労働者協同組合の組合員で、第四百十条の十五第一

項の総会に先立つて当該認定労働者協同組合に対し書面をもって組織変更に対する反対の意思を通知したものは、組織変更の議決の日から二十日以内に書面をもって持分の払戻しを請求することにより、効力発生日に当該認定労働者協同組合を脱退することができる。

2 前項の規定による組合員の脱退については、労働者協同組合法第十六条から第十八条までの規定を準用する。この場合において、組合員は、定款の定めにかかわらず、その払込済出資額を限度として、その持分の全部の払戻しを請求することができる。

3 前項の場合には、効力発生日を労働者協同組合法第十六条第二項に規定する脱退した事業年度末とみなす。

(労働者協同組合の組合員への株式等の割当て)

第四百四十条の十八 組織変更をする認定労働者協同組合の組合員(前条第一項の規定による請求をしている者その他政令で定める者を除く。次項において同じ。)は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後株式会社株式又は金銭の割当てを受けるものとする。

2 前項の株式又は金銭の割当ては、組合員の出資口数に応じてしなければならない。

3 前二項の株式の割当てについては、会社法第二百三十四条第一項から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(労働者協同組合の組織変更の際に資本準備金として計上すべき額等)

第四百四十条の十九 認定労働者協同組合の組織

変更の際に際して資本準備金として計上すべき額その他認定労働者協同組合の組織変更の際に於ける計算に關し必要な事項は、主務省令で定める。

(労働者協同組合の組織変更の効力の発生等)

第四百四十条の二十 組織変更をする認定労働者協同組合は、効力発生日に、株式会社となる。

2 組織変更をする認定労働者協同組合の組合員は、効力発生日に、第四百四十条の十五第五項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の株式の株主となる。

3 前二項の規定は、第四百四十条の十六の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。

(労働者協同組合の組織変更の届出)

第四百四十条の二十一 認定労働者協同組合は、組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を、労働者協同組合法第三百三十二条の規定による行政庁に届け出なければならない。

(労働者協同組合の組織変更事項を記載した書面の備置き等)

第四百四十条の二十二 組織変更後株式会社は、第四百四十条の十六に規定する手続の経過、効力発生日その他の組織変更に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので主務省令で定めるものをいう。次項第三号及び第四号並びに第六十条の二第四号において同じ。)を、効力発生日から六月間、本店に備え置かなければならない。

2 組織変更後株式会社の株主及び債権者は、

組織変更後株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更後株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組織変更後株式会社の定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(労働者協同組合の組織変更の無効の訴え)

第四百四十条の二十三 会社法第八百二十八条第一項(第六号に係る部分に限る。及び第二項(第六号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第六号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九条まで、第八百四十六条並びに第九百三十七条第三項(第一号に係る部分に限る。))の規定は、認定労働者協同組合の組織変更の無効の訴えについて準用する。

(労働者協同組合の組織変更の登記)

第四百四十条の二十四 認定労働者協同組合が組織変更をしたときは、効力発生日から二週間以内に、その主たる事務所及び本店の所在地において、組織変更前の認定労働者協同組合については解散の登記を、組織変更後株式会社については会社法第九十一条の登記をしなければならない。

2 前項の規定により組織変更をした場合の組織変更後株式会社についてする登記の申請書には、第四百四十条の三第一項の認定を受けた

ことを証する書面並びに商業登記法第十八条及び第四十六条に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 組織変更計画書

二 定款

三 認定労働者協同組合の総会の議事録

四 組織変更後株式会社の取締役(組織変更後株式会社が監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。))である場合にあっては、取締役及び監査役が就任を承諾したことを証する書面

五 組織変更後株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面

六 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

七 第四百四十条の十六第一項の規定による公告をしたことを証する書面

八 第四百四十条の十六第三項の規定による公告及び催告(同条第四項の規定により公告を官報のほか労働者協同組合法第二十九条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした認定労働者協同組合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更しても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

3 第一項の登記については、商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定を準用する。

(消費生活協同組合法の特例)

第四百四十条の二十五 認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者が認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画(第四百四十条の三第四項第四号に掲げる事項の記載があるものに限る。)に従つて認定生活維持物品役務需要減等事業適応を実施するため消費生活協同組合法第十二条第四項第二号の許可を得なければならない行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。

(財産の処分の特例)
第四百四十条の二十六 認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者が認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画(第四百四十条の三第四項第六号に掲げる事項の記載があるものに限る。)に従つて認定生活維持物品役務需要減等事業適応を実施する場合には、当該認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者が同条第一項の認定を受けたことをもつて、補助金等適正化法第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う助言業務等)
第四百四十条の二十七 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定生活維持物品役務需要減等事業適応を実施する特定事業者(独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百十七号)第二条第一項に規定する中小企業者に該当するものを除く。)及び労働者協同組合の依頼に応じて、当該認定生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に関し必要な助言を行う。

2 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、特例生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証を受けようとする特定事業者に対して資金

令和八年五月二十九日 参議院会議録第十七号

の貸付けを行うとする金融機関(中小企業信用保険法第三条第一項に規定する金融機関をいう。)の依頼に応じて、当該保証に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第四節 生活維持物品役務需要減等事業適応支援体制の整備
(認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関)
第四百四十条の二十八 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、次項に規定する業務(以下「生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務」という。)を行う者であつて、実施指針に適合すると認められるものを、その申請により、生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務を行う者として認定することができる。

2 前項の認定を受けた者(以下「認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関」という。)は、次に掲げる業務を行うものとする。
一 生活維持物品役務需要減等事業適応を実施しようとする者の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析
二 生活維持物品役務需要減等事業適応計画の策定に係る指導及び助言並びに当該生活維持物品役務需要減等事業適応計画に従つて行われる事業の実施に関し必要な指導及び助言

3 第一項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 事務所の所在地
三 生活維持物品役務需要減等事業適応支援

業務に関する次に掲げる事項

イ 生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の内容
ロ 生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の実施体制
ハ イ及びロに掲げるもののほか、主務省令で定める事項

4 認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関は、前項第一号及び第二号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第三号イからハまでに掲げる事項の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときはあらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
(欠格条項)
第四百四十条の二十九 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。
一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
二 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
三 心身の故障により生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの
四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取扱いされている者
五 第四百四十条の三十三の規定により認定を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者
六 暴力団員による不当な行為の防止等に関

する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して五年を経過しない者(第八号において「暴力団員等」という。)

七 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
八 暴力団員等がその事業活動を支配する者
(認定の更新)
第四百四十条の三十 第四百四十条の二十八第一項の認定は、五年ごとにその更新を受けなければならないが、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第四百四十条の二十八第一項及び第三項並びに前条の規定は、前項の認定の更新に準用する。

(廃止の届出)
第四百四十条の三十一 認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関は、その認定に係る業務を廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
(改善命令)
第四百四十条の三十二 主務大臣は、実施指針に照らし認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関の生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(認定の取消し)
第四百四十条の三十三 主務大臣は、認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。
一 認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定

一 第百四十条の二十九各号(第五号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。 二 前条の規定による命令に違反したとき。 三 不正の手段により第百四十条の二十八第一項の認定又は第百四十条の三十第一項の認定の更新を受けたことが判明したとき。 (独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関協力業務) 第百四十条の三十四 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関の依頼に応じて、その行う生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。 (生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会) 第百四十条の三十五 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村における生活維持物品役務需要減等の状況その他の地域の実情に応じた生活維持物品役務需要減等事業適応の促進のための取組が適切かつ効果的に実施されるようにするため、次に掲げる者により構成される協議会(以下この条及び次条において「生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会」という。)を組織することができる。 一 商工会又は商工会議所 二 認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関 三 認定支援機関 四 その他当該都道府県又は市町村が必要と認める者 2 生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会は、生活維持物品役務需要減等事業適応	の促進に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図りつつ、地域の実情に応じた適切かつ効果的な生活維持物品役務需要減等事業適応に対する支援の実施その他の地域の実情に応じた生活維持物品役務需要減等事業適応の促進のための取組に関する方針(次条において「支援方針」という。)の作成について協議を行うものとする。 3 生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会の事務に従事する者又は生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 4 前三項に定めるもののほか、生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会が定める。 (支援方針) 第百四十条の三十六 生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会は、前条第二項の協議が調ったときは、実施指針に即して、支援方針を策定するものとする。 2 支援方針においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。 一 地域の実情に応じた生活維持物品役務需要減等事業適応の促進のための取組に関する基本的な事項 二 地域の実情に応じた生活維持物品役務需要減等事業適応の促進のための取組の実施主体に関する事項 三 地域の実情に応じた生活維持物品役務需要減等事業適応の促進のための取組の実施時期 四 地域の実情に応じた生活維持物品役務需	要減等事業適応の促進のための取組の達成状況の評価に関する事項 五 前各号に掲げるもののほか、地域の実情に応じた生活維持物品役務需要減等事業適応の促進のための取組に関し当該生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会が必要と認める事項 3 生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会は、支援方針を作成するときは、あらかじめ、関係地方公共団体及び関係のある認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。 4 生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会は、支援方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、経済産業大臣並びに関係地方公共団体及び関係のある認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関(当該生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会の構成員であるものを除く。)に送付しなければならない。 5 経済産業大臣は、前項の規定により支援方針の送付を受けたときは、当該支援方針を策定した生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会の構成員である関係地方公共団体に對し、必要な助言をすることができる。 6 前三項の規定は、支援方針の変更について準用する。 (調査等) 第百四十条の三十七 政府は、事業者による生活維持物品役務需要減等事業適応の実施の円滑化のために必要があると認めるときは、生活の維持に必要な物品若しくは物品の輸送、旅客輸送その他の役務の需給の動向又はこれらの物品若しくは役務を供給する事業の属す	る各事業分野が過少供給構造にあるか否かその他の市場構造に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。 第百四十一条第一項中「認定事業適応事業者」の下に、「認定事業費上昇事業適応事業者」を加え、「若しくは認定連携創業支援等事業者」を「認定連携創業支援等事業者若しくは認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者」に、「若しくは認定創業支援等事業計画」を「認定事業費上昇事業適応計画、認定創業支援等事業計画若しくは認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画」に、「若しくは創業支援等事業」を「事業費上昇事業適応、創業支援等事業若しくは生活維持物品役務需要減等事業適応」に改める。 第百四十四条第一項中「認定事業適応事業者」の下に、「認定事業費上昇事業適応事業者」を、「認定事業適応計画」の下に、「認定事業費上昇事業適応計画」を加え、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。 4 行政庁は、認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者に対し、認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画の実施状況について報告を求めることができる。 5 主務大臣は、認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関に対し、生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の実施状況について報告を求めることができる。 第百四十六条の次に次の一条を加える。 (所管行政庁等) 第百四十六条の二 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる生活維持物品役務需要減等事業適応計画の区分に応じ、当該各号に定める市町村長、都道府県知事又は大臣とする。
---	--	--	--

一 生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定を申請しようとする者(次号及び第三号において「認定申請予定事業者」という。)であつて、当該認定に係る全ての事業場が一の市町村の区域に所在するものが作成する生活維持物品役務需要減等事業適応計画 当該市町村の長

二 前号に掲げる認定申請予定事業者以外の認定申請予定事業者であつて、当該認定に係る全ての事業場が一の都道府県の区域に所在するものが作成する生活維持物品役務需要減等事業適応計画 当該都道府県の知事

三 前二号に掲げる認定申請予定事業者以外の認定申請予定事業者が作成する生活維持物品役務需要減等事業適応計画 主務大臣

2 都道府県知事及び市町村長は、第四百十条の三第一項の認定又は第四百十条の四第二項若しくは第三項の規定による認定の取消しをしたときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事及び市町村長は、第四百十条の三第一項の認定又は第四百十条の四第二項若しくは第三項の規定による認定の取消しをしたときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の意見を聴かなければならない。

等事業適応計画に係る事業を所管する大臣及び経済産業大臣

十七 生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務に関する事項 経済産業大臣

第四百四十七条に次の一項を加える。

4 第二項の規定にかかわらず、第四百十条の十五第五項第十一号、第四百十条の十九及び第四百十条の二十二における主務省令は、経済産業大臣及び厚生労働大臣の発する命令とする。

第四百四十九条中「事業適応計画の認定の下に」第二十一条の二十三の二第一項の事業費上昇事業適応計画の認定」を加える。

第五百五十三条の次に次の三条を加える。

第五百五十三条の二 認定労働者協同組合の役員が、第四百十条の十五第一項の総会に対して虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したときは、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五百五十三条の三 次に掲げる事項に関し不正の請託を受けて財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 第四百十条の十五第一項の総会における発言又は議決権の行使

二 第四百十条の二十三に規定する訴えの提起

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も、同項と同様とする。

第五百五十三条の四 前条第一項の場合において、收受した財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第五百五十四条の次に次の一条を加える。

第五百五十四条の二 第四百十条の三十五第三項

の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五百五十六条第三号中、「第三項又は第四項」を「又は第三項から第六項まで」に改める。

第六百六十条の次に次の一条を加える。

第六百六十条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした認定労働者協同組合の役員又は株式会社社の取締役若しくは執行役(会社法第三百四十六條第二項の一時その職務を行うべき者又は同法第九百七条のその職務を代行する者を含む。)は、百万円以下の過料に処する。

一 第四百十条の十五の規定に違反して、組織変更の手續をしたとき。

二 第四百十条の十六第一項若しくは第三項の規定による公告若しくは同項の規定による催告をすることを怠り、又は不正の公告若しくは催告をしたとき。

三 第四百十条の二十一の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第四百十条の二十二第一項の規定に違反して、書面又は電磁的記録を備え置かなかったとき。

五 第四百十条の二十二第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、同項各号に掲げる請求を拒んだとき。

六 第四百十条の二十四第一項の規定による登記をすることを怠ったとき。

(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正)

第三条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十二条の七」に改め

る。

第二条第六項第三号中「第七百五十八条第一項第一号」を「第七百五十八条第一号」に改める。

第三条第二項第一号へ中「次条第二項第九号」を「次条第二項第十二号」に改める。

第四条第二項第十号を第十三号とし、第七号から第九号までを三号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の三号を加える。

七 地域経済牽引事業の用に供するための土地の整備(以下「地域経済牽引事業用地整備」という。)を行う場合にあつては、その地域経済牽引事業用地整備に関する事項

八 地域経済牽引事業の促進に当たつて地域経済牽引事業用工場等(地域経済牽引事業の用に供する施設のうち、製造業等(工場立地法 昭和三十四年法律第二十四号) 第二条第三項に規定する製造業等をいう。 第九条及び第十八条の二第二項において同じ。)に係る工場又は事業場をいう。 第十三条第三項第三号及び第十八条の二第一項において同じ。)の新増設(既存の工場又は事業場の用途を変更することを含む。 第九条第一項及び第十八条の二第二項において同じ。)を促進する場合にあつては、その促進に際し配慮すべき事項

九 地域経済牽引事業の促進に当たつて地域経済牽引事業用情報処理施設(地域経済牽引事業の用に供する施設のうち、業として大量の情報につき高速度での処理を行うために運営される施設をいう。以下同じ。)に対する工業用水(工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号) 第二条第二項に規定する工業用水をいう。 第十八条の四において同じ。)の供給を行う場合にあつては、その供給に関する事項

第九条第一項中「既存の工場又は事業場の用途を変更することを含む。」「この条及び次条第一項において」及び「工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)第二条第三項に規定する製造業等という。次項において同じ。」「を削り、「緑地(同法)」を「緑地(工場立地法)」に、「環境施設(同法第四条第一項第一号)」を「環境施設(同号)」に、「環境施設をいう。次項を」を「環境施設をいう。同項」に改め、「(同項)の下に」及び「第十八条の二」を加え、同条第三項中「する場合」の下に「(当該勧告の対象となる者の同法第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定による届出に係る同法第六条第一項に規定する特定工場(次条において単に「特定工場」という。))が第十八条の二第一項の規定により準則を定める条例の適用を受けている場合を除く。」「を加え、「同項第一号」を「同法第九条第二項第一号」に改める。

第十条第一項中「工場立地法第六条第一項に規定する」及び「(次項において単に「特定工場」という。)」を削る。

第二章第二節に次の六条を加える。

(地域経済牽引事業用地整備計画の承認)

第十二条の二 重点促進区域において地域経済牽引事業用地整備を行うとする者は、市町村及び都道府県にあっては単独で又は共同して、これら以外の者にあっては市町村又は都道府県と共同して、経済産業省令で定めるところにより、地域経済牽引事業用地整備に関する計画(以下「地域経済牽引事業用地整備計画」という。)を作成し、当該重点促進区域を管轄する都道府県知事(地域経済牽引事業用地整備を行うとする者に都道府県を含むときは、経済産業大臣。以下この項、次条第一

項及び第二項並びに第十二条の六において同じ。)の承認を申請することができる。この場合において、地域経済牽引事業用地整備を行うとする者が共同して地域経済牽引事業用地整備計画を作成したときは、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これをその承認を受けようとする都道府県知事に提出しなければならない。

2 地域経済牽引事業用地整備計画において、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 地域経済牽引事業用地整備の内容及び実施期間

二 地域経済牽引事業用地整備に必要な資金の額及びその調達方法

三 地域経済牽引事業用地整備を行う土地の所在、地番及び面積

四 前号の土地を第十八条に規定する承認地域経済牽引事業の用に供するためとするべき措置

3 都道府県知事は、第一項の規定による申請を受けた場合において、その地域経済牽引事業用地整備計画が同意基本計画に適合すると認めるときは、その承認をするものとする。

4 都道府県知事は、前項の規定による承認をしたときは、関係市町村長に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による申請を受けた場合において、その地域経済牽引事業用地整備計画が基本方針に適合するものであつて、同意基本計画の達成に資すると認めるときは、その承認をするものとする。

6 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしたときは、関係市町村長に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(地域経済牽引事業用地整備計画の変更等)

第十二条の三 前条第三項又は第五項の規定による承認を受けた者(以下「承認地域経済牽引事業用地整備者」という。)は、当該承認に係る地域経済牽引事業用地整備計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その承認をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、承認地域経済牽引事業用地整備者が前条第三項又は第五項の承認に係る地域経済牽引事業用地整備計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認地域経済牽引事業用地整備計画」という。))に従つて地域経済牽引事業用地整備を行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第三項から第六項までの規定は、第一項の承認について準用する。

(課税の特例)

第十二条の四 承認地域経済牽引事業用地整備(承認地域経済牽引事業用地整備計画に従つて行われる地域経済牽引事業用地整備をいう。以下同じ。)(地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合することについて経済産業大臣の承認を受けたものに限る。)を行う承認地域経済牽引事業用地整備者(地方公共団体、土地開発公社、独立行政法人都市再生機構その他経済産業省令で定める法人を除く。)に対し、当該承認地域経済牽引事業用地整備の用に供するために土地又は土地の上に存する権利を譲渡した場合には、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地域経済牽引事業用地整備促進業務)

第十二条の五 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、地域経済牽引事業用地整備計画を作成しようとする者及び承認地域経済牽引事業用地整備者(独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四十七号)第二条第一項に規定する中小企業者に該当するものを除く。))の依頼に応じて、地域経済牽引事業用地整備計画の作成及び承認地域経済牽引事業用地整備の実施に関し必要な助言を行う。

2 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、承認地域経済牽引事業用地整備者(市町村、都道府県及び土地開発公社に限る。)に対し、承認地域経済牽引事業用地整備を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うことができる。

(実施状況等の報告等)

第十二条の六 承認地域経済牽引事業用地整備者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年、承認地域経済牽引事業用地整備計画の実施状況その他経済産業省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告のほか、承認地域経済牽引事業用地整備計画の適正かつ効果的な実施を確保するために必要があると認めるときは、承認地域経済牽引事業用地整備者に対して、同項に規定する事項その他必要な事項について報告を求めることができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による報告に基づき、承認地域経済牽引事業用地整備者が第十二条の二第二項第四号の措置を講じていないと認めるときその他承認地域経済牽引事業用地整備計画に従つて承認地域経済牽引事業用地整備を適切に行っていないと認める

ときは、当該承認地域経済牽引事業用地整備者に対し、相当の期限を定めて、適切に承認地域経済牽引事業用地整備を行うために必要な措置を講ずべきことを勧告することができ る。 (大規模な地域経済牽引事業用地整備の円滑化)	四 地域経済牽引事業の実施に当たって、地域経済牽引事業用情報処理施設に水を供給する工業用水道事業者(工業用水道事業法第二条第五項に規定する工業用水道事業者をいう。以下同じ)が第十八条の四の規定の適用を受ける場合に掲げる事項 イ 当該地域経済牽引事業用情報処理施設の所在地 ロ 当該地域経済牽引事業用情報処理施設に対する当該工業用水道事業者による水の供給の見込みに関する事項	6 都道府県知事は、第四項の規定による承認をしようとする場合において、地域経済牽引事業計画に第三項第三号に掲げる事項の記載があるときは、当該地域経済牽引事業計画(同号に係る部分に限る。)について、あらかじめ、当該事項に係る重点促進市町村の長に協議し、その同意を得なければならない。 第十四条第一項及び第二項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第三項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。 3 都道府県知事は、前項の規定により承認地域経済牽引事業計画(前条第三項第四号に掲げる事項の記載があるものに限る。)の承認を取り消したときは、当該承認地域経済牽引事業計画における地域経済牽引事業用情報処理施設の所在地をその給水区域に含む工業用水道事業者に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。 第十八条中「第九項」を「第十項」に改め、同条の次に次の三条を加える。 (工場立地法の特例) 第十八条の二 第四条第二項第八号に掲げる事項の記載がある同意基本計画に係る重点促進市町村は、承認地域経済牽引事業計画において第十三条第三項第三号イに掲げる事項として所在地が記載された地域経済牽引事業用工場等(次項及び第三項において「承認地域経済牽引事業用工場等」という。)の工場立地特例対象区域における緑地面積率等について、条例で、次項の基準の範囲内において、工場立地法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により定められた準則(第九条第一項の規定により準則が	定められた場合又は第十条第一項の規定により条例が定められた場合にあつては、その準則又はその条例を含む。)に代えて適用すべき準則を定めることができる。 2 経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、緑地面積率等について、承認地域経済牽引事業用工場等の新増設の必要性及びその周辺の地域の生活環境の保持の状況を踏まえ、承認地域経済牽引事業用工場等についての基準を公表するものとする。 3 第一項の規定により準則を定める条例(以下この項及び次条において「承認地域経済牽引事業用工場等緑地面積率等条例」という。)が施行されている間は、当該承認地域経済牽引事業用工場等緑地面積率等条例に係る承認地域経済牽引事業用工場等に対する工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により市町村準則が定められた場合にあつては、その市町村準則」とあるのは、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第十八条の二第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。 第十八条の三 第十条の規定は、承認地域経済牽引事業用工場等緑地面積率等条例について準用する。この場合において、同条第二項中「第十條第一項」とあるのは、「第十八条の三において準用する同法第十条第一項」と読み替えるものとする。 (工業用水道事業法の特例) 第十八条の四 承認地域経済牽引事業計画にお
第十二条の七 国及び地方公共団体は、同種の地域経済牽引事業又はこれと関連性が高い地域経済牽引事業の相互の有機的な連携が図られるよう、これらの地域経済牽引事業の用に供する大規模な一団の土地の整備を行う地域経済牽引事業用地整備が円滑に行われるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	第十三条第五項中「前条第一項」を「第十二条第一項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同条第十項中「第七項」を「第八項」に改め、「都道府県知事」の下に「並びに当該承認に係る地域経済牽引事業計画(第三項第四号に掲げる事項の記載があるものに限る。)における地域経済牽引事業用情報処理施設の所在地をその給水区域に含む工業用水道事業者」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項第二号中「第三項第五号」を「第三項第七号」に改め、同項を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。 二 第三項第三号に掲げる事項 当該事項に係る重点促進市町村の長 第十三条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「関係市町村長」の下に「及び当該承認に係る地域経済牽引事業計画(第三項第四号に掲げる事項の記載があるものに限る。)における地域経済牽引事業用情報処理施設の所在地をその給水区域(工業用水道事業法第四条第一項第二号に規定する給水区域をいう。以下同じ)に含む工業用水道事業者」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。	第十三条第一項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第三項第一号中「内容の下に(承認地域経済牽引事業用地整備計画に従って整備された土地において地域経済牽引事業を行う場合には、その旨及び当該土地の所在を含む。)」を加え、同条第三項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。 三 地域経済牽引事業の実施に当たって、地域経済牽引事業用工場等(工場立地特例対象区域に設置されるものに限る。)が第十八条の二第三項に規定する承認地域経済牽引事業用工場等緑地面積率等条例の適用を受ける場合に掲げる事項 イ 当該地域経済牽引事業用工場等の所在地 ロ 当該地域経済牽引事業用工場等の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮に関する事項	令和八年五月二十九日 参議院会議録第十七号

いて第十三条第三項第四号イに掲げる事項として所在地が記載された地域経済牽引事業用情報処理施設(以下この条において「承認地域経済牽引事業用情報処理施設」という。)の所在地を給水区域を含む工業用水道事業者については、当該承認地域経済牽引事業用情報処理施設に対する水の供給を工業用水道事業法第二条第四項に規定する工業用水道事業として行う工業用水の供給とみなして、同法の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「及び熱供給業」とあるのは、「熱供給業及び業として行う地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第十八条の四に規定する承認地域経済牽引事業用情報処理施設の運営」とする。

第十九条第三項中「第十三条第三項第三号」を「第十三条第三項第五号」に改める。

第二十三条第一項中「第十三条第三項第四号ハ」を「第十三条第三項第六号ハ」に改め、同条第二項中「第七項」を「第八項」に改める。

第二十五条中「(昭和三十二年法律第二十六号)」を削る。

第二十六条中「若しくは当該施設の用に供する」の下に「機械及び装置」を加える。

第二十七条中「第十三条第三項第五号」を「第十三条第三項第七号」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第二十八条及び第二十九条第一項中「第十三条第三項第三号」を「第十三条第三項第五号」に改める。

第三十条第一項中「(平成十四年法律第四百四十七号)」を削る。

第四十条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

国及び都道府県は、地域経済牽引事業用地

整備を行うおとする者又は承認地域経済牽引事業用地整備者に対し、地域経済牽引事業用地整備の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第四十三条第二項中「同条第七項、第八項及び第十項」を「同条第八項、第九項及び第十項」に、「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改める。

第四十四条第一項中「第四十一条第一項又は第二項」を「第十二条の六第一項若しくは第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項」に改める。

第四条 貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条の四」に、「第三十八条」を「第三十八条の二」に改める。

第五条に次の一項を加える。

3 会社は、第一項の規定による政府の出資があつたときは、その出資により増加する資本金又は準備金を、第二十條の二に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

第十二条第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十一条の二十二第五項(同法第二十一条の二十三第五項において準用する場合を含む。)の規定により意見を求められたときは、意見を述べること。

第十六条第一項中「引受けを行う」を「引受け(次条第一項に規定する特定引受けを除く。以下この条において同じ。)を行う」に改め、第二章第三節に次の三条を加える。

(特定引受業務指針)

第十六条の二 経済産業大臣は、会社が特定引受け(我が国の機械設備その他の製品の海外の需要の開拓又は我が国の経済活動が依拠している重要な物資の安定的な供給の確保による本邦企業の供給網の強靱化の対応のため特に必要な日本国政府と日本国以外の国の政府との間の取決めとして経済産業大臣が定める取決めに係る貿易保険又は再保険の引受けをいう。以下同じ。)に係る第十二条第一項及び第二項の業務(以下「特定引受業務」という。)を行うに当たつて従うべき指針(以下「特定引受業務指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

2 特定引受業務指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定引受業務の実施に関する基本的な事項(当該特定引受業務の実施に関し留意すべき事項を含む。)

二 特定引受業務に関する財務の適正な管理に関する事項

三 経済産業大臣に対する特定引受業務の実施状況の報告に関する事項

四 その他特定引受業務の適確な実施を確保するために必要な事項

(特定引受基準)

第十六条の三 経済産業大臣は、特定引受業務指針を勘案して、会社が特定引受けを決定するに当たつて従うべき基準(以下「特定引受基準」という。)を定めるものとする。

2 経済産業大臣は、前項の規定により特定引受基準を定めたときは、これを公表するものとする。

(特定引受決定)

第十六条の四 会社は、特定引受けを行うと

するときは、特定引受基準に従つて、特定引受けを決定しなければならない。

2 会社は、特定引受けを行うかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の認可の申請が特定引受基準に適合すると認めるときは、その認可をするものとする。

第二十條の次に次の二条を加える。

(区分経理)

第二十條の二 会社は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 特定引受業務以外の業務

二 特定引受業務

(区分経理に係る会社法の準用等)

第二十條の三 会社法第二百九十五條、第三百三十七條、第三百七十四條、第三百九十六條、第四百三十一條から第四百四十三條まで、第四百四十六條及び第四百五十條から第四百五十四條までの規定は、前条の規定により会社が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第四百四十六條中「株式会社」とあるのは「貿易保険法第二十条の二の規定により設けられた勘定に属する」と、「の合計額から第五号から第七号までに掲げる額」とあるのは「であつて当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額から第五号から第七号までに掲げる額であつて当該剰余金の属する勘定に計上されるもの」と、同法第四百五十條第一項及び第三項、第四百五十一條第一項及び第三項、第四百五十三條並びに第四百五十四條第一項、第二項及び第五項中「剰余金」とあるのは「貿易保険法第二十条の二の規定により設けられた勘定に

属する剰余金」と、同法第四百五十条第一項中「資本金の額を」とあるのは「同条の規定により設けられた勘定に属する資本金の額を」と、同項第二号中「資本金」とあるのは「貿易保険法第二十条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、同法第四百五十一条第一項中「準備金の額を」とあるのは「同条の規定により設けられた勘定に属する準備金の額を」と、同項第二号中「準備金」とあるのは「貿易保険法第二十条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、及び剰余金」とあるのは「及び同条の規定により設けられた勘定に属する剰余金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第四百四十七条から第四百四十九条まで並びに第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る。)及び第二項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、前条の規定により会社法が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第四百四十七条第一項及び第二項中「資本金」とあるのは「貿易保険法第二十条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、同条第一項第二号中「を準備金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、及び準備金」とあるのは「及び当該準備金」と、同条第三項中「に資本金」とあるのは「に貿易保険法第二十条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「の資本金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、同法第四百四十八条第一項及び第二項中「準備金」とあるのは「貿易保険法第二十条の規定により設けられた勘定に属する

る準備金」と、同条第一項第二号中「を資本金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「及び資本金」とあるのは「及び当該資本金」と、同条第三項中「に準備金」とあるのは「に貿易保険法第二十条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「の準備金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会社が前条の規定により設けられた勘定に属する資本金の額を増加し、又は減少したときの会社の資本金の額は当該増加し、又は減少した後の会社の全ての勘定に属する資本金の額の合計額とし、会社が同条の規定により設けられた勘定に属する準備金の額を増加し、又は減少したときの会社の準備金の額は当該増加し、又は減少した後の会社の全ての勘定に属する準備金の額の合計額とする。この場合において、会社法第四百四十七条から第四百五十一条まで並びに第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る。)及び第二項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

第二十二条中「次条並びに第三十七条第一項及び第四項において」を「以下」に改める。
第二十三条中「この条において」を削る。
第二十四条に次の一項を加える。

3 会社がこの条の規定により社債を発行し、又は資金を借り入れることによつて調達した資金は、第二十条の二に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。
第三十五条中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第十六条の二第一項の取決めを定めようとするとき。

三 特定引受業務指針を定めようとするとき。

第二章第五節に次の一条を加える。

(特定引受業務の廃止等)

第三十八条の二 特定引受業務及び第二十条の二第二号に掲げる業務に係る勘定(以下「特別勘定」という。)の廃止については、別に法律で定める。

2 会社は、特別勘定の廃止の際、特別勘定に残余があるときは、別に法律で定めるところにより、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

附則第二項を削り、附則第一項を附則第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の五条を加える。

(区分経理等)

第二条 令和七年度的一般会計補正予算(第一号)により政府から会社に対し出資があつたものとされた金額に係る経理は、特別勘定において行うものとする。

2 会社は、毎事業年度末において、前項に規定する金額のうち会社が特別勘定の健全性を確保するために必要がないと認められるものに相当する金額として経済産業大臣が定める金額があるときは、同項に規定する金額に相当する金額からこの項の規定により既に国庫に納付した額を控除した額までを限り、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の規定により会社が国庫に納付すべき金額を定めようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

4 会社が第二項の規定による国庫への納付をした場合には、会社の資本金又は準備金のうち当該納付に係る金額については、会社に対する政府からの出資はなかつたものとし、会社は、その額により資本金又は準備金を減少するものとする。この場合において、第二十条の三第二項の規定は適用しない。

(国債の交付)

第三条 政府は、令和十一年三月三十一日までの間、会社が特別勘定の健全性を確保し、特定引受業務に係る保険金等を支払うために必要となる資金の確保に用いるため、三兆円を限り、国債を発行し、これを会社に交付することができる。

2 政府は、前項の規定により交付することができるとされ、国債の額に相当する金額のうち、予算で定める範囲内において、国債を発行し、これを会社に交付するものとする。

3 第一項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の償還等)

第四条 会社は、第二十四条第一項の規定により社債を発行し、又は資金を借り入れることによつて調達する資金の額の見込みに照らし、特定引受業務に係る保険金等を支払うために必要となる額を限り、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により交付された国債の償還の請求をすることができる。

2 政府は、前条第二項の規定により交付した

国債の全部又は一部につき会社から償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、前条第二項の規定により政府が交付した国債の償還に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の返還等)

第五条 会社は、毎事業年度末において、附則

第三条第二項の規定により交付された国債のうち償還されていないものがある場合において、特定引受けに係る保険契約等の締結の見込み及び特定引受けに係る保険契約等に基づく保険金等の支払義務の発生の見込みに照らし、特定引受業務に係る保険金等を支払うために新たに前条第一項の規定により国債の償還の請求を行う必要が生ずることがないと認めるときは、その償還されていない国債を政府に返還しなければならない。

2 政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、附則第三条第二項の規定により政府が交付した国債の返還及び消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(国庫納付金)

第六条 会社は、特別勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、附則第四条第二項の規定により国債の償還を受けた額の合計額からこの条の規定により既に国庫に納付した額を控除した額までを限り、政令で定めるところにより、当該剰余金の額を国庫に納付しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二条第六項第三号の改正規定及び第四条中貿易保険法第十二条の改正規定並びに附則第六条の規定 公布の日

二 第二条及び第三条(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条、第八条、第九条(食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号)第六条第九項の改正規定に限る。)、第十一条、第十二条、第十四条及び第十五条(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十号の二第一項の改正規定に限る。))の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第三条の規定による改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下この条において「改正後地域経済牽引事業促進法」という。))第二十六条の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に改正後地域経済牽引事業促進法第十三条第四項若しくは第八項の規定による承認又は改正後地域経済牽引事業促進法第十四条第一項の規定による変更の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って行われる改正後地域経済牽引事業促進法第十八条に規定する承認地域経済牽引事業について適用する。

第四条 この法律の施行の日前にされた貿易保険又は再保険の引受けに係る第四条の規定による改正前の貿易保険法第十二条第一項及び第二項の業務であつて、第四条の規定による改正後の貿易保険法(以下この条において「改正後貿易保険法」という。))第十六条の二第一項に規定する特定引受業務に相当するものに係る経理は、改正後貿易保険法第三十八条の二第一項に規定する特別勘定において行ふものとする。この場合において、改正後貿易保険法の規定の適用については、改正後貿易保険法附則第三条第一項中「特定引受業務」とあるのは、「特定引受業務並びに経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)第四条の規定による改正前の貿易保険法(以下「旧貿易保険法」という。))第十二条第一項及び第二項の業務であつて特定引受業務に相当するもの」と、改正後貿易保険法附則第四条第一項中「特定引受業務」とあるのは、「特定引受業務並びに旧貿易保険法第十二条第一項及び第二項の業務であつて特定引受業務に相当するもの」と、改正後貿易保険法附則第五条第一項中「及び特定引受けに係る保険契約等に基づく保険金等」とあるのは「並びに特定引受けに係る保険契約等に基づく保険金等並びに旧貿易保険法第十二条第一項及び第二項の業務であつて特定引受業務に相当するものに係る保険金等」

と、「特定引受業務」とあるのは「特定引受業務並びに同条第一項及び第二項の業務であつて特定引受業務に相当するもの」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(租税特別措置法の一部改正)

第七条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十条第三項中「第二条第三十三項」を「第二条第三十四項」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四十七号)第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号ロ及びハ、第六号、第八号(中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第三十九条第一項の規定による特定の地域における施設の整備等の業務に限る。)、第十一号、第十三号、第十六号並びに第十七号業務の範囲に掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項の業務(同項第七号に掲げる業務を除く。)並びに同法附則第八条(旧組織法に係る業務の特例、第八条の二第一項(旧新事業創出促進法に係る業務の特例)及び第八条の四第一項(旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例)の業務並びに同法附則第八条の八第一号及び第二号(改正前中小強化法等に係る業務の特例)に

掲げる業務に関する文書の項中「並びに第十七号」を、「第十七号並びに第二十二号(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第十二条の五第一項(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地域経済牽引事業用地整備促進業務)の規定による助言及び同条第二項の規定による貸付けの業務に限る。)」に改める。

(食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の一部改正)

第九条 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条第九項中「第四百七十七条第一項第九号」を「第四百七十七条第十号」に改める。

第十七条第三項中「第二十一条の二十二第五項」を「第二十一条の二十二第六項」に、「第一項第二号を除く」を「第一項第一号に係る部分に限る」に改める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第十四号中「第二十一条の五」の下に、「第二十一条の二十三の二を加える。

第十一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第十四号中「第二十一条の二十三の二」を「第二十一条の二十三の六に、「及び第五十一条」を、「第五十一条及び第四百四十条の九に改め、「第六十五条の六の下に」及び第四百四十条の二十七第一項を加え、「及び第三百三十一条第一項」を、「第三百三十一条第一項、第百

四十条の二十七第二項及び第四百四十条の三十四」に改め、同項第二十二号中「(平成十九年法律第四十号)」の下に「第十二条の五第一項及び」を、「(助言)」の下に、「同法第十二条の五第二項の規定による貸付け」を加え、「同条第二項及び同法」を「同法第三十条第二項及び」に改める。

第十八条第一項第一号中「産業競争力強化法第六十五条の六に規定する助言、同法第七十八条及び第百三十一条第一項に規定する協力並びに同法第四百四十条に規定する出資その他の業務に限る」を「次号に掲げるものを除く」に、「第十五条第一項第十八号」を「同項第十八号」に改め、同項第二号中「前号に掲げるものを除く」を「産業競争力強化法第十八条、第二十一条の五、第二十一条の二十三の六、第三十四条、第五十一条及び第四百四十条の九に規定するものに限る」に改める。

(地域再生法の一部改正)

第十二条 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項第十七号中「第四条第二項第七号」を「第四条第二項第十号」に改める。

(株式会社地域経済活性化支援機構法及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部改正)

第十三条 次に掲げる法律の規定中「第二条第二十一項」を「第二条第二十二項」に改める。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)第六十三条

二 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律百十三号)第六十一条

(総合特別区域法及び東日本大震災復興特別区域法の一部改正)

第十四条 次に掲げる法律の規定中「第九条第一項」の下に「若しくは第十八条の二第一項」を、

「第十条第一項」の下に「(同法第十八条の三において準用する場合を含む。)」を加える。

一 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十号)第二十三条第一項

二 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律百二十二号)第二十八条第一項

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第十五条 国家戦略特別区域法の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中「第二条第三十一項第二号」を「第二条第三十二項第二号」に改める。

第二十号の二第二項中「第九条第一項」の下に「若しくは第十八条の二第一項」を、「第十条第一項」の下に「(同法第十八条の三において準用する場合を含む。)」を加える。

審査報告書

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和八年五月二十九日

議院運営委員長 青木 一彦

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、各議院の議長、副議長及び議員が受ける期末手当の支給割合について、一定期間、令和六年改正前の特別職の職員の給与に関する法律の水準とする措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

令和八年五月二十六日

衆議院議長 森 英介

参議院議長 関口 昌一殿

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

令和十年七月三十一日(同日までに衆議院が解散されたときは、解散された日の属する月の末日。以下この項及び次項において「特定日」という。)までの間における第十一条の二第二項の規定の適用については、同項中「特別職の職員の給与に関する法律」とあるのは、「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和六年法律第七十三号)第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律」とする。特定日が同条第一項の基準日の前日である場合において、当該基準日前一月以内に辞職し、退職し、除名され、又は死亡した議長、副議長及び議員が同項後段の規定により期末手当を受けるときの同条第二項の規定の適用についても、同様とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

投票者氏名
日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

賛成者氏名

二二六名

青木 一彦君 赤松 健君
浅尾慶一郎君 朝日健太郎君
阿達 雅志君 有村 治子君
生稲 晃子君 石井 準一君
石井 浩郎君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 井上 義行君
猪口 邦子君 今井絵理子君
岩本 剛人君 いんどう周作君
上野 通子君 白井 正一君
江島 潔君 大家 敏志君
岡田 直樹君 小川 克巳君
越智 俊之君 小野田紀美君
梶原 大介君 加田 裕之君
加藤 明良君 かまやち敏君
神谷 政幸君 北村 経夫君
木村 義雄君 見坂 茂範君
上月 良祐君 古賀友一郎君
古庄 玄知君 小林 一大君
小林孝一郎君 こやり隆史君
酒井 庸行君 櫻井 充君
佐藤 啓君 自見はなこ君
清水 真人君 進藤金日子君
末松 信介君 鈴木 大地君
高橋 克法君 高橋はるみ君
滝波 宏文君 鶴保 庸介君
出川 桃子君 寺田 静君

友納 理緒君 中曾根弘文君 西田 昌司君 野上浩太郎君 橋本 聖子君 長谷川英晴君 東野 秀樹君 福山 守君 藤川 政人君 船橋 利実君 星 北斗君 本田 顕子君 牧野たかお君 松下 新平君 松山 政司君 宮沢 洋一君 宮本 周司君 山下 雄平君 山田 宏君 山本 啓介君 山本 順三君 若井 敦子君 脇 雅昭君 青木 愛君 石橋 通宏君 打越さく良君 鬼木 誠君 岸 真紀子君 熊谷 裕人君 古賀 千景君 小島とも子君 斎藤 嘉隆君 柴 慎一君 永井 学君 中西 祐介君 西田 英範君 野村 哲郎君 長谷川 岳君 馬場 成志君 福岡 資麿君 藤井 一博君 藤木 眞也君 古川 俊治君 堀井 巖君 舞立 昇治君 松川 るい君 松村 祥史君 三原じゅん子君 宮本 和宏君 森 まさこ君 山田 太郎君 山谷えり子君 山本佐知子君 吉井 章君 若林 洋平君 渡辺 猛之君 石垣のりこ君 泉 房穂君 小沢 雅仁君 勝部 賢志君 木戸口英司君 郡山りよう君 古賀 之土君 小西 洋之君 塩村あやか君 杉尾 秀哉君

高木 真理君 田名部匡代君 徳永 エリ君 羽田 次郎君 福士 珠美君 三上 えり君 村田 享子君 森本 真治君 横沢 高德君 吉田 忠智君 足立 康史君 伊藤 孝恵君 上田 清司君 江原くみ子君 かこしま彰宏君 後藤 斎君 榛葉賀津也君 田村 まみ君 庭田 幸恵君 浜口 誠君 原田 秀一君 舟山 康江君 山田 吉彦君 石川 博崇君 上田 勇君 窪田 哲也君 里見 隆治君 杉 久武君 竹内 真二君 谷合 正明君 西田 実仁君 平木 大作君 宮崎 勝君 田島麻衣子君 辻元 清美君 長浜 博行君 広田 一君 牧山ひろえ君 水岡 俊一君 森 ゆうこ君 山内佳菜子君 吉川 沙織君 蓮 舫君 磯崎 哲史君 伊藤 辰夫君 牛田 茉友君 奥村 祥大君 川合 孝典君 小林さやか君 竹詰 仁君 堂込麻紀子君 芳賀 道也君 浜野 喜史君 平戸 航太君 水野 孝一君 秋野 公造君 伊藤 孝江君 川村 雄大君 佐々木雅文君 下野 六太君 高橋 光男君 竹谷とし子君 司 隆史君 原田大二郎君 三浦 信祐君 横山 信一君

反対者氏名

青島 健太君 浅田 均君
石井 苗子君 石井めぐみ君
猪瀬 直樹君 上野はたる君
岡崎 太君 嘉田由紀子君
片山 大介君 金子 道仁君
串田 誠一君 佐々木りえ君
柴田 巧君 石 平君
高木かおり君 中条きよし君
新実 彰平君 松沢 成文君
松野 明美君 安達 悠司君
安藤 裕君 岩本 麻奈君
梅村みずほ君 大津 力君
神谷 宗幣君 後藤 翔太君
櫻井 祥子君 塩入 清香君
杉本 純子君 中田 優子君
初鹿野裕樹君 松田 学君
宮出 千慧君 山中 泉君
伊勢崎賢治君 大島九州男君
奥田ふみよ君 木村 英子君
天晶 大輔君 北村 晴男君
百田 尚樹君 伊波 洋一君
高良 沙哉君 安野 貴博君
尾辻 朋実君 福島みずほ君
ラサール石井君 齊藤健一郎君
ながえ孝子君 平山佐知子君
福山 哲郎君 望月 良男君

七名
岩渕 友君 吉良よし子君
小池 晃君 白川 容子君
大門実紀史君 仁比 聡平君
山添 拓君

[illegible]

日程第五 健康保険法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一六六名

青木 一彦君 赤松 健君
浅尾慶一郎君 朝日健太郎君
阿達 雅志君 有村 治子君
生稲 晃子君 石井 準一君
石井 浩郎君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 井上 義行君
猪口 邦子君 今井絵理子君
岩本 剛人君 いんどう周作君
上野 通子君 白井 正一君
江島 潔君 大家 敏志君
岡田 直樹君 小川 克巳君
越智 俊之君 小野田紀美君
梶原 大介君 加田 裕之君
片山さつき君 加藤 明良君
かまやち敏君 神谷 政幸君
北村 経夫君 木村 義雄君
見坂 茂範君 上月 良祐君
古賀友一郎君 古庄 玄知君
小林 一大君 小林孝一郎君
こやり隆史君 酒井 庸行君
櫻井 充君 佐藤 啓君
自見はなこ君 清水 真人君
進藤金日子君 末松 信介君
鈴木 大地君 鈴木 宗男君
高橋 克法君 高橋はるみ君
滝波 宏文君 鶴保 庸介君
出川 桃子君 寺田 静君
友納 理緒君 永井 学君
中曽根弘文君 中西 祐介君
西田 昌司君 西田 英範君
野上浩太郎君 野村 哲郎君
橋本 聖子君 長谷川 岳君
長谷川英晴君 馬場 成志君

投票者氏名

東野 秀樹君 福岡 資麿君
福山 守君 藤井 一博君
藤川 政人君 藤木 眞也君
船橋 利実君 古川 俊治君
星 北斗君 堀井 巖君
本田 顕子君 舞立 昇治君
牧野たかお君 松川 るい君
松下 新平君 松村 祥史君
松山 政司君 三原じゅん子君
宮沢 洋一君 宮本 和宏君
宮本 周司君 森 まさこ君
山下 雄平君 山田 太郎君
山田 宏君 山谷えり子君
山本 啓介君 山本佐知子君
山本 順三君 吉井 章君
若井 敦子君 若林 洋平君
脇 雅昭君 渡辺 猛之君
足立 康史君 磯崎 哲史君
伊藤 孝恵君 伊藤 辰夫君
上田 清司君 牛田 茉友君
江原くみ子君 奥村 祥大君
かごしま彰宏君 川合 孝典君
後藤 斎君 小林さやか君
榛葉賀津也君 竹詰 仁君
田村 まみ君 堂込麻紀子君
庭田 幸恵君 芳賀 道也君
浜口 誠君 平戸 喜史君
原田 秀一君 水野 孝一君
舟山 康江君 青島 健太君
山田 吉彦君 石井 苗子君
浅田 均君 石井 均君
石井めぐみ君 猪瀬 直樹君
上野ほたる君 岡崎 太君
嘉田由紀子君 片山 大介君
金子 道仁君 串田 誠一君
佐々木りえ君 柴田 巧君

反対者氏名

石 平君 高木かおり君
中条きよし君 新実 彰平君
松沢 成文君 松野 明美君
安達 悠司君 安藤 裕君
岩本 麻奈君 梅村みづほ君
大津 力君 神谷 宗幣君
後藤 翔太君 櫻井 祥子君
塩入 清香君 杉本 純子君
中田 優子君 初鹿野裕樹君
松田 学君 宮出 千慧君
山中 泉君 北村 晴男君
百田 尚樹君 安野 貴博君
尾辻 朋実君 齊藤健一郎君
平山佐知子君 望月 良男君

青木 愛君 石垣のりこ君
石橋 通宏君 泉 房穂君
打越さく良君 小沢 雅仁君
鬼木 誠君 勝部 賢志君
岸 真紀子君 木戸口英司君
熊谷 裕人君 郡山りょう君
古賀 千景君 古賀 之士君
小島とも子君 小西 洋之君
斎藤 嘉隆君 塩村あやか君
柴 慎一君 杉尾 秀哉君
高木 真理君 田島麻衣子君
田名部匡代君 辻元 清美君
徳永 エリ君 長浜 博行君
羽田 次郎君 広田 一君
福士 珠美君 牧山ひろえ君
三上 えり君 水岡 俊一君
村田 享子君 森 ゆうこ君
森本 真治君 山内佳菜子君
横沢 高德君 吉川 沙織君

日程第六 外国為替及び外国貿易法の一部を改正
する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二八名

青木 一彦君 赤松 健君
浅尾慶一郎君 朝日健太郎君
阿達 雅志君 有村 治子君
生稲 晃子君 石井 準一君
石井 浩郎君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 井上 義行君
猪口 邦子君 今井絵理子君
岩本 剛人君 いんどう周作君
上野 通子君 白井 正一君
江島 潔君 大家 敏志君

吉田 忠智君 蓮 舫君
秋野 公造君 石川 博崇君
伊藤 孝江君 上田 勇君
川村 雄大君 窪田 哲也君
佐々木雅文君 里見 隆治君
下野 六太君 杉 久武君
高橋 光男君 竹内 真二君
竹谷とし子君 谷合 正明君
司 隆史君 西田 実仁君
原田大二郎君 平木 大作君
三浦 信祐君 宮崎 勝君
横山 信一君 岩渕 友君
吉良よし子君 小池 晃君
白川 容子君 大門実紀史君
仁比 聡平君 山添 拓君
伊勢崎賢治君 大島九州男君
奥田ふみよ君 木村 英子君
天晶 大輔君 伊波 洋一君
高良 沙哉君 福島みずほ君
ラサール石井君 ながえ孝子君
福山 哲郎君

岡田 直樹君	小川 克巳君	山谷えり子君	山本 啓介君	平戸 航太君	舟山 康江君	反対者氏名	一六名
越智 俊之君	小野田紀美君	山本佐知子君	山本 順三君	水野 孝一君	山田 吉彦君	岩淵 友君	吉良よし子君
梶原 大介君	加田 裕之君	吉井 章君	若井 敦子君	秋野 公造君	石川 博崇君	小池 晃君	白川 容子君
加藤 明良君	かまやち敏君	若林 洋平君	脇 雅昭君	伊藤 孝江君	上田 勇君	大門実紀史君	仁比 聡平君
神谷 政幸君	北村 経夫君	渡辺 猛之君	青木 愛君	川村 雄大君	窪田 哲也君	山添 拓君	伊勢崎賢治君
木村 義雄君	見坂 茂範君	石垣のりこ君	石橋 通宏君	佐々木雅文君	里見 隆治君	大島九州男君	奥田ふみよ君
上月 良祐君	古賀友一郎君	泉 房穂君	打越さく良君	下野 六太君	杉 久武君	木村 英子君	天晶 大輔君
古庄 玄知君	小林 一大君	小沢 雅仁君	鬼木 誠君	高橋 光男君	竹内 真二君	伊波 洋一君	高良 沙哉君
小林孝一郎君	こやり隆史君	勝部 賢志君	岸 真紀子君	竹谷とし子君	谷合 正明君	福島みずほ君	ラサール石井君
酒井 庸行君	櫻井 充君	木戸口英司君	熊谷 裕人君	司 隆史君	西田 実仁君		
佐藤 啓君	自見はなこ君	郡山りよう君	古賀 千景君	原田大二郎君	平木 大作君	日程第七 出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) 賛成者氏名 一八六名	
清水 真人君	進藤金日子君	古賀 之士君	小島とも子君	三浦 信祐君	宮崎 勝君		
末松 信介君	鈴木 大地君	小西 洋之君	斎藤 嘉隆君	横山 信一君	青島 健太君		
鈴木 宗男君	高橋 克法君	塩村あやか君	柴 慎一君	浅田 均君	石井 苗子君		
高橋はるみ君	滝波 宏文君	杉尾 秀哉君	高木 真理君	石井めぐみ君	猪瀬 直樹君		
鶴保 庸介君	出川 桃子君	田島麻衣子君	田名部匡代君	上野はたる君	岡崎 太君		
寺田 静君	友納 理緒君	辻元 清美君	徳永 エリ君	嘉田由紀子君	片山 大介君		
永井 学君	中曽根弘文君	長浜 博行君	羽田 次郎君	金子 道仁君	串田 誠一君		
中西 祐介君	西田 昌司君	広田 一君	福士 珠美君	佐々木りえ君	柴田 巧君		
西田 英範君	野上浩太郎君	牧山ひろえ君	三上 えり君	石 平君	高木かおり君		
野村 哲郎君	橋本 聖子君	水岡 俊一君	村田 享子君	中条きよし君	新美 彰平君		
長谷川 岳君	長谷川英晴君	森 ゆうこ君	森本 真治君	松沢 成文君	松野 明美君		
馬場 成志君	東野 秀樹君	山内佳菜子君	横沢 高德君	安達 悠司君	安藤 裕君		
福岡 資麿君	福山 守君	吉川 沙織君	吉田 忠智君	岩本 麻奈君	梅村みずほ君		
藤井 一博君	藤川 政人君	蓮 舫君	足立 康史君	大津 力君	神谷 宗幣君		
藤木 眞也君	船橋 利実君	磯崎 哲史君	伊藤 孝恵君	後藤 翔太君	櫻井 祥子君		
古川 俊治君	星 北斗君	伊藤 辰夫君	上田 清司君	塩入 清香君	杉本 純子君		
堀井 巖君	本田 顕子君	牛田 茉友君	江原くみ子君	中田 優子君	初鹿野裕樹君		
舞立 昇治君	牧野たかお君	奥村 祥大君	かごしま彰宏君	松田 学君	宮出 千慧君		
松川 るい君	松下 新平君	川合 孝典君	後藤 斎君	山中 泉君	北村 晴男君		
松村 祥史君	松山 政司君	小林さやか君	榎葉賀津也君	百田 尚樹君	安野 貴博君		
三原じゅん子君	宮沢 洋一君	竹詰 仁君	田村 まみ君	尾辻 朋実君	齊藤健一郎君		
宮本 和宏君	宮本 周司君	堂込麻紀子君	庭田 幸恵君	ながえ孝子君	平山佐知子君		
森 まさこ君	山下 雄平君	芳賀 道也君	浜口 誠君	福山 哲郎君	望月 良男君		
山田 太郎君	山田 宏君	浜野 喜史君	原田 秀一君			こやり隆史君	酒井 庸行君

櫻井 充君	佐藤 啓君	小林さやか君	榛葉賀津也君	百田 尚樹君	安野 貴博君	日程第八 太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に 関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
自見はなこ君	清水 真人君	竹詰 仁君	田村 まみ君	尾辻 朋実君	齊藤健一郎君	賛成者氏名
進藤金日子君	末松 信介君	堂込麻紀子君	庭田 幸恵君	平山佐知子君	望月 良男君	
鈴木 大地君	鈴木 宗男君	芳賀 道也君	浜口 誠君			青木 一彦君
高橋 克法君	高橋はるみ君	浜野 喜史君	原田 秀一君	青木 愛君	石垣のりこ君	浅尾慶一郎君
滝波 宏文君	出川 桃子君	平戸 航太君	舟山 康江君	石橋 通宏君	泉 房穂君	阿達 雅志君
寺田 静君	友納 理緒君	水野 孝一君	山田 吉彦君	打越さく良君	小沢 雅仁君	生稲 晃子君
永井 学君	中曽根弘文君	秋野 公造君	石川 博崇君	鬼木 誠君	勝部 賢志君	石井 浩郎君
中西 祐介君	西田 昌司君	伊藤 孝江君	上田 勇君	岸 真紀子君	木戸口英司君	磯崎 仁彦君
西田 英範君	野上浩太郎君	川村 雄大君	窪田 哲也君	熊谷 裕人君	郡山りよう君	猪口 邦子君
野村 哲郎君	橋本 聖子君	佐々木雅文君	里見 隆治君	古賀 千景君	古賀 之士君	岩本 剛人君
長谷川 岳君	長谷川英晴君	下野 六太君	杉 久武君	小島とも子君	小西 洋之君	上野 通子君
馬場 成志君	東野 秀樹君	高橋 光男君	竹内 真二君	斎藤 嘉隆君	塩村あやか君	江島 潔君
福岡 資麿君	福山 守君	竹谷とし子君	谷合 正明君	柴 慎一君	杉尾 秀哉君	岡田 直樹君
藤井 一博君	藤川 政人君	司 隆史君	西田 実仁君	高木 真理君	田島麻衣子君	越智 俊之君
藤木 真也君	船橋 利実君	原田大二郎君	平木 大作君	田名部匡代君	辻元 清美君	梶原 大介君
古川 俊治君	星 北斗君	三浦 信祐君	宮崎 勝君	徳永 エリ君	長浜 博行君	片山さつき君
堀井 巖君	本田 顕子君	横山 信一君	青島 健太君	羽田 次郎君	広田 一君	かまやち敏君
舞立 昇治君	牧野たかお君	浅田 均君	石井 苗子君	福士 珠美君	牧山ひろえ君	北村 経夫君
松川 るい君	松下 新平君	石井めぐみ君	猪瀬 直樹君	三上 えり君	水岡 俊一君	見坂 茂範君
松村 祥史君	松山 政司君	上野ほたる君	岡崎 太君	村田 享子君	森 ゆうこ君	古賀友一郎君
三原じゅん子君	宮沢 洋一君	嘉田由紀子君	片山 大介君	森本 真治君	山内佳菜子君	小林 一大君
宮本 和宏君	宮本 周司君	金子 道仁君	串田 誠一君	横沢 高德君	吉川 沙織君	こやり隆史君
森 まさこ君	山下 雄平君	佐々木りえ君	柴田 巧君	吉田 忠智君	蓮 舫君	櫻井 充君
山田 太郎君	山田 宏君	石 平君	高木かおり君	岩渕 友君	吉良よし子君	自見はなこ君
山谷えり子君	山本 啓介君	中条きよし君	新実 彰平君	小池 晃君	白川 容子君	進藤金日子君
山本佐知子君	山本 順三君	松沢 成文君	松野 明美君	大門美紀史君	仁比 聡平君	鈴木 大地君
吉井 章君	若井 敦子君	安達 悠司君	安藤 裕君	山添 拓君	伊勢崎賢治君	高橋 克法君
若林 洋平君	脇 雅昭君	岩本 麻奈君	梅村みずほ君	大島九州男君	奥田ふみよ君	滝波 宏文君
渡辺 猛之君	足立 康史君	大津 力君	神谷 宗幣君	木村 英子君	天島 大輔君	出川 桃子君
磯崎 哲史君	伊藤 孝恵君	後藤 翔太君	櫻井 祥子君	伊波 洋一君	高良 沙哉君	友納 理緒君
伊藤 辰夫君	上田 清司君	塩入 清香君	杉本 純子君	福島みずほ君	ラサール石井君	中曽根弘文君
牛田 栄友君	江原くみ子君	中田 優子君	初鹿野裕樹君	ながえ孝子君	福山 哲郎君	西田 昌司君
奥村 祥大君	かこしま彰宏君	松田 学君	宮出 千慧君			野上浩太郎君
川合 孝典君	後藤 斎君	山中 泉君	北村 晴男君			橋本 聖子君

長谷川英晴君	馬場 成志君
東野 秀樹君	福岡 資鷹君
福山 守君	藤井 一博君
藤川 政人君	藤木 眞也君
船橋 利実君	古川 俊治君
星 北斗君	堀井 巖君
本田 顕子君	舞立 昇治君
牧野たかお君	松川 るい君
松下 新平君	松村 祥史君
松山 政司君	三原じゅん子君
宮沢 洋一君	宮本 和宏君
宮本 周司君	森 まさこ君
山下 雄平君	山田 太郎君
山田 宏君	山谷えり子君
山本 啓介君	山本佐知子君
山本 順三君	吉井 章君
若井 敦子君	若林 洋平君
脇 雅昭君	渡辺 猛之君
青木 愛君	石垣のりこ君
石橋 通宏君	泉 房穂君
打越さく良君	小沢 雅仁君
鬼木 誠君	勝部 賢志君
岸 真紀子君	木戸口英司君
熊谷 裕人君	郡山りよう君
古賀 千景君	古賀 之士君
小島とも子君	小西 洋之君
斎藤 嘉隆君	塩村あやか君
柴 慎一君	杉尾 秀哉君
高木 真理君	田島麻衣子君
田名部匡代君	辻元 清美君
徳永 エリ君	長浜 博行君
羽田 次郎君	広田 一君
福士 珠美君	牧山ひろえ君
三上 えり君	水岡 俊一君
村田 享子君	森 ゆうこ君

森本 真治君	山内佳菜子君
横沢 高德君	吉川 沙織君
吉田 忠智君	蓮 舫君
足立 康史君	磯崎 哲史君
伊藤 孝恵君	伊藤 辰夫君
上田 清司君	牛田 茉友君
江原くみ子君	奥村 祥大君
かこしま彰宏君	川合 孝典君
後藤 斎君	小林さやか君
榛葉賀津也君	竹詰 仁君
田村 まみ君	堂込麻紀子君
庭田 幸恵君	芳賀 道也君
浜口 誠君	芳賀 喜史君
原田 秀一君	平戸 航太君
舟山 康江君	水野 孝一君
山田 吉彦君	秋野 公造君
石川 博崇君	伊藤 孝江君
上田 勇君	川村 雄大君
窪田 哲也君	佐々木雅文君
里見 隆治君	下野 六太君
杉 久武君	高橋 光男君
竹内 真二君	竹谷とし子君
谷合 正明君	司 隆史君
西田 実仁君	原田大二郎君
平木 大作君	三浦 信祐君
宮崎 勝君	横山 信一君
青島 健太君	浅田 均君
石井 苗子君	石井めぐみ君
猪瀬 直樹君	上野ほたる君
岡崎 太君	嘉田由紀子君
片山 大介君	金子 道仁君
串田 誠一君	佐々木りえ君
柴田 巧君	石 平君
高木かおり君	中条きよし君
新実 彰平君	松沢 成文君

松野 明美君	岩渕 友君
吉良よし子君	小池 晃君
白川 容子君	大門実紀史君
仁比 聡平君	山添 拓君
北村 晴男君	百田 尚樹君
伊波 洋一君	高良 沙哉君
安野 貴博君	尾辻 朋実君
福島みずほ君	ラサール石井君
齊藤健一郎君	ながえ孝子君
平山佐知子君	福山 哲郎君
望月 良男君	

反対者氏名

安達 悠司君
岩本 麻奈君
大津 力君
後藤 翔太君
塩入 清香君
中田 優子君
松田 学君
山中 泉君
大島九州男君
木村 英子君

賛成者氏名

青木 一彦君
浅尾慶一郎君
阿達 雅志君
生稲 晃子君
石井 浩郎君
磯崎 仁彦君

安藤 裕君	梅村みずほ君	神谷 宗幣君	櫻井 祥子君	杉本 純子君	初鹿野裕樹君	宮出 千慧君	伊勢崎賢治君	奥田ふみよ君	天晶 大輔君
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

猪口 邦子君	今井絵理子君
岩本 剛人君	いんどう周作君
上野 通子君	臼井 正一君
江島 潔君	大家 敏志君
岡田 直樹君	小川 克巳君
越智 俊之君	小野田紀美君
梶原 大介君	加田 裕之君
片山さつき君	加藤 明良君
かまやち敏君	神谷 政幸君
北村 経夫君	木村 義雄君
見坂 茂範君	上月 良祐君
古賀友一郎君	古庄 玄知君
小林 一大君	小林孝一郎君
こやり隆史君	酒井 庸行君
櫻井 充君	佐藤 啓君
自見はなこ君	清水 真人君
進藤金日子君	末松 信介君
鈴木 大地君	鈴木 宗男君
高橋 克法君	高橋はるみ君
滝波 宏文君	鶴保 庸介君
出川 桃子君	寺田 静君
友納 理緒君	永井 学君
中曽根弘文君	中西 祐介君
西田 昌司君	西田 英範君
野上浩太郎君	野村 哲郎君
橋本 聖子君	長谷川 岳君
長谷川英晴君	馬場 成志君
東野 秀樹君	福岡 資鷹君
福山 守君	藤井 一博君
藤川 政人君	藤木 眞也君
船橋 利実君	古川 俊治君
星 北斗君	堀井 巖君
本田 顕子君	舞立 昇治君
牧野たかお君	松川 るい君
松下 新平君	松村 祥史君

松山 政司君	三原じゅん子君	榑葉賀津也君	竹詰 仁君	安野 貴博君	尾辻 朋実君	古賀友一郎君	古庄 玄知君
宮沢 洋一君	宮本 和宏君	田村 まみ君	堂込麻紀子君	齊藤健一郎君	ながえ孝子君	小林 一大君	小林孝一郎君
宮本 周司君	森 まさこ君	庭田 幸恵君	芳賀 道也君	平山佐知子君	福山 哲郎君	こやり隆史君	酒井 庸行君
山下 雄平君	山田 太郎君	浜口 誠君	浜野 喜史君	望月 良男君		櫻井 充君	佐藤 啓君
山田 宏君	山谷えり子君	原田 秀一君	平戸 航太君			自見はなこ君	清水 真人君
山本 啓介君	山本佐知子君	舟山 康江君	水野 孝一君	反対者氏名	一六名	進藤金日子君	末松 信介君
山本 順三君	吉井 章君	山田 吉彦君	秋野 公造君	岩渕 友君	吉良よし子君	鈴木 大地君	鈴木 宗男君
若井 敦子君	若林 洋平君	石川 博崇君	伊藤 孝江君	小池 晃君	白川 容子君	高橋 克法君	高橋はるみ君
脇 雅昭君	渡辺 猛之君	上田 勇君	川村 雄大君	大門実紀史君	仁比 聡平君	滝波 宏文君	鶴保 庸介君
青木 愛君	石垣のりこ君	窪田 哲也君	佐々木雅文君	山添 拓君	伊勢崎賢治君	出川 桃子君	寺田 静君
石橋 通宏君	泉 房穂君	里見 隆治君	下野 六太君	大島九州男君	奥田ふみよ君	友納 理緒君	永井 学君
打越さく良君	小沢 雅仁君	杉 久武君	高橋 光男君	木村 英子君	天晶 大輔君	中曽根弘文君	中西 祐介君
鬼木 誠君	勝部 賢志君	竹内 真二君	竹谷とし子君	伊波 洋一君	高良 沙哉君	西田 昌司君	西田 英範君
岸 真紀子君	木戸口英司君	谷合 正明君	司 隆史君	福島みずほ君	ラサール石井君	野上浩太郎君	野村 哲郎君
熊谷 裕人君	郡山りよう君	西田 実仁君	原田大二郎君			橋本 聖子君	長谷川 岳君
古賀 千景君	古賀 之士君	平木 大作君	三浦 信祐君	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の 一部を改正する法律案(衆議院提出)	賛成者氏名 二三八名	長谷川英晴君	馬場 成志君
小島とも子君	小西 洋之君	宮崎 勝君	横山 信一君	賛成者氏名		東野 秀樹君	福岡 資麿君
斎藤 嘉隆君	塩村あやか君	青島 健太君	浅田 均君	青木 一彦君	赤松 健君	福山 守君	藤井 一博君
柴 慎一君	杉尾 秀哉君	石井 苗子君	石井めぐみ君	浅尾慶一郎君	朝日健太郎君	藤川 政人君	藤木 眞也君
高木 真理君	田島麻衣子君	猪瀬 直樹君	上野ほたる君	阿達 雅志君	有村 治子君	船橋 利実君	古川 俊治君
田名部匡代君	辻元 清美君	岡崎 太君	嘉田由紀子君	生稲 晃子君	石井 準一君	星 北斗君	堀井 巖君
徳永 エリ君	長浜 博行君	片山 大介君	金子 道仁君	石井 浩郎君	石田 昌宏君	本田 顕子君	舞立 昇治君
羽田 次郎君	広田 一君	串田 誠一君	佐々木りえ君	磯崎 仁彦君	井上 義行君	牧野たかお君	松川 るい君
富士 珠美君	牧山ひろえ君	柴田 巧君	石 平君	猪口 邦子君	今井絵理子君	松下 新平君	松村 祥史君
三上 えり君	水岡 俊一君	高木かおり君	中条きよし君	岩本 剛人君	いんどう周作君	松山 政司君	三原じゅん子君
村田 享子君	森 ゆうこ君	新実 彰平君	松沢 成文君	上野 通子君	白井 正一君	宮沢 洋一君	宮本 和宏君
森本 真治君	山内佳菜子君	松野 明美君	安達 悠司君	江島 潔君	大家 敏志君	宮本 周司君	森 まさこ君
横沢 高德君	吉川 沙織君	安藤 裕君	岩本 麻奈君	岡田 直樹君	小川 克巳君	山下 雄平君	山田 太郎君
吉田 忠智君	蓮 舫君	梅村みずほ君	大津 力君	越智 俊之君	小野田紀実君	山田 宏君	山谷えり子君
足立 康史君	磯崎 哲史君	神谷 宗幣君	後藤 翔太君	梶原 大介君	加田 裕之君	山本 啓介君	山本佐知子君
伊藤 孝恵君	伊藤 辰夫君	櫻井 祥子君	塩入 清香君	片山さつき君	加藤 明良君	山本 順三君	吉井 章君
上田 清司君	牛田 菜友君	杉本 純子君	中田 優子君	かまやち敏君	神谷 政幸君	若井 敦子君	若林 洋平君
江原くみ子君	奥村 祥大君	初鹿野裕樹君	松田 学君	北村 経夫君	木村 義雄君	脇 雅昭君	渡辺 猛之君
かこしま彰宏君	川合 孝典君	宮出 千慧君	山中 泉君	見坂 茂範君	上月 良祐君	青木 愛君	石垣のりこ君
後藤 斎君	小林さやか君	北村 晴男君	百田 尚樹君			石橋 通宏君	泉 房穂君
						打越さく良君	小沢 雅仁君

鬼木 誠君	勝部 賢志君
岸 真紀子君	木戸口英司君
熊谷 裕人君	郡山りよう君
古賀 千景君	古賀 之士君
小島とも子君	小西 洋之君
斎藤 嘉隆君	塩村あやか君
柴 慎一君	杉尾 秀哉君
高木 真理君	田島麻衣子君
田名部匡代君	辻元 清美君
徳永 エリ君	長浜 博行君
羽田 次郎君	広田 一君
福士 珠美君	牧山ひろえ君
三上 えり君	水岡 俊一君
村田 享子君	森 ゆうこ君
森本 真治君	山内佳菜子君
横沢 高德君	吉川 沙織君
吉田 忠智君	蓮 舫君
足立 康史君	磯崎 哲史君
伊藤 孝恵君	伊藤 辰夫君
上田 清司君	牛田 菜友君
江原くみ子君	奥村 祥大君
かこしま彰宏君	川合 孝典君
後藤 斎君	小林さやか君
榛葉賀津也君	竹詰 仁君
田村 まみ君	堂込麻紀子君
庭田 幸恵君	芳賀 道也君
浜口 誠君	浜野 喜史君
原田 秀一君	平戸 航太君
舟山 康江君	水野 孝一君
山田 吉彦君	秋野 公造君
石川 博崇君	伊藤 孝江君
上田 勇君	川村 雄大君
窪田 哲也君	佐々木雅文君
里見 隆治君	下野 六太君
杉 久武君	高橋 光男君
竹内 真二君	竹谷とし子君

谷合 正明君	司 隆史君
西田 実仁君	原田大二郎君
平木 大作君	三浦 信祐君
宮崎 勝君	横山 信一君
青島 健太君	浅田 均君
石井 苗子君	石井めぐみ君
猪瀬 直樹君	上野ほたる君
岡崎 太君	嘉田由紀子君
片山 大介君	金子 道仁君
串田 誠一君	佐々木りえ君
柴田 巧君	石 平君
高木かおり君	中条きよし君
新実 彰平君	松沢 成文君
松野 明美君	安達 悠司君
安藤 裕君	岩本 麻奈君
梅村みずほ君	大津 力君
神谷 宗幣君	後藤 翔太君
櫻井 祥子君	塩入 清香君
杉本 純子君	中田 優子君
初鹿野裕樹君	松田 学君
宮出 千慧君	山中 泉君
岩渕 友君	吉良よし子君
小池 晃君	白川 容子君
大門実紀史君	仁比 聡平君
山添 拓君	北村 晴男君
百田 尚樹君	伊波 洋一君
高良 沙哉君	尾辻 朋実君
福島みずほ君	ラサール石井君
ながえ孝子君	平山佐知子君
福山 哲郎君	望月 良男君

反対者氏名

伊勢崎賢治君	大島九州男君
奥田ふみよ君	木村 英子君
天畠 大輔君	安野 貴博君
齊藤健一郎君	

七名

